

令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書

児童館の運営及び活動内容等の状況に関する調査研究

主任研究委員 大竹 智

立正大学 教授

令和4年3月

児童館の運営及び活動内容等の状況に関する調査研究

目 次

第1章 調査研究の目的・概要

1. 調査研究の目的	3
2. 調査研究の方法（事業概要）	4
3. 調査研究の実施体制	6
4. 調査研究会等の開催概要	7
5. 調査における倫理面への配慮	8
6. 成果の公表方法	8

第2章 市区町村への質問紙調査

1. 調査の方法・内容と回収結果	11
2. 調査の集計・自由記述の結果	15
3. 分析・考察	63

第3章 小型児童館・児童センターへの質問紙調査

1. 調査の方法・内容と回収結果	73
2. 調査の集計・自由記述の結果	79
3. 分析・考察	187

第4章 大型児童館への質問紙調査

1. 調査の方法・内容と回収結果	205
2. 調査の集計・自由記述の結果	209
3. 分析・考察	244

第5章 自治体へのヒアリング調査

1. 調査の概要	251
2. 調査結果	254
(1) 北海道石狩市	254
(2) 東京都世田谷区	261
(3) 東京都町田市	268
(4) 岐阜県笠松町	275
(5) 広島県三原市	282
3. 考察	289

第6章 まとめと提言

1. まとめ	303
2. 提言	310

参考資料

○ 2021 全国児童館実態調査 調査票	315
○ 2021 全国児童館実態調査 調査に関するQ&A	333
○ 参考文献等	337
○ 執筆者一覧	339

第1章

調査研究の目的・概要

第1章 調査研究の目的・概要

1. 調査研究の目的

児童館は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、現在、全国に4,398か所（令和2年10月1日、厚生労働省「社会福祉施設等調査」）設置され、地域の子どもの健全育成活動の拠点として運営されている。その運営や活動の基本的事項については、「児童館ガイドライン」（平成23年3月発出、平成30年10月改正、子発1001第1号厚生労働省子ども家庭局長通知別紙）に示されている。地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定された技術的助言に当たるが、児童館ガイドラインの内容を十分に理解し、これに基づいて児童館が運営されることが期待されている。

厚生労働省では、地域の子ども・子育て支援に資する児童福祉施設としての児童館の更なる機能拡充を目指し、平成30年10月に児童館ガイドラインを改正し、自治体あてに通知している。改正のポイントとしては、児童福祉法改正及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益の優先等について示されたこと。児童福祉施設としての役割に基づいて、児童館の施設特性を、①拠点性、②多機能性、③地域性の3点に整理されたこと。子どもの理解を深めるため、発達段階に応じた留意点が示されたこと。児童館の職員に対し、配慮を必要とする子どもへの対応として、いじめや保護者の不適切な養育が疑われる場合等への適切な対応が求められていること。子育て支援の実施について、乳幼児支援や中・高校生世代と乳幼児の触れ合い体験の取組の実施等内容が加筆されたこと。大型児童館の機能・役割について新たに示されたことなどである。

本調査研究は、児童館ガイドライン改正後の自治体における児童館や児童健全育成施策・制度の状況や、個々の児童館の運営・活動実態を把握する調査を行い、その実態を踏まえ、現行の制度上の課題等を検証し、今後の児童館に関する施策や活動の方向性等についての検討作業に資することを目的として実施したものである。調査研究に際しては、先行の調査研究となる平成27年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童館における子育て支援等の実践状況に関する調査研究」（主任研究者 野中賢治）及び平成28年度同事業「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」（主任研究員 植木信一）の成果を踏まえて実施した。

平成27年度の調査研究では、全国の市区町村を対象にした（質問紙郵送・回収による）悉皆調査を実施するとともに、自治体児童館所管課の担当者を対象にしたヒアリング調査（10か所）を行い、「児童館を取り巻く今日的課題」「児童福祉法や児童館ガイドライン等、児童館関係法令や制度面への意見」「児童館の展望・今後の発展・活性化に必要な視点」等が明らかされた。この調査研究から、全国の市区町村における児童館の設置率は、62.2%（平成27年10月1日時点、1741市区町村 1189回答中740）であり、都道府県からみる設置率には大きな差異がみられた。（90%以上6都県、70～90%未満10県、50～70%未満

20 府県、50%未満 11 道府県)。また、児童館の新設を予定・検討中の自治体 85 市区町村のうち未設置自治体は 23 市区町村あり、同時に休館・廃止を予定・検討している自治体も 107 市区町村あり、わずかながら減少傾向がみられた。

平成 28 年度の調査研究では、全国の児童館を対象にした（質問紙郵送・回収による）悉皆調査を実施するとともに、自治体児童館所管課担当者ならびに児童館長を対象にしたヒアリング調査（10 か所）を行い、全国の児童館の設置・運営状況や活動の実態等が把握された。この調査研究から、全国の児童館数は減少傾向にあること、児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容として、遊びによる子どもの育成 98.0%、子どもの居場所の提供 96.1%、保護者の子育ての支援 88.3%、地域の健全育成の環境作り 74.8%、配慮を必要とする子ども（要保護児童）への対応 65.1%、ボランティアの育成と活動支援 61.5%、子どもが意見を述べる場の提供 59.0%、放課後児童クラブの実施 54.0%が取り組まれていることなどがわかった。また、全国で 554 館（15.2%）の児童館が児童虐待事案に気づき、そのうち 122 館が児童相談所につなげていることなど、「児童館の多様性」「児童館長の配置」「児童厚生員のソーシャルワーク能力」「大型児童館の活動内容」等が検証結果として示されている。

これらの先行の調査研究の成果を踏まえて、本調査研究では、「2021 全国児童館実態調査」（悉皆調査）として、全自治体を対象とした児童館の設置状況や子ども・子育て支援施策と児童館の関係、児童館ガイドラインの運用等についての質問紙調査、及び全児童館を対象とした施設概要、運営状況、職員、活動（事業・取組）等についての質問紙調査を行う。その結果を分析・検証するとともに先行研究の結果と比較考察し、児童館の現状と課題を明らかにするものである。また、予備調査及び研究委員会における検討を踏まえ選定した自治体 5 か所を対象として、児童館に関する行政方針・施策上の位置付け、新設等の経緯・予定、子ども・家庭・地域の福祉的課題に対応した取組等についてヒアリング調査を実施し、自治体における児童館施策の現状と課題について分析・検証するものである。

2. 調査研究の方法（事業概要）

（1）市区町村への質問紙調査（「2021 全国児童館実態調査」）

全国の市区町村を対象として、児童館（子ども・子育て支援）担当課に、各自治体における児童館の設置・運営状況、子ども・子育て支援施策との関係、児童館ガイドラインの運用等について質問紙調査（悉皆調査）を以下の通り実施した。

- 調査対象客体数：全国の市区町村 1,741 か所
- 調査対象者：市区町村の児童館（子ども・子育て支援）担当課事務担当者
- 調査方法：質問紙郵送調査
- 回収方法：電子メール及び郵送を併用

(2) 児童館への質問紙調査（「2021 全国児童館実態調査」）

全国の児童館（小型児童館・児童センター・大型児童館）を対象として、施設概要（種別、開設年、専有面積、併設施設等）、運営状況（設置運営形態、開館日数、延べ利用人数、各種マニュアルの有無等）、職員（職員配置、勤務年数、保有資格等）、活動・取組内容（児童館ガイドラインに基づく活動内容、要配慮児童の利用、相談対応件数、連携・協力する社会資源等）を中心とした調査項目について、質問紙郵送・回収による悉皆調査を以下の通り実施した。

- 調査対象客体数：全国の児童館（小型児童館・児童センター等）4,379 か所
及び大型児童館 18 か所
- 調査対象者：児童館長等
- 調査方法：質問紙郵送調査
- 回収方法：電子メール及び郵送を併用

(3) 自治体へのヒアリング調査

市区町村及び児童館への質問紙調査と並行して、児童館を効果的に施策に位置付けている自治体の取組を検証するため、児童館の設置計画がある、又は近年設置した自治体 5 か所を対象として、ヒアリング調査を実施した。ヒアリング先となる自治体の選定は、児童館に関する先行研究を踏まえ、インターネット上に公開されている情報等から予備調査を行い、候補となる自治体を抽出した。さらにその中から研究委員会において候補自治体の規模や地域バランス等を協議・検討するとともに、自治体の意向を踏まえ、5 か所の自治体に絞り込んで選定することとした。

ヒアリング調査の方法は、研究委員会において調査項目を検討し、構造化した質問項目として設定したうえで、回答対応者に事前送付した。また、構造化した質問項目に関連する児童館の位置付けが示された各自治体の基本計画等の資料確認を行い、ヒアリング調査の妥当性を検証した。それらを踏まえて、オンラインを活用（又は一部対面）した半構造化面接により以下の通り実施した。

- 選考基準：施策の中で児童館を有効に位置付けていると思われる自治体
今後児童館の設置計画がある自治体
近年児童館を設置した自治体
- 調査対象：北海道石狩市、東京都世田谷区、東京都町田市、岐阜県笠松町、
広島県三原市
- 調査対象者：行政担当者・児童館職員等
- 調査方法：ヒアリング

3. 調査研究の実施体制

本調査研究の実施にあたり、研究委員会を設置し、調査研究の目的を踏まえた全体方針、調査手法の検討及び調査結果の分析・検証を行った。また、研究委員会の下にワーキンググループを設置し、研究委員会の方針に基づいて、予備調査や調査の検討準備、調査結果のとりまとめ作業等を行った。研究委員及び関係者・事務局は以下の通りである。

(1) 研究委員

(五十音順、敬称略)

氏名	所属・職名
井垣 利朗	八王子市川口児童館長
大角 玲子	神戸市総合児童センター 運営課長
◎大竹 智	立正大学社会福祉学部子ども教育福祉学科 教授
國重 晴彦	公益社団法人京都市児童館学童連盟 健全育成・子育て支援統括監
須田 健志	世田谷区子ども・若者部 児童課長
高橋 雅裕	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 こども若者事業部こども育成課長
○所 貞之	城西国際大学福祉総合学部福祉総合学科 教授
○友川 礼	松山東雲女子大学人文科学部心理子ども学科 准教授
○岩網 良	一般財団法人児童健全育成推進財団 事業部課長
○野澤 義隆	東京未来大学こども心理学部こども心理学科 講師
阪野 大介	愛知県児童総合センター 主査
○依田 秀任	一般財団法人児童健全育成推進財団 業務執行理事

(◎は主任研究委員、○はワーキンググループ)

(2) 関係者(オブザーバー)

(敬称略)

氏名	所属・職名
後藤 博規	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室 室長補佐
阿南健太郎	同 児童健全育成専門官

(3) 事務局

氏名	所属・職名
○野中 賢治	一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室長
○水野かおり	同 事務局参事
○影久夕実子	同 事業部係長
○河崎みゆき	同 事業部主任
○白田 好彦	同 事業部主任

(○はワーキンググループ)

4. 研究委員会等の開催概要

(1) 研究委員会

回	日 時	開催形態
第1回	令和3年7月30日(金) 16:30~18:30	オンライン
第2回	令和3年9月10日(金) 17:00~19:00	オンライン
第3回	令和3年10月12日(火) 17:00~19:00	オンライン
第4回	令和3年12月14日(火) 17:00~19:00	オンライン
第5回	令和4年3月2日(水) 17:00~19:00	オンライン

(2) ワーキング

回	日 時	開催形態
第1回	令和3年7月26日(月) 18:00~18:45	オンライン
第2回	令和3年8月20日(金) 13:00~15:30	オンライン
第3回	令和3年8月25日(水) 13:00~16:00	オンライン
第4回	令和3年9月7日(火) 18:00~19:00	オンライン
第5回	令和3年10月4日(月) 17:00~18:30	オンライン
第6回	令和3年11月9日(火) 10:30~11:30	オンライン
第7回	令和3年11月18日(木) 16:50~17:50	オンライン
第8回	令和3年11月18日(木) 18:00~19:00	オンライン
第9回	令和3年11月24日(水) 13:00~14:00	オンライン
第10回	令和3年11月25日(木) 13:00~14:00	オンライン
第11回	令和3年12月13日(月) 15:30~16:30	オンライン
第12回	令和4年3月1日(火) 10:30~14:00	オンライン
第13回	令和4年3月4日(金) 16:00~18:00	オンライン
第14回	令和4年3月9日(水) 15:00~16:00	オンライン

5. 調査における倫理面への配慮

本調査研究を実施するにあたり、倫理面への配慮を下記の通り行った。

- 質問紙調査は、調査結果を調査者が当初設定した目的以外に使用されないよう配慮した。
- ヒアリング調査は、事前に、調査及び報告の趣旨と内容について調査対象者に対して、書面及び口頭にて説明を行い、同意を得た上で実施した。
- ヒアリング結果の報告内容及び参考資料は、提供者の同意を得て掲載した。
- 報告書作成に際しては、利用者データや事例などについて研究倫理上必要な手続きを経ていること及び記述においてプライバシーが侵害されないようにすることに留意した。

6. 成果の公表方法

本調査研究の成果は、一般財団法人児童健全育成推進財団が運営管理する下記ホームページに公表し、国民に対して広く情報提供を行う。また、全国児童館実態調査の結果は、今後の学術研究や自治体における児童健全育成施策の推進、これからの児童館のあり方や運営・活動の参考として活用されるよう積極的に情報発信する。

- 一般財団法人児童健全育成推進財団運営管理ホームページ
児童館・児童クラブの情報サイト「コドモネクスト」全国児童館実態調査
<https://www.kodomo-next.jp/research>

第2章

市区町村への質問紙調査

第2章 市区町村への質問紙調査

1. 調査の方法・内容と回収結果

(1) 調査対象

全国の市区町村（1,741 か所）を対象として、児童館又は子ども・子育て支援を主管する部署の行政担当者に調査を依頼した。

(2) 調査方法

質問紙の郵送配布により行った。回答方法は、①郵送（回答用紙を返信用封筒に同封し、返送）②電子メール（Excel 版調査票を当財団ホームページからダウンロードし回答後、電子メールで送信）である。

(3) 調査基準日、調査期間等

①調査基準日：令和3年10月1日

②調査期間：令和3年10月1日～令和4年1月11日（一次締め切り12月10日）

※先行研究となる平成27年度「児童館における子育て支援等の実践状況に関する調査研究」¹（以下、本章では「前回調査」という。）の結果と今回の調査結果を経年比較するため、調査対象の実情を考慮して調査期間を延長し、前回調査の回収率に近づけることとした。）

(4) 調査内容

①調査名：2021 全国児童館実態調査（市区町村調査）

②調査項目

自治体の所在地、担当部局などの基本情報を把握するためのフェイスシート、児童館の設置状況や設置のない自治体にはその理由を問う設問、子ども・子育て支援新制度に関する設問、児童館の運営内容に関する設問等23項目を設定した。

設問の詳細は、次の通りである。

¹ 平成27年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童館における子育て支援等の実践状況に関する調査研究」（主任研究者：野中賢治／実施主体：一般財団法人児童健全育成推進財団）

- 問 1. 児童館の有無、児童館の規模別、運営形態別設置状況
- 問 2. 令和 7 年度末までの新設予定の有無、新設予定がある場合、その規模別・運営形態別施設数
- 問 3. 令和 7 年度末までの建て替え（移転含む）予定の有無、建て替え予定がある場合、その規模別・運営形態別施設数
- 問 4. 令和 7 年度末までの大規模修繕予定の有無、大規模修繕予定がある場合、その規模別・運営形態別施設数
- 問 5. 令和 7 年度末までの休止予定の有無、休止中又は休止予定がある場合、再開予定時期、理由
- 問 6. 令和 7 年度末までの廃止予定の有無、廃止予定がある場合、理由、廃止後の建物の利活用について
- 問 7. 「市町村子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）」のなかでの児童館施策の記載の有無
- 問 8. 自治体が策定している計画（「市町村子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）」を除く）のなかでの児童館施策の記載の有無
- 問 9. 子ども・子育て会議のなかでの児童館のあり方等についての検討の有無
- 問 10. 子ども・子育て会議のなかで地域における子どもの健全育成の施策に関して取り上げられた事項
- 問 11. 児童館を設置していない理由、類似施設（事業）がある場合の施設（事業）
- 問 12. 児童館の新設予定の有無
- 問 13. 運営に関する自治体独自の指針やガイドラインの有無
- 問 14. 自治体で統一した安全管理や危機管理に関するマニュアルの有無
- 問 15. 自治体で統一した感染症対策に関するマニュアルの有無、マニュアルがある場合、新型コロナウイルス感染症対策に関するマニュアルの有無
- 問 16. 職員の配置基準
- 問 17. 職員研修の実施の有無、実施している場合の対象者、職員研修の方法
- 問 18. 児童館の年間運営費用（令和 2 年度実績）
- 問 19. 児童福祉法第 46 条に基づく、児童館の指導監査の実施状況
- 問 20. 担当課内での児童館ガイドラインの周知状況
- 問 21. 児童館への児童館ガイドラインの周知状況
- 問 22. 担当課ない・児童館以外への児童館ガイドラインの周知状況
- 問 23. 児童館ガイドラインの活用状況
- なお、設問とあわせて、「児童館についての意見（Ⅶ）」の欄を設けた。

(5) 各設問における用語解説・定義

本章に使用した用語等は以下のとおりである。また、2021 全国児童館実態調査（市区町村調査票）において使用した用語についても同様に定義しているものである。

用語	解説・定義	設問
児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第 40 条に基づく「児童厚生施設」 ・児童館の種別を明記せず使用している場合は、「児童館の設置運営について」（平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号事務次官通知（別紙））及び児発第 967 号局長通知に示される「小型児童館」「児童センター」（大型児童センター）及び「その他の児童館」を総称する ・「児童館の規模別」は、「児童館の種別」をいう 	問 1 以降
新設	新たに単独で設置するもの、複合施設として新たに合築するものをいう	問 2
大規模修繕	建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）の一種以上について行う過半の修繕をいう	問 4
休止中	都道府県に休止の届出を提出している状況をいい、感染症対策等による臨時休館は含まない	問 5
地域子育て支援拠点事業	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に基づき、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	付問 11- 1
放課後児童クラブ	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業（放課後児童健全育成事業）	付問 11- 1
放課後子供教室	全ての児童（小学校に就学している児童をいう。）が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業	付問 11- 1
年間運営費用	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館で実施している各種事業（放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業等）の費用を含む ・令和 2 年度実績。新型コロナウイルス感染症対策による消耗品費や備品購入費等の臨時的経費（施設整備費は除く）も含む 	問 18
運営費	施設整備費、人件費以外の事務費や事業費	問 18
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法における「児童」と同義で、「満 18 歳に満たない者」をいう ・市区町村によって「満 18 歳まで」としているところもある 	全般

(6) 回収結果

①回収件数：1,163件（対象客体数1,741件）

回収方法別内訳：紙媒体（郵送）804件 電子メール 359件

②回収率：66.8%

③集計作業

集計作業は、数量データと自由記述部分に分け、それぞれの分析作業を行った。数量データについては、単純集計に加え、都道府県別、人口規模別（5万人未満、5万人以上10万人未満、10万人以上20万人未満、20万人以上50万人未満、50万人以上）の集計を行い、それらの結果から優位性が明らかになった項目について分析と考察、また前回調査との比較を行った。自由記述部分については、特定の単語の出現頻度や相関関係などを統計的に整理し、数量データと相補的に分析を行った。

2. 調査の集計の結果

(1) 集計結果の概要

- 調査基準日 令和3年10月1日
- 調査対象 全市区町村の児童館主管課
- 送付数 1,741 (全国の市町村数 1,718 特別区 23)
- 回収数 1,163 (回収率 66.8%)

*集計結果は令和4年1月11日現在のものである。

*比率については、小数点第2位を四捨五入しているため、近似値を表記している。

*集計結果を整理し優位性の高い項目についてクロス集計を行った。

*質問文の後の[]は対象を表す。

*同一質問かつ、特徴的なものは、前回調査の結果との比較を実施した。

(2) 項目毎の集計結果

問1. 自治体内に児童館がありますか。[全市区町村]

- ・回答のあった市区町村数内の児童館の設置率は、60.6%で、前回調査とほぼ同率であった。
- ・回答のあった市区町村を都道府県別で見ると、児童館の設置率80%以上は13都県、前回調査では11都県であったことから、前回調査より増加がみられた。また、設置率が増えたのは8都県であった。児童館の設置率50%未満は11道府県、前回調査でも同じく11道府県であった。設置率が減ったのは8道府県で、前回調査と同一都道府県は8道府県であった。
- ・回答のあった市区町村の人口規模別設置率について、前回調査と同様に人口規模が大きい市町村ほど設置率が高く、50万人以上の場合、92.9%であった。一方で、人口が5万人未満の場合、設置率が47.9%であった。
- ・回答のあった自治体内児童館1館当たりの小学校区数は、「1校区以上2校区未満」が最も多く22.1%、中学校区数も「1校区以上2校区未満」が最も多く29.2%であった。自治体内児童館1館当たりの人口比率は「2万人未満」で54.1%であった。

表 2-2-1. 児童館の有無

回答数	ある	ない	無回答
1163	705 (60.6%)	458 (39.4%)	0 (-%)

図 2-2-1. 児童館の有無（前回比較）※無回答を除いた割合

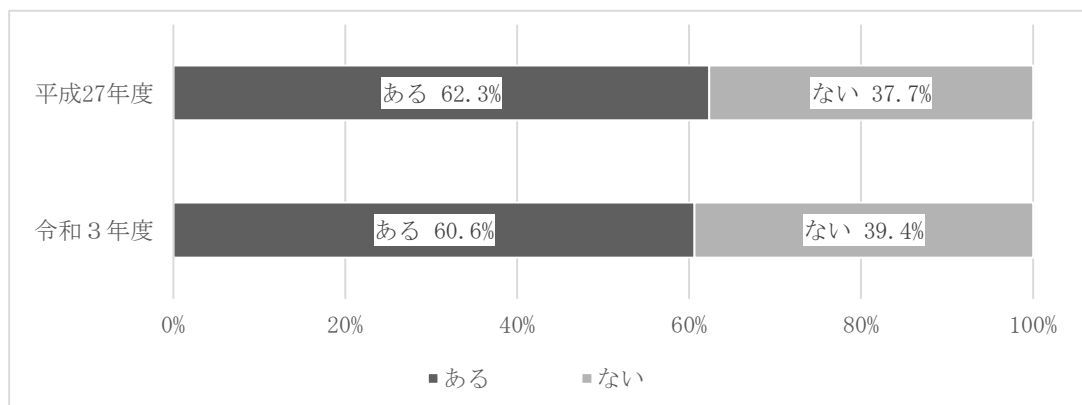


表 2-2-2. 都道府県別設置率

都道府県	回収率	ある	設置率	都道府県	回収率	ある	設置率
北海道	63.7	56	49.1	滋賀県	57.9	7	63.6
青森県	67.5	12	44.4	京都府	53.8	11	78.6
岩手県	63.6	14	66.7	大阪府	53.5	6	26.1
宮城県	71.4	20	80.0	兵庫県	85.4	20	57.1
秋田県	68.0	11	64.7	奈良県	48.7	10	52.6
山形県	68.6	8	33.8	和歌山県	53.3	13	81.3
福島県	61.0	20	55.6	鳥取県	57.9	9	81.8
茨城県	65.9	12	41.4	島根県	68.4	2	15.4
栃木県	84.0	13	61.9	岡山県	70.4	10	52.6
群馬県	68.6	15	62.5	広島県	73.9	12	70.6
埼玉県	69.8	37	84.1	山口県	68.4	10	76.9
千葉県	75.9	19	46.3	徳島県	50.0	5	41.7
東京都	69.4	40	93.0	香川県	76.5	12	92.3
神奈川県	63.6	7	33.3	愛媛県	90.0	16	88.9
新潟県	60.0	11	61.1	高知県	44.1	8	53.3
富山県	86.7	11	84.6	福岡県	70.0	16	38.1
石川県	78.9	13	86.7	佐賀県	70.0	7	50.0
福井県	94.1	14	87.5	長崎県	71.4	12	80.0
山梨県	70.4	14	73.7	熊本県	71.1	16	50.0
長野県	59.7	25	54.3	大分県	83.3	12	80.0
岐阜県	64.3	19	70.4	宮崎県	50.0	9	69.2
静岡県	71.4	14	56.0	鹿児島県	69.8	9	30.0
愛知県	79.6	39	90.7	沖縄県	51.2	15	71.4
三重県	79.3	14	60.9	計	66.8	705	60.6

表 2-2-3. 設置率 80%以上の都道府県

	平成 27 年	令和 3 年
1	石川県 (100.0%)	東京都 (93.0%) ↑
2	香川県 (100.0%)	香川県 (92.3%)
3	大分県 (93.3%)	愛知県 (90.7%)
4	東京都 (91.8%)	愛媛県 (88.9%) ↑
5	愛知県 (91.5%)	福井県 (87.5%)
6	福井県 (90.9%)	石川県 (86.7%)
7	山口県 (85.7%)	富山県 (85.6%) ↑
8	富山県 (84.6%)	埼玉県 (84.1%) ↑
9	愛媛県 (84.6%)	鳥取県 (81.6%) ↑
10	滋賀県 (81.8%)	和歌山県 (81.3%) ↑
11	鳥取県 (80.0%)	長崎県 (80.0%) ↑
12		大分県 (80.0%)
13		宮城県 (80.0%) ↑

表 2-2-4. 設置率 50%未満の都道府県

	平成 27 年	令和 3 年
1	北海道 (49.6%)	北海道 (49.1%)
2	長野県 (49.0%)	千葉県 (46.3%) ↑
3	福島県 (48.6%)	青森県 (44.4%) ↑
4	神奈川 (45.5%)	徳島県 (41.7%) ↓
5	岡山県 (45.0%)	茨城県 (41.4%) ↓
6	千葉県 (44.7%)	福岡県 (38.1%) ↓
7	茨城県 (43.3%)	山形県 (33.8%) ↓
8	青森県 (42.3%)	神奈川県 (33.3%) ↓
9	福岡県 (41.0%)	鹿児島県 (30.0%) ↓
10	大阪府 (38.2%)	大阪府 (26.1%) ↓
11	島根県 (35.7%)	島根県 (15.4%) ↓

※表 2-2-3 及び表 2-2-4 の「↑」は、前回調査から設置率が 1%以上増えた都道府県

※表 2-2-4 の「↓」は、前回調査から設置率が 1%以上減った都道府県

表 2-2-5. 人口規模別設置率

人口区分	回答数	児童館がある	児童館がない
5万人未満	718	344 (47.9%)	374 (52.1%)
5万人以上 10万人未満	177	142 (80.2%)	35 (19.8%)
10万人以上 20万人未満	119	96 (80.7%)	23 (19.3%)
20万人以上 50万人未満	82	72 (87.8%)	10 (12.2%)
50万人以上	28	26 (92.9%)	2 (7.1%)
人口無回答	39	25 (64.1%)	14 (35.9%)

表 2-2-6. 自治体内公設児童館 1 館当たりの小学校区数・中学校区数

※ 1 館当たりの学校区数は、I. ⑩小学校数（⑪中学校数）／付問 1-1 自治体内公設児童館数合計により算出

	小学校		中学校	
	市区町村数	割合 (%)	市区町村	割合 (%)
1 校区未満	26	3.7	154	21.9
1 校区以上 2 校区未満	156	22.1	206	29.2
2 校区以上 3 校区未満	117	16.6	109	15.5
3 校区以上 4 校区未満	78	11.1	65	9.2
4 校区以上 5 校区未満	54	7.7	48	6.8
5 校区以上 6 校区未満	41	5.8	28	4.0
6 校区以上 8 校区未満	63	8.9	34	4.8
8 校区以上 10 校区未満	49	7.0	12	1.7
10 校区以上	100	14.2	24	3.4
無 回 答	21	3.0	25	3.5
計	705	100.0	705	100.0
平 均	5.4 校区		2.6 校区	

表 2-2-7. 自治体内公設児童館 1 館当たりの人口比率

※ 1 館当たりの人口は、I. ⑨住民基本台帳人口／付問 1-1 自治体内児童館数合計により算出

1 館当たりの人口	市区町村数	割合 (%)
1 万人未満	185	27.9
1 万人以上 2 万人未満	174	26.2
2 万人以上 3 万人未満	97	14.6
3 万人以上 4 万人未満	56	8.4
4 万人以上 5 万人未満	36	5.4
5 万人以上 10 万人未満	81	12.2
10 万人以上 20 万人未満	29	4.4
20 万人以上	6	0.9
計	664	100.0
平 均	31845.3 人	
	欠損値 41	

付問 1-1. 児童館の規模別・運営形態別施設数を教えてください。[問 1 で、児童館があると回答した 705 市区町村] (複数回答)

- ・回答のあった市区町村の 79.7%が小型児童館を、37.6%が児童センターを設置していた。
また、小型児童館がある市区町村において最も多い状況は、84.9%が 1 市区町村内に小型児童館を 1～5 か所設置していた。この結果は前回調査と同様の結果であった。
- ・児童館を運営形態別にみると、小型児童館では、公設公営 70.6%、公設民営 35.8%、民設民営 8.9%であった。
- ・児童センターの運営形態は、公設公営 58.9%、公設民営 46.8%、民設民営 7.2%となっており、小型児童館より公設民営の比率が高かった。
- ・大型児童センターの運営形態は、公設公営 44.8%、公設民営 55.2%、民設民営 3.4%であった。

表 2-2-8. 児童館の規模別施設状況内訳

児童館数	1～5	6～11	12～15	16～21	22～	市区町村数計	ない
小型児童館	477	57	10	9	9	562(79.7%)	143
児童センター	215	35	5	3	7	265(37.6%)	440
大型児童センター	27	1		1		29(4.1%)	676
その他の児童館	45	2	3	2	1	53(7.5%)	652

表 2-2-9. 小型児童館の運営形態別・設置児童館数別の市区町村数[562 市区町村]

設置児童館数	1～5	6～11	12～15	16～21	22～	市区町村数計
公設公営	351	29	12	2	3	397(70.6%)
公設民営	168	24	1	1	7	201(35.8%)
民設民営	48	1			1	50(8.9%)
計	567	54	13	3	11	648

表 2-2-10. 児童センターの運営形態別・設置児童館数別の市区町村数[265 市区町村]

設置児童館数	1～5	6～11	12～15	16～21	22～	市区町村数計
公設公営	136	14	3	2	1	156(58.9%)
公設民営	98	18	1	1	6	124(46.8%)
民設民営	19					19(7.2%)
計	253	32	4	3	7	299

表 2-2-11. 大型児童センターの運営形態別・設置児童館数別の市区町村数[29 市区町村]

設置児童館数	1～5	6～11	12～15	16～21	22～	市区町村数計
公設公営	13					13(44.8%)
公設民営	14	1		1		16(55.2%)
民設民営	1					1(3.4%)
計	28	1		1		30

表 2-2-12. その他の児童館の運営形態別・設置児童館数別の市区町村数[53 市区町村]

設置児童館数	1～5	6～11	12～15	16～21	22～	市区町村数計
公設公営	31	2	2	2	1	38(71.7%)
公設民営	12		1			13(24.5%)
民設民営	4					4(7.5%)
計	47	2	3	2	1	55

表 2-2-13. 【参考】児童館数の内訳

	公設公営		公設民営		民設民営		計	
	館	割合(%)	館	割合(%)	館	割合(%)	館	割合(%)
小型児童館	1173	33.0	888	25.0	97	2.7	2158	60.7
児童センター	445	12.5	657	18.5	29	0.8	1131	31.8
大型児童センター	23	0.6	39	1.1	1	0.0	63	1.8
その他の児童館	165	4.6	32	0.9	5	0.1	202	5.7
計	1806	50.8	1616	45.5	132	3.7	3554	100.0

※「その他の児童館」については、市区町村によって捉え方が様々で、調査対象外施設を含んでいると推察される数値となった。

問 2. 令和 7 年度末までに、児童館新設の予定はありますか。[問 1 で、児童館があると回答した 705 市区町村]

- ・児童館の新設を予定又は検討している市区町村は 39（予定 26、検討中 13）であった。これは、児童館を設置している市区町村の 5.5%にあたる。前回調査同様に新設の動きがあることが確認された。
- ・児童館を設置している市区町村での新設の予定・検討中を都道府県ごとに集計したところ、16 の都道府県で回答があり、一定の広がりが見られた（表 2-2-15）。なお、3 市区町村以上の新設予定・検討中のところは、「沖縄県（8）」「北海道（6）」「埼玉県（5）」「東京都（5）」「千葉県（3）」の 5 都道県であり、他の県は 1 あるいは 2 の市区町村に

留まっていた。

- 新設の予定・検討中を市区町村の人口規模別にみると、20万人以上50万人未満の市区町村が10と最も多い。それぞれの回答市区町村数比は、「5万人未満1.3%」「5万人以上10万人未満5.1%」「10万人以上20万人未満5.0%」「20万人以上50万人未満12.2%」「50万人以上57.8%」であった。
- 今回の調査では、現在児童館を設置していない市区町村に、今後児童館を建設する予定の有無をたずねたところ（問12）、結果は、9市区町村（「新設の予定がある2」「新設を検討中7」）であった。

表 2-2-14. 児童館の新設予定

新設予定	予定がある	検討中	予定はない	無回答	計
	26 (3.7%)	13 (1.8%)	663 (94.0%)	3 (0.4%)	705 (100.0%)

図 2-2-2. 児童館の新設予定（前回比較）※無回答を除いた割合

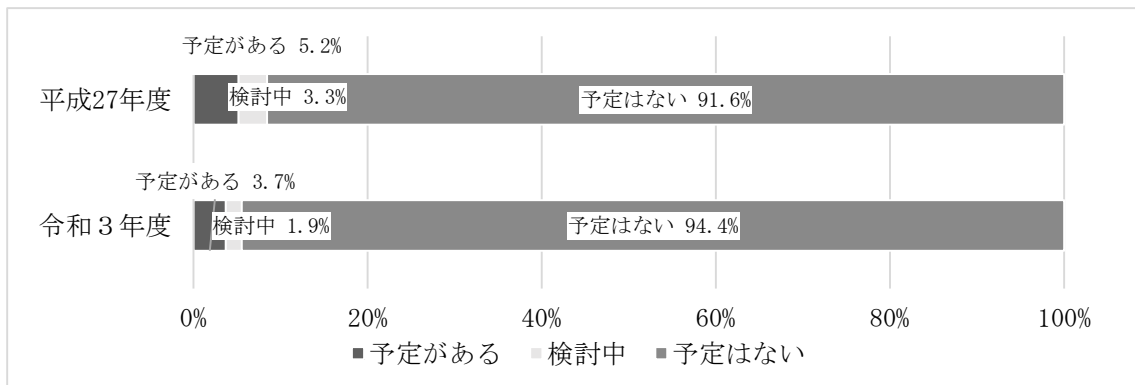


図 2-2-3. 児童館がない市区町村の新設予定（前回比較）※無回答を除いた割合

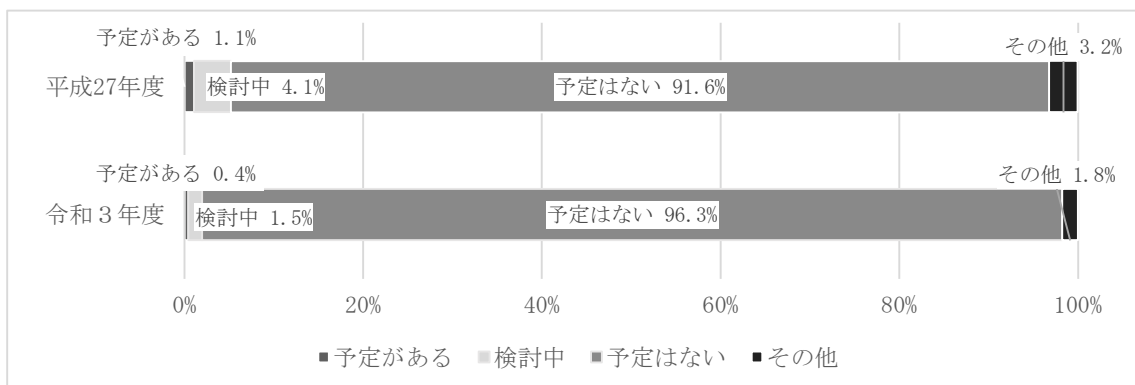


表 2-2-15. 都道府県別新設予定市区町村数（前回比較）

都道府県	前回調査（H27）結果			今回調査（R3）結果		
	予定あり	検討中	予定なし	予定あり	検討中	予定なし
北海道	7	3	48	4	2	50
青森県	-	-	11	1	-	11
岩手県	-	1	14	1	-	13
宮城県	4	2	17	1	-	19
秋田県	-	-	13	-	-	11
山形県	-	1	12	-	-	8
福島県	1	-	16	-	-	19
茨城県	-	-	13	-	-	12
栃木県	-	-	13	-	-	13
群馬県	1	-	13	-	-	15
埼玉県	2	2	32	2	3	31
千葉県	1	1	14	3	-	16
東京都	3	3	39	4	1	34
神奈川県	-	1	9	-	-	7
新潟県	-	-	12	1	-	10
富山県	-	-	11	-	1	10
石川県	1	1	11	1	-	12
福井県	-	-	10	-	-	14
山梨県	1	-	16	-	-	14
長野県	-	2	22	-	-	25
岐阜県	1	1	20	1	-	18
静岡県	1	-	15	-	-	14
愛知県	4	1	38	-	2	37
三重県	-	-	12	-	-	14
滋賀県	-	-	9	-	-	7
京都府	-	-	11	-	-	11
大阪府	-	1	13	1	-	5
兵庫県	1	-	15	1	-	19
奈良県	1	-	12	-	-	10
和歌山県	1	-	11	-	-	13
鳥取県	-	-	8	-	-	9
島根県	-	-	5	-	-	2
岡山県	-	-	9	-	-	10
広島県	2	1	8	-	-	12
山口県	-	-	11	-	-	10
徳島県	1	-	8	-	-	5
香川県	-	-	10	-	-	12

都道府県	前回調査（H27）結果			今回調査（R3）結果		
	予定あり	検討中	予定なし	予定あり	検討中	予定なし
愛媛県	2	-	9	1	-	15
高知県	-	-	7	-	-	8
福岡県	-	1	15	-	-	16
佐賀県	-	-	9	-	-	7
長崎県	-	-	9	-	-	12
熊本県	-	-	14	-	-	16
大分県	-	2	12	-	-	12
宮崎県	-	-	10	-	-	9
鹿児島県	-	-	13	-	-	9
沖縄県	-	1	13	4	4	7

表 2-2-16. 人口規模別新設予定市区町村数

人口区分	回答件数	予定がある	検討中	計
5万人未満	718	5	4	9 (1.3%)
5万人以上 10万人未満	177	3	6	9 (5.1%)
10万人以上 20万人未満	119	4	2	6 (5.0%)
20万人以上 50万人未満	82	10	-	10 (12.2%)
50万人以上	28	3	1	4 (14.3%)

※回答件数は、児童館がない市区町村を含めた回答市区町村数

表 2-2-17. 自治体区分別新設予定市区町村数

自治体区分	回答件数	予定がある	検討中	計
指定都市	15	2	-	2 (13.3%)
中核市	51	3	-	3 (5.9%)
一般市（施行時特例市含む）	389	16	9	25 (6.4%)
特別区	20	3	1	4 (20.0%)
町・村	227	2	3	5 (2.2%)
無回答	3	-	-	-

付問 2-1. 新設予定がある場合、その規模別・運営形態別施設数をご記入ください。[問 2 で新設予定がある 26 市区町村]（複数回答）

- ・新設予定の児童館を公設公営で運営する自治体は、小型児童館が 14.3%、児童センターは 33.3%となっている。これは、全体の割合（小型児童館 70.6%、児童センター 58.9%）より少ない。新設児童館は、公設公営の割合が減少していた。

- ・市区町村の大型児童センターは、これまで 29 市区町村に存在していた。今回の調査で、新設予定は 2 市区町村にあることが分かった。

表 2-2-18. 規模別・運営形態別・新設児童館数別の市区町村数 ※児童館数は参考情報

新設児童館数	1	2	3	4	5	6～	市区町村数計	なし	児童館数
小型児童館計	6	1					7(100.0%)	19	8
公設公営	1						1(14.3%)	25	1
公設民営	5	1					6(85.7%)	20	7
民設民営							-	26	0
児童センター計	11	3	2				16(100.0%)	10	23
公設公営	4		1				5(33.3%)	21	7
公設民営	5	3	1				9(60.0%)	17	14
民設民営	1						1(6.7%)	25	1
大型児童センター計	2						2(100.0%)	24	2
公設公営							-	26	0
公設民営	2						2(100.0%)	24	2
民設民営							-	26	0
その他の児童館計	1						1(100.0%)	25	1
公設公営	1						1(100.0%)	25	1
公設民営							-	26	0
民設民営							-	26	0

※児童センター1自治体（1館）運営形態未定

問 12. 今後、児童館を新設する予定はありますか。[問 1 で、児童館がないと回答した 458 市区町村]

表 2-2-19. 児童館がない市区町村の児童館の新設予定

新設予定の状況	市区町村数	市区町村数比%
新設の予定がある	2	0.4
新設を検討中	7	1.5
予定はない	437	95.4
その他	8	1.7
無回答	4	0.9
計	458	100.0

※問 1 で、児童館を設置していないと回答した自治体（458）の新設予定との比較を行うため順序を入れ替えて集計した。

問3. 令和7年度末までに、児童館の建て替え（移転含む）予定はありますか。[問1で、児童館があると回答した705市区町村]

今回の調査では、調査項目に「児童館の建て替え（移転含む）」と「児童館の大規模修繕」の予定と検討状況を新設した。

- ・児童館の建て替えを予定・検討している市区町村は76（予定48、検討中28）であった。これは、児童館を設置している市区町村の10.8%にあたる。
- ・児童館がある市区町村での建て替え（移転含む）予定・検討中を都道府県ごとに集計したところ、29の都道府県で回答があり、一定の広がりがみられた。なお、3市区町村以上の建て替え（移転含む）予定・検討中のところは、「東京都（10）」「北海道（9）」「埼玉県（5）」「長野県（4）」「岩手県（3）」「宮城県（3）」「富山県（3）」「石川県（3）」「愛知県（3）」「和歌山県（3）」「岡山県（3）」「香川県（3）」の12都道県であり、他の府県は1あるいは2の市町村に留まった。
- ・建て替え（移転含む）の予定・検討中を市区町村の人口規模別にみると、5万人未満の市区町村が21と最も多かった（表2-2-22）。しかし、これを回答市区町村数との比率で見ると、2.9%で最も低い。それぞれの回答市区町村数比は、「5万人未満2.9%」「5万人以上10万人未満7.9%」「10万人以上20万人未満8.4%」「20万人以上50万人未満22.0%」「50万人以上32.1%」であった。

表2-2-20. 児童館の建て替え（移転含む）予定

建て替え (移転含む) 予定	予定がある	検討中	予定はない	無回答	計
	48	28	625	4	705
	(6.8%)	(4.0%)	(88.7%)	(0.6%)	(100.0%)

表 2-2-21. 都道府県別建て替え（移転含む）予定市区町村数

都道府県	予定あり	検討中	予定なし	都道府県	予定あり	検討中	予定なし
北海道	4	5	46	滋賀県	-	-	7
青森県	-	-	12	京都府	2	-	9
岩手県	1	2	11	大阪府	-	-	6
宮城県	2	1	17	兵庫県	2	-	18
秋田県	1	-	10	奈良県	-	-	10
山形県	-	-	8	和歌山県	-	3	10
福島県	1	1	18	鳥取県	1	-	8
茨城県	1	-	11	島根県	-	-	2
栃木県	-	-	13	岡山県	3	-	7
群馬県	1	-	14	広島県	1	-	11
埼玉県	4	1	31	山口県	-	-	10
千葉県	-	-	19	徳島県	1	-	4
東京都	8	2	30	香川県	2	1	9
神奈川県	1	-	6	愛媛県	1	1	14
新潟県	-	-	11	高知県	1	-	7
富山県	2	1	8	福岡県	-	-	16
石川県	2	1	10	佐賀県	-	-	7
福井県	1	-	13	長崎県	-	-	12
山梨県	-	-	14	熊本県	-	-	16
長野県	1	3	20	大分県	-	-	12
岐阜県	2	-	17	宮崎県	-	2	7
静岡県	1	-	13	鹿児島県	-	-	9
愛知県	1	2	36	沖縄県	-	2	12
三重県	-	-	14	計	48	28	625

表 2-2-22. 人口規模別建て替え（移転含む）予定市区町村数

人口区分	回答件数	予定がある	検討中	計
5万人未満	718	8	13	21 (2.9%)
5万人以上 10万人未満	177	9	5	14 (7.9%)
10万人以上 20万人未満	119	8	2	10 (8.4%)
20万人以上 50万人未満	82	12	6	18 (22.0%)
50万人以上	28	9	-	9 (32.1%)

※回答件数は、児童館がない市区町村を含めた回答市区町村数

付問 3-1. 建て替え予定がある場合、その規模別・運営形態別施設数をご記入ください。

[問 3 で建て替え（移転含む）予定がある 48 市区町村]（複数回答）

- ・建て替え（移転含む）予定の児童館を公設公営で運営する自治体は、小型児童館が 67.7%、児童センターは 28.6%、大型児童センターは 100.0%となった。

表 2-2-23. 規模別・運営形態別・建て替え（移転含む）児童館数別の市区町村数

※児童館数は参考情報

建て替え児童館数	1	2	3	4	5	6～	自治体数計	ない	児童館数
小型児童館計	27	3		1			31(100.0%)	17	37
公設公営	19	2					21(67.7%)	27	23
公設民営	7	1		1			9(29.0%)	39	13
民設民営	1						1(3.2%)	47	1
児童センター計	11	2			1		14(100.0%)	34	20
公設公営	4						4(28.6%)	44	4
公設民営	7	2			1		10(71.4%)	38	16
民設民営							-	48	0
大型児童館計	1						1(100.0%)	47	1
公設公営	1						1(100.0%)	47	1
公設民営							-	48	0
民設民営							-	48	0
その他の児童館計	3						3(100.0%)	45	3
公設公営	3						3(100.0%)	45	3
公設民営							-	48	0
民設民営							-	48	0

問 4. 令和 7 年度末までに、児童館の大規模修繕の予定はありますか。[問 1 で、児童館があると回答した 705 市区町村]

- ・児童館の大規模修繕の予定・検討している市区町村は 137 ある（予定 93、検討中 44）。これは、児童館を設置している市区町村の 19.4%にあたる。
- ・児童館がある市区町村での大規模修繕の予定・検討中を都道府県ごとに集計したところ、の 39 都道府県で回答があり、一定の広がりが見られた（表 2-2-25）。なお、3 市区町村以上の大規模修繕の予定・検討中のところは、「東京都(15)」「埼玉県(12)」「愛知県(10)」「北海道(7)」「長野県(8)」「石川県(6)」「神奈川県(5)」「京都府(5)」「兵庫県(5)」「宮城県(4)」「福井県(4)」「福岡県(4)」「群馬県(3)」「千葉県(3)」「岐阜県(3)」「三重県(3)」「大阪府(3)」「岡山県(3)」「熊本県(3)」「沖縄県

(3)」の20都道府県であり、他の県は1あるいは2の市町村に留まった。

- ・大規模修繕の予定・検討中を市区町村の人口規模別にみると、5万人未満の38市区町村が最も多かったが、これを回答市区町村数との比率で見ると、5.3%で最も低かった。それぞれの回答市区町村数比は、「5万人未満 5.3%」「5万人以上 10万人未満 14.7%」「10万人以上 20万人未満 20.2%」「20万人以上 50万人未満 40.2%」「50万人以上 46.4%」であった。

表 2-2-24. 児童館の大規模修繕予定

	予定がある	検討中	予定はない	無回答	計
大規模修繕 予定	93 (13.2%)	44 (6.2%)	563 (79.9%)	5 (0.7%)	705 (100.0%)

表 2-2-25. 都道府県別大規模修繕予定市区町村数

都道府県	予定あり	検討中	予定なし	都道府県	予定あり	検討中	予定なし
北海道	4	3	48	滋賀県	1	-	6
青森県	2	-	10	京都府	3	2	6
岩手県	2	-	12	大阪府	1	2	3
宮城県	4	-	16	兵庫県	3	2	15
秋田県	1	-	10	奈良県	1	-	9
山形県	-	-	8	和歌山県	1	-	12
福島県	-	-	20	鳥取県	-	-	9
茨城県	2	-	10	島根県	-	-	2
栃木県	-	-	13	岡山県	1	2	6
群馬県	1	2	12	広島県	2	-	10
埼玉県	11	1	25	山口県	2	-	8
千葉県	1	2	16	徳島県	-	1	4
東京都	11	4	24	香川県	2	-	10
神奈川県	4	1	2	愛媛県	1	1	14
新潟県	1	-	10	高知県	-	-	8
富山県	-	-	11	福岡県	3	1	12
石川県	3	3	7	佐賀県	-	1	6
福井県	3	1	10	長崎県	2	-	10
山梨県	-	-	14	熊本県	2	1	13
長野県	3	5	16	大分県	1	-	11
岐阜県	2	1	16	宮崎県	-	1	8
静岡県	-	1	13	鹿児島県	1	1	7
愛知県	7	3	29	沖縄県	2	1	11
三重県	2	1	11	計	93	44	563

表 2-2-26. 人口規模別大規模修繕予定市区町村数

人口区分	回答件数	予定がある	検討中	計
5万人未満	718	23	15	38 (5.3%)
5万人以上 10万人未満	177	19	7	26 (14.7%)
10万人以上 20万人未満	119	17	7	24 (20.2%)
20万人以上 50万人未満	82	22	11	33 (40.2%)
50万人以上	28	10	3	13 (46.4%)

※回答件数は、児童館がない市区町村を含めた回答市区町村数

付問 4-1. 大規模修繕予定がある場合、その規模別・運営形態別施設数をご記入ください。[問 4 で大規模修繕予定がある 93 市区町村] (複数回答)

- ・大規模修繕予定の児童館を公設公営で運営する自治体は、小型児童館が 62.7%、児童センターは 41.5%、大型児童センターは 50.0%となった。

表 2-2-27. 規模別・運営形態別・大規模修繕児童館数別の市区町村数※児童館数は参考情報

大規模修繕児童館数	1	2	3	4	5	6~	自治体数計	ない	児童館数
小型児童館計	32	8	4	3		4	51 (100.0%)	42	110
公設公営	21	6	3	1		1	32 (62.7%)	61	54
公設民営	9	2	1	2		3	17 (33.3%)	76	54
民設民営	2						2 (3.9%)	91	2
児童センター計	26	6	3	1	2	3	41 (100.0%)	52	99
公設公営	12	3	1			1	17 (41.5%)	76	27
公設民営	15	4	1	1	2	2	25 (61.0%)	68	72
民設民営							-	93	0
大型児童センター計	3					1	4 (100.0%)	89	12
公設公営	2						2 (50.0%)	91	2
公設民営	1					1	2 (50.0%)	91	10
民設民営							-	93	0
その他の児童館計		2					2 (100.0%)	91	4
公設公営		2					2 (100.0%)	91	4
公設民営							-	93	0
民設民営							-	93	0

※児童センター 1自治体で公設公営2館、公設民営1館、合計3館大規模修繕予定

問5. 令和7年度末までに、休止の予定はありますか。[問1で、児童館があると回答した
705市区町村] (複数回答)

- ・休止の予定はないが89.3%であった。休止に関しては、休止中・予定・検討中を併せて9.1%であった。都道府県別では、30の都道府県で回答があった。
- ・休止中の児童館がある市区町村において、休止中の児童館数は「1～5館」の市区町村が多く、休止の予定・検討中では、「1～5館」であった(表2-2-29)。
- ・休止中や予定・検討中の市区町村は下表の通りであるが、これを回答市区町村数と比較すると、「5万人未満4.6%」「5万人以上10万人未満7.3%」「10万人以上20万人未満4.2%」「20万人以上50万人未満7.3%」「50万人以上7.1%」であった。

表2-2-28. 児童館の休止予定

	休止中	予定がある	検討中	予定はない	無回答
休止予定	42 (6.0%)	15 (2.1%)	7 (1.0%)	634 (89.9%)	12 (1.7%)

表2-2-29. 児童館数別休止予定市区町村数

休止中又は予定の児童館数	1～5	6～11	12～15	16～21	22～
休止中(42)	40	1	-	1	-
休止の予定がある(15)	14	-	-	-	-
休止を検討している(7)	7	-	-	-	-

※休止の予定有：1自治体児童館数未回答

表 2-2-30. 都道府県別休止予定市区町村数

都道府県	休止中	予定あり	検討中	予定なし	都道府県	休止中	予定あり	検討中	予定なし
北海道	3	1	-	51	滋賀県	1	-	-	6
青森県	-	-	-	12	京都府	-	-	-	11
岩手県	3	-	1	10	大阪府	-	-	-	6
宮城県	-	-	-	20	兵庫県	1	1	-	18
秋田県	2	-	1	8	奈良県	2	-	1	7
山形県	1	-	-	7	和歌山県	3	3	-	9
福島県	2	-	1	17	鳥取県	-	-	-	9
茨城県	-	-	-	12	島根県	-	-	-	2
栃木県	2	1	-	11	岡山県	1	-	1	9
群馬県	-	-	-	13	広島県	1	-	-	11
埼玉県	1	-	-	36	山口県	1	-	-	7
千葉県	1	-	-	18	徳島県	1	-	-	4
東京都	-	2	1	37	香川県	3	1	-	6
神奈川県	-	1	-	6	愛媛県	-	-	-	16
新潟県	1	-	-	10	高知県	-	-	-	8
富山県	-	-	-	11	福岡県	2	2	-	12
石川県	1	-	-	12	佐賀県	-	-	-	6
福井県	1	-	-	13	長崎県	-	-	-	12
山梨県	-	-	-	14	熊本県	-	-	-	16
長野県	1	1	-	22	大分県	1	1	-	9
岐阜県	-	-	-	19	宮崎県	1	-	1	7
静岡県	-	-	-	14	鹿児島県	3	-	-	6
愛知県	-	1	-	37	沖縄県	1	-	-	14
三重県	1	-	-	13	計	42	15	7	634

表 2-2-31. 人口規模別休止予定市区町村数

人口区分	回答件数	休止中	予定がある	検討中	計
5万人未満	718	25	3	5	33 (4.6%)
5万人以上 10万人未満	177	8	5	-	13 (7.3%)
10万人以上 20万人未満	119	3	1	1	5 (4.2%)
20万人以上 50万人未満	82	2	3	1	6 (7.3%)
50万人以上	28	1	1	-	2 (7.1%)

※回答件数は、児童館がない市区町村を含めた回答市区町村数

付問 5-1. 再開予定時期は決まっていますか。[問 5 で休止中又は、休止予定がある 53 市区町村] (複数回答)

- ・休止中又は休止予定がある児童館で、再開時期が決まっている児童館は 4 館、決まっていない児童館は 90 館であった。

表 2-2-32. 再開予定時期の決定状況

	市区町村数	児童館数
再開時期が決まっている	4	4
再開時期が決まっていない	44	90
計	48	94
	欠損値 5	

4 自治体、休止中と休止予定有の両方に該当

付問 5-2. 休止の理由をご記入ください。[問 5 で休止中又は、休止予定がある 53 市区町村] (複数回答)

- ・休止中・休止予定の理由として、市区町村が挙げている項目を多い順に並べると、「児童利用対象者の減少 28 (52.8%)」「老朽化 12 (22.6%)」「財政上 6 (11.3%)」「政策の転換 3 (5.7%)」となった。延回答数比からは、複数の理由が検討されていた。

表 2-2-33. 休止の理由

理由	市区町村数	市区町村数比%	延回答数比%
老朽化	12	22.6	18.5
利用対象者の減少	28	52.8	43.1
財政上	6	11.3	9.2
政策の転換	3	5.7	4.6
その他	16	30.2	24.6
無回答	3	5.7	-

※市区町村数比は母数の 53 市区町村に対する割合

延回答数比は母数の 65 回答に対する割合 (無回答は除く)

問6. 令和7年度末までに、児童館の廃止の予定はありますか。[問1で、児童館があると回答した705市区町村]（複数回答）

- ・児童館の廃止を予定・検討している市区町村は、83（予定48、検討中35）で、児童館のある市区町村の11.8%である。この数字は、新設の予定・検討中（39市区町村）より44市区町村多かった。
- ・都道府県別では、36都道府県内の市区町村が回答しており、新設の予定・検討中（16都道府県）より20都道府県多かった。
- ・廃止予定の市区町村において、廃止予定の児童館数は「1～5館」の市区町村が多いが、なかには「6～11館」が2、「16～21館」が1あった。
- ・廃止予定・検討中の市区町村は下表の通りであるが、これを回答市区町村数と比較すると、「5万人未満 5.4%」「5万人以上 10万人未満 9.6%」「10万人以上 20万人未満 6.7%」「20万人以上 50万人未満 12.2%」「50万人以上 21.4%」となっており、割合のもっとも多いのは、50万人以上の市区町村であった。

表 2-2-34. 児童館の廃止予定

	予定がある	検討中	予定はない	無回答
廃止の予定	48 (6.8%)	35 (5.0%)	616 (87.4%)	7 (1.0%)

表 2-2-35. 児童館数別廃止予定市区町村数

廃止予定の児童館数	1～5	6～11	12～15	16～21	22～
廃止の予定がある（48）	45	2		1	
廃止を検討している（35）	35				

表 2-2-36. 都道府県別廃止予定のある市区町村数

都道府県	予定あり	検討中	予定なし	都道府県	予定あり	検討中	予定なし
北海道	3	3	50	滋賀県	-	-	7
青森県	2	-	10	京都府	-	-	11
岩手県	2	2	9	大阪府	-	-	6
宮城県	1	-	19	兵庫県	1	-	19
秋田県	1	2	8	奈良県	-	1	9
山形県	2	-	6	和歌山県	2	1	10
福島県	3	1	15	鳥取県	-	-	9
茨城県	1	1	10	島根県	-	-	2
栃木県	-	1	12	岡山県	2	-	8
群馬県	-	-	15	広島県	1	-	11
埼玉県	-	1	36	山口県	-	2	8
千葉県	-	-	19	徳島県	-	1	4
東京都	6	-	34	香川県	4	-	7
神奈川県	-	1	6	愛媛県	-	-	16
新潟県	1	-	10	高知県	-	-	8
富山県	1	-	10	福岡県	2	1	12
石川県	-	1	12	佐賀県	-	1	6
福井県	3	1	10	長崎県	2	1	9
山梨県	-	-	14	熊本県	-	1	15
長野県	1	1	22	大分県	-	-	12
岐阜県	-	1	18	宮崎県	1	2	6
静岡県	1	1	13	鹿児島県	1	3	5
愛知県	2	2	33	沖縄県	2	1	12
三重県	-	1	13	計	48	35	616

表 2-2-37. 人口規模別廃止予定市区町村数

人口区分	回答件数	予定がある	検討中	計
5万人未満	718	21	18	39 (5.4%)
5万人以上 10万人未満	177	10	7	17 (9.6%)
10万人以上 20万人未満	119	4	4	8 (6.7%)
20万人以上 50万人未満	82	7	3	10 (12.2%)
50万人以上	28	5	1	6 (21.4%)

※回答件数は、児童館がない市区町村を含めた回答市区町村数

付問6-1. 廃止の理由をお教えてください。〔廃止を予定・検討中の82市区町村〕（複数回答）

・廃止予定の理由として、市区町村が挙げている項目を多い順に並べると、「老朽化 51.2%」「利用対象者の減少 40.2%」「施設の統合 29.3%」「政策の転換 17.1%」「財政上 13.4%」となっていた。延回答数比からは、複数の理由が検討されていた。

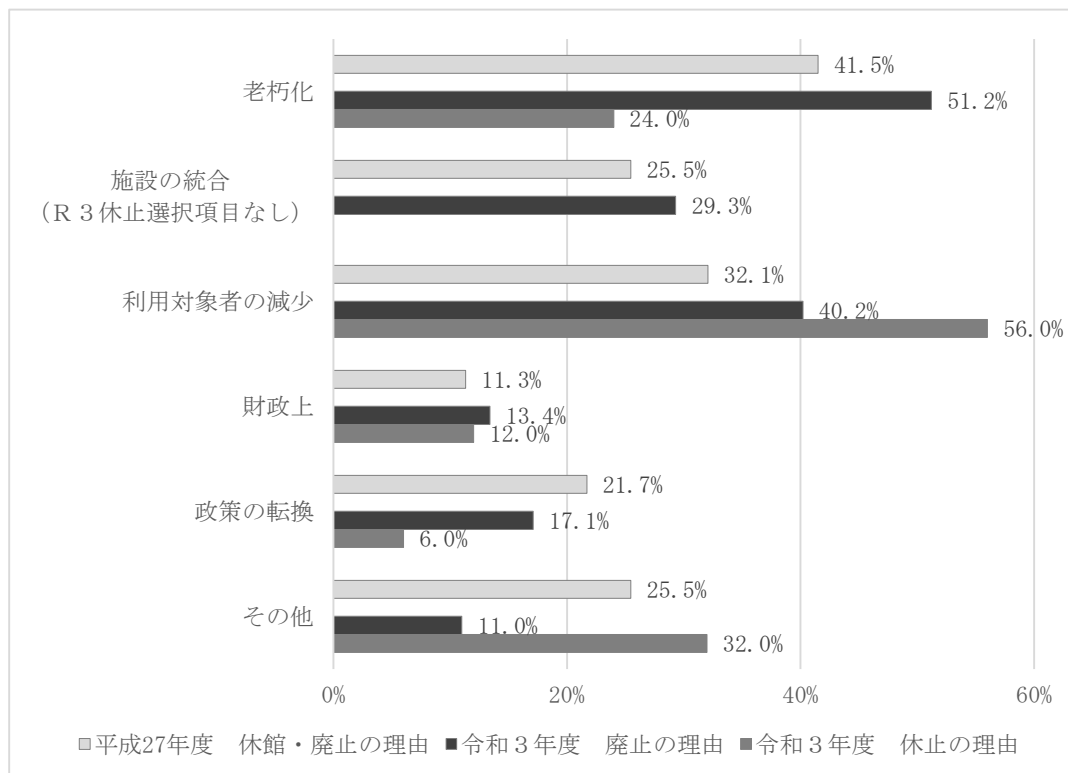
表 2-2-38. 廃止の理由

理由	市区町村数	市区町村数比%	延回答数比%
老朽化	42	51.2	31.6
施設の統合	24	29.3	18.0
利用対象者の減少	33	40.2	24.8
財政上	11	13.4	8.3
政策の転換	14	17.1	10.5
その他	9	11.0	6.8
無回答	0	-	-

※市区町村数比は母数の82市区町村に対する割合

延回答数比は母数の133回答に対する割合（無回答は除く）

図 2-2-4. 休止・廃止予定の理由（前回比較）※無回答を除いた割合



問7. 「市町村子ども・子育て支援事業計画（第2期）」のなかに児童館の施策が記載されていますか。[問1で、児童館があると回答した705市区町村]

問8. 自治体が策定している計画（「市町村子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を除く）に児童館の施策が記載されている計画はありますか。[問1で、児童館があると回答した705市区町村]

- ・問7・8は、市区町村の施策（計画）の中の児童館施策の推移を知るために行った調査項目である。
- ・児童館施策の記載率は、平成27年度から平成31年度までの次世代育成支援対策推進法に基づく市町村次世代育成支援後期行動計画（65.1%）から令和2年度以降の市町村子ども・子育て支援事業計画（78.9%）では、13.8%増加した。この差異を人口規模別にみると、50万人以上（3.8%減少）以外は、6.6%～18.6%増加した。
- ・市町村子ども・子育て支援事業計画における児童館施策の記載は、「新設の予定・検討中」に90%以上、「廃止の予定・検討中」は60%以下であった。

表2-2-39. 児童館施策の子ども・子育て支援事業計画・その他の計画への記載

記載の有無	平成27年度	平成27年度	令和3年度	差異	令和3年度
	問7	問8	問7		問8
記載がある	588(79.5%)	482(65.1%)	556(78.9%)	+13.8%	234(33.2%)
記載がない	136(18.4%)	231(31.2%)	141(20.0%)	-11.2%	458(65.0%)
無回答	16(2.2%)	27(3.6%)	8(1.1%)	-2.5%	13(1.8%)
計	740(100.0%)	740(100.0%)	705(100.0%)		705(100.0%)

平成27年度問7は、前回調査の平成26年度までの「次世代育成支援行動計画」、問8は、平成27年度からの「次世代育成支援行動計画」への児童館施策の記載状況

令和3年度問7は、今回調査の「子ども・子育て支援事業計画」、問8は、その他の計画への児童館施策の記載状況

図 2-2-5. 児童館施策の計画への記載（前回比較）※無回答を除いた割合

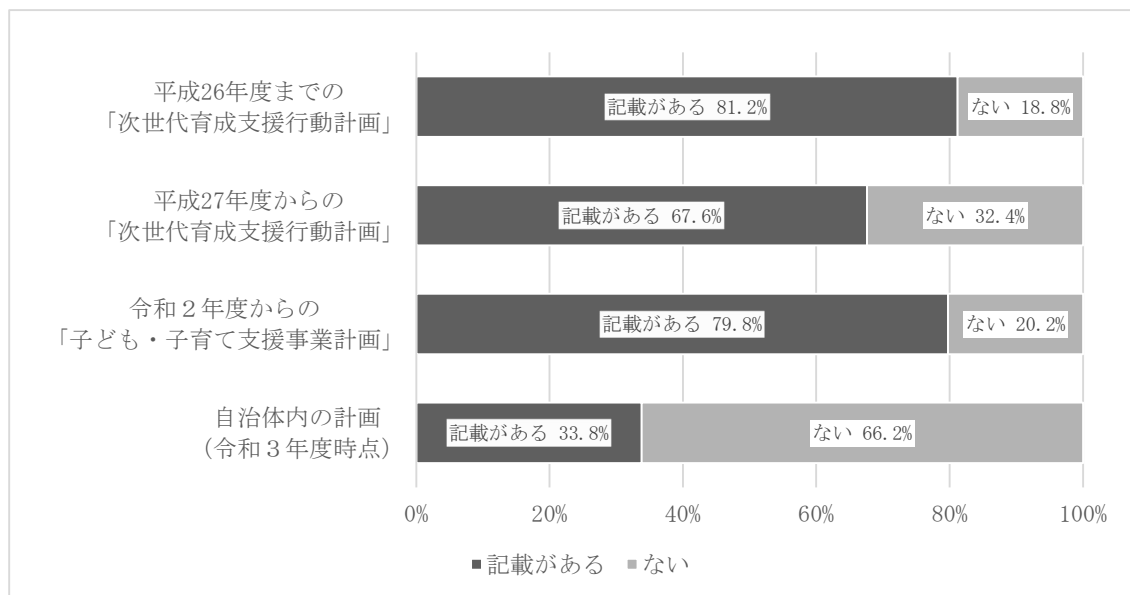


表 2-2-40. 人口規模別児童館施策の計画への記載がある市区町村数（前回比較）

人口区分	平成 27 年度	令和 3 年度	児童館有 R3 回答数	令和 3 年度
	問 8	問 7		問 8
5 万人未満	220 (59.8%)	267(77.6%)	344	82(23.8%)
5 万人以上 10 万人未満	113 (68.9%)	110(77.5%)	142	49(34.5%)
10 万人以上 20 万人未満	74 (67.9%)	83(86.5%)	96	41(42.7%)
20 万人以上 50 万人未満	53 (72.6%)	57(79.2%)	72	37(51.4%)
50 万人以上	22 (84.6%)	21(80.8%)	26	17(65.4%)
人口無回答	-	18(72.0%)	25	8(32.0%)

表 2-2-41. 児童館施策の計画×新設予定有無

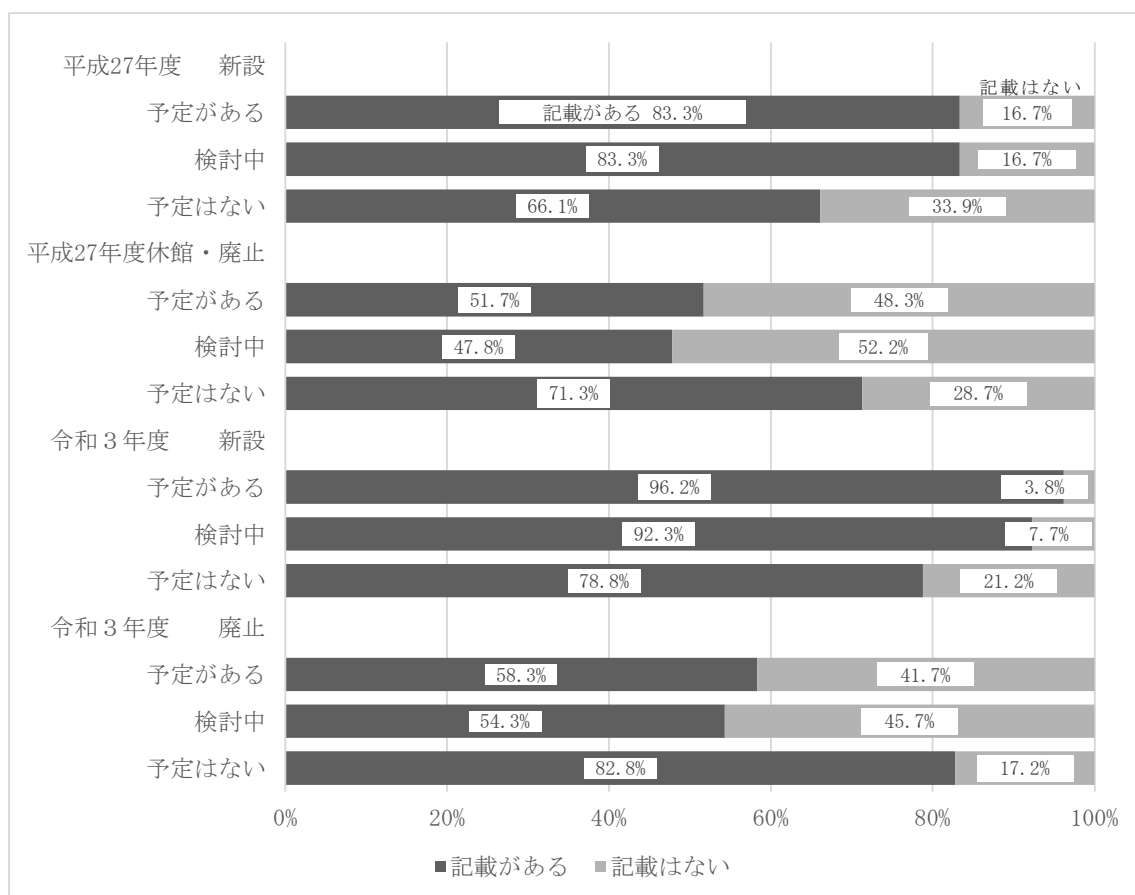
児童館新設予定	新設予定がある	新設検討中	新設予定はない
記載がある	25 (96.2%)	12 (92.3%)	516 (77.8%)
記載はない	1 (3.8%)	1 (7.7%)	139 (21.0%)
無回答	-	-	8 (1.2%)
計	26 (100.0%)	13 (100.0%)	663 (100.0%)

表 2-2-42. 児童館施策の計画×廃止予定有無

児童館廃止予定	廃止予定がある	廃止検討中	廃止予定はない
記載がある	28 (58.3%)	19 (54.3%)	505 (82.0%)
記載はない	20 (41.7%)	16 (45.7%)	105 (17.0%)
無回答	-	-	6 (1.0%)
計	48 (100.0%)	35 (100.0%)	616 (100.0%)

図 2-2-6. 児童館施策の計画への記載×新設予定・廃止予定

(前回比較) ※無回答を除いた割合



問9. 子ども・子育て会議のなかで児童館のあり方等について検討されていますか[問1で
児童館があると回答した705市区町村]（複数回答）

- ・児童館がある市区町村の中で、子ども・子育て会議で児童館のあり方や活用方法が検討されたことがあるは16.6%、話題となったことがあるが15.0%、活動状況等の報告をしているが24.1%、検討されていないが44.7%であった。
- ・人口規模別でみると、「検討なし」がいずれの人口規模でも最多であった。
- ・廃止予定のある自治体の35.4%・廃止検討中の自治体の60.0%が子ども・子育て会議にて検討されていなかった。

表2-2-43. 子ども・子育て会議での児童館のあり方等の検討状況

検討の状況	市区町村数	市区町村数比%	延回答数比%
検討されている	117	16.6	15.9
話題となったことがある	106	15.0	14.4
活動状況等の報告をしている	170	24.1	23.1
検討されていない	315	44.7	42.7
その他	29	4.1	3.9
無回答	17	2.4	-
計	754	106.9	100.0

※市区町村数比は母数の705市区町村に対する割合

延回答数比は母数の737回答に対する割合（無回答は除く）

表2-2-44. 人口規模別子ども・子育て会議での検討状況

人口区分	検討あり	話題あり	活動報告	検討なし	その他
5万人未満	52(15.1%)	48(14.0%)	80(23.3%)	161(46.8%)	16(4.7%)
5万人以上10万人未満	28(19.7%)	20(14.1%)	32(22.5%)	63(44.4%)	3(2.1%)
10万人以上20万人未満	16(16.7%)	18(18.8%)	26(27.1%)	36(37.5%)	6(6.3%)
20万人以上50万人未満	15(20.8%)	11(15.3%)	19(26.4%)	34(47.2%)	1(1.4%)
50万人以上	3(11.5%)	4(15.4%)	8(30.8%)	10(38.5%)	2(7.7%)
人口不明	3(12.0%)	5(20.0%)	5(20.0%)	11(44.0%)	1(4.0%)

表 2-2-45. 子ども・子育て会議での検討状況×廃止予定の有無

検討の状況	廃止予定がある	廃止検討中	廃止予定はない
廃止状況回答数	48	35	616
検討されている	11 (22.9%)	6 (17.1%)	99 (16.1%)
話題とされたことがある	3 (6.3%)	5 (14.3%)	98 (15.9%)
活動状況等の報告をしている	13 (27.1%)	5 (14.3%)	152 (24.7%)
検討されていない	17 (35.4%)	21 (60.0%)	275 (44.6%)
その他	3 (6.3%)	1 (2.9%)	25 (4.1%)

※問 10 は「③自由記述の結果」に記述してある。

問 11. 児童館を設置していない理由をご記入ください。[問 1 で、児童館がないと回答した 458 市区町村] (複数回答)

付問 11-1. 児童館の類似施設(事業)として何を設置(実施)していますか。[問 11 で、類似施設(事業)があると回答した 398 市区町村の内訳] (複数回答)

- ・児童館未設置の理由について、「類似施設(事業)がある」と回答した市町村が全体の 86.9%であった。それらの回答市町村の類似施設(事業)については、「放課後児童クラブ(80.2%)」、次いで「地域子育て支援拠点事業(65.6%)」であった。

表 2-2-46. 児童館未設置の理由

未設置の理由	市区町村数	市区町村数比%	延回答数比%
類似施設(事業)がある	398	86.9	77.4
ニーズがない	54	11.8	10.5
設置したいが予算面で難しい	38	8.3	7.4
その他	24	5.2	4.7
無回答	1	0.2	-

※市区町村数比は母数の 458 市町村に対する割合

延回答数比は母数の 514 回答に対する割合(無回答は除く)

表 2-2-47. 児童館未設置市区町村の類似施設（事業）内容

類似施設（事業）の内訳	市区町村数	市区町村数比%	延回答数比%
地域子育て支援拠点事業	261	65.6	27.5
子育て支援センター	106	26.6	11.2
放課後児童クラブ（専用施設）	319	80.2	33.6
放課後子供教室	172	43.2	18.1
社会教育施設	52	13.1	5.5
その他	39	9.8	4.1
無回答	0	-	-

※市区町村数比は母数の 398 市区町村に対する割合

延回答数比は母数の 949 回答に対する割合（無回答は除く）

※問 12 は、問 2 とあわせて記述してある。

問 13. 運営に関する貴自治体独自の指針やガイドラインはありますか。[問 1 で児童館を設置していると回答した 705 市区町村]

- ・この問は、国の児童館ガイドラインとは別に、市区町村独自の指針やガイドラインを作成しているかについて調査したものである。
- ・指針やガイドラインを市区町村独自に作成していたところは 23.7%であったが、前回調査と同様であった（表 2-2-48・表 2-2-49）。

表 2-2-48. 市区町村独自の児童館ガイドラインの有無

指針・ガイドラインの有無	市区町村数	市区町村数比%
指針やガイドラインがある	167	23.7
指針やガイドラインを作成中	6	0.9
準ずる通知等を示している	207	29.4
指針やガイドラインはない	274	38.9
その他	42	6.0
無回答	9	1.3
計	705	100.0

表 2-2-49. 前回調査市区町村独自の児童館ガイドライン

指針・ガイドラインの有無	市区町村数	市区町村数比%
指針やガイドラインがある	176	23.8
指針やガイドラインを作成中	11	1.5
指針やガイドラインはない	415	56.1
その他	118	15.9
無回答	20	2.7
計	740	100.0

図 2-2-7. 市区町村独自のガイドラインの有無×新設の予定・検討の有無

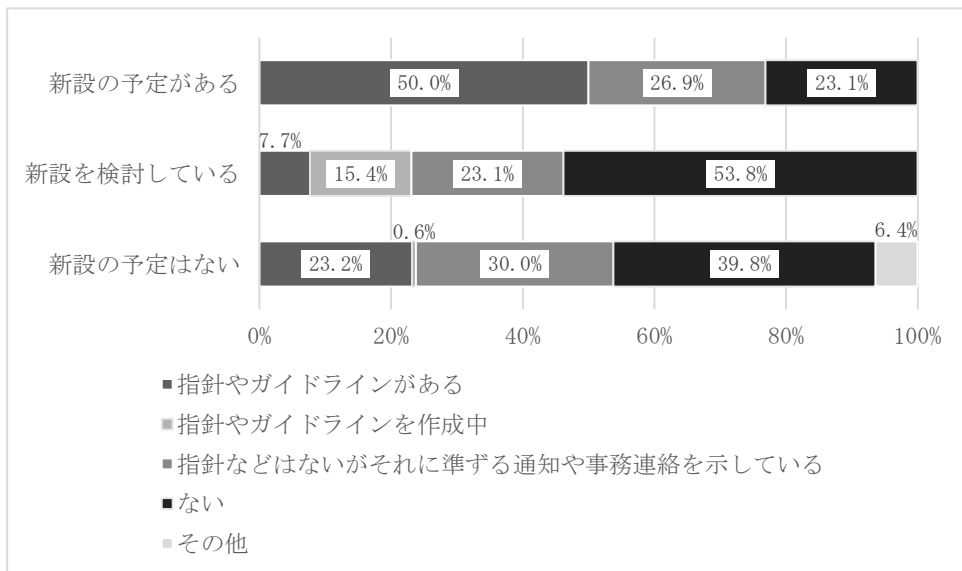
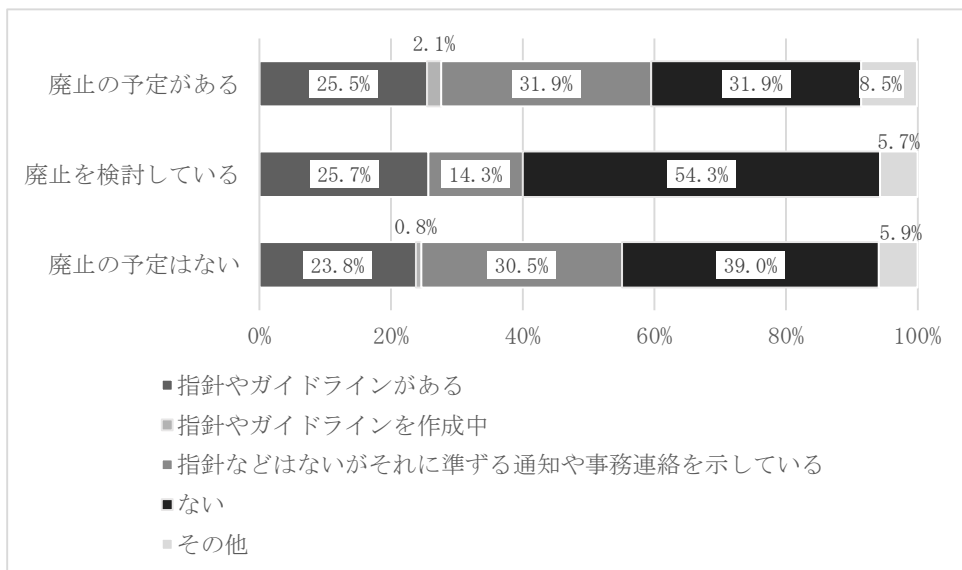


図 2-2-8. 市区町村独自のガイドラインの有無×廃止の予定・検討の有無



問 14. 自治体で統一した児童館における安全管理（危機管理等）に関するマニュアルはありますか。

- ・児童館として安全管理や危機管理に関するマニュアルを定めることについては、「児童館の設置運営について」（厚生事務次官通知、厚生省発 123 号、平成 2 年 8 月 7 日）が、「運営管理の責任者を定めるとともに、指導する児童の把握、保護者との連絡、事故防止等に関する事項を規定する運営管理規定を定めること。」と定めている。
- ・自治体で統一した児童館の安全管理（危機管理等）に関するマニュアルの整備状況は、「ある 39.0%」「作成中 0.6%」「マニュアルはないがそれに準ずる通知や事務連絡を示している 30.8%」「ない 23.4%」であった。

表 2-2-50. 安全管理（危機管理等）のマニュアル

マニュアルの有無	市区町村数	市区町村数比%
マニュアルがある	275	39.0
マニュアルを作成中	4	0.6
準ずる通知等を示している	217	30.8
マニュアルはない	165	23.4
その他	38	5.4
無回答	6	0.9
計	705	100.0

問 15. 自治体で統一した児童館における感染症対策に関するマニュアルはありますか。[問 1 で、児童館があると回答した 705 市区町村]

付問 15-1. 新型コロナウイルス感染症対策に関するマニュアルはありますか。[問 15 で、マニュアルがあると回答した 210 市区町村]

- ・自治体で統一した児童館の感染症対策に関するマニュアルの整備状況は、「ある 29.8%」「作成中 0.9%」「マニュアルはないがそれに準ずる通知や事務連絡を示している 44.7%」「ない 20.0%」である。
- ・感染症対策に関するマニュアルがある市区町村の、新型コロナウイルス感染症対策に関するマニュアルの整備状況は、「ある 64.8%」「作成中 0.5%」「マニュアルはないがそれに準ずる通知や事務連絡を示している 15.2%」「保育所における感染症対策マニュアルや他の施設等で作成したマニュアルを適用している 14.8%」「ない 1.9%」であった。

表 2-2-51. 感染症対策のマニュアル

マニュアルの有無	市区町村数	市区町村数比%
マニュアルがある	210	29.8
マニュアルを作成中	6	0.9
準ずる通知等を示している	315	44.7
マニュアルはない	141	20.0
その他	25	3.5
無回答	8	1.1
計	705	100.0

表 2-2-52. 新型コロナウイルス感染症対策のマニュアル

マニュアルの有無	市区町村数	市区町村数比%
マニュアルがある	136	64.8
マニュアルを作成中	1	0.5
準ずる通知等を示している	32	15.2
他の施設のマニュアルを適用	31	14.8
マニュアルはない	4	1.9
その他	4	1.9
無回答	2	1.0
計	210	100.0

問 16. 職員配置基準を何で定めていますか。[問 1 で、児童館があると回答した 705 市町村] (複数回答)

- ・児童館のある市区町村の 23.5%が職員の配置基準を定めていない。

表 2-2-53. 職員配置基準の定め

配置基準の定め	市区町村数	市区町村数比%	延回答数比%
条例	211	29.9	27.8
要綱	50	7.1	6.6
業務仕様書	192	27.2	25.3
基準はない	166	23.5	21.9
その他	139	19.7	18.3
無回答	17	2.4	-

※市区町村数比は母数の 705 市町村に対する割合

延回答数比は母数の 758 回答に対する割合 (無回答は除く)

問 17. 職員に対する自治体による研修を実施していますか。[問 1 で、児童館があると回答した 705 市区町村]

付問 17-1. 職員研修の対象者[問 17 で、職員に対する研修を実施している 298 市区町村] (複数回答)

付問 17-2. 職員研修の方法 [問 17 で、職員に対する研修を実施している 298 市区町村] (複数回答)

- ・児童館職員の研修を実施している市区町村は、42.3%である。
- ・未実施の市区町村含め研修の対象者別に実施率をみると、新任職員が 29.2%、中堅職員が 30.2%、館長が 19.1%である。
- ・職員研修の実施方法では、外部研修への派遣が 69.8%、自治体主催による研修は 60.7%である。

表 2-2-54. 職員研修の実施

職員研修	市区町村数	市区町村数比%
実施している	298	42.3
実施していない	405	57.4
無回答	2	0.3
計	705	100.0

図 2-2-9. 職員研修の実施 (前回比較) ※無回答を除いた割合

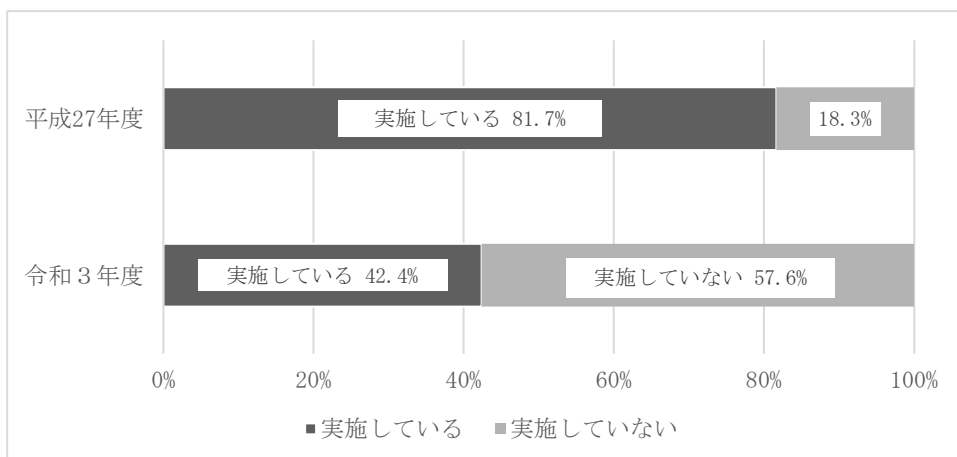


表 2-2-55. 都道府県別研修実施状況

都道府県	実施	実施率(%)	未実施	都道府県	実施	実施率(%)	未実施
北海道	29	51.8	27	滋賀県	2	28.6	5
青森県	4	33.3	8	京都府	6	54.5	5
岩手県	2	14.3	12	大阪府	2	33.3	4
宮城県	9	45.0	11	兵庫県	11	55.0	9
秋田県	6	54.5	5	奈良県	2	20.0	8
山形県	4	50.0	3	和歌山県	6	46.2	7
福島県	5	25.0	15	鳥取県	5	55.6	4
茨城県	3	25.0	9	島根県	1	50.0	1
栃木県	5	38.5	8	岡山県	6	60.0	4
群馬県	4	26.7	11	広島県	5	41.7	7
埼玉県	9	24.3	28	山口県	2	20.0	8
千葉県	7	36.8	12	徳島県	2	40.0	3
東京都	31	77.5	9	香川県	8	66.7	4
神奈川県	5	71.4	2	愛媛県	5	31.3	11
新潟県	4	36.4	7	高知県	1	12.5	7
富山県	3	27.3	8	福岡県	5	31.3	11
石川県	4	30.8	9	佐賀県	3	42.9	4
福井県	7	50.0	7	長崎県	5	41.7	7
山梨県	7	50.0	7	熊本県	5	31.3	11
長野県	14	56.0	10	大分県	3	25.0	9
岐阜県	6	31.6	13	宮崎県	1	11.1	8
静岡県	3	21.4	11	鹿児島県	0	0.0	9
愛知県	25	64.1	14	沖縄県	9	60.0	6
三重県	7	50.0	7	計	298	42.3	405

表 2-2-56. 職員研修の対象者

研修対象職員	市区町村数	市区町村数比%	延回答数比%
新任職員	206	69.1 (29.2)	33.4
中堅職員	213	71.5 (30.2)	34.5
館長	135	45.3 (19.1)	21.9
その他	63	21.1 (8.9)	10.2
無回答	13	4.4 (1.8)	-

※市区町村数比は母数の 298 (705) 市区町村に対する割合

延回答数比は母数の 617 回答に対する割合 (無回答は除く)

図 2-2-10. 職員研修の対象者（前回比較） ※無回答を除いた割合

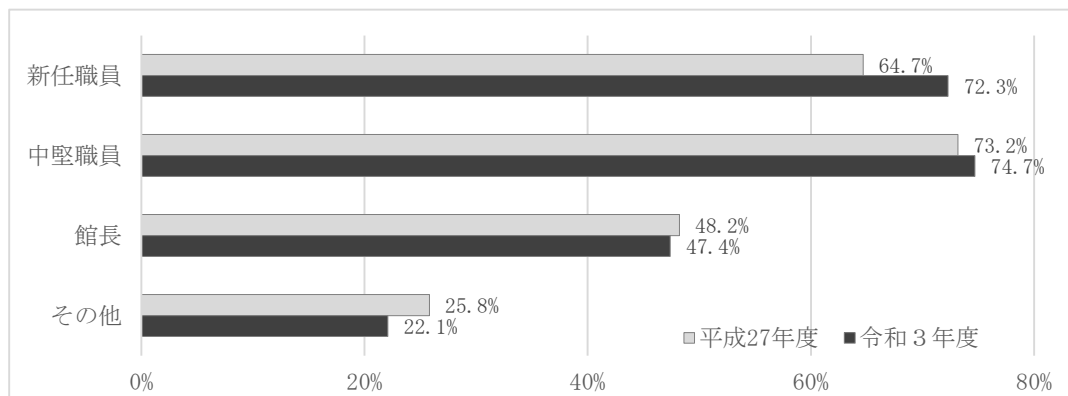


表 2-2-57. 職員研修の実施方法

研修方法	市区町村数	市区町村数比%	延回答数比%
自治体主催の研修	181	60.7	35.5
外部研修への派遣	208	69.8	40.8
他施設の視察研修	30	10.1	5.9
研修のための費用補助	86	28.9	16.9
その他	5	1.7	1.0
無回答	1	0.3	-

※市区町村数比は母数の 298 市区町村に対する割合

延回答数比は母数の 510 回答に対する割合（無回答は除く）

問 18. 児童館の年間運営費用（令和 2 年度実績）についてご記入ください。[問 1 で、児童館があると回答した 705 市区町村]

- ・この問への回答は、回答に想定と大きくかけ離れた金額が散見されたことから、分析に耐えるデータを得られなかった。今後、設問内容を改善する必要があることがわかった。

表 2-2-58. 年間運営費用（令和 2 年度実績）

※ 1 館当たりの年間運営費用は、各費用/施設数により算出

公設公営 1 館当たりの年間運営費用	運営費（人件費除く）		人件費		運営経費全体	
	回答数	平均（千円）	回答数	平均（千円）	回答数	平均（千円）
小型児童館	373	270891	373	269998	376	536661
児童センター	137	7919	137	16869	139	24807
大型児童センター	14	26389	14	57701	14	84089
その他の児童館	25	1942	25	6403	26	8057
上記以外の児童館	8	2928	8	5724	8	8651
全 体	468	217583	452	227535	426	479118

公設民営 1 館当たりの年間運営費用	委託料等	
	回答数	平均（千円）
小型児童館	186	699994
児童センター	116	261357
大型児童センター	15	71329
その他の児童館	10	54892
上記以外の児童館	5	41562
全 体	265	256011

表 2-2-59. 前回調査 1 館当たりの年間予算

年間予算	1 万円未満	～百万円	～5 百万円	～1 千万円	～5 千万円	5 千万円超	無回答	平均（万円）
人件費込み	8	7	97	211	276	25	117	1524.7
人件費以外	10	121	360	71	47	1	130	396.0

問 19. 児童福祉法第 46 条に基づく、都道府県等による児童館の指導監査の実施状況についてご記入ください。[問 1 で、児童館があると回答した 705 市区町村]

付問 19-1. 指導監査の実施方法[問 19 で、実施されている（している）320 市区町村]

- ・児童福祉法第 46 条において、児童福祉施設の設備及び運営の基準を維持するため、都道府県は、施設等の検査をすることができ、児童福祉法施行令第 38 条において、都道府県職員により一年に一回以上、国以外の者の設置する児童福祉施設が基準を遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならない。なお、事務・権限移譲により政令市・中核市・児童相談所設置市にある児童館は、指定都市・中核市・児童相談所設置市職員による指導監査をうけることとなる。
- ・児童館の指導監査の実施状況は、実施されている（している）が 45.4%（毎年 30.2%、定期的（複数年）9.5%、不定期 5.7%）、実施されていない（していない）が 52.5%であった。
- ・指導監査の実施方法については、書面・実地監査が 76.9%であった。

表 2-2-60. 都道府県等による児童館の指導監査の実施状況

指導監査	毎年実施	定期実施	不定期実施	未実施	無回答	計
指定都市	5 (33.3%)	3 (20.0%)	2 (13.3%)	5 (33.3%)	-	15 (100.0%)
中核市	20 (39.2%)	4 (7.8%)	1 (2.0%)	25 (49.0%)	1 (2.0%)	51 (100.0%)
一般市	123 (31.6%)	39 (10.0%)	21 (5.4%)	199 (51.2%)	7 (1.8%)	389 (100.0%)
特別区	-	1 (5.0%)	1 (5.0%)	18 (90.0%)	-	20 (100.0%)
町・村	63 (27.8%)	20 (8.8%)	15 (6.6%)	122 (53.7%)	7 (3.1%)	227 (100.0%)
無回答	2 (66.7%)	-	-	1 (33.3%)	-	3 (100.0%)
計	213 (30.2%)	67 (9.5%)	40 (5.7%)	370 (52.5%)	15 (2.1%)	705 (100.0%)

表 2-2-61. 指導監査実施方法

指導監査	書面・実地	書面のみ	実地のみ	その他	無回答	計
指定都市	9 (90.0%)	-	1 (10.0%)	-	-	10 (100.0%)
中核市	19 (76.0%)	3 (12.0%)	2 (8.0%)	1 (4.0%)	-	25 (100.0%)
一般市	146 (79.8%)	20 (10.9%)	6 (3.3%)	8 (4.4%)	3 (1.6%)	183 (100.0%)
特別区	2 (100.0%)	-	-	-	-	2 (100.0%)
町・村	68 (69.4%)	22 (22.4%)	6 (6.1%)	2 (2.0%)	-	98 (100.0%)
無回答	2 (100.0%)	-	-	-	-	2 (100.0%)
計	246 (76.9%)	45 (14.1%)	15 (4.7%)	11 (3.4%)	3 (0.9%)	320 (100.0%)

問 20. 児童館ガイドライン改正以降、担当課内に周知（供覧）しましたか。[全市区町村]

問 21. 児童館ガイドライン改正以降、児童館に周知しましたか。[全市区町村]

付問 21-1. 児童館への周知方法[問 21 で、周知した 541 市区町村]（複数回答）

問 22. 児童館ガイドライン改正以降、担当課内・児童館以外に周知しましたか。[全市区町村]

付問 22-1. 担当課内・児童館以外の周知先[問 22 で、周知した 561 市区町村]（複数回答）

問 23. 児童館の運営面に児童館ガイドラインを活用していますか。[全市区町村]

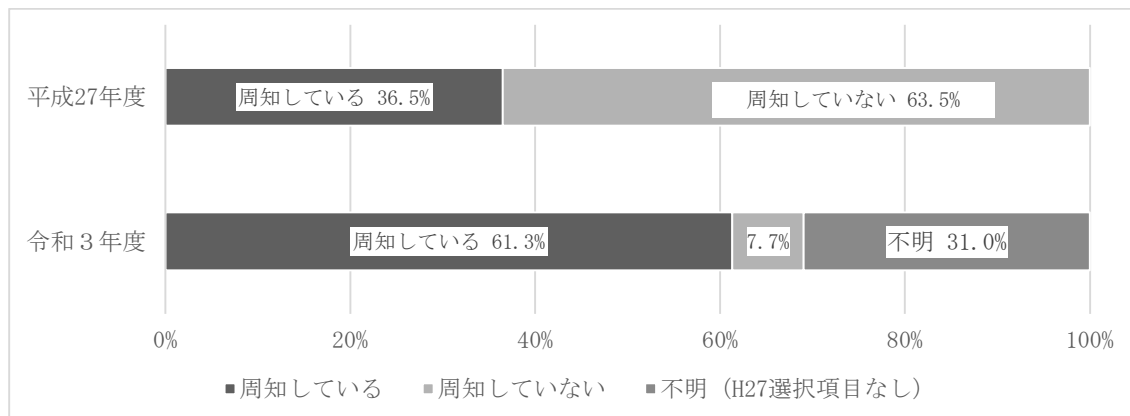
付問 23-1. 児童館ガイドラインの活用方法についてご記入ください。[問 23 で、活用した 499 市区町村]（複数回答）

- ・回答全体（1,163）では、国の児童館ガイドラインを担当課内に周知している市区町村は 59.6%であった。
- ・児童館がある市区町村において児童館ガイドラインを担当課内に周知しているところは 77.9%、児童館がない市区町村での周知率は 31.4%であった。
- ・なお、児童館ガイドラインの担当課内への周知率は、人口「20 万人以上 50 万人未満」で一番高くなった。
- ・国の児童館ガイドラインとは別に独自の指針やガイドラインを作成している市区町村は、23.7%（問 13）で、そのうちの 83.8%が国の児童館ガイドラインを活用していると回答した。
- ・児童館がある市区町村において児童館ガイドラインの児童館への周知率は 74.6%であった。周知方法は、メールによる配信が 53.4%、文書で配布が 48.4%であった。
- ・児童館ガイドラインを、運営の点検・見直しに活用した自治体は 77.0%と最も多く、職員研修に活用された自治体は 25.1%となった。
- ・「廃止」に注目してみると、廃止予定がある市区町村の周知率は 77.1%、廃止を検討中の市区町村の周知率は 57.1%であった。「新設」に注目してみると、新設予定・検討中の市区町村の児童館ガイドラインの周知率はいずれも 100%であった。

表 2-2-62. 児童館ガイドラインの担当課内への周知

担当課内への周知	市町村数	市区町村数比%
周知している	693	59.6
周知していない	87	7.5
不明	350	30.1
無回答	33	2.8
計	1163	100.0

図 2-2-11. 児童館ガイドラインの担当課内への周知（前回比較）※無回答を除いた割合



※前回調査時は、担当部局内への周知

表 2-2-63. 都道府県別児童館ガイドラインの担当課内への周知率（％）

<周知率 70%以上>

都道府県	周知した	周知していない	不明	無回答
東京都	86.0	4.7	9.3	-
山口県	84.6	-	15.4	-
宮城県	84.0	-	12.0	4.0
愛知県	83.7	2.3	14.0	-
大分県	80.0	6.7	13.3	-
広島県	76.5	17.6	5.9	-
静岡県	76.0	8.0	16.0	-
長崎県	73.3	6.7	20.0	-
埼玉県	72.7	2.3	20.5	4.5
鳥取県	72.7	-	27.3	-

表 2-2-64. 人口規模別ガイドラインの担当課内の周知状況

人口区分	回答件数	周知している	周知していない	不明	無回答
5万人未満	718	362(50.4%)	67(9.3%)	259(36.1%)	30(4.2%)
5万人以上 10万人未満	177	129(72.9%)	9(5.1%)	39(22.0%)	-
10万人以上 20万人未満	119	94(79.0%)	6(5.0%)	18(15.1%)	1(0.8%)
20万人以上 50万人未満	82	65(79.3%)	2(2.4%)	15(18.3%)	-
50万人以上	28	22(78.6%)	2(7.1%)	3(10.7%)	1(3.6%)

※回答件数は、児童館がない市区町村を含めた回答市区町村数

表 2-2-65. 担当課内への児童館ガイドラインの周知×児童館の有無

児童館の有無	児童館がある	児童館はない
周知している	549(77.9%)	144(31.4%)
周知していない	27(3.8%)	60(13.1%)
不明	125(17.7%)	225(49.1%)
無回答	4(0.6%)	29(6.3%)
計	705(100.0%)	458(100.0%)

表 2-2-66. 前回調査担当部局内への児童館ガイドラインの周知×児童館の有無

児童館の設置の有無	設置している	設置していない
周知している	407 (55.0%)	13(2.9%)
周知していない	315 (42.6%)	416(93.1%)
無回答	18 (2.4%)	18(4.0%)
計	740 (100.0%)	447(100.0%)

※前回調査問 24：児童館ガイドラインを担当部局内に周知していますか

表 2-2-67. 児童館ガイドラインの児童館への周知

児童館に周知	市町村数	市区町村数比%	市区町村数 (児童館がある)	市区町村数比%
周知している	541	46.5	526	74.6
周知していない	251	21.6	43	6.1
不明	241	20.7	134	19.0
無回答	130	11.2	2	0.3
計	1163	100.0	705	100.0

表 2-2-68. 児童館ガイドラインの児童館への周知方法

周知方法	市区町村数	市区町村数比%	延回答数比%
文書で配布	262	48.4	41.2
メールによる配信	289	53.4	45.4
児童館長会等で説明	67	12.4	10.5
その他	18	3.3	2.8
無回答	6	1.1	-

※市区町村数比は母数の 541 市区町村に対する割合

延回答数比は母数の 636 回答に対する割合（無回答は除く）

表 2-2-69. 前回調査児童館ガイドラインの児童館と関連施設への周知方法

周知方法	市区町村数	市区町村数比%	延回答数比%
文書で配布	278	76.0	60.4
メールによる配信	73	19.9	15.9
児童館長会等で説明	73	19.9	15.9
その他	36	9.8	7.8
無回答	2	0.5	-

※市区町村数比は母数の 366 市区町村に対する割合

延回答数比は母数の 460 回答に対する割合（無回答は除く）

表 2-2-70. 児童館ガイドラインの担当課・児童館以外への周知

関係機関への周知	市町村数	市区町村数比%
周知している	98	8.4
周知していない	561	48.2
不明	428	36.8
無回答	76	6.5
計	1163	100.0

表 2-2-71. 担当課・児童館以外への児童館ガイドラインの周知×児童館の有無

児童館の有無	児童館がある	児童館はない
周知している	79(11.2%)	19(4.1%)
周知していない	384(54.5%)	177(38.6%)
不明	236(33.5%)	192(41.9%)
無回答	6(0.9%)	70(15.3%)
計	705(100.0%)	458(100.0%)

図 2-2-12. 担当課内の児童館ガイドラインの周知×新設の予定・検討の有無

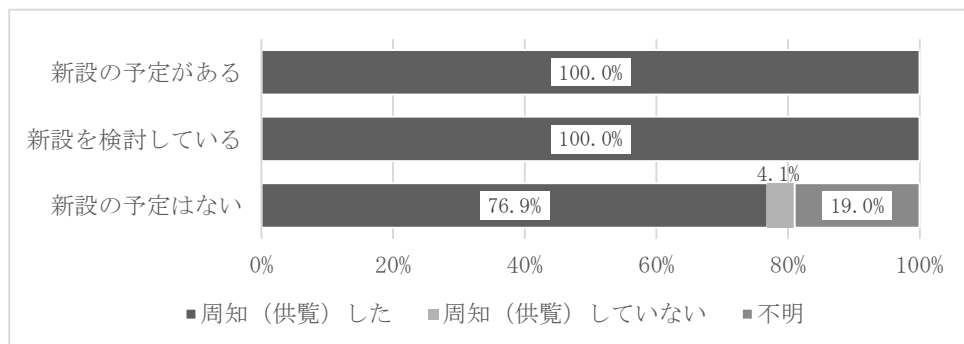


図 2-2-13. 担当課内の児童館ガイドラインの周知×廃止の予定・検討の有無

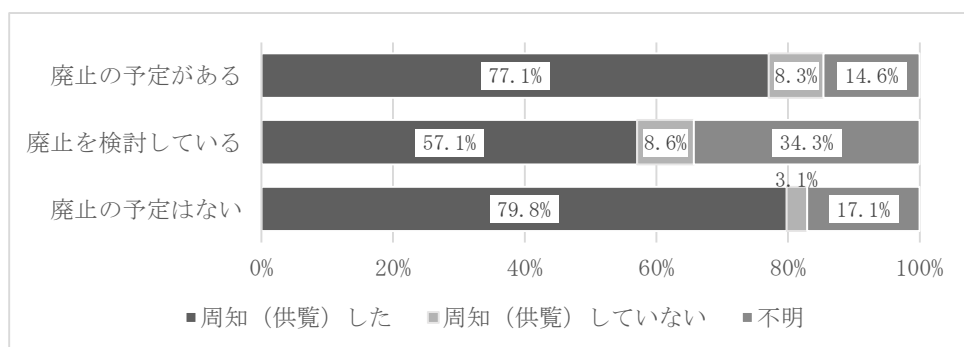


図 2-2-14. 児童館へのガイドラインの新設の予定・検討の有無

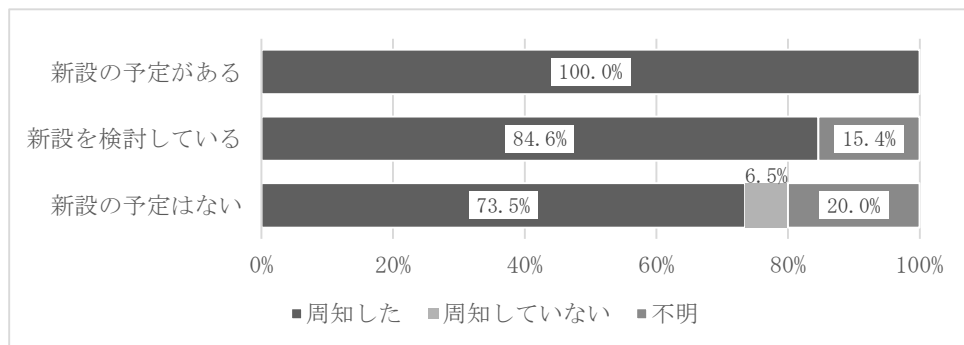


図 2-2-15. 児童館へのガイドラインの廃止の予定・検討の有無

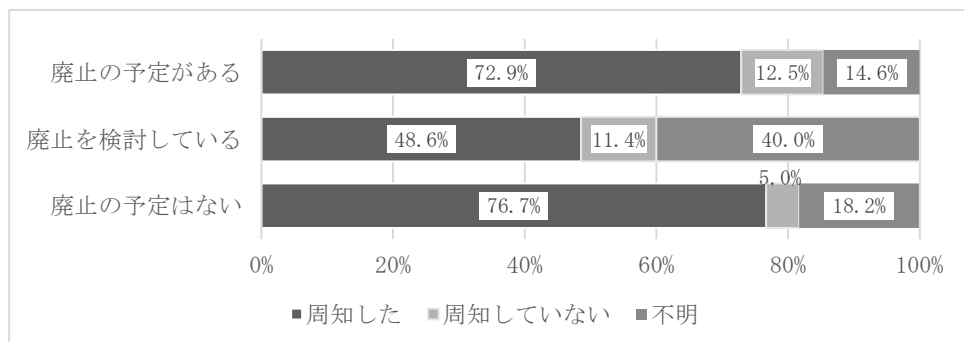


表 2-2-72. 担当課内・児童館以外への周知先

周知先	市区町村数	市区町村数比%	延回答数比%
庁内の他部局	27	27.6	21.6
利用者	5	5.1	4.0
母親クラブ・子育てサークル	7	7.1	5.6
保育所・幼稚園・認定こども園	8	8.2	6.4
小学校	3	3.1	2.4
中学校	1	1.0	0.8
高校	-	-	-
放課後児童クラブ	54	55.1	43.2
放課後子供教室	7	7.1	5.6
保健所・保健センター（保健師）	1	1.0	0.8
町内会・自治会	-	-	-
その他	12	12.2	9.6
無回答	-	-	-

※市区町村数比は母数の 98 市町村に対する割合

延回答数比は母数の 125 回答に対する割合（無回答は除く）

図 2-2-16. 担当課・児童館以外へのガイドラインの周知×新設の予定・検討の有無

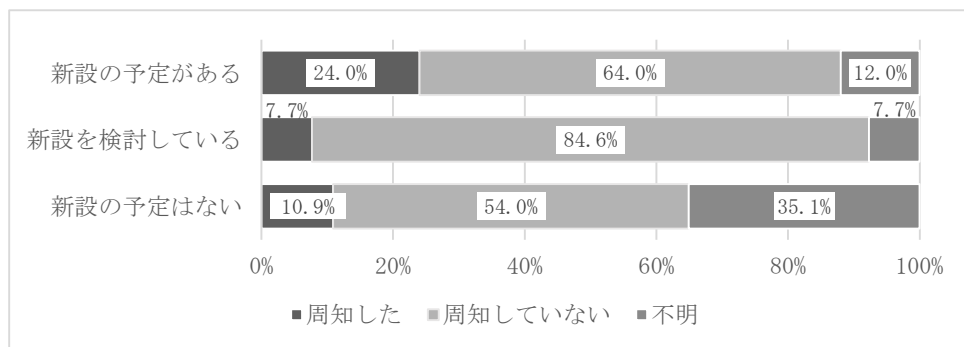


図 2-2-17. 担当課・児童館以外へのガイドラインの周知×廃止の予定・検討の有無

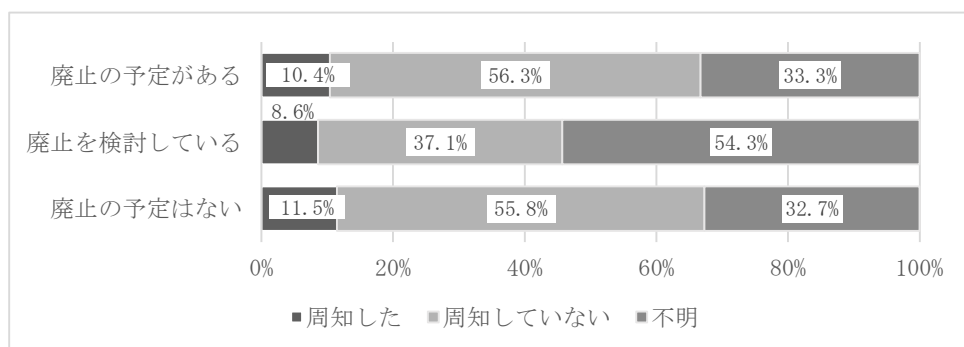


表 2-2-73. 運営面への児童館ガイドラインの活用

活用状況	市区町村数	市区町村数比%	市区町村数 (児童館がある)	市区町村数比%
活用している	499	42.9	492	69.8
活用していない	508	43.7	208	29.5
無回答	156	13.4	5	0.7
計	1163	100.0	705	100.0

表 2-2-74. 運営面への児童館ガイドラインの活用×自治体独自のガイドライン等の状況

指針等の有無	指針やガイドラインがある	指針やガイドラインを作成中	通知や事務連絡を示している	指針やガイドラインはない	その他
活用している	140(83.8%)	5(83.3%)	161(77.8%)	154(56.2%)	29(69.0%)
活用していない	27(16.2%)	1(16.7%)	43(20.8%)	120(43.8%)	13(31.0%)
無回答	-	-	3(1.4%)	-	-
計	167(100.0%)	6(100.0%)	207(100.0%)	274(100.0%)	42(100.0%)

表 2-2-75. 前回調査児童館行政への児童館ガイドラインの反映×自治体独自のガイドライン等の状況

指針等の有無	指針やガイドラインがある	指針やガイドラインを作成中	指針やガイドラインはない	その他
反映している	111 (94.9%)	6 (85.7%)	170 (85.4%)	72 (91.1%)
反映していない	4 (3.4%)	1 (14.3%)	18 (9.0%)	1 (1.3%)
その他	2 (1.7%)	-	7 (3.5%)	4 (5.1%)
無回答	-	-	4 (2.0%)	2 (2.5%)
計	117 (100.0%)	7 (100.0%)	199 (100.0%)	79 (100.0%)

※前回調査問 25：児童館ガイドラインを児童館行政に反映していますか

表 2-2-76. 児童館ガイドラインの活用方法

活用方法	市区町村数	市区町村数比%	延回答数比%
職員研修	125	25.1	16.8
運営の点検・見直し	384	77.0	51.6
マニュアルの改善	98	19.6	13.2
業務仕様書の改善	117	23.4	15.7
その他	20	4.0	2.7
無回答	4	0.8	-

※市区町村数比は母数 499 市区町村に対する割合

延回答数比は母数の 744 回答に対する割合（無回答は除く）

図 2-2-18. 運営面へのガイドラインの活用×新設の予定・検討中の有無

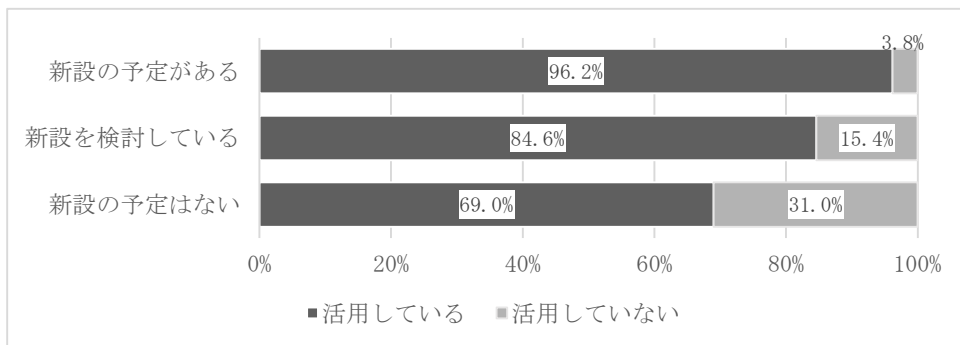
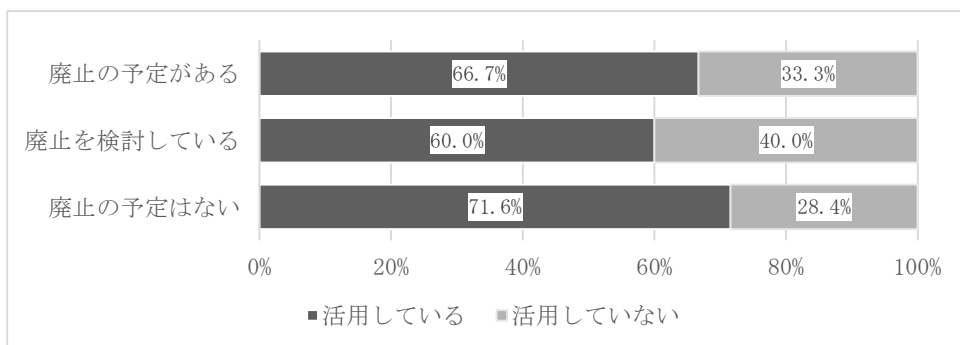


図 2-2-19. 運営面へのガイドラインの活用×廃止の予定・検討中の有無



(3) 自由記述の結果

①自由記述の項目と回収結果

全国児童館実態調査では、自由記述を求めた項目を作成したので、抽出して分析した。自由記述を求めた質問項目と回答の件数は、以下の通りである（カッコ内は回答件数）。

- ・問7「市町村子ども・子育て支援事業計画（第2期）」への児童館施策の記載（543件）
- ・問8「市町村子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を除く自治体策定計画への児童館施策の記載（182件）
- ・問10子ども・子育て会議のなかで地域における子どもの健全育成の施策に関して取り上げられた事項（1,360件）
- ・問Ⅶ 児童館施策に関する意見等（37件）

②自由記述の分析の方法

- ・自治体における児童館施策の位置づけを分析するために「問7」と「問8」を分析した。具体的には、自由記述に含まれる児童館に関する主要なキーワードをピックアップして、それぞれの使用頻度を分析した。
- ・「子ども・子育て会議」については、子どもの健全育成施策に関して取り上げられた具体的な内容を明らかにするために、「問10」の自由記述に含まれる子どもの健全育成の施策に関する主要なキーワードをピックアップして、その使用頻度を比較分析した。
- ・「児童館施策に関する意見」については、問の「Ⅶ.」の児童館についての意見記述の内容を質的に分析した。具体的には、自由記述内容に対するコーディング（抽出コードは『 』で示す。以下同じ）を実施した。また、抽出コードをカテゴリー化（カテゴリーは[]で示す。以下同じ）して整理した。

③分析結果

ア、自治体施策と児童館施策の変化

「問7」、「問8」の自由記述について、児童館施策について記述されている内容について検討した。具体的には「問7」を「市町村子ども・子育て支援事業計画（第2期）」の施策、「問8」を「市町村子ども・子育て支援事業計画（第2期）」以外の自治体策定計画と位置付け、児童館施策の位置づけを分析した。

検討する際に、児童館に関する主要なキーワードをピックアップしてそれぞれの使用頻度を比較した。キーワードは、①児童館（児童センター）、②子育て支援、③居場所づくり（居場所）、④遊び場、⑤児童クラブ（放課後児童クラブ、学童クラブ、学童保育、放課後児童健全育成事業）⑥母親クラブとした。

検討の結果、明らかになったのは、以下の点である。

- ・ 直接「児童館」に関する記述が最も多い
- ・ 「居場所づくり」の記述は、「市町村子ども・子育て支援事業計画（第2期）」のほうが多い。一方で、「子育て支援」「遊び場」「放課後児童クラブ」の記述は「市町村子ども・子育て支援事業計画（第2期）」以外の自治体施策のほうが多い。

図 2-2-20. 自由記述にみられる児童館施策

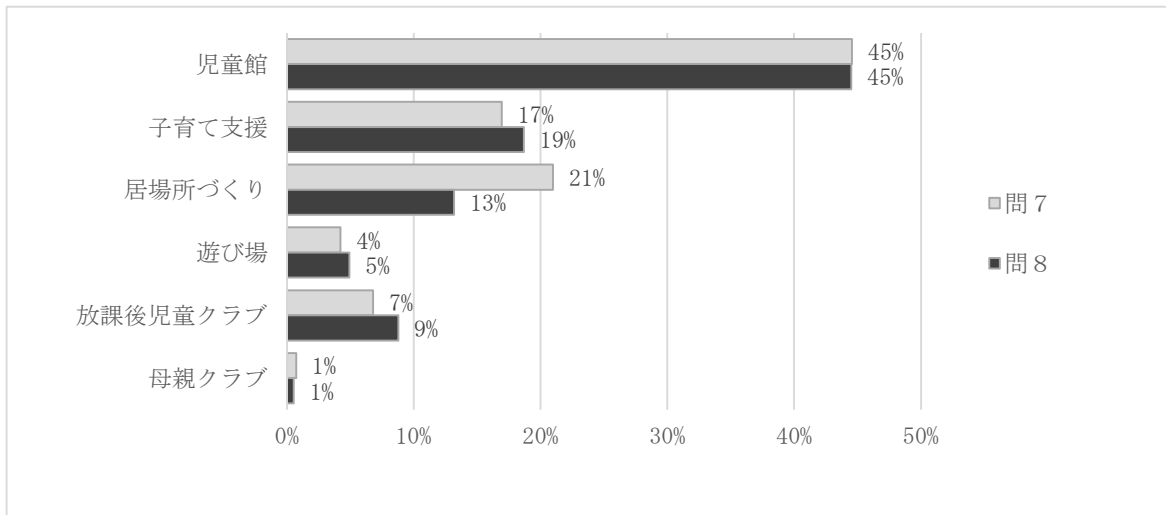


表 2-2-77. キーワードの使用頻度

	問 7		問 8	
	N	%	N	%
児童館	242	45%	81	45%
子育て支援	92	17%	34	19%
居場所づくり	114	21%	24	13%
遊び場	23	4%	9	5%
放課後児童クラブ	37	7%	16	9%
母親クラブ	4	1%	1	1%
回答数	543	100%	182	100%

イ、子ども・子育て会議と健全育成施策

自由記述のうち、子ども・子育て会議と子どもの健全育成施策について記述されている内容について検討した。具体的には「問 10」で記述されている内容のうち、子どもの健全育成の施策に関するキーワードをピックアップして検討した。

キーワードは、①児童クラブ（放課後児童クラブ、学童クラブ、学童保育、放課後児童健全育成事業）、②子育て支援、③児童館（児童センター）、④居場所づくり（居

場所)、⑤放課後子供教室（放課後子ども教室）、⑥世代間交流、⑦連携、⑧利用者支援事業、⑨放課後子ども総合プラン（新放課後子ども総合プラン）、⑩相談事業、⑪遊び場、⑫虐待・要保護、⑬障害（障がい）、⑭母親クラブ、⑮子どもの権利、⑯貧困とした。

検討の結果、明らかになったのは、以下の点である。

- ・ 子ども・子育て会議における子どもの健全育成施策についての議題は、「児童クラブ」や「子育て支援」及び「児童館」に関する検討が多い。
- ・ 「虐待・要保護」、「障害」、「子どもの権利」、「貧困」などは、いずれも重要な内容だが、健全育成施策の範疇では検討が少ない。

図 2-2-21. 自由記述にみられる子ども・子育て会議と健全育成施策 (%)

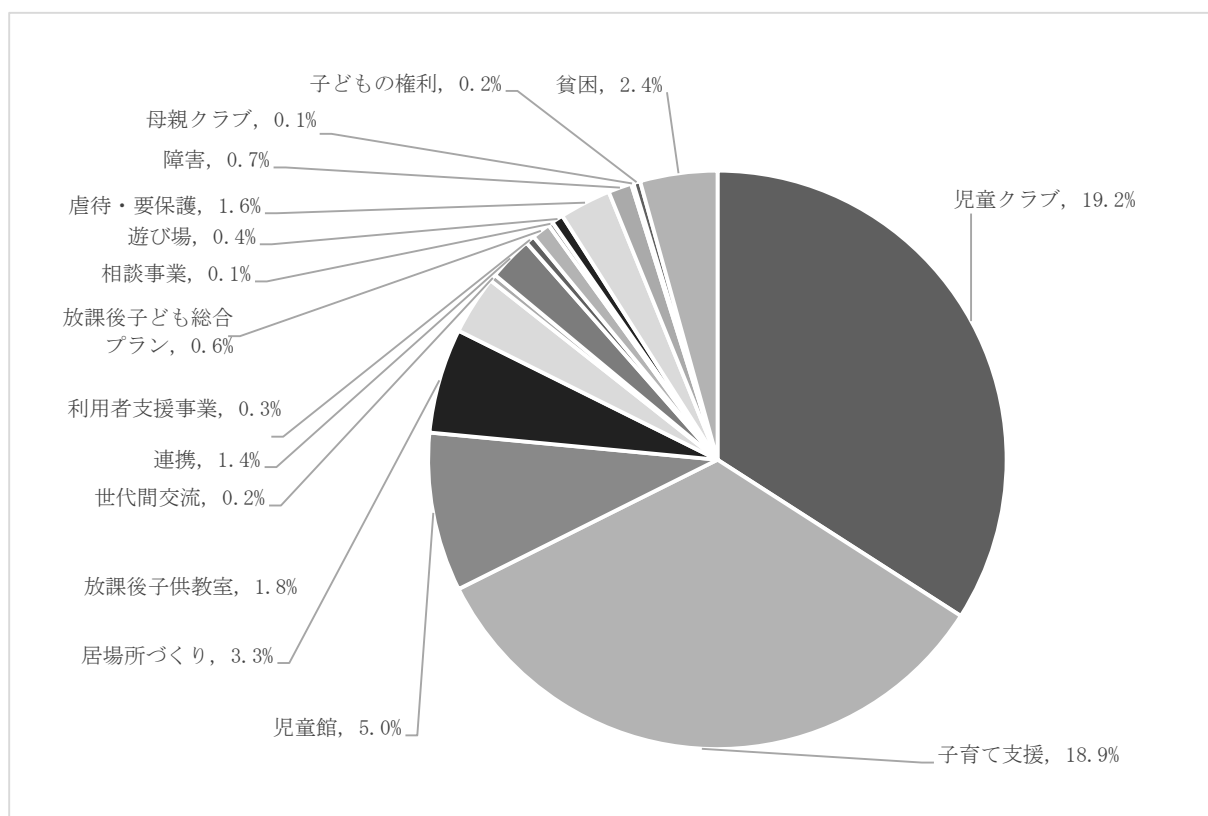


表 2-2-78. キーワードの使用頻度

キーワード	問 10		キーワード	問 10	
	N	%		N	%
児童クラブ	261	19.2%	放課後子ども総合プラン	8	0.6%
子育て支援	257	18.9%	相談事業	2	0.1%
児童館	68	5.0%	遊び場	5	0.4%
居場所づくり	45	3.3%	虐待・要保護	22	1.6%
放課後子供教室	25	1.8%	障害	10	0.7%
世代間交流	3	0.2%	母親クラブ	1	0.1%
連携	19	1.4%	子どもの権利	3	0.2%
利用者支援事業	4	0.3%	貧困	33	2.4%

ウ、児童館施策に関する意見

自由記述のうち、児童館施策に関する要望等について記述されている内容について検討した。具体的には、「問Ⅶ」の記述内容に対してコーディングを実施した。また、抽出コードをカテゴリー化して整理した。

検討の結果、明らかになったのは、以下の点である。

- ・ [財源に関する要望] では、施設整備の必要性が明らかでありながら、一方で、『人件費不足』『運営費不足』に悩む自治体の様子がうかがえる。運営費は、一般財源化されており、市町村における財源確保が困難となっており、国への財政支援を求める声があった。
- ・ 児童館ガイドラインを着実に進めることも大事だが、『ガイドラインの普及・啓発』のためには、ガイドラインの周知支援が必要とする [ガイドラインに関する要望] も寄せられている。また、ガイドラインから派生して生まれた具体的な実践事例についての周知を求める『活用事例の周知』についても声があがっている。
- ・ [健全育成の必要性と児童館] との関係性についての整理が必要である。児童館によって『健全育成の推進』が図られるためには、具体的な実践事例の周知やその他行政サービスとの連携が望まれる。

[財源に関する要望]

コード	記述の一部
『人件費不足』	・ 今般、社会の課題となっておる、児童貧困、児童虐待、不登校、児童の人権対策に対し、地域と協働でアプローチできる重要な施設と考える。しかし、運営費の確保が課題であり、市町村

	<p>財政上、淘汰され易い。国からの人件費へのサポートを要望したい。</p>
『運営費不足』	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童センターの運営について、国や県の補助が無いために予算が厳しいので、一般的な児童館が該当する補助制度を創設してもらいたい。 ・ 予算の関係上、遊具を更新することができず、児童が十分に遊ぶことができない。遊具の設置に関する補助金等があれば、情報提供を行ってほしい。

[ガイドラインに関する要望]

コード	記述の一部
『ガイドラインの普及・啓発』	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年に改正された児童館ガイドラインは、これまでの全国の児童館が大切にしてきた理念がまずは記載され、その役割・機能としての特性が3点あげられたことで、全国の児童館活動が1つの形となって国から発出されたことは、全国の児童館の力となり、支えとなっている。今後も0～18才の子どもたちへの切れ目のない支援を行う児童館活動を国として支援しつづけていただきたい。
『活用事例の周知』	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童館ガイドラインを活用して各市区町村が作成した安全管理（危機管理等）に関するマニュアル、感染症対策に関するマニュアルについて、参考例の情報を発信してほしい。

[健全育成の必要性和児童館]

コード	記述の一部
『健全育成の推進』	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童館の統合・新設を進めるにあたり、当市は少子化が顕著となっているため、子どもたちに良い環境を提供するためには、今後どのような取り組みを行えば良いか、ご教示頂きたい。 ・ 本町において、放課後等の子どもの居場所がないことが課題となっているが、人材確保、施設面で児童館の設置が厳しい現状がある。今後、児童館に加えて類似施設を各地区に整備していく必要があると考える。

3. 結果の分析・考察

平成 27 年度調査（以下、「前回調査」という。）から今回調査までの 5 年間の間に、自治体が児童館の社会資源としての意義を再確認する 2 つの動きがあった。1 つは、平成 30（2018）年の児童館ガイドラインの改正である。もう 1 つは、令和 2（2020）年の新型コロナウイルス感染症の発生による影響である。そこで、これらの 2 つの動きが、市区町村が児童館の役割と機能を促進させる上で、どのような影響を与えたかについて、前回の調査と今回の調査の結果の比較から考察した。なお、今回の調査における「促進」または「抑制」の状況は、児童館の設置率及び設置環境の動向、児童館に関する市区町村の財政投資の動きとして「新設」「建て替え（移転含む）」「大規模修繕」と「休止」「廃止」の動向、市区町村子ども・子育て支援事業計画における児童館施策の記載状況及び子ども・子育て会議における検討状況の動向、職員配置基準及び研修の動向、感染症対策及び安全管理・危機管理対策の整備状況の増減から考察した。その上で、これらの児童館の役割と機能の「促進」または「抑制」の状況が、人口規模、児童館ガイドラインの周知・活用状況、新型コロナウイルス感染症の発生とどのように関連しているかについて考察した。

（1）児童館の設置率と人口規模との関係性について

これまでの調査で、都道府県によって児童館の設置率に差異が確認されている。蜂屋は「財政力指数と市町村の人口の関係をみると、基本的に人口の多い大規模自治体ほど財政力が強くなる傾向がみられる。」と報告している¹ように、児童館の設置率については、財政投資力と関連することが予測されることから、人口の多寡も考察のポイントとしている。しかし、前回調査において、児童館の全国的な発展には、都道府県ごとの児童館施策の歴史的経緯を含めた実情の把握に努めることも示唆されている。

今回の調査では、前回調査と同様に、人口の多い市区町村ほど、児童館設置率は高かった。具体的には、人口 50 万人以上の場合、児童館設置率は 90% を超え、人口が 5 万人未満の場合、設置率が約 50% であった（表 2-2-5）。しかし、回答のあった市区町村の回答状況を都道府県単位別でみると、児童館の設置率の高低は、人口の多寡と異なる結果もみられた。具体的には、児童館設置率 80% 以上の中には、人口規模順位でみると人口が少ない県もあり、反対に、設置率 50% 未満の中にも、人口規模が大きい都道府県もある。この結果は、前回調査と同様であった。一方で、前回調査より、児童館の設置率 80% 以上の県が増えており、増えた県には人口規模の少ない県や前回調査になかった県も含まれている。歴史的経緯や人口規模の多寡以外にも児童館の設置率の促進の要因がある可能性も推測さ

¹ 蜂屋勝弘「人口動態から探る地方財政の将来像（特集 持続可能な経済の構築に向けて）」

Japan Research Institute review 2019(5), 129-154, 2019, 日本総合研究所

れる。

（２）児童館の設置環境について

平成 30（2018）年の児童館ガイドラインにおいて、児童福祉施設としての役割に基づいて、児童館の施設特性を、①拠点性、②多機能性、③地域性の 3 点に整理して、明示した。そのうちの拠点性では、「子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる。」とある。児童館が地域の拠点として機能するためには、特に、小型児童館の場合、子どもが歩いて、または自転車等を使用して、自分で来館できる生活圏域にあることが重要である。また、「地域性」を発揮するためには、地域ニーズや地域文化が共有できる圏内であることなどの環境及び地理的条件も重要である。そこで、今回の調査の新設項目として、実際の児童館の設置環境を尋ねた。今回の調査で回答のあった市区町村では、約 70%が 1 市区町村内に小型児童館を 1～5 か所設置していた。また、市区町村内の児童館 1 館当たりの小学校区は約 50%が「1 校区以上 4 校区未満」、中学校区は約 50%が「2 校区未満」、自治体内児童館 1 館当たりの人口比率は約 50%「2 万人未満」であった。このことから、回答のあった市区町村においては、児童館の設置環境は、約 50%は子どもが利用しやすい生活圏域にあり、地域文化やニーズを共有しやすい立地状況に児童館が設置されていることがうかがえる。一方で、残り約 50%は子どもが自分で児童館を利用するには遠い、地域ニーズや地域文化を共有するには範囲が広い立地状況に設置されている可能性がうかがえる。市区町村の方針として、児童館をどのように活用していきたいかを立地環境のみで推測することには限界があるが、児童館機能の効力を高めるために、立地環境の重要性についても引き続き検討していく必要がある。

（３）児童館の「新設」「建て替え（移転含む）」「大規模修繕」について

児童館に関する自治体の財政投資の動きを「新設」「建て替え（移転含む）」「大規模修繕」の 3 つの状況から考察する。まず、全体の結果からみると、市区町村別の児童館の設置率 60.6%、新設の予定 26・検討中 13、休止中 42・休止の予定 15・検討中 7、廃止の予定 48・検討中 35 であった。現在児童館を設置していない市区町村に、今後児童館を建設する予定の有無をたずねたところ（問 12）、結果は、9 市区町村（「新設の予定がある 2」「新設を検討中 7」）であった（図 2-2-3）。前回調査の結果と比べて、設置率・新設の減少、休止・廃止の増加がみられた。

次に、児童館の「新設」状況をみってみる。今回の調査は、前回調査と同様に、小型児童館・児童センター・大型児童センターのいずれの種別においても「新設の予定・検討中がある」の回答があり、児童館の既存の設置率の高低に関わらず新設の動きがあることが確認された。新たな傾向として、前回調査では、人口が 5 万人未満の市区町村の新設が多く、公設公営が増える傾向がみられたが、今回調査では、人口 20 万人以上 50 万人未満の市区

町村の新設が多く、公設公営が減るといった変化がみられた。また、児童館の運営状況全体の変化として、回答のあった市区町村では、小型児童館・児童センター・大型児童センターのいずれの種別も前回調査より公設公営が減っていた。一方で、小型児童館・児童センターでは、公設民営と民設民営が増え、大型児童センターでは公設民営が増えていた。このことから、新設する際に指定管理者制度への移行が進んでいることがわかった。

続いて、今回の調査の新規設問として、「新設」とは別に「児童館の建て替え（移転含む）の予定・検討中」と「児童館の大規模修繕の予定と検討中」についてたずねた。「建て替え（移転含む）」が 10.8%であったことから、新設より多く、さらにそれを上回って「大規模修繕」が 19.4%であった。新設と同様に、既存の都道府県別の児童館設置率の高低に関わらず、建て替えや大規模修繕に取り組む動きが確認できた。市区町村の人口規模別にみると、建て替え（移転含む）・大規模修繕の動きは、人口 5 万人未満の市区町村は実数においては最多であるが、これを回答市区町村数との比率でみると最小になった。また、人口 20 万人～50 万人以下は回答市区町村数との比率でみると最多となった。「新設」の回答の傾向と異なるのは、建て替え（移転含む）・大規模修繕予定の児童館を公設公営で運営する自治体が多かった。大規模修繕予定の児童館を公設公営で運営する自治体は、小型児童館が 62.7%、児童センターは 41.5%、大型児童センターは 50.0%となった。このことから、今回調査において、回答のあった市区町村では、人口 20 万人～50 万人以下の市区町村に「建て替え（移転含む）」、「大規模修繕」の動きが最多でみられるが、人口 5 万人未満の市区町村においても動きが確認できた。また、今後の 5 年間で、運営主体が公営の児童館の「建て替え（移転含む）」、「大規模修繕」の動きがあったことから、自治体の財政投資の選択肢として、今後も継続して検証していく必要がある。さらに、今回の調査では、「建物の整備」＝「児童館に対する自治体の新規投資・維持・拡充の意欲の意思」と仮定し、自治体へのヒアリング調査を行っている。「新設」・「建て替え（移転含む）」、「大規模修繕」に至る経緯の分析については、その稿に譲りたい。

（4）児童館の「休止」「廃止」について

令和 7 年度末までの休止・廃止予定について、前回調査と同様に、新設の予定・検討中を上回る状況がみられた。児童館が現在休止中、休止を予定・検討している市区町村は、64（休止中 42、予定 15、検討中 7）で、児童館のある市区町村の 9.1%である。児童館の廃止を予定・検討している市区町村は、83（予定 48、検討中 35）で、児童館のある市区町村の 11.8%である。この数字は、新設の予定・検討中（39 市区町村）より 44 市区町村多いことになる。

前回調査で示唆されたように「老朽化」「利用対象者の減少」「財政上」の理由は、多くの市区町村に共通する課題である。これらのことが休止・廃止に向かう契機となり得ることは想像できるが、そのなかで廃止に向かった要因を知るには、さらに詳細な検討が必要

と思われる。そこで、前回までは休止・廃止予定をひとまとめにした設問であったが、今回は休止と廃止に設問を分けた。その結果、休止と廃止とでは、市区町村がその判断をする理由に差異がある可能性が示唆された。休止の理由は、「児童利用対象者の減少(56.0%)」が最多で、廃止の理由は「老朽化(51.2%)」であった。前回と同様に、その他にも「政策の転換」「財政上」を含めて、延回答数比からは、複数の理由が検討されていたが、児童館の維持を抑制する要因として、休止には「児童利用対象者の減少」、廃止には「老朽化」に関連性があることが確認できた。

次に、児童館事業への理解状況について、児童館を設置しない理由の最多である類似施設(事業)との関連から考察した。児童館の未設置の理由は、前回調査と同様に、児童館の類似施設(事業)があることが約80%あり、児童館の類似施設(事業)として放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業ととらえている傾向がみられた。市区町村において、児童館の本来の中心的機能・役割は、地域のすべての児童の健全育成であり、放課後児童健全育成事業や乳幼児等を中心とした子育て支援等に限定されるものではないことへの理解が得られていないことが再度課題として確認された。

続いて、市区町村子ども・子育て支援事業計画における児童館施策の記載状況と子ども・子育て会議での検討状況から考察する。市区町村子ども・子育て支援事業計画における児童館施策の記載率は、前回調査65.1%から78.9%へと13.8%増加していた。人口規模別にみると、人口50万人以上を除いて、すべての人口規模別で記載率は増加した。また、市区町村の児童館の新設・休館・廃止に注目して、記載状況をみると「新設の予定・検討中」の市区町村では90%以上と高く、「廃止の予定・検討中」の市区町村では60%以下と低かった。

さらに、児童館を有する市区町村のうち、子ども・子育て会議で児童館について検討(話題に)されていない市区町村は44.7%あり、この結果には人口規模の差異がなかった。また、市区町村の児童館の新設・休館・廃止に注目して、子ども・子育て会議で児童館について検討されていない状況をみると、児童館の廃止予定35.4%、廃止検討60.0%であった。この状況は前回調査と同様であった。

このことから、「新設」については、計画への児童館の記載が充実しており、子ども・子育て会議における検討の経緯がみえる。一方で、「廃止」については、児童館の記載が少なく、子ども・子育て会議での検討の経緯が見えにくい。前回調査と同様の結果であることから、十分な議論や検証が行われず、市区町村の判断が先行している状況が未だ改善されないままである。この結果と児童館ガイドラインの改正内容についての市区町村の周知・活用状況は重ねて検証する必要がある。

(5) 新型コロナウイルス感染症対策による対策マニュアル等の整備状況への影響について
コロナ禍における児童館の運営体制において、感染症対策や安全・危機管理の対策が整

備されたのかについて考察する。自治体で統一した児童館の感染症対策に関するマニュアルの整備状況は、「ある 29.8%」「作成中 0.9%」「マニュアルはないがそれに準ずる通知や事務連絡を示している 44.7%」「ない 20.0%」については地域差があったことがうかがえる。感染症対策に関するマニュアルがある市区町村のうち、新型コロナウイルス感染症対策に関するマニュアルの整備状況は、「ある 64.8%」にみられるように新型コロナウイルスについて進展がみられた。また、児童館として安全管理や危機管理に関するマニュアルを定めることについては、「児童館の設置運営について」（厚生事務次官通知、厚生省発 123 号、平成 2 年 8 月 7 日）が、「運営管理の責任者を定めるとともに、指導する児童の把握、保護者との連絡、事故防止等に関する事項を規定する運営管理規定を定めること。」と定めている。自治体で統一した児童館の安全管理（危機管理等）に関するマニュアルの整備状況は、「ある 39.0%」「作成中 0.6%」「マニュアルはないがそれに準ずる通知や事務連絡を示している 30.8%」「ない 23.4%」であった。「ない」が 23.4%にとどまっていることは、利用する子ども・保護者等の安全にとって大きな問題である。この指摘は前回調査においても同様の内容を報告しており、早急な対応課題が残されたままになっている。

（6）児童館職員の配置及び研修について

児童館の運営には「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条に規定する児童の遊びを指導する者を置くほか、必要に応じ、その他の職員を置くこと。」（「児童館の設置運営について」前掲）とされているが、児童館のある市区町村の 23.5%が職員の配置基準を定めていない。安定した児童館運営を行うために、職員の配置基準のない市区町村の事情を把握して対応する必要があるという課題が明らかになった。

児童館ガイドラインにも研修による資質向上が謳われているように児童館は、新任・中堅・館長を問わず、すべての職員に研修と自己研鑽、職場における事例検討等が必要な施設である。児童館職員の研修を実施している市区町村は前回調査では約 80%の実施率であったが、今回は約 40%と大幅に減少していた。当初、要因として、新型コロナウイルス感染症による影響が考えられたが、新型コロナウイルスの感染状況が深刻であった自治体の方が研修の実施率が高く、他の要因の可能性が高いことが推測できる。また、児童館がある市区町村の研修対象者別に実施率をみると、新任職員・中堅職員がともに約 30%、館長が約 20%であった。すべての職員に対する研修のさらなる普及や館長研修の必要性の周知等が課題となっていることが明らかになった。研修を実施していない市区町村では、児童館事業の形骸化、固定化、地域の課題を児童館活動に取り入れることが不十分になる等の課題が生じることが推察される。そのため、研修の実施は早急な改善が望まれる。一方で、職員研修の実施方法では、外部研修への派遣が 69.8%、自治体主催による研修は 60.7%であった。このことから、国や都道府県レベルの研修あるいは職能団体による研修制度の普及が、一定の役割を果たしていると想定される。

(7) 児童館ガイドラインの周知・活用と児童館の活性化の促進及び抑制の要因について

児童館ガイドラインの周知について、担当課内に周知している市区町村は前回調査 35.3%から 59.6%へ 2 倍に増加していた。児童館を設置している市区町村において児童館ガイドラインを周知しているところは前回調査 55.0%から 77.9%へ 1.5 倍、設置していない市区町村での周知率は前回調査 2.9%から 31.4%へ 10 倍に増加した。前回調査では、人口 50 万人以上の市区町村で周知率が一番高いとされていたが、今回は人口 20 万人以上 50 万人未満で一番高くなった。国のガイドラインを周知している市区町村では、独自の指針やガイドラインの作成状況との相関性がみられた。また、児童館ガイドラインを、運営の点検・見直しに活用した市区町村は前回調査 53.1%から 77.0%へと 2 倍に増加した。これらのことから、児童館ガイドラインが、自治体の児童館運営向上の取組に具体的に役立っていることを確認することができる。一方で、課内での内容把握がない状況が約 30%あることが問題視される。国のガイドラインの周知もなく、市区町村独自のガイドラインもなく児童館を運営している市区町村も確認された。また、職員研修に活用された市区町村は前回調査 32.3%から 25.1%へと減少した。この現状は、児童の健全育成施策や児童館における市区町村行政の役割を考える上で重要な課題が明らかになったといえる。

「新設」に注目すると、新設の予定がある市区町村では「市区町村独自のガイドラインについて「ある 50.0%」、新設を検討中では「ある 7.7%」「作成中 15.4%」と取組状況の高さがうかがえる。単純な比較にはならないが、廃止の予定がある市区町村では、「ある 25.5%」「作成中 2.1%」、廃止を検討中の市区町村では、「ある 25.7%」「作成中 0.0%」であった。また、児童館ガイドラインの児童館への周知は児童館がある市区町村では 74.6%に対して、「新設の予定」がある市区町村では 100%、「新設の検討中」の市区町村は 84.6%と周知率が高かった。一方で「廃止の予定」がある市区町村では 72.9%、「廃止の検討中」の市区町村は 48.6%と周知率が低くなった。市区町村の児童館の存続の意向と児童館ガイドラインの周知状況には関連性があることがうかがえる。児童館の新設・廃止の判断がガイドラインの内容を理解する動きを促進・抑制させるのか、またその逆なのか、児童館の新設・建て替え（移転を含む）・大規模修繕と児童館ガイドラインの改正との関連性については、自治体ヒアリングの分析に譲りたい。

児童館ガイドラインの児童館への周知方法は、メールによる配信が前回調査 15.9%から 53.4%へ増加し、文書配布が 60.4%から 48.4%に減少しており、周知方法に変化がみられた。しかし、周知方法の変化が児童館の職員への周知や理解に影響を与えたかまでは調査していない。

担当課内・児童館以外への周知先について、最も多いのが「放課後児童クラブ 55.1%」「庁内の他部局 27.6%」であった。このことは、児童館が放課後児童クラブ機能を有し

する児童館が増加していることと関係している可能性がある。また、市区町村は、児童館の役割や機能を最も伝えなければいけない利用者、児童館が連携・協同する相手である学校・母親クラブ・子育てサークル・保育所・幼稚園・認定こども園・放課後子供教室・保健所・保健センター（保健師）・町内会・自治会への周知の必要性を意識していない実態もうかがえる。児童館ガイドラインの周知先は、市区町村が児童館のネットワークの対象をどこまで認識しているかを示す範囲とも考えられる。その範囲の広さは、市区町村が児童館ガイドラインの改正で示された児童館の「多機能性」「地域性」への理解にもつながる。今回の調査で、市区町村の児童館ガイドラインの周知・活用には前進がみられた。そこで、今後は児童館ガイドラインの理解度について、児童館の実態調査の結果と照合し、さらなる詳細な調査が必要となる。

本調査の中で求めた自由記述の中から明らかになった主な現状は以下のようなことである。これらの自由記述は市区町村の所管課の考えを反映するものであり、全体の集計結果を補完するものとして、今後の児童館施策のあり方を考える際の参考となるものである。

- ・ 前回調査では、次世代育成支援行動計画における児童館施策の位置づけを「児童館」のキーワードの記述頻度で分析し、児童館の記述の減少を報告していた。しかし、今回の市町村子ども・子育て支援事業計画（第2期）」の施策、「市町村子ども・子育て支援事業計画（第2期）」以外の自治体策定計画において、直接「児童館」に関する記述が最も多かった。「居場所づくり」の記述は、「市町村子ども・子育て支援事業計画（第2期）」のほうが多い。一方で、「子育て支援」「遊び場」「放課後児童クラブ」の記述は「市町村子ども・子育て支援事業計画（第2期）」以外の自治体施策のほうが多い。
- ・ 子ども・子育て会議における子どもの健全育成施策についての議題は、「児童クラブ」や「子育て支援」及び「児童館」に関する検討が多い。児童館ガイドラインで取組を促進させようとしている「虐待・要保護」、「障害」、「子どもの権利」、「貧困」などは、いずれも重要な内容だが、健全育成施策の範疇では検討が少ない。
- ・ [財源に関する要望] では、施設整備の必要性が明らかでありながら、一方で、『人件費不足』『運営費不足』に悩む自治体の様子うかがえる。運営費は、一般財源化されており、市町村における財源確保が困難となっており、国への財政支援を求める声があった。
- ・ 前回調査と同様に、児童館ガイドラインを着実に進めることも大事だが、『ガイドラインの普及・啓発』のためには、ガイドラインの周知支援が必要とする[ガイドラインに関する要望]も寄せられている。また、ガイドラインから派生して生まれた具体的な実践事例についての周知を求める『活用事例の周知』についても声があがって

いる。また「健全育成の必要性と児童館」との関係性についての整理が必要である。児童館によって『健全育成の推進』が図られるためには、具体的な実践事例の周知やその他行政サービスとの連携が望まれる。

量的調査と自由記述の内容を照合して、今後の市区町村の現状の改善について以下のよう
に提案したい。

前回調査及び今回調査においても、同様の現状と要望が確認された。具体的には、施設設備に関する国からの支援の要望は、老朽化の課題を抱え児童館の存続を検討する市区町村は人口規模に関わらず多く存在している。一方で、新設と休止・廃止の動きも人口規模の多寡に関わらず存在する中で、人口が少ない市区町村でも公営の維持、多い市区町村では民営化を選択しながら開発・維持・拡充のための取組がみられる市区町村が存在している。また、児童館ガイドラインの周知・活用状況にも差異が生まれている。そこで、今回の質的調査「自治体へのヒアリング調査」の対象を「新設」「建て替え（移転を含む）」「大規模修繕」など、児童館の開発・維持・拡充の方向性を選択した市区町村を選定している。これらの市区町村のヒアリング結果には、財源投資の方針、民営化等の運営面の変更、児童館ガイドラインの周知や活用の仕方など様々な課題に対する改善のヒントが示されている。

また、前回調査と同様に、児童館ガイドラインの理解を助ける解説書や事例集などの資料の開発の要望が挙げられている。資料の開発とともに、先に挙げた自治体のヒアリングでは、ガイドラインの理解度を深めるワークショッププログラムや他の児童館の視察や情報交換などの取組が示唆されている。今後は、国からの支援にも限りがあるため、全国一律ではなく、調査等で明確な意思や動きが確認できた市区町村に優先的に支援するなどの工夫も検討されていく必要がある。

第3章

小型児童館・児童センター への質問紙調査

第3章 小型児童館・児童センターへの質問紙調査

1. 調査の方法・内容と回収結果

(1) 調査対象

全国の市区町村（1,741 か所）の児童館または子ども・子育て支援を主管する部署を経由して、所管するすべての児童館に調査を依頼した。

(2) 調査方法

質問紙の郵送配布により行った。回答方法は、①郵送（回答用紙を返信用封筒に同封し、返送）②電子メール（Excel 版調査票を当財団ホームページからダウンロードし回答後、電子メールで送信）である。

(3) 調査基準日、調査期間等

①調査基準日：令和3年10月1日

②調査期間：令和3年10月1日～令和4年1月11日（一次締切12月10日）

※先行研究となる平成28年度「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」¹（以下、本章では「前回調査」という。）の結果と今回の調査結果を経年比較するため、調査対象の実情を考慮して調査期間を延長し、前回調査の回収率に近づけることとした。

(4) 調査内容

①調査名：2021 全国児童館実態調査（小型児童館・児童センター調査）

②調査項目

小型児童館・児童センターは所在地、種別、設置・運営形態等の施設概要、児童館ガイドラインの内容に関する設問等57項目を設定した。設問の詳細は、以下のとおりである。

- | |
|----------------------------|
| 問1. 児童館の種別 |
| 問2. 児童館の開設年月 |
| 問3. 児童館の建築年月 |
| 問4. 児童館の占有面積 |
| 問5. 諸室の状況 |
| 問6. 併設する施設、併設する施設と共有している諸室 |

¹ 平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」（主任研究員：植木信一／実施主体：一般財団法人児童健全育成推進財団）

- 問 7. バリアフリー設備の設置状況
- 問 8. 最寄りの小・中学校から児童館までの所要時間
- 問 9. 児童館の開館・休止の状況
- 問 10. 設置・運営の形態
- 問 11. 児童館運営のための基本方針の明文化の有無
- 問 12. 児童館の開館時間、午前中の活動内容
- 問 13. 休館日
- 問 14. 正午から午後 1 時まで（昼休み時間中）の運営
- 問 15. 児童館の利用対象
- 問 16. 令和 2 年度の開館日数 実際の日数／臨時休館を除く日数
- 問 17. 令和 2 年度の延べ利用人数
- 問 18. 令和元年度の延べ利用人数
- 問 19. 児童館で活動している母親クラブの有無、児童館と母親クラブの連携事業
- 問 20. ボランティアの参加の有無、ボランティアをする人
- 問 21. 運営委員会（運営協議会）の設置の有無、運営委員の属性
- 問 22. 実習生の受け入れ、マニュアル、プログラムの有無
- 問 23. 児童館 1 館あたりの運営費用
- 問 24. 職員の倫理規定等の明文化の有無
- 問 25. 安全管理マニュアルの有無
- 問 26. 感染症対策マニュアルの有無
- 問 27. 防災マニュアルの有無
- 問 28. 災害時の事業継続計画（BCP）の有無
- 問 29. 防犯に関するマニュアルの有無
- 問 30. 避難訓練の実施の有無
- 問 31. 苦情への対応方法
- 問 32. 評価の実施の有無 / 第三者評価 / 受審理由
- 問 33. 利用者からの費用徴収の有無
- 問 34. 児童館利用者用保険（共済）の加入状況
- 問 35. ICT環境整備の有無
- 問 36. 児童館長、児童厚生員等職員の配置
- 問 37. 児童厚生員の児童館の勤続年数（常勤・非常勤別）
- 問 38. 児童館長・児童厚生員（指導員）の保有資格
- 問 39. 職員が業務として参加する職場以外での研修の機会の回数および費用負担
- 問 40. 児童館職員に対する健康診断 / 健康診断を行う職員
- 問 41. 職員に対するメンタルヘルス対策の実施状況

問 42. 児童館ガイドラインに基づく児童館活動内容
問 43. 小学生以上の対象者別実施活動（事業・取組）の内容と頻度
問 44. 地域に出向いて行う移動児童館（出前児童館等）の取組の有無
問 45. 子どもが参画する取組について
問 46. 乳幼児とその保護者を対象とした子育て支援の取組の有無 / 取組内容
問 47. 地域子ども・子育て支援事業の取組 / 放課後児童クラブの登録人数 / 支援員の人数
問 48. 児童や地域等に関する児童館独自の調査の有無
問 49. 配慮を必要とする児童の利用の有無 / 障害のある児童の利用状況
問 50. 児童館職員が対応した相談の年間件数（令和 2 年度実績）
問 51. 子どもからの主な相談内容
問 52. 保護者からの主な相談内容
問 53. 相談対応について
問 54. 児童館において発見した児童への虐待事案の有無（令和 2 年度実績） / 具体的対応
問 55. 相談員による相談対応の実施
問 56. 要保護児童対策地域協議会への参画の有無
問 57. 連携している社会資源

（5）各設問における用語解説・定義

本章に使用した用語等は以下の通りである。また、2021 全国児童館実態調査（小型児童館・児童センター調査票）において使用した用語についても同様に定義しているものである。

用語	解説・定義	設問
児童館	・児童福祉法第 40 条に基づく「児童厚生施設」 ・児童館の種別を明記せず使用している場合は、「児童館の設置運営について」（平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号事務次官通知（別紙））及び児発第 967 号局長通知に示される「小型児童館」「児童センター」（大型児童センター）及び「その他の児童館」を総称する	問 1 以降
高齢者福祉施設	入所・通所を含む	問 6
障害者福祉施設	入所・通所を含む	
フラットフロア	館内に段差を設けない床設定を指す	問 7
休止中	都道府県に休止の届出を提出している状況をいい、感染症対策等による臨時休館は含まない	問 9

用語	解説・定義	設問
基本方針	児童館が大切にしている考え（理念・ビジョン・使命等）	問 11
開館時間	条例や運営規則等であらかじめ規定されている通常の開館時間	問 12
子育て支援	児童館ガイドラインに示す「保護者の子育て支援」「乳幼児支援」の内容をいう	付問 12-1、 問 42、問 46、 問 46-1
幼児集団保育	かつて、児童福祉法第 24 条にあったただし書き（抜粋「ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない」）に基づき、主に 3～5 歳児の集団保育のことをいう	付問 12-1
実習生	<ul style="list-style-type: none"> ・所属課程や取得免許は問わず、大学、短大、専門学校等の実習生 ・中学生・高校生による職場体験は除く 	問 22
運営費用	事務費、事業費など（人件費、施設整備費は除く）	問 23
利用者からの費用	放課後児童クラブを実施している場合、その利用に係る経費は含まない	問 33
児童厚生員	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（第 38 条）に規定する「児童の遊びを指導する者」	問 36、問 37、 問 38、 付問 40-1、
常勤	所定労働時間を通じて勤務する労働形態	問 36、問 37、 問 38、
非常勤	所定労働時間のうち一部を勤務する労働形態	付問 40-1、 問 41
平均勤務年数	異動や労働形態（常勤・非常勤）の変更等がある場合は児童館勤務の通算年数	問 37
児童健全育成指導士 児童厚生 1 級特別指導員 児童厚生 1 級指導員 児童厚生 2 級指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童健全育成推進財団が独自に認定する資格 	問 38
メンタルヘルス対策	主に精神的な疲労、ストレス、悩みなどの軽減や緩和するための支援の取組をいう	問 41
ランドセル来館	放課後児童クラブ登録児童ではなく、学校の放課後に自宅等に帰宅せずに、直接児童館へ来館する取組	問 43

用語	解説・定義	設問
放課後児童クラブ 放課後児童健全育成事業	・児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	問 17、問 23、 問 33、問 42、 問 43、問 47、 問 47-1、問 57
地域子育て支援拠点事業	児童福祉法第6条の3第6項に基づき、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	問 47
利用者支援事業	子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	
障害	障害の種類・程度は問わない	問 49、 不問 49-1
対応した相談	日常の悩みの聞き取りなど立ち話相談なども含む。	問 50
相談員	専任、兼任、巡回相談などすべてを含む	問 55
放課後子供教室	全ての児童（小学校に就学している児童をいう。）が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業	問 57
子ども	・児童福祉法における「児童」と同義で、「満18歳に満たない者」をいう ・市区町村によって「満18歳まで」としているところもある。	全般

(6) 回収結果

①回収件数：3,621件（対象客体数4,379件）

回収方法別内訳：紙媒体（郵送／FAX）1,975件 電子メール1,646件

②回収率：82.7%

③集計作業

集計作業は、数量データを中心とした分析とした。単純集計による結果をまとめるとともに、児童館長・児童厚生員の配置と延べ利用人数、利用者層、児童館ガイドラインにおける「児童館の活動内容」との関係などについてクロス集計を行った。それらの結果から優位性が明らかになった項目について分析と考察、また前回調査との比較を試みた。

2. 調査の集計・結果

(1) 集計結果の概要

- 調査基準日 令和3年10月1日
- 調査対象 全国の児童館（小型児童館・児童センター等）
- 送付数 全国の市区町村（1,741か所）の児童館又は子ども・子育て支援を主管する部署を経由して、所管するすべての児童館4,379ヶ所（令和2年度「社会福祉施設等調査」）
- 回収数 3,621（回収率82.7%）

*集計結果は令和4年1月11日現在のものである。

*比率については、小数点第2位を四捨五入しているため、近似値を表記している。

*集計結果を整理し優位性の高い項目についてクロス集計を行った。

*同一質問かつ、特徴的なものは、前回調査の結果との比較を実施した。

(2) 個別回答の集計結果

問1. 児童館の種別

児童館の種別について記入のあった児童館3,621館は、「小型児童館」2,361（65.4%）、「児童センター」1,039（28.8%）、「大型児童センター」64（1.8%）、「その他の児童館」144（4.0%）であった

表 3-2-1. 児童館の種別

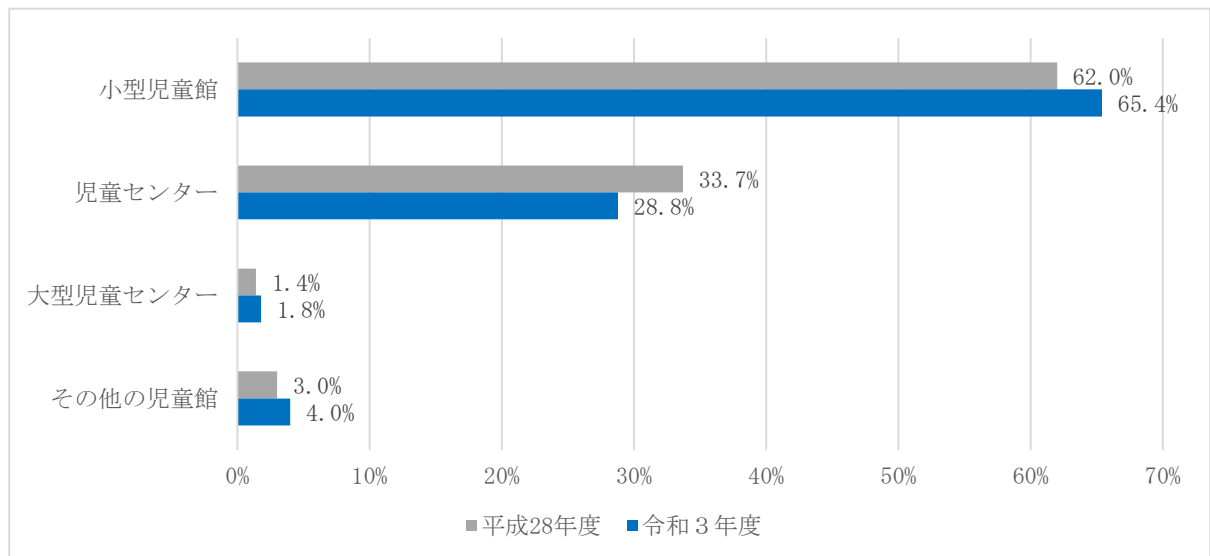
	件数	小型児童館	児童センター	大型児童センター	その他の児童館	有効回答
回答数	3621	2361	1039	64	144	3608
割合(%)	100.0	65.4	28.8	1.8	4.0	100.0

欠損値 N

13

前回との比較でみると、小型児童館は3.4%増加した。

図 3-2-1. 児童館の種別（前回比較）



問 2. 児童館の開設年月

国庫補助制度が設立されたのが昭和 38 年。これをきっかけに昭和 41 年から平成 17 年までは同じような割合で推移している。平成 18 年以降は児童館の開設は少なくなっている。

表 3-2-2. 児童館の開設年月

	昭和 30 年 以 前	昭 和 31 年 ～ 35 年	昭 和 36 年 ～ 40 年	昭 和 41 年 ～ 45 年	昭 和 46 年 ～ 50 年	昭 和 51 年 ～ 55 年	昭 和 56 年 ～ 60 年	平 成 2 年 ～ 昭 和 61 年 ～	平 成 3 年 ～ 7 年
回答数	12	6	58	229	353	496	579	328	370
割合 (%)	0.3	0.3	1.6	6.3	9.7	13.7	16.0	9.0	10.3

	平 成 8 年 ～ 12 年	平 成 13 年 ～ 17 年	平 成 18 年 ～ 22 年	平 成 23 年 ～ 27 年	令 和 2 年 ～ 平 成 28 年 ～	令 和 3 年 以 降	年 不 明	有 効 回 答
回答数	323	351	203	144	113	15	31	3611
割合 (%)	8.9	9.7	5.7	4.0	3.1	0.4	0.9	100.0

欠損値 N

10

問3. 現在の児童館の建築年月

児童館の建築年は「昭和56年～60年」が最も多く、16.3%だった。「平成3年～7年」11.1%以降、割合が減少している。

表3-2-3. 児童館の建築年月

	昭和30年以前	昭和31年～35年	昭和36年～40年	昭和41年～45年	昭和46年～50年	昭和51年～55年	昭和56年～60年	昭和61年～平成2年	平成3年～7年
回答数	19	5	33	122	300	473	584	333	401
割合(%)	0.5	0	1.0	3.4	8.4	13.3	16.3	9.3	11.2

	平成8年～12年	平成13年～17年	平成18年～22年	平成23年～27年	令和2年～平成28年	令和3年以降	年不明	有効回答
回答数	359	336	213	184	167	23	36	3588
割合(%)	10	9.4	5.9	5.1	4.7	0.6	1.0	100.0

欠損値 N

33

問4. 児童館の占有面積

小型児童館であっても 3,000 m²以上ある児童館が 14.6%あることがわかった。その他の児童館は 1,000 m²未満が 50%を超えていることがわかった。

表 3-2-4. 敷地総面積

	件数	5000m ² 未満	5000～10000m ² 未満	10000～15000m ² 未満	15000～20000m ² 未満	20000～25000m ² 未満	25000～30000m ² 未満	30000m ² 以上	有効回答	欠損値	
小型児童館	N	2361	417	580	364	199	129	90	305	2084	277
	%	100.0	20.0	27.8	17.5	9.5	6.2	4.3	14.6	100.0	-
児童センター	N	1039	103	231	215	100	62	49	174	934	105
	%	100.0	11.0	24.7	23.0	10.7	6.6	5.2	18.6	100.0	-
大型児童センター	N	64	0	8	7	12	6	9	20	62	2
	%	100.0	-	12.9	11.3	19.4	9.7	14.5	32.3	100.0	-
その他の児童館	N	144	37	39	19	8	12	2	16	133	11
	%	100.0	27.8	29.3	14.3	6.0	9.0	1.5	12.0	100.0	-
回答数		3621	558	860	605	324	210	152	515	3224	397
割合(%)		100.0	17.3	26.7	18.8	10.0	6.5	4.7	16.0	100.0	-

表 3-2-5. 施設延べ床面積

	件数	2	2	3	4	5	6	7	有効回答	欠損値	
		00㎡未満	00～30㎡未満	30～40㎡未満	40～50㎡未満	50～60㎡未満	60～70㎡未満	70㎡以上			
小型児童館	N	2361	263	622	585	323	153	99	255	2300	61
	%	100.0	11.4	27.0	25.4	14.0	6.7	4.3	11.1	100.0	-
児童センター	N	1039	6	48	305	266	129	66	193	1013	26
	%	100.0	0.6	4.7	30.1	26.3	12.7	6.5	19.1	100.0	-
大型児童センター	N	64	0	0	0	1	12	11	40	64	0
	%	100.0	-	-	-	1.6	18.8	17.2	62.5	100.0	-
その他の児童館	N	144	47	36	16	10	6	9	17	141	3
	%	100.0	33.3	25.5	11.3	7.1	4.3	6.4	12.1	100.0	-
回答数		3621	318	706	909	603	300	188	506	3530	91
割合(%)		100.0	9.0	20.0	25.8	17.1	8.5	5.3	14.3	100.0	-

問 5. 諸室等の状況（複数回答）

児童館に多く設置されている部屋は、「遊戯室（プレイルーム）」96.7%、「事務室（スタッフルーム）」89%、「図書室」87.1%であった。

一方、設置の割合が低かったのは「音楽室（スタジオ）」5.1%、「中・高生世代専用室」1.9%、「調理室」15.2%、「相談室」15.2%、「ボランティア室」4.0%、「視聴覚・鑑賞室（DVD鑑賞や読み聞かせ等の部屋）」4.0%、「多目的室」14.4%であった。

表 3-2-6. 諸室等の状況

		件数	遊戯室 (プレイルーム)	図書室	集会室	創作活動室 (工作室)	音楽室 (スタジオ)	静養室	乳幼児専用室	中・高校生世代専用室	調理室
小型児童館	N	2361	2273	2034	1346	740	93	459	657	37	356
	%	100.0	96.3	86.2	57.0	31.4	3.9	19.4	27.8	1.6	15.1
児童センター	N	1039	1017	934	707	342	56	236	319	20	153
	%	100.0	98.0	90.0	68.1	32.9	5.4	22.7	30.7	1.9	14.7
大型児童センター	N	64	63	55	45	34	30	13	43	10	19
	%	100.0	98.4	85.9	70.3	53.1	46.9	20.3	67.2	15.6	29.7
その他の児童館	N	144	131	117	43	22	6	18	20	3	18
	%	100.0	92.9	83.0	30.5	15.6	4.3	12.8	14.2	2.1	12.8
回答数		3621	3496	3150	2151	1142	185	727	1040	70	548
割合(%)		100.0	96.7	87.1	59.5	31.6	5.1	20.1	28.8	1.9	15.2

		相談室	ボランティア室	(DVD鑑賞や読み聞かせ等の部屋) 視聴覚・鑑賞室	事務室 (スタッフルーム)	多目的室	館庭 (子どもが遊べる屋外スペース)	その他	有効回答	欠損値
小型児童館	N	337	71	89	2076	305	1139	743	2360	1
	%	14.3	3.0	3.8	88.0	12.9	48.3	31.5	100.0	-
児童センター	N	176	45	40	951	166	495	403	1038	1
	%	17.0	4.3	3.9	91.6	16.0	47.7	38.8	100.0	-
大型児童センター	N	23	25	10	61	26	33	40	64	0
	%	35.9	39.1	15.6	95.3	40.6	51.6	62.5	100.0	-
その他の児童館	N	11	2	6	123	23	51	40	141	3
	%	7.8	1.4	4.3	87.2	16.3	36.2	28.4	100.0	-
回答数		549	143	145	3219	521	1723	1230	3615	6
割合(%)		15.2	4.0	4.0	89.0	14.4	47.7	34.0	100.0	-

問6. 併設する施設（複数回答）

併設する施設がないのは47.5%で、半数以上が併設であった。併設する施設が多かったのは「その他の併設施設」20.4%であった。また、5%を超えたのは「高齢者福祉施設」9.3%、「保育所以外の児童福祉施設」8.9%、「保育所」8.2%、「公民館」6.8%、「コミュニティーセンター」5.8%であった。

表 3-2-7. 併設施設

	件数	保育所	保育所以外の児童福祉施設	高齢者福祉施設	障害者福祉施設	保健所・保健センター	幼稚園	小学校	中学校
回答数	3621	285	307	322	69	46	18	108	11
割合(%)	100.0	8.2	8.9	9.3	2.0	1.3	0.5	3.1	0.3

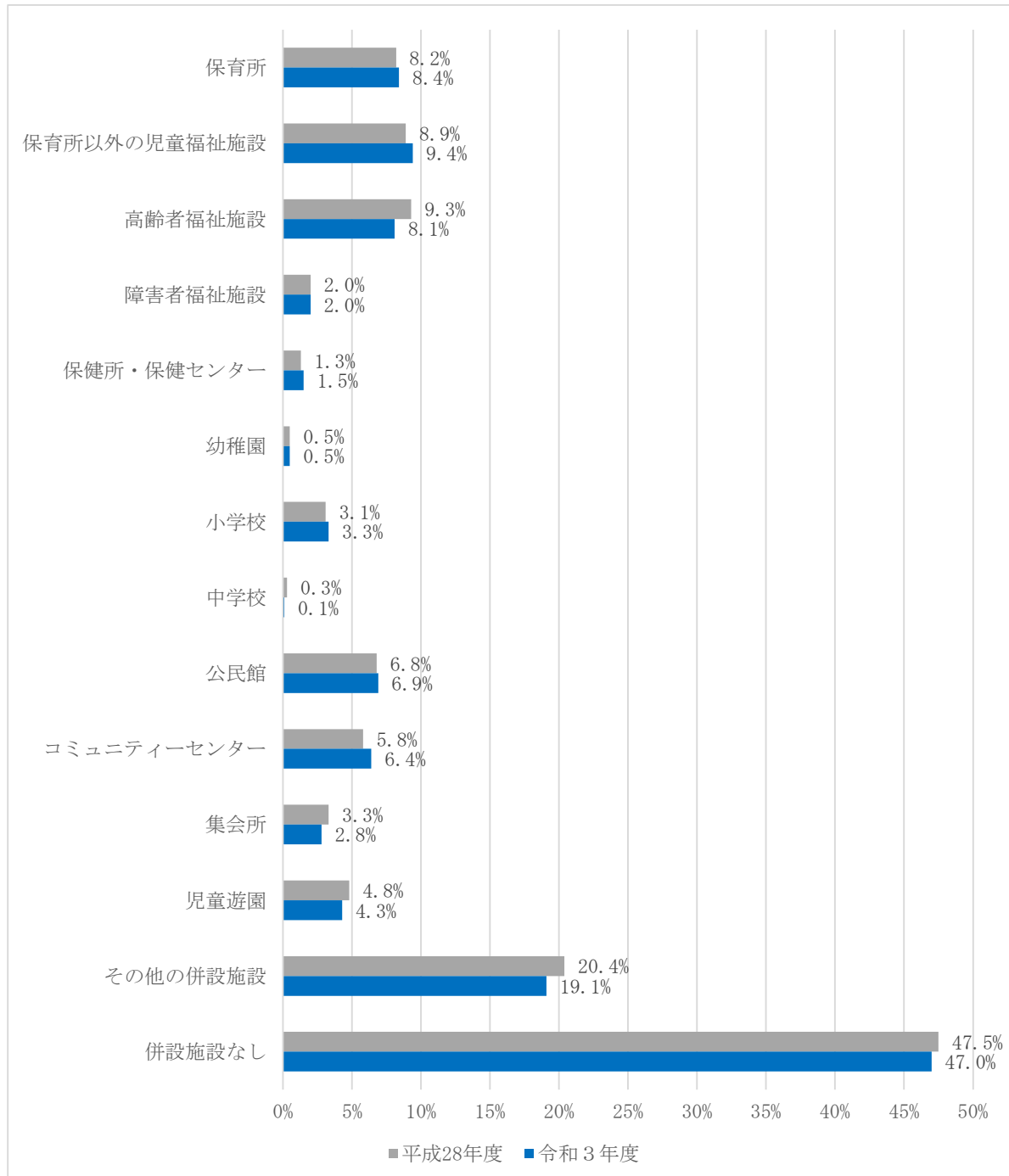
	公民館	コミュニティーセンター	集会所	児童遊園	その他	併設施設なし	有効回答
回答数	234	200	114	167	707	1646	3464
割合(%)	6.8	5.8	3.3	4.8	20.4	47.5	100.0

欠損値 N

157

前回との比較をみると、全体的に微減傾向がありつつも、「小学校」「保健所・保育センター」「コミュニティーセンター」等で微増傾向がみられる。

図 3-2-2. 併設施設（前回比較）



付問 6-1. 併設施設と共有している諸室（複数回答）

併用施設と共有している諸室としては、割合が高い順に「事務室」38.0%、「館庭」37.2%、「遊戯室」30.4%となった。

表 3-2-8. 併設施設と共有している諸室

		件数	遊戯室	図書室	集会室	創作活動室	音楽室	静養堂	乳幼児専用室	中・高校生世代専用	調理室
保育所	N	285	35	13	14	5	1	8	6	0	10
	%	100.0	38.0	14.1	15.2	5.4	1.1	8.7	6.5	-	-
保育所以外の児童福祉施設	N	307	138	112	74	51	9	35	6	5	33
	%	100.0	64.2	52.1	34.4	23.7	4.2	16.3	2.8	2.3	-
高齢者福祉施設	N	322	16	14	47	8	4	12	1	3	18
	%	100.0	10.0	8.8	29.4	5.0	2.5	7.5	0.6	1.9	-
障害者福祉施設	N	69	6	1	5	1	0	2	0	2	6
	%	100.0	18.8	3.1	15.6	3.1	-	6.3	-	6.3	-
保健所・保健センター	N	46	1	0	5	1	0	1	0	0	3
	%	100.0	7.1	-	35.7	7.1	-	7.1	-	-	-
幼稚園	N	18	5	2	3	0	0	0	1	0	1
	%	100.0	83.3	33.3	50.0	-	-	-	16.7	-	-
小学校	N	108	5	5	8	0	0	0	0	0	1
	%	100.0	9.6	9.6	15.4	-	-	-	-	-	-
中学校	N	11	2	2	2	0	0	0	0	0	0
	%	100.0	40.0	40.0	40.0	-	-	-	-	-	-
公民館	N	234	39	44	44	5	1	11	4	1	47
	%	100.0	28.1	31.7	31.7	3.6	0.7	7.9	2.9	0.7	-
コミュニティーセンター	N	200	31	23	51	13	7	6	2	0	39
	%	100.0	27.0	20.0	44.3	11.3	6.1	5.2	1.7	-	-
集会所	N	114	28	10	39	19	5	2	3	0	20
	%	100.0	46.7	16.7	65.0	31.7	8.3	3.3	5.0	-	-
児童遊園	N	167	14	13	5	2	0	2	4	0	0
	%	100.0	13.2	12.3	4.7	1.9	-	1.9	3.8	-	-
その他	N	707	98	105	107	28	7	28	18	2	64
	%	100.0	25.9	27.7	28.2	7.4	1.8	7.4	4.7	0.5	-

		相談室	ボランティア室	視聴覚・鑑賞室	事務室	多目的室	館庭	その他	有効回答	欠損値
保育所	N	12	1	1	21	10	53	19	92	193
	%	13.0	1.1	1.1	22.8	10.9	57.6	20.7	100.0	-
保育所以外の児童福祉施設	N	28	5	8	121	27	107	45	215	92
	%	13.0	2.3	3.7	56.3	12.6	49.8	20.9	100.0	-
高齢者福祉施設	N	18	2	1	75	25	36	44	160	162
	%	11.3	1.3	0.6	46.9	15.6	22.5	27.5	100.0	-
障害者福祉施設	N	6	1	1	9	5	12	8	32	37
	%	18.8	3.1	3.1	28.1	15.6	37.5	25.0	100.0	-
保健所・保健センター	N	3	1	0	4	5	3	3	14	32
	%	21.4	7.1	-	28.6	35.7	21.4	21.4	100.0	-
幼稚園	N	1	0	0	2	1	4	2	6	12
	%	16.7	-	-	33.3	16.7	66.7	33.3	100.0	-
小学校	N	0	0	0	0	3	30	20	52	56
	%	-	-	-	-	5.8	57.7	38.5	100.0	-
中学校	N	0	0	0	0	1	1	3	5	6
	%	-	-	-	-	20.0	20.0	60.0	100.0	-
公民館	N	7	2	1	62	23	42	37	139	95
	%	5.0	1.4	0.7	44.6	16.5	30.2	26.6	100.0	-
コミュニティーセンター	N	9	3	5	54	28	26	36	115	85
	%	7.8	2.6	4.3	47.0	24.3	22.6	31.3	100.0	-
集会所	N	5	1	2	14	24	10	7	60	54
	%	8.3	1.7	3.3	23.3	40.0	16.7	11.7	100.0	-
児童遊園	N	1	0	0	13	1	86	17	106	61
	%	0.9	-	-	12.3	0.9	81.1	16.0	100.0	-
その他	N	49	9	15	148	50	102	141	379	328
	%	12.9	2.4	4.0	39.1	13.2	26.9	37.2	100.0	-

問7. バリアフリー設備の設置状況（複数回答）

児童館種別が大きくなるほど、バリアフリー設備の設置状況は増える傾向にあることがわかった。トイレに関しては58.9%の児童館でバリアフリー化されていた。

表 3-2-9. バリアフリー設備の設置状況

	件数	トイレ	スロープ	手すり	エレベーター	ステップ（段差解消用具）	点字ブロック	フラットフロア	その他	障害児・者対応設備なし	有効回答	欠損値	
小型児童館	N	2361	1262	1040	1025	300	96	517	720	45	477	2252	109
	%	100.0	56.0	46.2	45.5	13.3	4.3	23.0	32.0	2.0	21.2	100.0	-
児童センター	N	1039	664	617	548	163	56	250	325	21	95	1001	38
	%	100.0	66.3	61.6	54.7	16.3	5.6	25.0	32.5	2.1	9.5	100.0	-
大型児童センター	N	64	54	33	45	28	3	31	37	4	2	64	0
	%	100.0	84.4	51.6	70.3	43.8	4.7	48.4	57.8	6.3	3.1	100.0	-
その他の児童館	N	144	52	59	65	15	2	28	26	8	42	136	8
	%	100.0	38.2	43.4	47.8	11.0	1.5	20.6	19.1	5.9	30.9	100.0	-
回答数		3621	2041	1757	1688	507	157	829	1113	78	617	3465	156
割合(%)		100.0	58.9	50.7	48.7	14.6	4.5	23.9	32.1	2.3	17.8	100.0	-

問 8. 最寄りの学校から児童館までの所要時間

最寄りの小学校から児童館までの徒歩による所要時間は5分以内が最も多く43.8%であった。その割合は小型児童館が大型児童センターより多い。一方で30分を超えるような児童館もあった。

表 3-2-10. 最寄りの小学校から児童館までの所要時間（徒歩）

		件数	5分以内	6 ～ 10分	11 ～ 15分	16 ～ 20分	21 ～ 30分	31 ～ 60分	61分 以上	有効回答	欠損値	平均(%)
小型児童館	N	2361	1022	589	335	168	128	63	20	2325	36	10.6
	%	100.0	44.0	25.3	14.4	7.2	5.5	2.7	0.9	100.0	-	
児童センター	N	1039	457	296	151	73	45	8	3	1033	6	9.1
	%	100.0	44.2	28.7	14.6	7.1	4.4	0.8	0.3	100.0	-	
大型児童センター	N	64	27	20	10	3	1	1	0	62	2	8.8
	%	100.0	43.5	32.3	16.1	4.8	1.6	1.6	-	100.0	-	
その他の児童館	N	144	55	37	24	12	7	5	0	140	4	10.7
	%	100.0	39.3	26.4	17.1	8.6	5.0	3.6	-	100.0	-	
回答数		3621	1565	945	522	260	181	77	23	3573	48	10.1
割合(%)		100.0	43.8	26.4	14.6	7.3	5.1	2.2	0.6	100.0	-	

最寄りの該当小学校の児童の割合は平均56.9%であった

表 3-2-11. 該当小学校の児童の利用割合

		件数	0%	1 ～ 20%未満	20 ～ 40%未満	40 ～ 60%未満	60 ～ 80%未満	80 ～ 100%未満	100%	有効回答	平均(%)
回答数		3621	67	507	524	399	346	746	448	3037	56.9
割合(%)		100.0	2.2	16.7	17.3	13.1	11.4	24.6	14.8	100.0	

欠損値 N

584

最寄りの該当中学校から児童館までの徒歩による所要時間は11分～15分の間が21.3%で最も多い。

表 3-2-12. 最寄りの中学校から児童館までの所要時間（徒歩）

		件数	5分以内	6～10分	11～15分	16～20分	21～30分	31～60分	61分以上	有効回答	欠損値	平均(%)
小型児童館	N	2361	316	454	480	349	328	243	55	2225	136	19.6
	%	100.0	14.2	20.4	21.6	15.7	14.7	10.9	2.5	100.0	-	
児童センター	N	1039	158	222	195	169	135	78	7	964	75	16.5
	%	100.0	16.4	23.0	20.2	17.5	14.0	8.1	0.7	100.0	-	
大型児童センター	N	64	11	15	17	11	8	1	0	63	1	13.7
	%	100.0	17.5	23.8	27.0	17.5	12.7	1.6	-	100.0	-	
その他の児童館	N	144	12	20	29	29	35	10	3	138	6	20.7
	%	100.0	8.7	14.5	21.0	21.0	25.4	7.2	2.2	100.0	-	
回答数		3621	498	711	724	560	512	332	65	3402	219	18.7
割合(%)		100.0	14.6	20.9	21.3	16.5	15.0	9.8	1.9	100.0	-	

最寄りの該当中学校からの利用割合の平均は34.9%となっており、小学校と比較するとその割合は低かった。1～20%未満が最も多いのも小学校との違いであった。

表 3-2-13. 該当中学校からの利用割合

		件数	0%	1～20%未満	20～40%未満	40～60%未満	60～80%未満	80～100%未満	100%	有効回答	平均(%)
回答数		3621	665	988	136	137	99	432	391	2848	34.9
割合(%)		100.0	23.3	34.7	4.8	4.8	3.5	15.2	13.7	100.0	

欠損値 N

773

問9. 児童館の開館・休止の状況

98.3%の児童館が開館しており、休止中の児童館は1.7%であった。休止期間については「休止期間未定」の割合が多い。休止理由については施設の老朽化、建て替えなどが挙げられていた。

表 3-2-14. 児童館開館・休止の状況

	件数	開館している	休止中	有効回答
回答数	3621	3556	63	3619
割合(%)	100.0	98.3	1.7	100.0

欠損値 N

2

表 3-2-15. 児童館休止期間

	件数	休止期間あり	休止期間未定	有効回答
回答数	63	14	47	61
割合(%)	100.0	23.0	77.0	100.0

欠損値 N

2

表 3-2-16. 児童館休止の理由（抜粋）

- ・施設内の大規模改装工事の為
- ・老朽化により児童館・公民館を移転統合の為、複合施設を整備
- ・耐震強度不足により、同一校区他施設と統合済
- ・近隣小学校の閉校のため

問 10. 設置・運営の形態

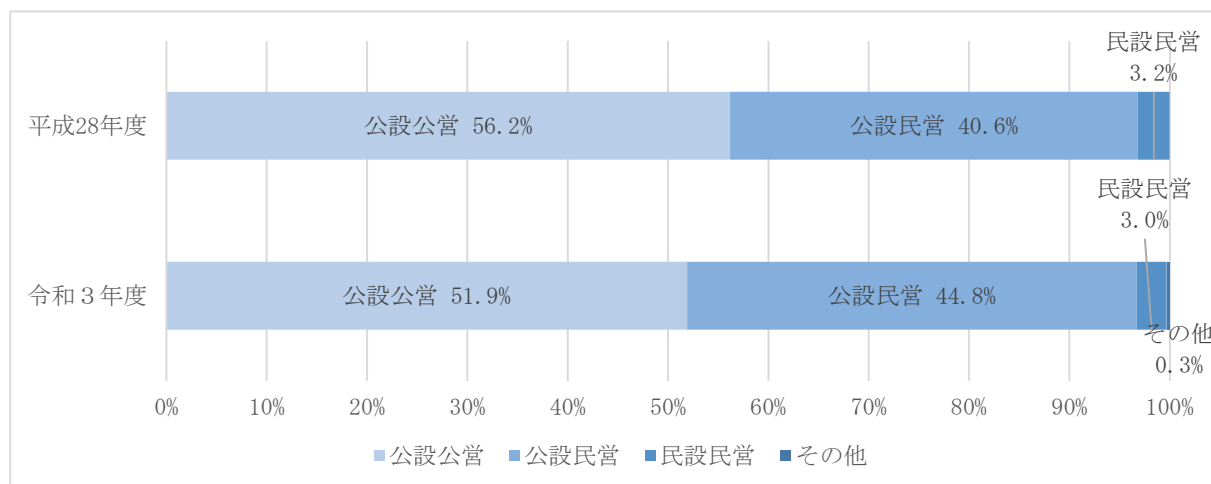
公設公営が 51.9%、公設民営が 44.8%、民設民営が 3.0%という結果だった。施設種別毎にみると、小型児童館は公設公営が 53.8%、公設民営が 42.6%と公設公営が多いが、児童センター、大型児童センターになるとその割合が逆転し、公設民営が多い。

表 3-2-17. 設置・運営の形態

		件数	公設公営	公設民営	民設民営	その他	有効回答	欠損値
小型児童館	N	2306	1239	981	80	4	2304	2
	%	100.0	53.8	42.6	3.5	0.2	100.0	-
児童センター	N	1035	451	553	25	6	1035	0
	%	100.0	43.6	53.4	2.4	0.6	100.0	-
大型児童センター	N	64	26	37	0	1	64	0
	%	100.0	40.6	57.8	-	1.6	100.0	-
その他の児童館	N	139	119	17	3	0	139	0
	%	100.0	85.6	12.2	2.2	-	100.0	-
回答数		3556	1844	1591	108	11	3554	2
割合(%)		100.0	51.9	44.8	3.0	0.3	100.0	-

前回との比較でみると、公設公営は4.3%減少、公設民営は4.2%増加した。また、民設民営は0.2%減少した。

図 3-2-3. 設置・運営の形態（前回比較）



付問 10-1. 児童に直接関わる業務の一部委託

公設公営施設のうち、児童に直接関わる業務の一部委託は、「あり」10.7%、「なし」89.3%であった。

表 3-2-18. 児童に直接関わる業務の一部委託

	件数	あり	なし	有効回答
回答数	1844	193	1617	1810
割合 (%)	100.0	10.7	89.3	100.0

欠損値 N

34

付問 10-2. 運営主体の決定方法

公設民営施設における運営主体の決定方法は、「指定管理」91.0%、「業務委託」8.6%、「PFI」0.1%、「その他」0.3%であった。

なお、指定管理の年数は「5年」73.2%が最も多く、次いで「6年以上」15.3%、「3年」8.7%の順となっていた。なお、6年以上等、長期間の年数を記入した児童館では、継続して指定管理を受けている期間を足し合わせて記入している可能性がある。

表 3-2-19. 公設民営のうち、運営主体の決定方法

	件数	指定管理	業務委託	PFI	その他	有効回答
回答数	1591	1436	135	2	5	1578
割合(%)	100.0	91.0	8.6	0.1	0.3	100.0

欠損値 N

13

表 3-2-20. 「指定管理」における年数

	件数	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上	有効回答	平均(年)
回答数	1436	0	8	20	123	13	1038	217	1419	6.2
割合(%)	100.0	-	0.6	1.4	8.7	0.9	73.2	15.3	100.0	

欠損値 N

17

問 11. 児童館運営のための基本方針

児童館運営のための基本方針が明文化されていたのは 92.1%と高かった。一方、明文化されていない児童館も 7.1%あった。

表 3-2-21. 児童館運営のための基本方針

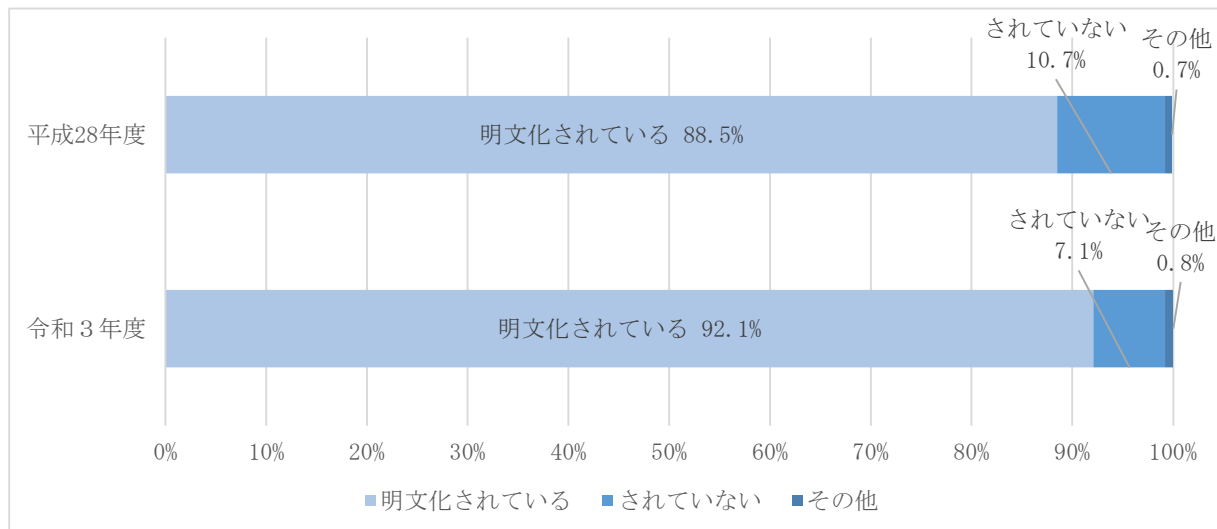
	件数	基本方針が明文化されている	基本方針が明文化されていない	その他	有効回答
回答数	3556	3246	250	29	3525
割合(%)	100.0	92.1	7.1	0.8	100.0

欠損値 N

31

前回との比較でみると、基本方針が明文化されている児童館は3.6%増加した。

図 3-2-4. 児童館運営のための基本方針（前回比較）



問 12. 開館時間

平日の開館は「9時台」が54.3%と最も多く、続いて「10時台」24.2%であった。

表 3-2-22. 児童館の開館時刻/平日

	件数	7時台以前	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台以降	有効回答
回答数	3556	11	379	1914	855	20	349	3528
割合(%)	100.0	0.3	10.7	54.3	24.2	0.6	9.9	100.0

欠損値 N

28

平日の開館は、「17時台」42.0%、「18時台」45.3%が多く、合わせると87.3%であった。

表 3-2-23. 児童館の閉館時刻/平日

	件数	15時台以前	16時台	17時台	18時台	19時台	20時台以降	有効回答
回答数	3556	9	46	1481	1600	200	194	3530
割合(%)	100.0	0.3	1.3	42.0	45.3	5.7	5.5	100.0

欠損値 N

26

土曜の開館は、「9時台」54.6%、「8時台」24.7%、「10時台」16.4%の順が多かった。

表 3-2-24. 児童館の開館時刻/土曜日

	件数	7時台以前	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台以降	有効回答
回答数	3556	70	831	1835	550	11	66	3363
割合(%)	100.0	2.1	24.7	54.6	16.4	0.3	2.0	100.0

欠損値 N

193

土曜日の閉館は、「17時台」49.7%、「18時台」36.1%であり、平日と比較して「17時台」が多くなっていた。

表 3-2-25. 児童館の閉館時刻/土曜日

	件数	15時台以前	16時台	17時台	18時台	19時台	20時台以降	有効回答
回答数	3556	105	55	1669	1212	145	173	3359
割合(%)	100.0	3.1	1.6	49.7	36.1	4.3	5.2	100.0

欠損値 N

197

日曜に開館していると回答した施設は1,071（30.1%）であり、多いのは「9時台」75.0%、「10時台」17.8%であった。土曜と比較し、「8時台」5.8%が少なかった。

表 3-2-26. 児童館の開館時刻/日曜日

	件数	7時台以前	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台以降	有効回答
回答数	3556	0	62	803	191	11	4	1071
割合(%)	100.0	-	5.8	75.0	17.8	1.0	0.4	100.0

欠損値 N

2485

日曜の閉館は、「17時台」57.3%が最も多く、続いて「18時台」28.8%であった。土曜と比較してわずかながら早かった。

表 3-2-27. 児童館の閉館時刻/日曜日

	件数	15時台以前	16時台	17時台	18時台	19時台	20時台以降	有効回答
回答数	3556	3	18	613	308	26	101	1069
割合(%)	100.0	0.3	1.7	57.3	28.8	2.4	9.4	100.0

欠損値 N

2487

学校休業日の開館は、「9時台」49.1%が最も多く、続いて「8時台」31.2%、「10時台」13.8%であった。学校休業日の開館は日曜よりも土曜の割合に近かった。

表 3-2-28. 児童館の開館時刻/学校休業日

	件数	7時台以前	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台以降	有効回答
回答数	3556	97	890	1399	393	11	59	2849
割合(%)	100.0	3.4	31.2	49.1	13.8	0.4	2.1	100.0

欠損値 N

707

学校休業日の閉館は、「17時台」39.6%よりも「18時台」47.0%の割合が多かった。

表 3-2-29. 児童館の閉館時刻/学校休業日

	件数	15時台以前	16時台	17時台	18時台	19時台	20時台以降	有効回答
回答数	3556	11	21	1125	1334	192	157	2840
割合(%)	100.0	0.4	0.7	39.6	47.0	6.8	5.5	100.0

欠損値 N

716

付問 12-1. 午前中の活動内容（複数回答）

午前中開館している児童館の午前中の活動内容は、「児童館主催の子育て支援事業」83.6%が最も多かった。続いて、「地域住民が利用」28.0%、「児童館以外の主催する子育て支援事業」20.8%、「母親クラブ」16.1%であった。また、「幼児集団保育」2.1%であった。

表 3-2-30. 午前中開館している児童館の午前中の活動内容

	件数	子育て支援事業 児童館主催の	子育て支援事業 児童館以外の主催する	幼児集団保育	母親クラブ	地域住民が利用	その他	有効回答
回答数	3480	2672	665	68	513	894	336	3196
割合(%)	100.0	83.6	20.8	2.1	16.1	28.0	10.5	100.0

欠損値 N

284

問 13. 休館日 (複数回答)

平日は 100% 近く開館しているが、日曜の開館の影響か「月曜」の休館が 16.9% と、他の平日と比較して 15% ほど多かった。平日以外では、「土曜」5.3%、「お盆」8.8% の閉館も少なかった。また、「日曜」69.3%、「祝日」80.1%、「年末」96.4%、「年始」96.4% の休館が多い。「休館日なし」の児童館はなかった。

表 3-2-31. 休館日

	件数	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜	祝日	祝日の翌日	お盆期間	年末	年始	休館日なし	その他	有効回答
回答数	3556	601	86	33	34	12	187	2459	2841	129	313	3421	3420	0	888	3548
割合(%)	100.0	16.9	2.4	0.9	1.0	0.3	5.3	69.3	80.1	3.6	8.8	96.4	96.4	-	25.0	100.0

欠損値 N

8

問 14. 正午から午後 1 時まで (昼休み時間中) の運営

正午から午後 1 時まで (昼休み時間中) の運営は、「開館」が 67.8% である一方、「一時閉館」18.7% であった。また、「一部の部屋に限って開館」4.7%、「その他」8.7% であった。

表 3-2-32. 正午から午後 1 時まで（昼休み時間中）の運営

	件数	開館	一部の部屋に限って開館	一時閉館	その他	有効回答
回答数	3556	2375	166	654	306	3501
割合 (%)	100.0	67.8	4.7	18.7	8.7	100.0

欠損値 N

55

問 15. 児童館の利用対象

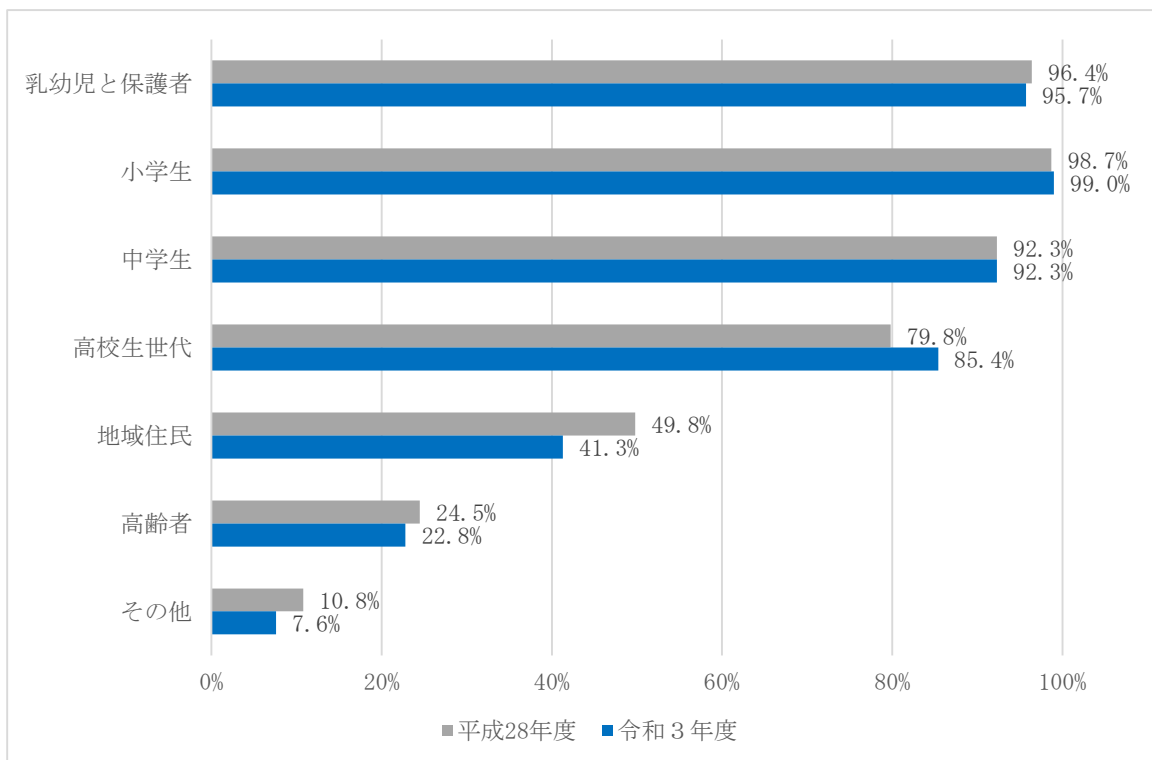
利用対象は「乳幼児と保護者」95.7%、「小学生」99.0%、「中学生」92.3%、「高校生世代」は85.4%であった。また、「地域住民」41.3%、「高齢者」22.8%、「その他」7.6%と子どもや保護者以外の利用者も想定されていた。また、高齢者を利用対象としているのは小型児童館 23.7%が最も高い。

表 3-2-33. 児童館の利用対象

	件数	乳幼児と保護者	小学生	中学生	高校生世代	地域住民	高齢者	その他	有効回答	欠損値	
小型児童館	N	2306	2220	2288	2155	1971	1013	546	159	2302	4
	%	100.0	96.4	99.4	93.6	85.6	44.0	23.7	6.9	100.0	-
児童センター	N	1035	977	1022	929	878	378	225	98	1034	1
	%	100.0	94.5	98.8	89.8	84.9	36.6	21.8	9.5	100.0	-
大型児童センター	N	64	61	63	63	60	32	6	8	64	0
	%	100.0	95.3	98.4	98.4	93.8	50.0	9.4	12.5	100.0	-
その他の児童館	N	139	129	133	119	113	40	29	2	139	0
	%	100.0	92.8	95.7	85.6	81.3	28.8	20.9	1.4	100.0	-
回答数		3556	3397	3517	3276	3031	1467	810	269	3551	5
割合 (%)		100.0	95.7	99.0	92.3	85.4	41.3	22.8	7.6	100.0	-

前回との比較でみると、高校生世代を利用対象としている児童館が5.6%増加している。

図 3-2-5. 児童館の利用対象（前回比較）



問 16. 令和2年度の開館日数

実際の開館日数の平均が254.9日、開館予定日数の平均は288.4日であった。新型コロナウイルス感染症の影響によって平均33.5日の臨時休館等が生じていた。

表 3-2-34. 令和2年度の実際の開館日数

	件数	200日未満	200日～249日	250日～299日	300日以上	有効回答	平均(日数)
回答数	3556	277	1158	1740	239	3414	254.9
割合(%)	100.0	8.1	33.9	51.0	7.0	100.0	

欠損値 N

142

表 3-2-35. 新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休館等がなかった場合の開館予定日数

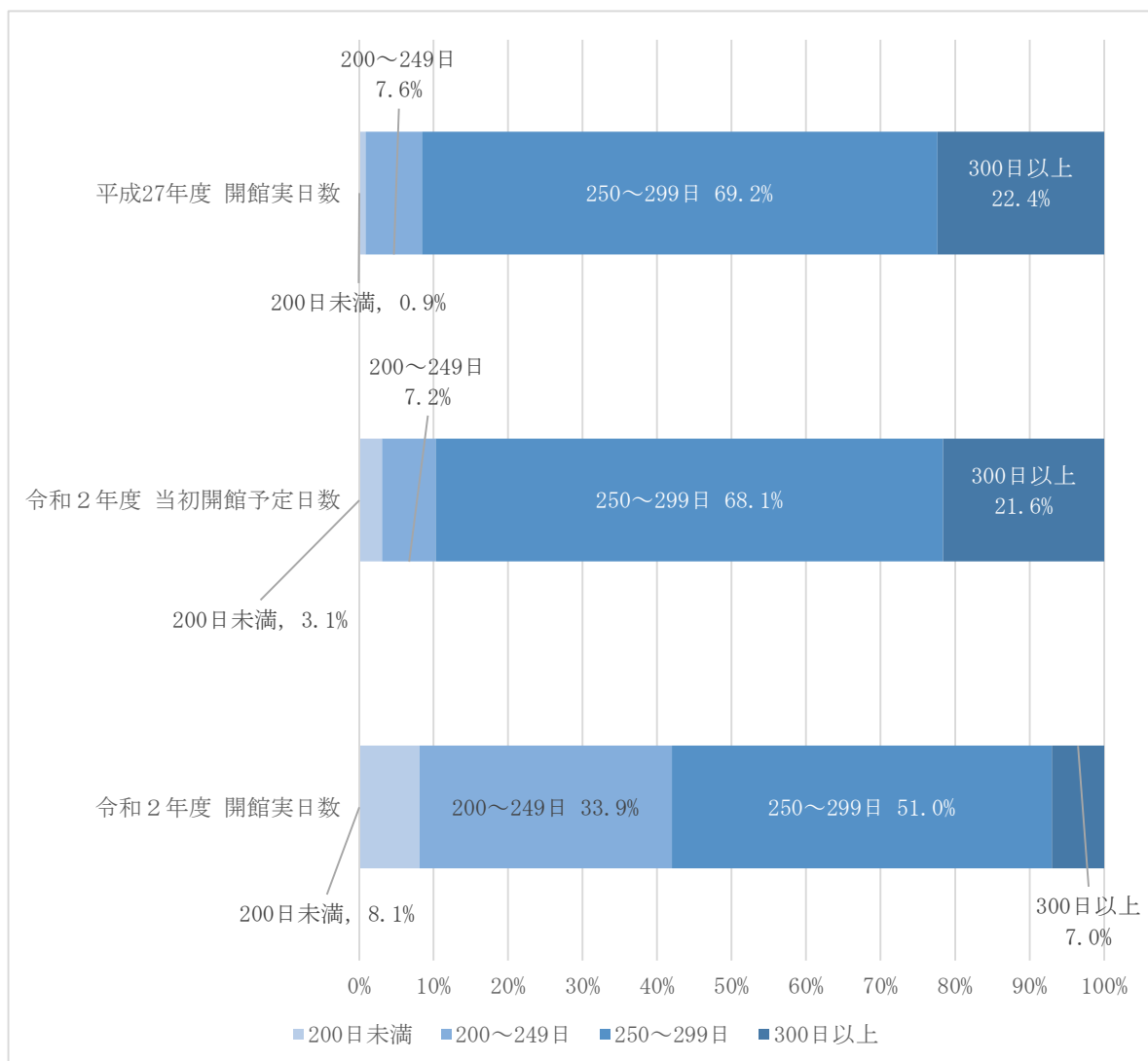
	件数	200日未満	200～249日	250～299日	300日以上	有効回答	平均(日数)
回答数	3556	104	243	2284	724	3355	288.4
割合(%)	100.0	3.1	7.2	68.1	21.6	100.0	

欠損値 N

201

図 3-2-6. 開館日数（前回比較）

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、令和2年度の開館した実日数は大幅に少なくなっていた。



問 17. 令和 2 年度延べ利用人数

延べ利用者人数は「10,000～20,000 人未満」32.8%が最も多い。これは児童館の施設種別に関係なくみられた傾向である。

令和 2 年度の延べ利用人数平均をみると「小学生」が 7139.1 人であるのに対し、「中学生」246.0 人、「高校生」91.0 人と年齢が上がるごとに利用が少なくなっていた。「乳幼児（0～2 才）」「保護者等」の利用は多く、それぞれ 1386.4 人、2025.5 人であった。

表 3-2-36. 令和 2 年度延べ利用者数（施設種別）

		件数	0 人	10000 人未満	10000	20000	30000	40000	50000	60000
					～20000 人未満	～30000 人未満	～40000 人未満	～50000 人未満	～60000 人未満	～70000 人未満
小型児童館	N	2306	7	121	121	167	151	131	132	120
	%	100.0	0.3	5.4	5.4	7.5	6.8	5.9	5.9	5.4
児童センター	N	1035	0	17	20	40	56	53	54	55
	%	100.0	-	1.7	2.0	4.0	5.6	5.3	5.4	5.5
大型児童センター	N	64	0	0	3	2	0	1	3	1
	%	100.0	-	-	4.8	3.2	-	1.6	4.8	1.6
その他の児童館	N	139	0	15	17	30	19	12	10	4
	%	100.0	-	11.5	13.0	22.9	14.5	9.2	7.6	3.1
回答数		3556	7	154	162	239	227	198	200	181
割合 (%)		100.0	0.2	4.5	4.7	6.9	6.6	5.8	5.8	5.3

		70000～80000人未満	80000～90000人未満	90000～100000人未満	100000～200000人未満	20000人以上	有効回答	欠損値	平均(人数)
小型児童館	N	129	124	118	723	188	2232	74	9668.7
	%	5.8	5.6	5.3	32.4	8.4	100.0	-	
児童センター	N	66	64	69	371	140	1005	30	12149.2
	%	6.6	6.4	6.9	36.9	13.9	100.0	-	
大型児童センター	N	1	3	3	20	25	62	2	27717.7
	%	1.6	4.8	4.8	32.3	40.3	100.0	-	
その他の児童館	N	7	2	0	9	6	131	8	5628.4
	%	5.3	1.5	-	6.9	4.6	100.0	-	
回答数		203	193	190	1128	359	3441	115	10564.9
割合(%)		5.9	5.6	5.5	32.8	10.4	100.0	-	

表 3-2-37. 令和2年度延べ利用者数(利用対象別)

	①乳幼児 (0～2才)	②乳幼児 (3才～就学前)	⑦小学生	⑧中学生	⑨高校生	⑩保護者等 (地域住民含む)	合計
平均	1386.4	694.9	7139.1	246.0	91.0	2025.5	10564.9
有効回答	2068	1673	3017	2687	2284	2878	3441
欠損値 N	1488	1883	539	869	1272	678	115

前回との比較でみると、小学生の延べ利用者数の平均値が大きく減少（3,608.8）している。

図 3-2-7. 令和 2 年度延べ利用者数（利用対象別）の平均値（前回比較）

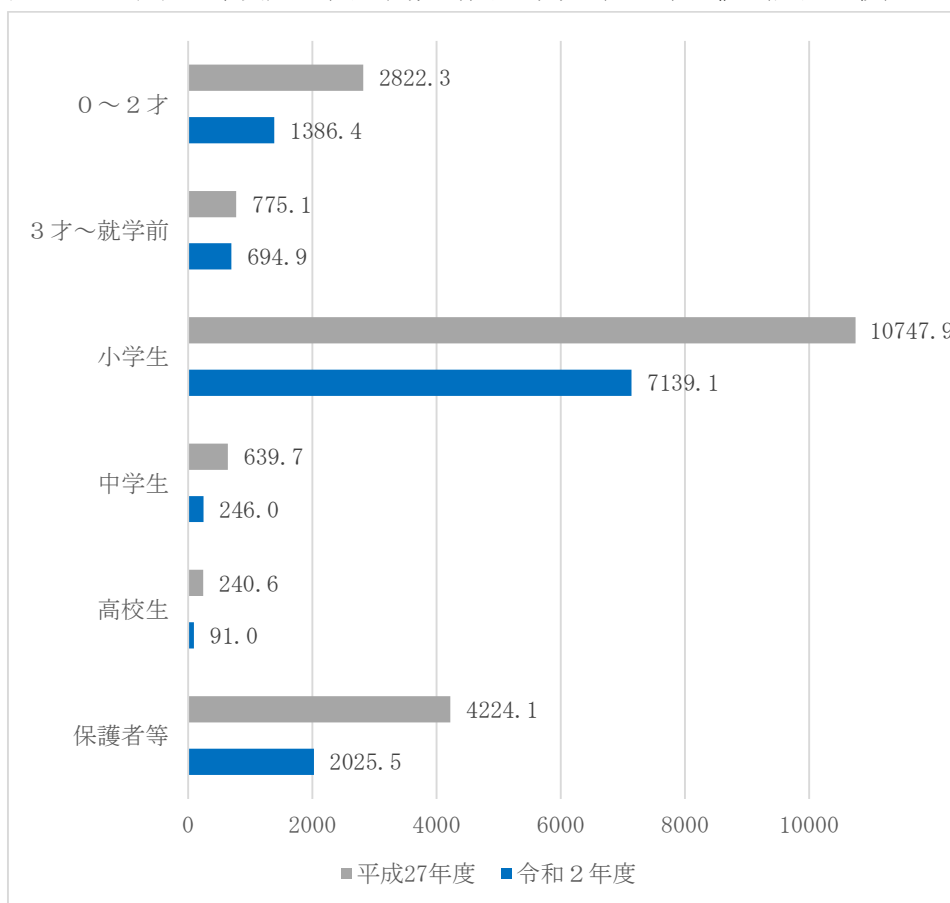


表 3-2-38. 令和 2 年度 小学生：自由来館利用者数

	⑰小学生：自由来館						
	③1年生	④2年生	⑤3年生	⑥4年生	⑦5年生	⑧6年生	⑨計
平均	554.1	469.7	440.0	332.6	254.9	254.1	2268.5
有効回答	1677	1677	1677	1677	1677	1677	2811
欠損値 N	1879	1879	1879	1879	1879	1879	745

表 3-2-39. 令和 2 年度 小学生：放課後児童クラブ利用者数

	⑰小学生：放課後児童クラブ						
	⑩1年生	⑪2年生	⑫3年生	⑬4年生	⑭5年生	⑮6年生	⑯計
平均	2748.7	2133.8	1416.2	555.8	214.7	132.9	7652.3
有効回答	1502	1502	1502	1502	1502	1502	1937
欠損値 N	2054	2054	2054	2054	2054	2054	1619

問 18. 令和元年度の延べ利用人数

延べ利用者人数は「10,000～20,000 人未満」35.0%が最も多い。新型コロナウイルス感染拡大の影響がある令和2年度と大きな差はみられなかった。

表 3-2-40. 令和元年度の延べ利用人数

	件数	0人	10000人未満	10000～20000人未満	20000～30000人未満	30000～40000人未満	40000～50000人未満	50000～60000人未満	60000～70000人未満
回答数	3556	16	65	77	100	102	117	141	121
割合(%)	100.0	0.5	1.9	2.2	2.9	3.0	3.4	4.1	3.5

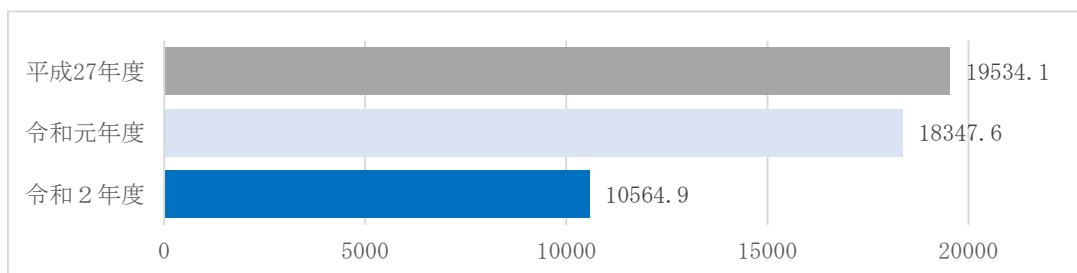
	70000～80000人未満	80000～90000人未満	90000～100000人未満	100000～200000人	200000人以上	有効回答	平均(人数)
回答数	126	121	112	1199	1132	3429	18347.6
割合(%)	3.7	3.5	3.3	35.0	33.0	100.0	

欠損値 N

127

前回調査、問 17、問 18 を比較した。平成 27 年度と比較して、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、令和 2 年度は大きく減少している。

図 3-2-8. 延べ利用人数 (前回比較)



問 19. 児童館で活動している母親クラブの有無（複数回答）

付問 19-1. 児童館と母親クラブの連携事業

活動している母親クラブがある児童館は 30.1%であった。

表 3-2-41. 児童館で活動している母親クラブ

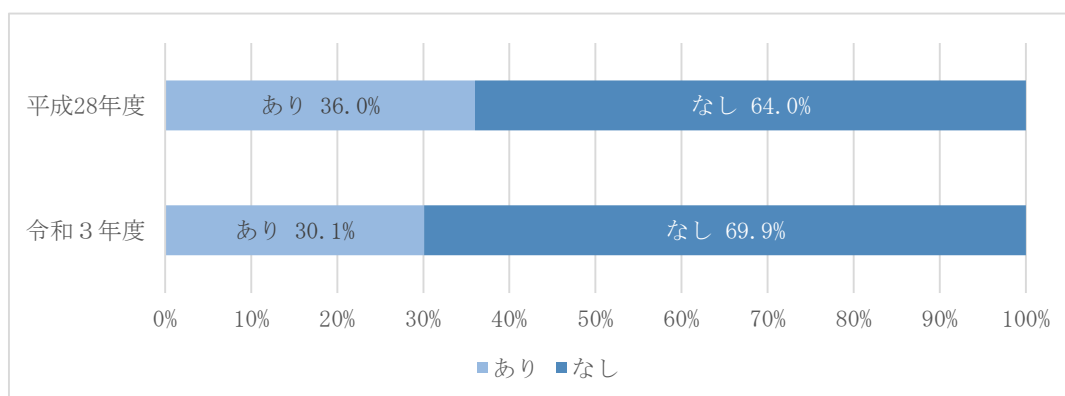
	件数	あり	なし	有効回答
回答数	3556	1067	2472	3539
割合(%)	100.0	30.1	69.9	100.0

欠損値 N

17

前回との比較でみると、児童館で活動している母親クラブは、前回調査よりも 5.9%減少した。

図 3-2-9. 児童館で活動している母親クラブ（前回比較）



母親クラブとの連携事業は「親子交流事業」が 67.3%で最も多く、次いで「児童館行事のボランティア」65.7%だった。

表 3-2-42. 児童館と母親クラブの連携事業

	件数	家庭養育に関する研修活動	遊び場の安全点検	交通安全活動	世代間交流事業	親子交流事業	児童館行事のボランティア	読み聞かせ	なし	その他	有効回答
回答数	1067	269	324	179	426	712	695	234	37	92	1058
割合(%)	100.0	25.4	30.6	16.9	40.3	67.3	65.7	22.1	3.5	8.7	100.0

欠損値 N

9

問 20. ボランティアの参加

付問 20-1. ボランティアの属性 (複数回答)

ボランティアの参加がある児童館は 47.8%にとどまった。前回との比較をしてみると、78.7%から大きく落ち込んでおり、新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きく出た結果となった。ボランティア参加者をみると、「地域住民」が最も多く 72.7%。「学生」36.8%、「民生・児童委員」27.7%。「保護者」27.5%と続いていた。

表 3-2-43. ボランティアの参加

	件数	あり	なし	有効回答
回答数	3556	1680	1833	3513
割合(%)	100.0	47.8	52.2	100.0

欠損値 N

43

図 3-2-10. ボランティアの参加（前回比較）

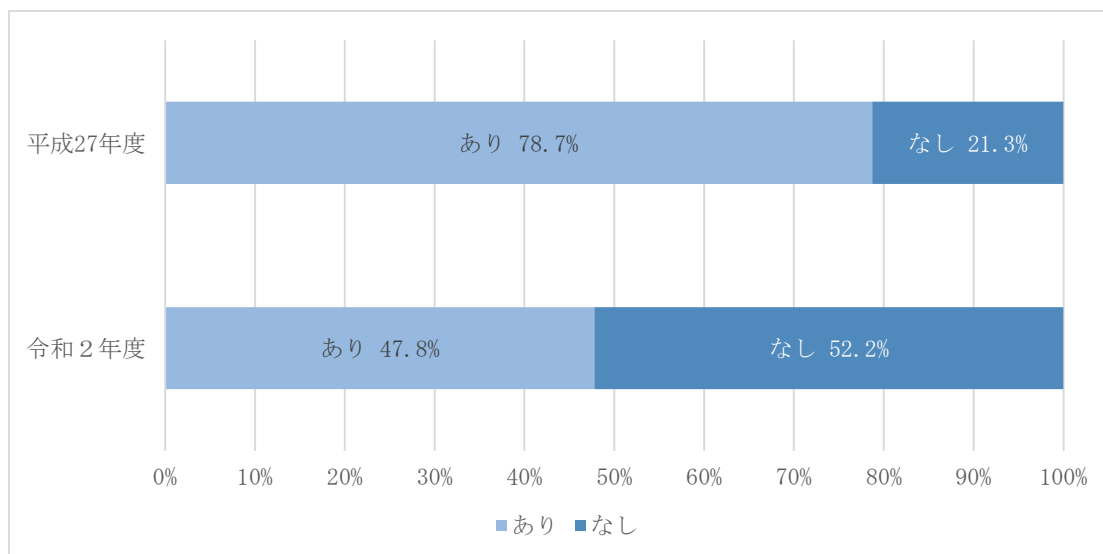


表 3-2-44. ボランティアの属性

	件数	地域住民	保護者	医療・教育・福祉分野等の専門職者	学生	利用児童のOB・OG	児童	民生・児童委員	主任児童委員	母親クラブ	その他	有効回答
回答数	1680	1212	459	139	613	342	303	462	413	334	249	1668
割合(%)	100.0	72.7	27.5	8.3	36.8	20.5	18.2	27.7	24.8	20.0	14.9	100.0

欠損値 N

12

問 21. 運営委員会（運営協議会等）の設置・開催（令和2年度実績）

運営委員会（運営協議会）は 59.3%の児童館で設置されていた。施設規模が大きいほどその割合は高くなっていった。一方で「なし」も 40.7%あった。開催回数は、「年1回」54.5%が最も多くを占めていた。

表 3-2-45. 運営委員会（運営協議会等）の設置

		件数	あり	なし	有効回答	欠損値
小型児童館	N	2306	1340	948	2288	18
	%	100.0	58.6	41.4	100.0	-
児童センター	N	1035	631	393	1024	11
	%	100.0	61.6	38.4	100.0	-
大型児童センター	N	64	46	18	64	0
	%	100.0	71.9	28.1	100.0	-
その他の児童館	N	139	68	69	137	2
	%	100.0	49.6	50.4	100.0	-
回答数		3556	2090	1435	3525	31
割合(%)		100.0	59.3	40.7	100.0	-

表 3-2-46. 運営委員会（運営協議会等）の開催回数

		件数	年1回	年2回	年3回	年4回以上	有効回答	欠損値	平均(回数)
小型児童館	N	1340	717	413	86	89	1305	35	1.8
	%	100.0	54.9	31.6	6.6	6.8	100.0	-	
児童センター	N	631	327	246	31	17	621	10	1.7
	%	100.0	52.7	39.6	5.0	2.7	100.0	-	
大型児童センター	N	46	14	24	8	0	46	0	1.9
	%	100.0	30.4	52.2	17.4	-	100.0	-	
その他の児童館	N	68	51	13	1	0	65	3	1.2
	%	100.0	78.5	20.0	1.5	-	100.0	-	
回答数		2090	1112	698	126	106	2042	48	1.8
割合(%)		100.0	54.5	34.2	6.2	5.2	100.0	-	

付問 21-1. 運営委員の属性 (複数回答)

運営委員の属性は学校教員が最も多く 72.4%、次いで地域住民で 68.5%だった。前回との比較をみても、ほぼ割合は変わっていない。

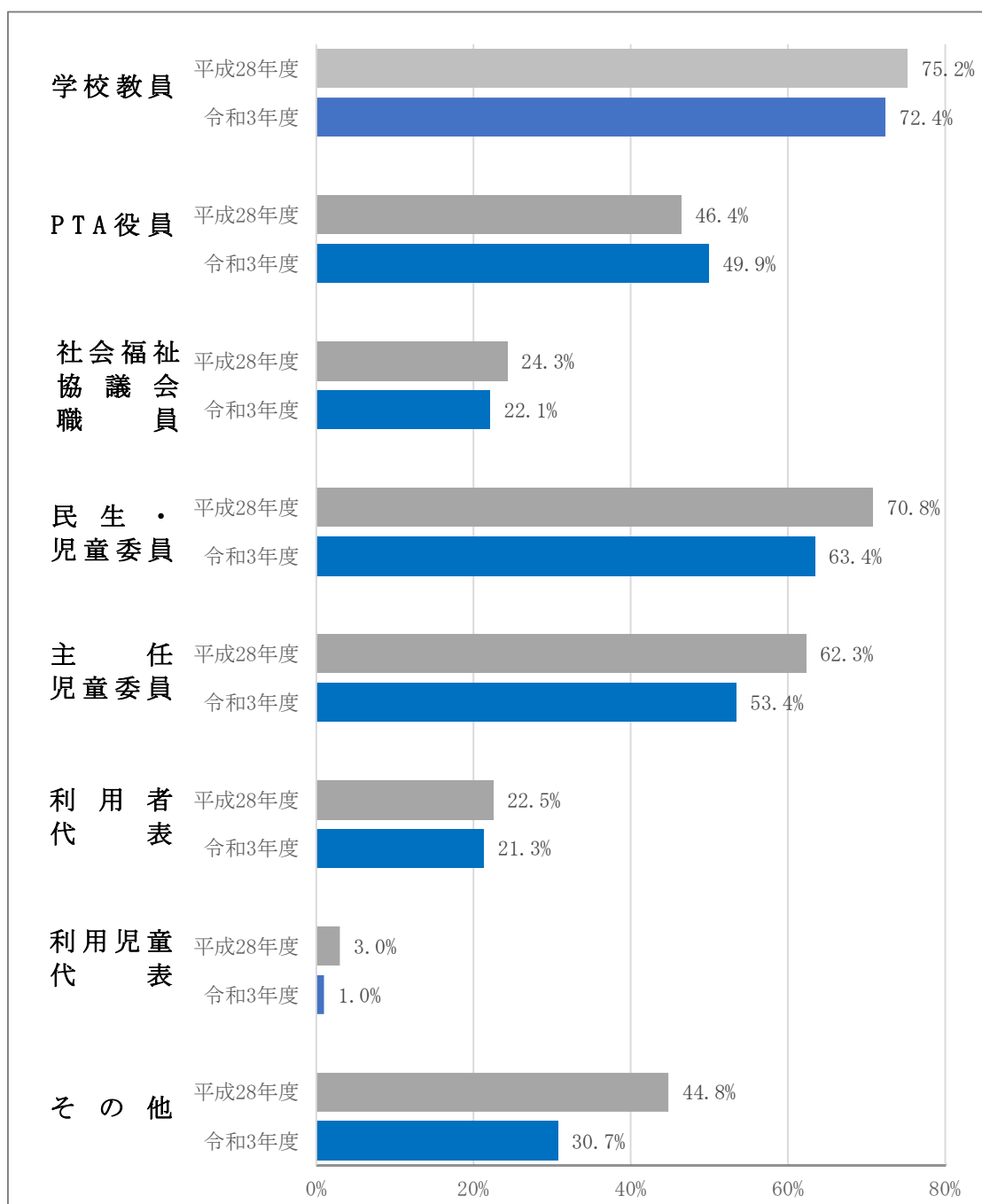
表 3-2-47. 運営委員の属性

	件数	地域住民代表	大学教員	学校教員	児童館連絡協議会役員	地域活動(母親クラブ)連絡協議会役員	子ども会連絡協議会役員	P T A 役員	児童福祉分野の専門職者	医療・保健分野の専門職者	教育分野の専門職者	社会福祉協議会職員	
小型児童館	N	1340	929	69	949	125	333	314	651	170	36	180	336
	%	100.0	69.9	5.2	71.4	9.4	25.1	23.6	49.0	12.8	2.7	13.5	25.3
児童センター	N	631	397	109	492	29	183	172	363	70	25	68	94
	%	100.0	63.2	17.4	78.3	4.6	29.1	27.4	57.8	11.1	4.0	10.8	15.0
大型児童センター	N	46	34	9	37	2	11	20	11	18	5	15	18
	%	100.0	73.9	19.6	80.4	4.3	23.9	43.5	23.9	39.1	10.9	32.6	39.1
その他の児童館	N	68	57	2	18	37	11	10	7	1	0	6	10
	%	100.0	87.7	3.1	27.7	56.9	16.9	15.4	10.8	1.5	-	9.2	15.4
回答数		2090	1420	190	1501	193	539	518	1034	259	66	269	458
割合(%)		100.0	68.5	9.2	72.4	9.3	26.0	25.0	49.9	12.5	3.2	13.0	22.1

	民生・児童委員	主任児童委員	青少年委員	行政担当者	ボランティア代表	利用者代表	小学生代表	中・高校生世代代表	その他	有効回答	欠損値	
小型児童館	N	892	751	233	520	141	307	9	12	379	1329	11
	%	67.1	56.5	17.5	39.1	10.6	23.1	0.7	0.9	28.5	100.0	-
児童センター	N	374	318	76	264	138	105	2	2	232	628	3
	%	59.6	50.6	12.1	42.0	22.0	16.7	0.3	0.3	36.9	100.0	-
大型児童センター	N	29	26	11	34	8	22	0	6	15	46	0
	%	63.0	56.5	23.9	73.9	17.4	47.8	-	13.0	32.6	100.0	-
その他の児童館	N	16	11	3	15	7	7	0	0	9	65	3
	%	24.6	16.9	4.6	23.1	10.8	10.8	-	-	13.8	100.0	-
回答数		1315	1108	323	834	295	442	11	20	637	2073	17
割合(%)		63.4	53.4	15.6	40.2	14.2	21.3	0.5	1.0	30.7	100.0	-

図 3-2-11. 運営委員の属性（前回比較）

※今回調査では、前回調査の同調査項目と異なる選択肢が設けられたため、比較できる項目について再構成して作成することとした。また、前回調査と比較するに当たり、調査報告書の同設問にデータ表記の不備があることが判明したため、原データから正しい数値結果を確認し使用した。



問 22. 実習生の受け入れ

付問 22-1. 実習生受け入れマニュアルの有無

付問 22-2. 実習生受け入れプログラムの有無

半数近くの児童館が実習生を受け入れていた。また、半数以上の児童館が受け入れマニュアルを整備していた。一方で、受け入れプログラムは 38.3%にとどまった。前回との比較でみると、受け入れ「あり」の児童館の割合が 52.3%から 48.2%に減少した。

表 3-2-48. 実習生の受け入れ

	件数	あり	なし	有効回答
回答数	3556	1709	1833	3542
割合(%)	100.0	48.2	51.8	100.0

欠損値 N

14

図 3-2-12. 実習生の受け入れ（前回比較）

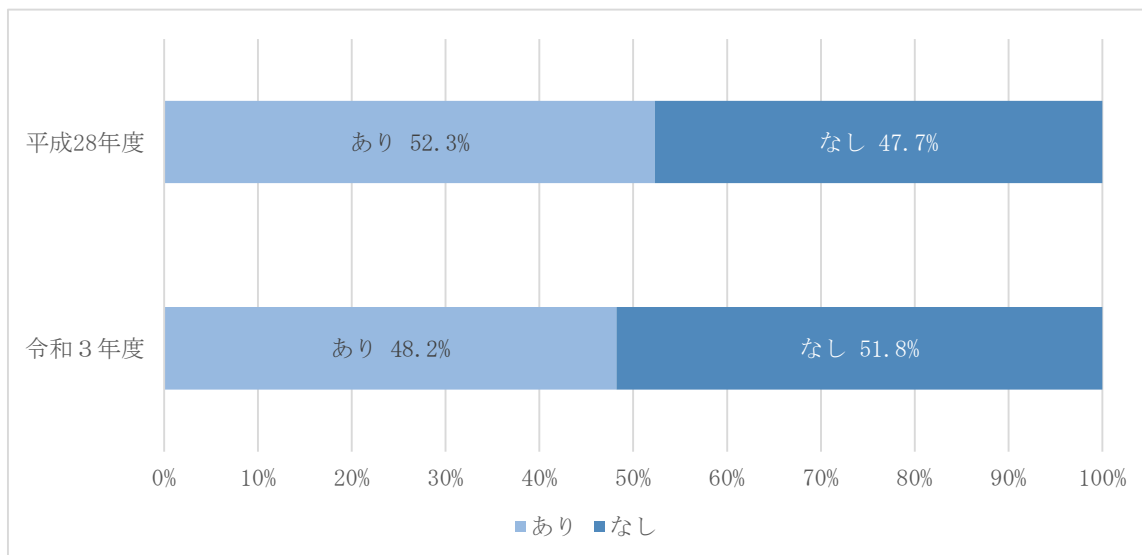


表 3-2-49. 実習生受け入れマニュアル

	件 数	あり	なし	有効 回答
回答数	1709	872	828	1700
割合(%)	100.0	51.3	48.7	100.0

欠損値 N

9

表 3-2-50. 実習生受け入れプログラム

	件 数	あり	なし	有効 回答
回答数	1709	649	1045	1694
割合(%)	100.0	38.3	61.7	100.0

欠損値 N

15

問 23. 運営費用（令和 2 年度実績）

児童館の年間予算については直営施設の場合、人件費について児童館現場が情報を持ちあわせていないことが多く、フルコストを把握しにくい。そのため、設問では人件費を除いた部分について回答できるようにしている。有効回答数に留意が必要である。

人件費を除く場合は「100～200 万円」23.3%が、また、人件費を含んだ場合は、「1,000～2,000 万円」24.1%が多かった。

表 3-2-51. 運営費（人件費を除く）

		件数	50万円未満	50～100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～500万円未満	500～1000万円未満	1000万円以上	有効回答	欠損値	平均(円)
小型児童館	N	2306	166	265	462	260	288	192	272	1905	401	1385.8
	%	100.0	8.7	13.9	24.3	13.6	15.1	10.1	14.3	100.0	-	
児童センター	N	1035	46	83	208	144	150	186	85	902	133	994.6
	%	100.0	5.1	9.2	23.1	16.0	16.6	20.6	9.4	100.0	-	
大型児童センター	N	64	1	2	3	2	6	9	33	56	8	5787.9
	%	100.0	1.8	3.6	5.4	3.6	10.7	16.1	58.9	100.0	-	
その他の児童館	N	139	51	24	21	9	5	6	7	123	16	882.9
	%	100.0	41.5	19.5	17.1	7.3	4.1	4.9	5.7	100.0	-	
回答数		3556	264	375	697	415	449	396	398	2994	562	1329.5
割合(%)		100.0	8.8	12.5	23.3	13.9	15.0	13.2	13.3	100.0	-	

表 3-2-52. 人件費

		件数	300万円未満	300～500万円未満	500～700万円未満	700～1000万円未満	1000～2000万円	2000～3000万円	3000万円以上	有効回答	欠損値	平均(円)
小型児童館	N	2306	145	197	253	255	402	226	212	1690	616	2682.3
	%	100.0	8.6	11.7	15.0	15.1	23.8	13.4	12.5	100.0	-	
児童センター	N	1035	30	73	98	123	219	189	82	814	221	1985.4
	%	100.0	3.7	9.0	12.0	15.1	26.9	23.2	10.1	100.0	-	
大型児童センター	N	64	0	1	2	2	18	9	22	54	10	5978.6
	%	100.0	-	1.9	3.7	3.7	33.3	16.7	40.7	100.0	-	
その他の児童館	N	139	31	48	13	7	7	3	5	114	25	633.7
	%	100.0	27.2	42.1	11.4	6.1	6.1	2.6	4.4	100.0	-	
回答数		3556	207	320	367	387	647	429	323	2680	876	2451.2
割合(%)		100.0	7.7	11.9	13.7	14.4	24.1	16.0	12.1	100.0	-	

問 24. 職員の倫理規定

89.3%の児童館で職員の倫理規程等が明文化されていた。前回との比較で見ると、5.9%増加した。

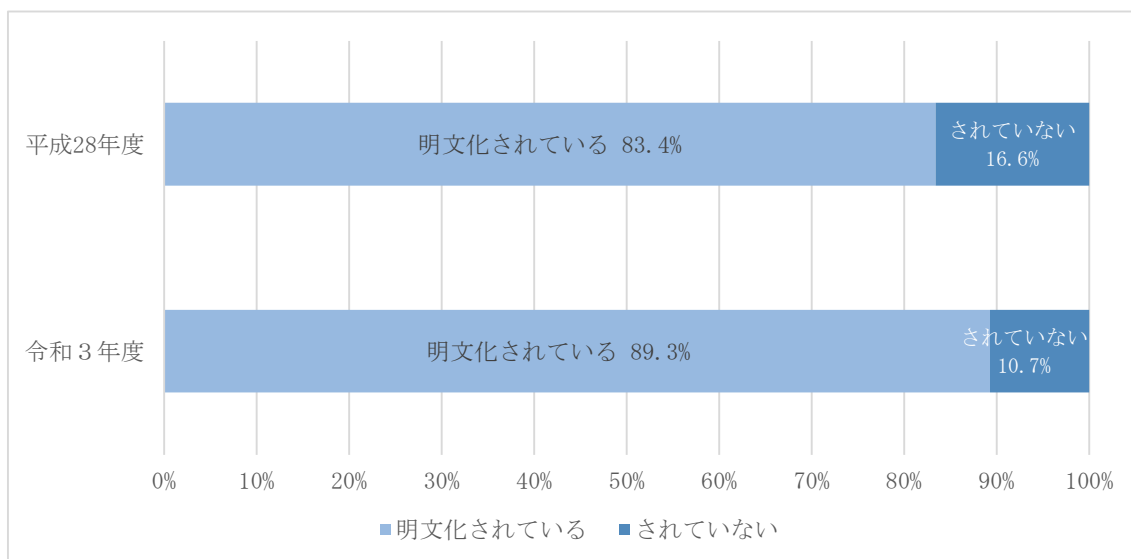
表 3-2-53. 職員の倫理規定

	件数	明文化されている	明文化されていない	有効回答
回答数	3556	3135	375	3510
割合(%)	100.0	89.3	10.7	100.0

欠損値 N

46

図 3-2-13. 職員の倫理規定（前回比較）



問 25. 安全管理（危機管理等）に関するマニュアルの有無

付問 25-1. 運用又は準用している安全管理に関するマニュアル（複数回答）

90.8%の児童館で安全管理マニュアル等が策定されていた。前回との比較でみると、6.3%増加した。また、自治体で作成したマニュアルを運用・準用している児童館が51.8%と最も多かった。

表 3-2-54. 安全管理（危機管理等）に関するマニュアル

	件数	あり	なし	有効回答
回答数	3556	3212	326	3538
割合(%)	100.0	90.8	9.2	100.0

欠損値 N

18

図 3-2-14. 安全管理（危機管理等）に関するマニュアル（前回比較）

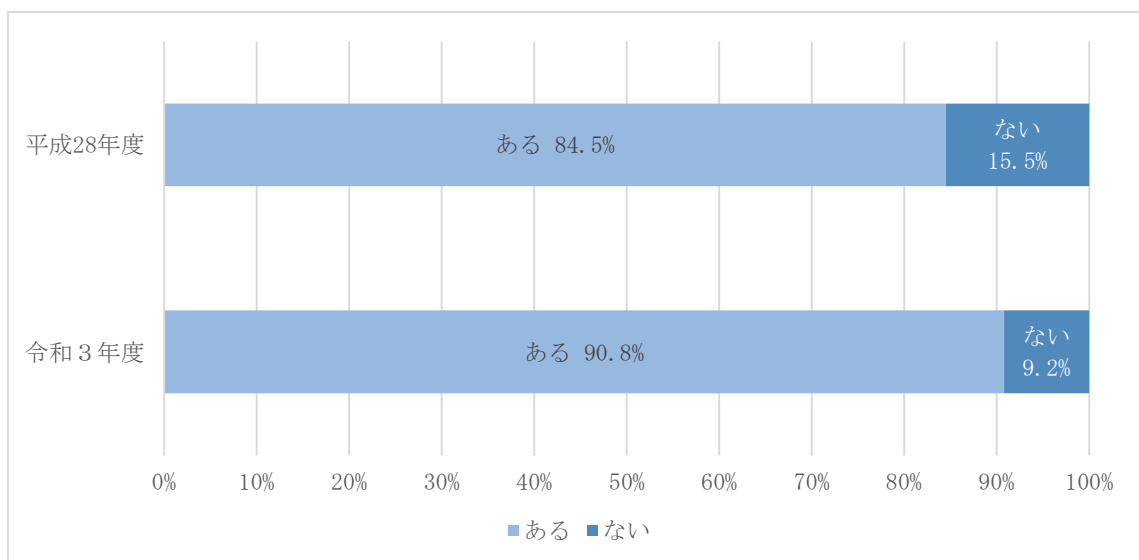


表 3-2-55. 運用又は準用している安全管理に関するマニュアル

	件数	自治体が作成した マニュアル	管理運営団体が作成した マニュアル	児童館独自に作成した マニュアル	その他	有効回答
回答数	3212	1648	1281	1146	32	3181
割合(%)	100.0	51.8	40.3	36.0	1.0	100.0

欠損値 N

31

問 26. 感染症対策に関するマニュアルの有無

付問 26-1. 保有する感染症対策に関するマニュアル (複数回答)

付問 26-2. 運用又は準用している感染症対策に関するマニュアル (複数回答)

新型コロナウイルス感染拡大の影響もあってか、感染症対策マニュアルがある児童館は 88.9%であった。そのうち、63.3%が新型コロナウイルスに特化したマニュアルがあった。また、66.5%について自治体が作成したものを運用又は準用していた。

表 3-2-56. 感染症対策に関するマニュアルの策定

	件数	あり	なし	有効回答
回答数	3556	3154	395	3549
割合(%)	100.0	88.9	11.1	100.0

欠損値 N

7

表 3-2-57. 保有する感染症対策に関するマニュアル

	件数	感染症対策全般のマニュアル	新型コロナウイルス感染症対策に特化したマニュアル	その他	有効回答
回答数	3154	2475	1982	73	3131
割合(%)	100.0	79.0	63.3	2.3	100.0

欠損値 N

23

表 3-2-58. 運用又は準用している感染症対策に関するマニュアル

	件数	自治体で作成したマニュアル	管理運営団体が作成したマニュアル	児童館独自で作成したマニュアル	その他	有効回答
回答数	3154	2059	1220	808	126	3098
割合(%)	100.0	66.5	39.4	26.1	4.1	100.0

欠損値 N

56

問 27. 防災に関するマニュアルの有無

付問 27-1. 運用又は準用している防災に関するマニュアル (複数回答)

防災マニュアルがある児童館は 95.4%であった。そのうち、60.7%が自治体で作成したものを運用又は準用していた。

表 3-2-59. 防災に関するマニュアル

	件数	あり	なし	有効回答
回答数	3556	3388	162	3550
割合(%)	100.0	95.4	4.6	100.0

欠損値 N

6

表 3-2-60. 運用している防災に関するマニュアル

	件数	自治体 が作成した マニュアル	管理運営 団体が作成した マニュアル	児童館 独自に作成した マニュアル	その他	有効 回答
回答数	3388	2048	1321	1318	57	3376
割合(%)	100.0	60.7	39.1	39.0	1.7	100.0

欠損値 N

12

問 28. 災害時等の事業継続計画（BCP）の有無

付問 28-1. 運用又は準用している事業継続計画（複数回答）

災害時の事業継続計画（BCP）がある児童館は 56.7%の児童館であった。そのうち、自治体を作成したものを運用又は準用している児童館は 72.9%であった。

表 3-2-61. 災害時等の事業継続計画（BCP）

	件数	あり	なし	有効 回答
回答数	3556	1969	1501	3470
割合(%)	100.0	56.7	43.3	100.0

欠損値 N

86

表 3-2-62. 運用又は準用している事業継続計画

	件数	自治体 が作成した 事業継続計画	管理運営 団体が作成した 事業継続計画	児童館 独自に作成した 事業継続計画	その他	有効 回答
回答数	1969	1428	606	299	27	1958
割合(%)	100.0	72.9	30.9	15.3	1.4	100.0

欠損値 N

11

問 29. 防犯に関するマニュアル

付問 29-1. 運用又は準用している防犯に関するマニュアル (複数回答)

防犯マニュアルがある児童館は 80.4%であった。自治体、管理運営団体、児童館作成のものを運用又は準用している児童館も多かった。

表 3-2-63. 防犯に関するマニュアル

	件数	あり	なし	有効回答
回答数	3556	2828	689	3517
割合 (%)	100.0	80.4	19.6	100.0

欠損値 N

39

表 3-2-64. 運用又は準用している防犯に関するマニュアル

	件数	自治体 が作成した マニュアル	管理運営 団体が作成した マニュアル	児童館 独自に作成した マニュアル	その他	有効 回答
回答数	2828	1215	1166	1095	32	2802
割合 (%)	100.0	43.4	41.6	39.1	1.1	100.0

欠損値 N

26

問 30. 避難訓練の実施

付問 30-1. 避難訓練の実施形態 (複数回答)

97.2%の児童館で避難訓練が実施されていた。前回との比較をみても 2.1%増加している。利用児童と共に実施している児童館は 92.9%であった。

表 3-2-65. 避難訓練の実施

	件数	実施している	実施していない	有効回答
回答数	3556	3416	100	3516
割合(%)	100.0	97.2	2.8	100.0

欠損値 N

40

図 3-2-15. 避難訓練の実施（前回比較）

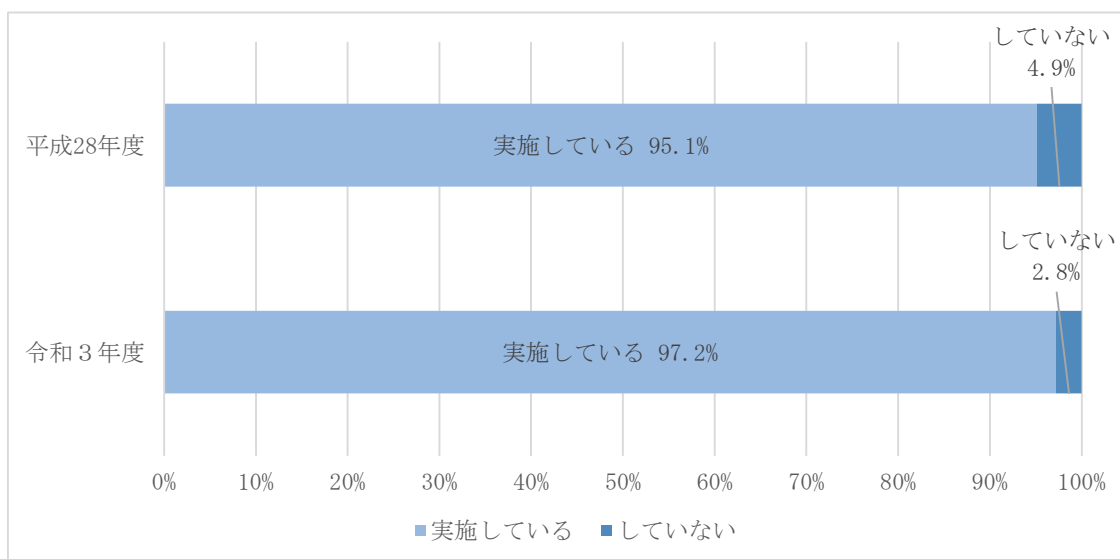


表 3-2-66. 避難訓練の実施形態

	件数	職員のみで実施	利用者（児童等）と実施	その他	有効回答
回答数	3416	1282	3147	402	3387
割合(%)	100.0	37.9	92.9	11.9	100.0

欠損値 N

29

問 31. 苦情への対応（複数回答）

苦情解決については、「苦情受付担当者を決めて対応」45.3%、「苦情解決責任者を決めて対応」62.3%、「第三者委員（部外者）を設けて対応」34.0%あった。

表 3-2-67. 苦情への対応

	件数	苦情受付担当者を決めて対応	苦情受付担当者を決めずに対応	館長等苦情解決責任者を決めて対応	第三者委員（部外者）を設けて対応	その他	有効回答
回答数	3556	1604	1055	2206	1203	108	3540
割合(%)	100.0	45.3	29.8	62.3	34.0	3.1	100.0

欠損値 N

16

問 32. 評価の実施（複数回答）

付問 32-1. 第三者評価受審の状況

付問 32-2. 第三者評価を受審した主な理由（複数回答）

70%以上の児童館が何らかの評価を実施していた。内訳としては「自己評価」「利用者評価」を実施している児童館が多かった。「第三者評価」を実施している児童館は13.3%にとどまったが、その中で定期的を受審している児童館は61.8%だった。また、その理由としては「事業の良い点や改善点を確認し運営の改善につなげるため」が82.9%で最も多かった。

表 3-2-68. 評価の実施

	件数	自己評価	利用者評価	行政のモニタリング評価	第三者評価	実施していない	有効回答
回答数	3556	1795	1227	1033	468	1053	3517
割合(%)	100.0	51.0	34.9	29.4	13.3	29.9	100.0

欠損値 N

39

図 3-2-16. 評価の実施（前回比較）

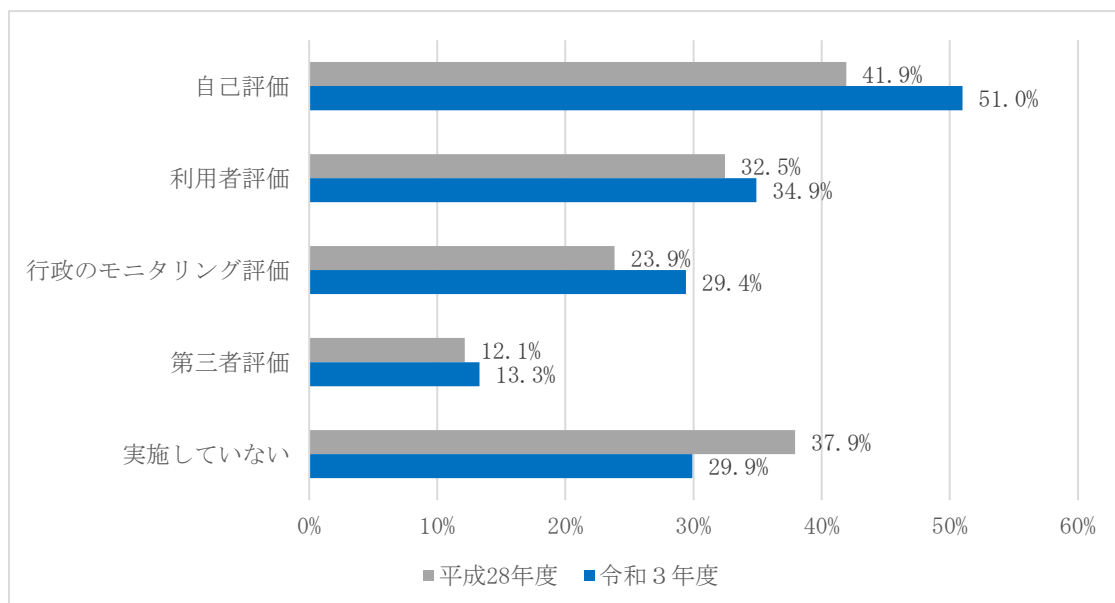


表 3-2-69. 第三者評価受審の状況

	件数	定期的 に受審 している	不定期 だが、 これまでに 受審した ことがある	有効 回答
回答数	468	278	172	450
割合 (%)	100.0	61.8	38.2	100.0

欠損値 N

18

図 3-2-17. 第三者評価受審の状況（前回比較）

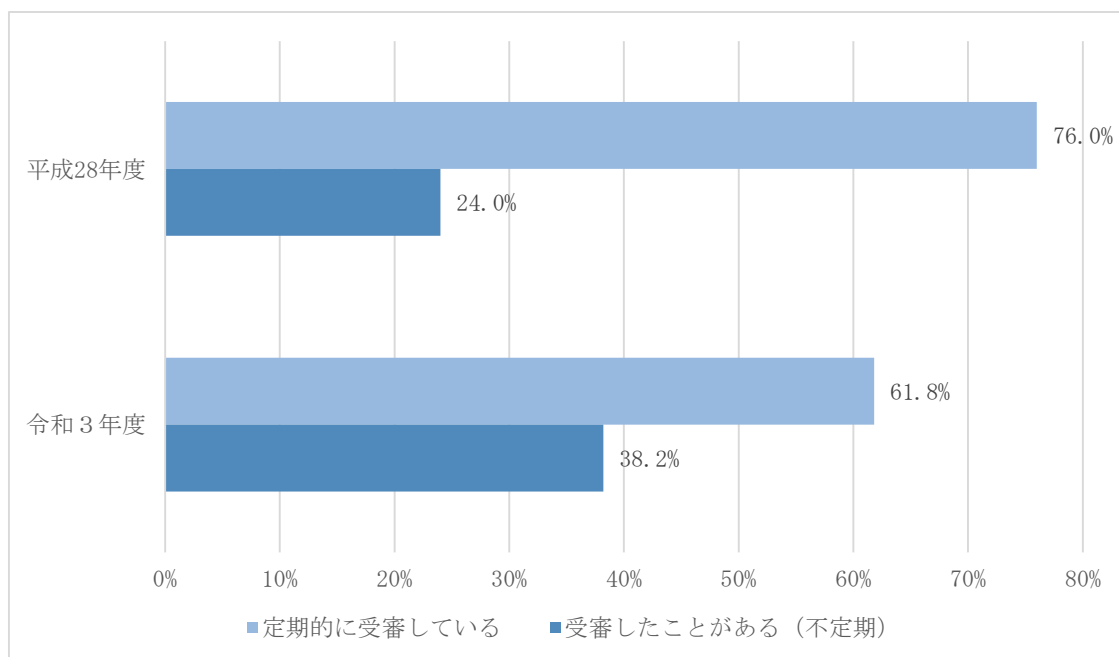


表 3-2-70. 第三者評価を受審した主な理由

	件数	サービスの向上に取り組んでいることをアピールするため	事業の良い点や改善点を確認し運営の改善につなげるため	設置・運営主体による受審の方針があるため	補助金があるため	児童館指定管理のプロポーザルで優位なポイントとするため	その他	有効回答
回答数	468	221	349	234	11	71	12	421
割合 (%)	100.0	52.5	82.9	55.6	2.6	16.9	2.9	100.0

欠損値 N

47

問 33. 利用者からの費用徴収（複数回答）

利用者からの費用徴収について毎回、あるいは定期的に徴収している児童館は1%に満たない。また、「まったく徴収しない」も39.9%を占めた。「毎回利用料（入館料）を徴収している」と回答した施設もあったが、実情に合わず誤りと推察される。保険料を設定している場合の徴収額は平均して1,185.2円だった。

表 3-2-71. 利用者からの費用徴収

	件数	毎回利用料（入館料）を徴収している	特定の行事等必要に応じて参加費を徴収している	保険料を徴収している	まったく徴収しない	その他	有効回答
回答数	3556	33	1838	260	1400	321	3512
割合(%)	100.0	0.9	52.3	7.4	39.9	9.1	100.0

欠損値 N

44

表 3-2-72. 保険料の徴収

	件数	有効回答	平均
回答数	260	249	1185.2
割合(%)	100.0	100.0	

欠損値 N

11

問 34. 児童館利用者用保険（共済）の加入状況（複数回答）

児童館利用者用保険（共済）の加入については、「傷害保険（共済）」は74.5%、「賠償責任保険」は63.7%となった。

表 3-2-73. 児童館利用者用保険（共済）の加入状況

	件数	傷害保険（共済）に加入	賠償責任保険に加入	その他の保険（共済）に加入	加入していない	有効回答
回答数	3556	2601	2223	462	281	3491
割合(%)	100.0	74.5	63.7	13.2	8.0	100.0

欠損値 N

65

問 35. I C T環境の整備の有無

付問 35-1. I C T環境の整備の状況（複数回答）

68.1%の児童館でI C T環境が整備されており、その内訳はインターネット接続環境が91.9%と最も多かった。

表 3-2-74. I C T環境の整備

	件数	整備している	整備していない	有効回答
回答数	3556	2407	1130	3537
割合(%)	100.0	68.1	31.9	100.0

欠損値 N

19

表 3-2-75. ICT環境の整備の状況

	件数	インターネット接続環境 (Wifi含む)	オンライン会合に参加可能な電子端末	その他	有効回答
回答数	2407	2210	1415	136	2405
割合(%)	100.0	91.9	58.8	5.7	100.0

欠損値 N

2

問 36. 児童館長・児童厚生員等職員の配置

89.0%の児童館に児童館長が配置されていた。前回との比較でみると2.1%減少している。

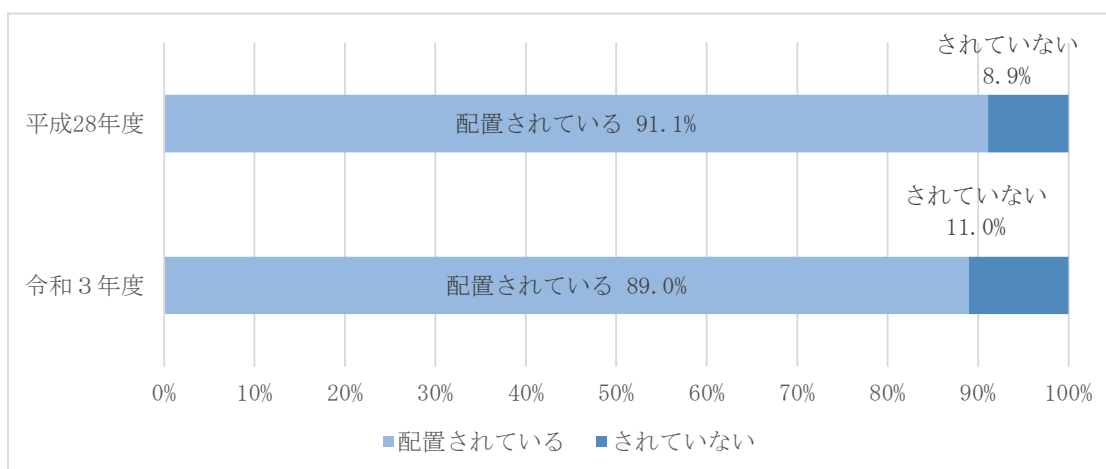
表 3-2-76. 児童館長の配置

	件数	配置されている	配置されていない	有効回答
回答数	3556	3148	390	3538
割合(%)	100.0	89.0	11.0	100.0

欠損値 N

18

図 3-2-18. 児童館長の配置（前回比較）



児童館長のうち、「常勤専従」54.5%、「常勤兼務」30.1%、「非常勤」15.6%であった。男性・女性ともに「常勤専従」が最も高かった。特に女性は、「常勤専従」63.2%となり、過半数を超えていた。「非常勤」の割合は男女ともに20%以下であった。

表 3-2-77. 児童館長の常勤専従・常勤兼務・非常勤の内訳（男女）

		件数	常勤専従	常勤兼務	非常勤	有効回答	欠損値
男性	N	3556	768	572	315	1652	1904
	%	100.0	46.5	34.6	19.1	100.0	-
女性	N	3556	948	377	178	1501	2055
	%	100.0	63.2	25.1	11.9	100.0	-
回答数		3556	1715	948	491	3148	408
割合(%)		100.0	54.5	30.1	15.6	100.0	-

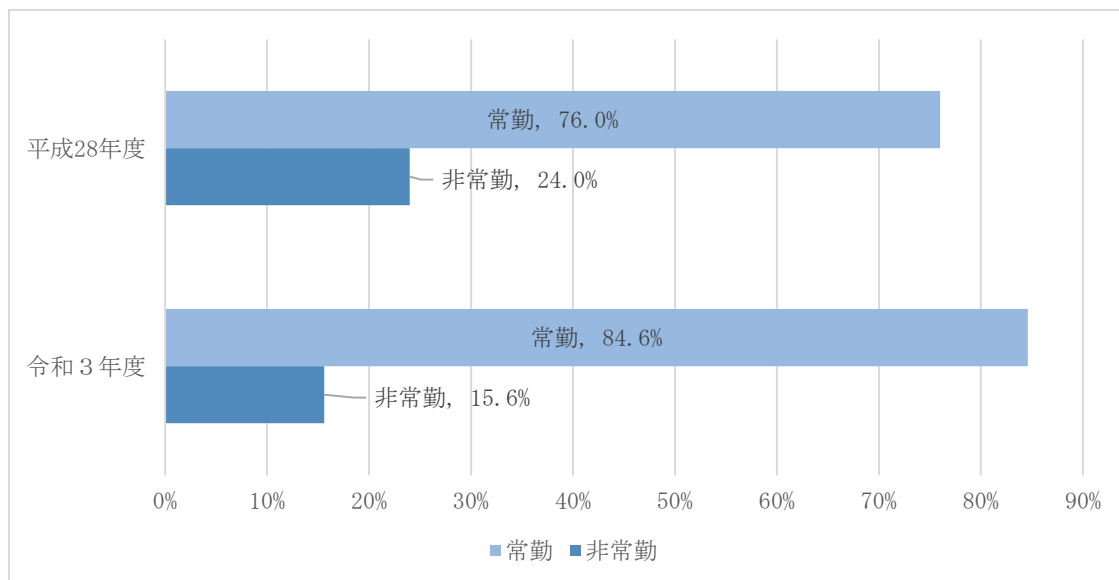
「常勤専従」の館長は「大型児童センター」87.1%が最も多かった。「非常勤」の割合はどの児童館種別でも20%以下であった。

表 3-2-78. 児童館長の常勤専従・常勤兼務・非常勤の内訳（児童館種別）

		件数	常勤専従	常勤兼務	非常勤	有効回答	欠損値
小型児童館	N	2306	1090	647	312	2044	262
	%	100.0	53.3	31.7	15.3	100.0	-
児童センター	N	1035	542	263	166	970	65
	%	100.0	55.9	27.1	17.1	100.0	-
大型児童センター	N	64	54	5	3	62	2
	%	100.0	87.1	8.1	4.8	100.0	-
その他の児童館	N	139	24	30	9	63	76
	%	100.0	38.1	47.6	14.3	100.0	-
回答数		3556	1715	948	491	3148	408
割合(%)		100.0	54.5	30.1	15.6	100.0	-

前回との比較でみると、常勤館長の比率は前回調査と比較して8.6%上昇し、84.6%だった。

図 3-2-19. 児童館長 常勤・非常勤の別（前回比較）



児童厚生員の人数を男女別でみると、「男性」は「0人」70.9%が最も多かった。「女性」は「2人」28.8%が最も多かった。

表 3-2-79. 児童厚生員の人数（男女）

	件数	人数									有効回答	欠損値	平均(人)
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6~10人	11人以上				
男性	N	3556	2508	643	225	82	26	18	27	9	3538	18	0.5
	%	100.0	70.9	18.2	6.4	2.3	0.7	0.5	0.8	0.3	100.0	-	
女性	N	3556	229	487	1019	613	418	241	429	102	3538	18	3.4
	%	100.0	6.5	13.8	28.8	17.3	11.8	6.8	12.1	2.9	100.0	-	
回答数		3556	176	384	939	596	489	266	525	163	3538	18	3.9
割合(%)		100.0	5.0	10.9	26.5	16.8	13.8	7.5	14.8	4.6	100.0	-	

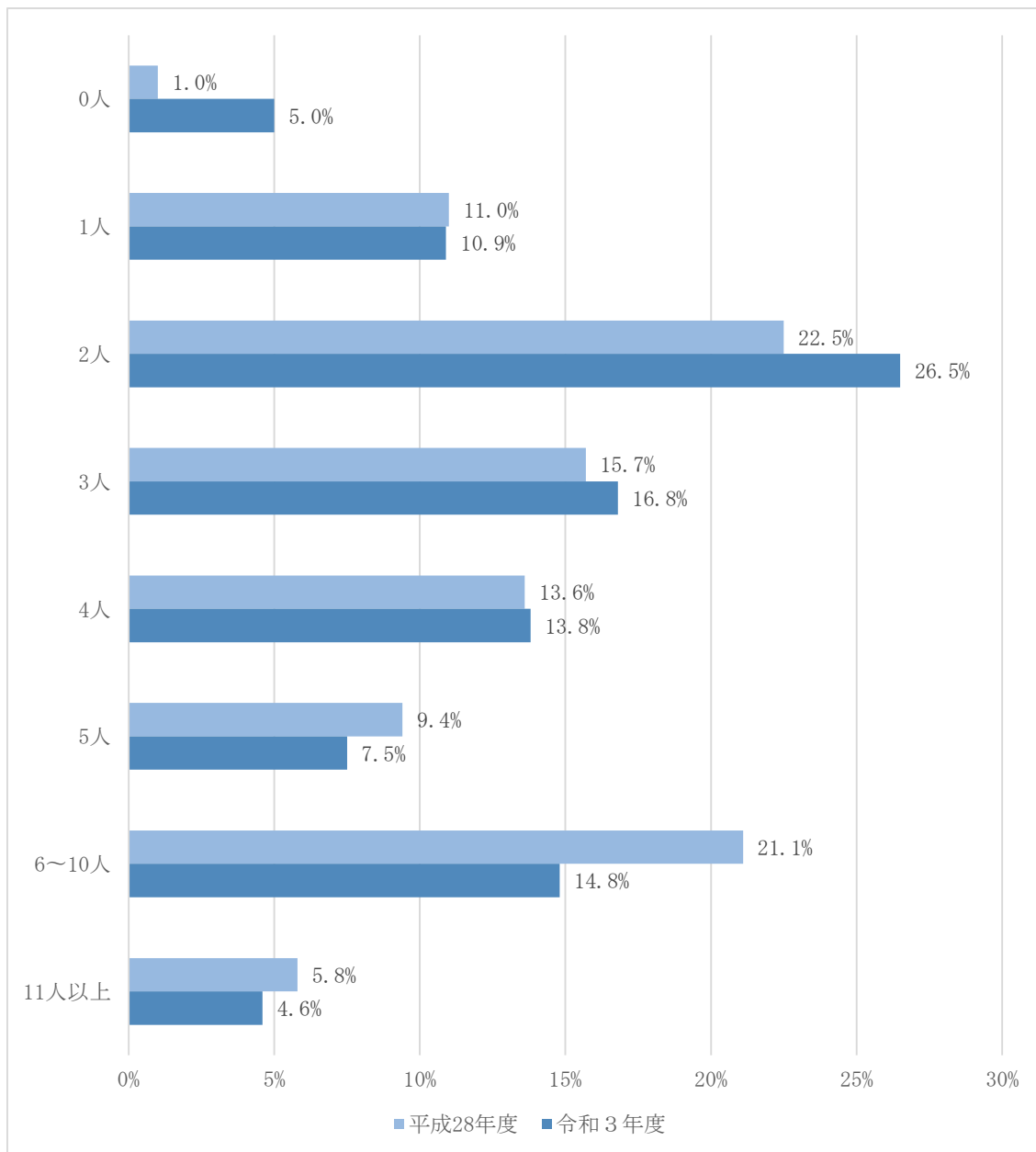
児童厚生員数は「2人」26.5%が最も多い。この傾向は施設種別毎にみても変わらなかった。

表 3-2-80. 児童厚生員の人数（児童館種別）

		件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6 ～ 10人	11人以上	有効回答	欠損値	平均(人)
小型児童館	N	2306	108	246	615	398	323	141	362	99	2292	14	3.8
	%	100.0	4.7	10.7	26.8	17.4	14.1	6.2	15.8	4.3	100.0	-	
児童センター	N	1035	20	113	269	187	138	108	147	50	1032	3	4.0
	%	100.0	1.9	10.9	26.1	18.1	13.4	10.5	14.2	4.8	100.0	-	
大型児童センター	N	64	0	4	15	3	15	7	9	11	64	0	7.3
	%	100.0	-	6.3	23.4	4.7	23.4	10.9	14.1	17.2	100.0	-	
その他の児童館	N	139	47	19	36	7	12	9	5	3	138	1	2.1
	%	100.0	34.1	13.8	26.1	5.1	8.7	6.5	3.6	2.2	100.0	-	
回答数		3556	176	384	939	596	489	266	525	163	3538	18	3.9
割合(%)		100.0	5.0	10.9	26.5	16.8	13.8	7.5	14.8	4.6	100.0	-	

前回との比較で見ると、「2人」が4.0%増加した。一方で、「6人～10人」は6.3%減少した。

図 3-2-20. 児童厚生員の人数（前回比較）



常勤専従の児童厚生員人数は、1人以上配置されている割合が71.3%となった。うち、「小型児童館」「児童センター」「大型児童センター」については、「2人」の配置が最も多かった。常勤兼務の児童厚生員人数は、1人以上配置されている割合が11.0%となった。

表 3-2-81. 児童厚生員の人数（常勤専従）

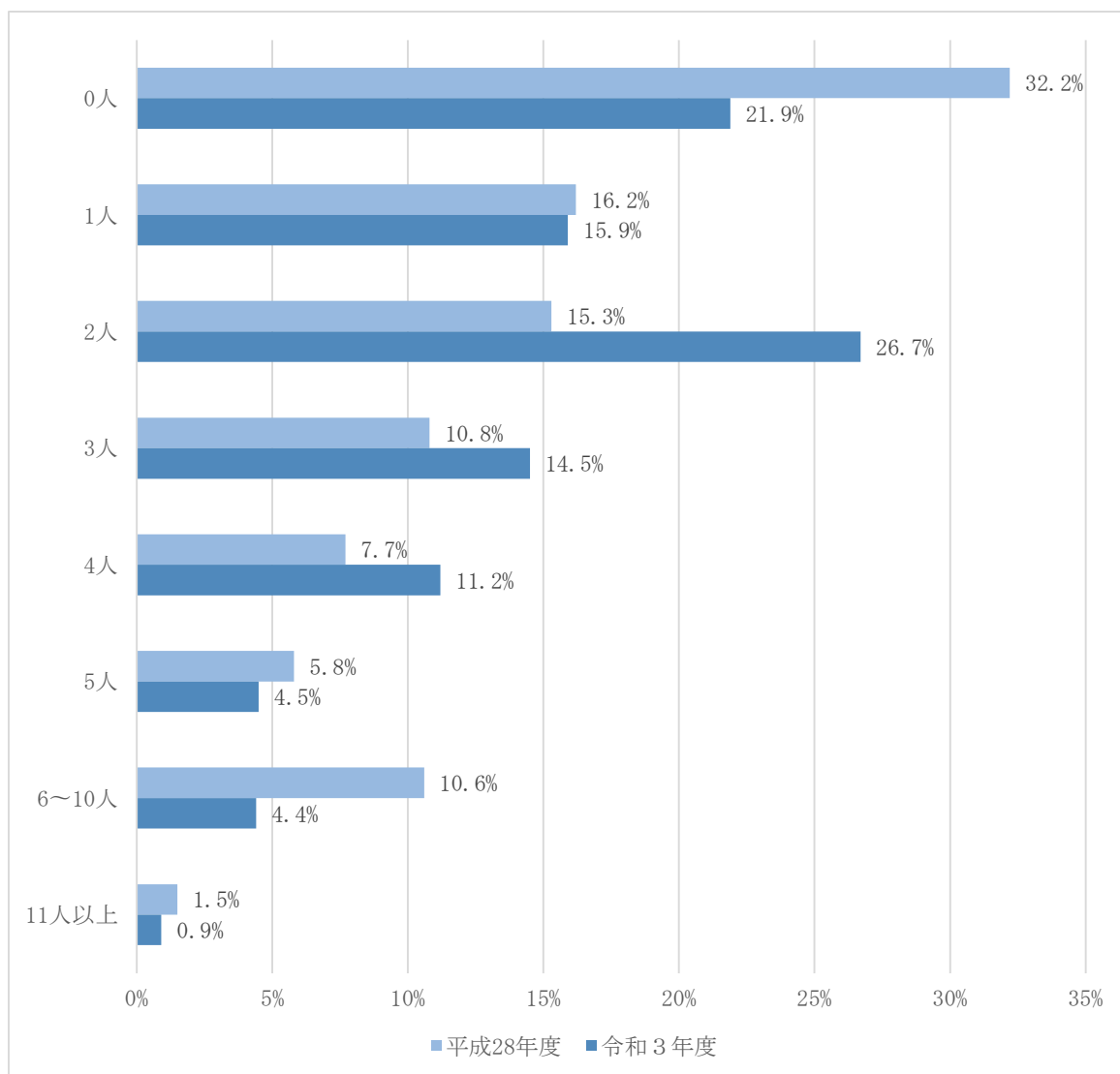
	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6 ~ 10人	11人以上	有効回答	欠損値	平均(人)	
小型児童館	N	2306	590	350	628	289	253	85	81	16	2292	14	2.1
	%	100.0	25.7	15.3	27.4	12.6	11.0	3.7	3.5	0.7	100.0	-	
児童センター	N	1035	305	144	253	149	81	50	45	5	1032	3	2.0
	%	100.0	29.6	14.0	24.5	14.4	7.8	4.8	4.4	0.5	100.0	-	
大型児童センター	N	64	9	6	19	5	9	3	5	8	64	0	4.5
	%	100.0	14.1	9.4	29.7	7.8	14.1	4.7	7.8	12.5	100.0	-	
その他の児童館	N	139	105	12	8	1	8	3	1	0	138	1	0.6
	%	100.0	76.1	8.7	5.8	0.7	5.8	2.2	0.7	-	100.0	-	
回答数		3556	1015	514	909	445	352	141	133	29	3538	18	2.0
割合(%)		100.0	28.7	14.5	25.7	12.6	9.9	4.0	3.8	0.8	100.0	-	

表 3-2-82. 児童厚生員の人数（常勤兼務）

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6 ~ 10人	11人以上	有効回答	欠損値	平均(人)	
小型児童館	N	2306	2022	118	85	33	16	10	7	1	2292	14	0.2
	%	100.0	88.2	5.1	3.7	1.4	0.7	0.4	0.3	0.0	100.0	-	
児童センター	N	1035	933	51	23	14	5	3	3	0	1032	3	0.2
	%	100.0	90.4	4.9	2.2	1.4	0.5	0.3	0.3	-	100.0	-	
大型児童センター	N	64	58	2	0	2	1	0	1	0	64	0	0.3
	%	100.0	90.6	3.1	-	3.1	1.6	-	1.6	-	100.0	-	
その他の児童館	N	139	125	5	4	2	1	0	1	0	138	1	0.2
	%	100.0	90.6	3.6	2.9	1.4	0.7	-	0.7	-	100.0	-	
回答数		3556	3149	177	112	51	23	13	12	1	3538	18	0.2
割合(%)		100.0	89.0	5.0	3.2	1.4	0.7	0.4	0.3	0.0	100.0	-	

前回との比較でみると、「0人」が10.3%減少し、89.7%の児童館で常勤児童厚生員が配置されている。また、「2人」が11.4%増加している。

図 3-2-21. 常勤児童厚生員の人数（前回比較）



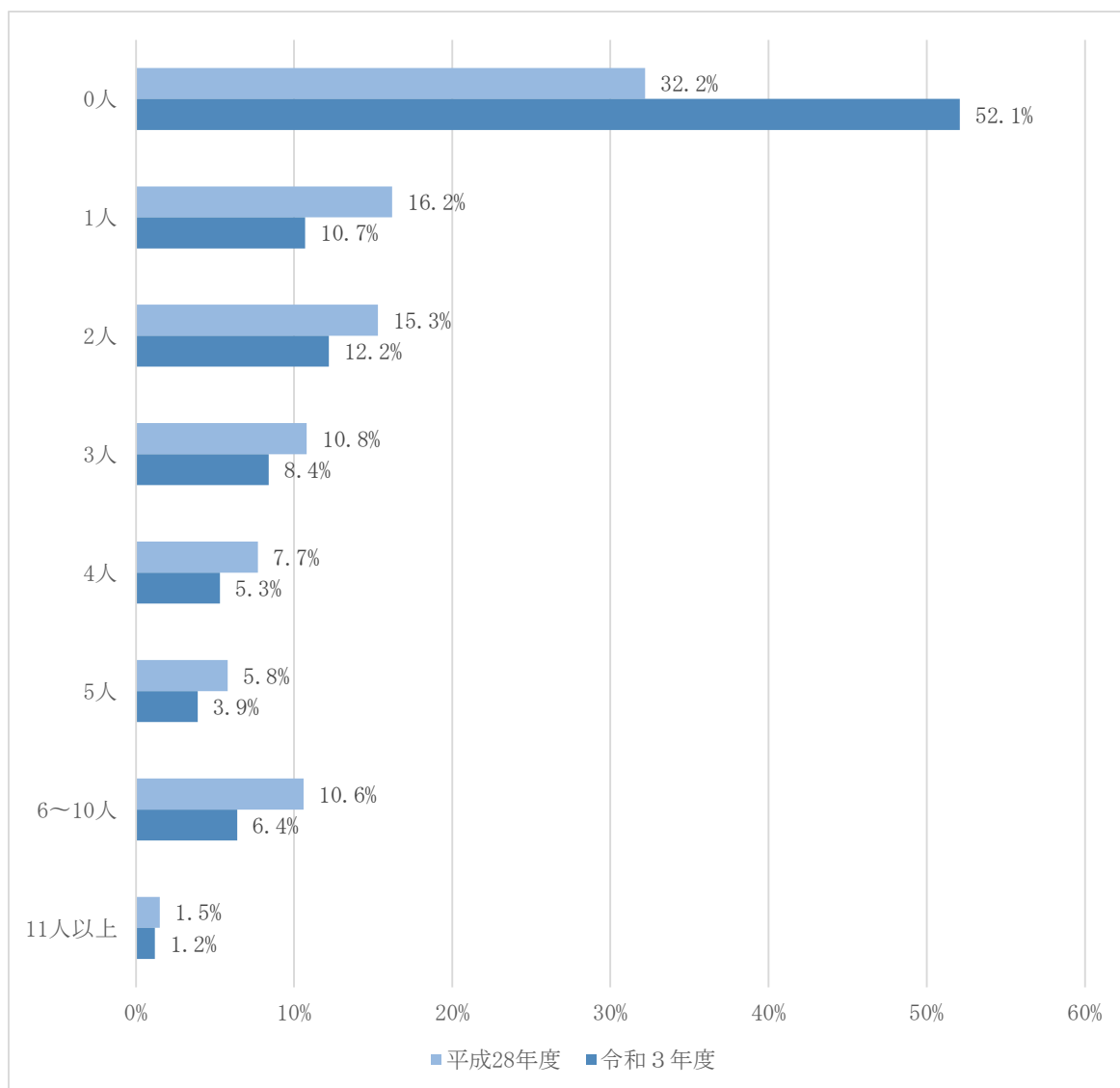
非常勤の児童厚生員は「0人」52.1%となり、過半数の児童館で1人以上配置されている。児童館種別でみると、「小型児童館」「児童センター」「その他の児童館」では2人が最も割合が高く、「大型児童センター」は「1人」の割合が高かった。

表 3-2-83. 児童厚生員の人数（非常勤）

		件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6～10人	11人以上	有効回答	欠損値	平均(人)
小型児童館	N	2306	1249	239	263	178	114	78	150	21	2292	14	1.5
	%	100.0	54.5	10.4	11.5	7.8	5.0	3.4	6.5	0.9	100.0	-	
児童センター	N	1035	484	116	128	107	62	53	65	17	1032	3	1.9
	%	100.0	46.9	11.2	12.4	10.4	6.0	5.1	6.3	1.6	100.0	-	
大型児童センター	N	64	31	11	3	4	2	3	7	3	64	0	2.6
	%	100.0	48.4	17.2	4.7	6.3	3.1	4.7	10.9	4.7	100.0	-	
その他の児童館	N	139	74	11	33	5	8	3	4	0	138	1	1.2
	%	100.0	53.6	8.0	23.9	3.6	5.8	2.2	2.9	-	100.0	-	
回答数		3556	1842	379	431	296	186	137	226	41	3538	18	1.6
割合(%)		100.0	52.1	10.7	12.2	8.4	5.3	3.9	6.4	1.2	100.0	-	

前回との比較でみると、「0人」が19.9%増加し、47.9%の児童館で非常勤児童厚生員が配置されている。「0人」以外の項目はすべて減少している。

図 3-2-22. 非常勤児童厚生員の人数（前回比較）



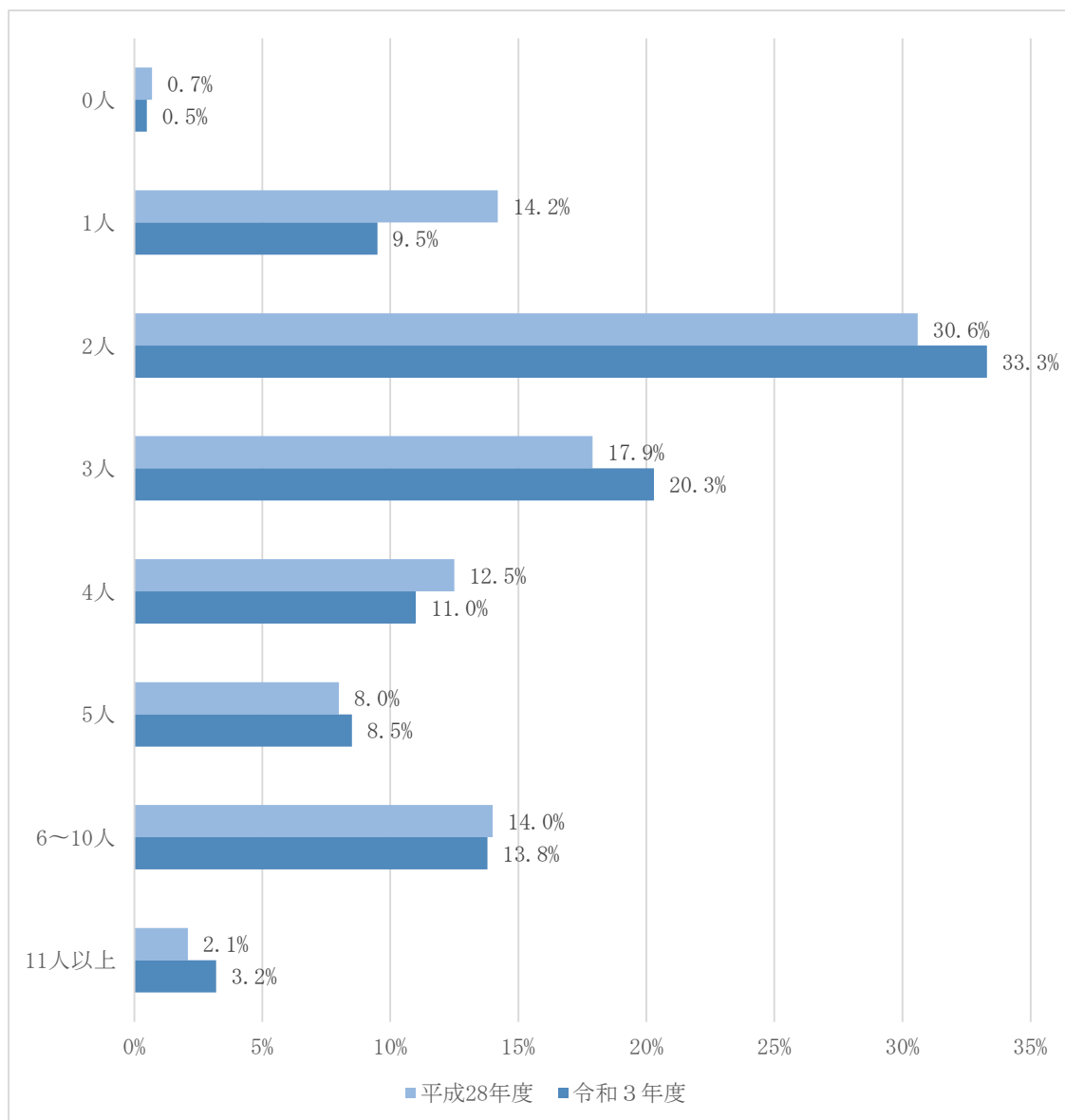
通常時の人員体制は、90%の児童館で複数の人員体制、そして半数以上の児童館で3人以上の人員が確保されている。

表 3-2-84. 通常時の人員体制（児童館種別）

		件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6 ~ 10人	11人以上	有効回答	欠損値	平均(人)
小型児童館	N	2306	11	183	712	402	229	159	308	71	2075	231	3.7
	%	100.0	0.5	8.8	34.3	19.4	11.0	7.7	14.8	3.4	100.0	-	
児童センター	N	1035	2	85	313	229	111	101	122	18	981	54	3.5
	%	100.0	0.2	8.7	31.9	23.3	11.3	10.3	12.4	1.8	100.0	-	
大型児童センター	N	64	0	3	15	9	8	10	5	13	63	1	6.3
	%	100.0	-	4.8	23.8	14.3	12.7	15.9	7.9	20.6	100.0	-	
その他の児童館	N	139	2	34	26	11	6	3	6	2	90	49	2.5
	%	100.0	2.2	37.8	28.9	12.2	6.7	3.3	6.7	2.2	100.0	-	
回答数		3556	15	305	1071	652	354	274	443	104	3218	338	3.7
割合(%)		100.0	0.5	9.5	33.3	20.3	11.0	8.5	13.8	3.2	100.0	-	

前回との比較でみると、「2人」の割合が最も高い。「1人」は4.7%減少した。

図 3-2-23. 通常時の人員体制（前回比較）



通常時の人員体制における常勤専従の児童厚生員人数は、1人以上配置されている割合が78.1%となった。うち、「小型児童館」「児童センター」「大型児童センター」については、「2人」の配置が最も多かった。常勤兼務の児童厚生員人数は、1人以上配置されている割合が16.0%となった。

表 3-2-85. 通常時の人員体制（常勤専従）

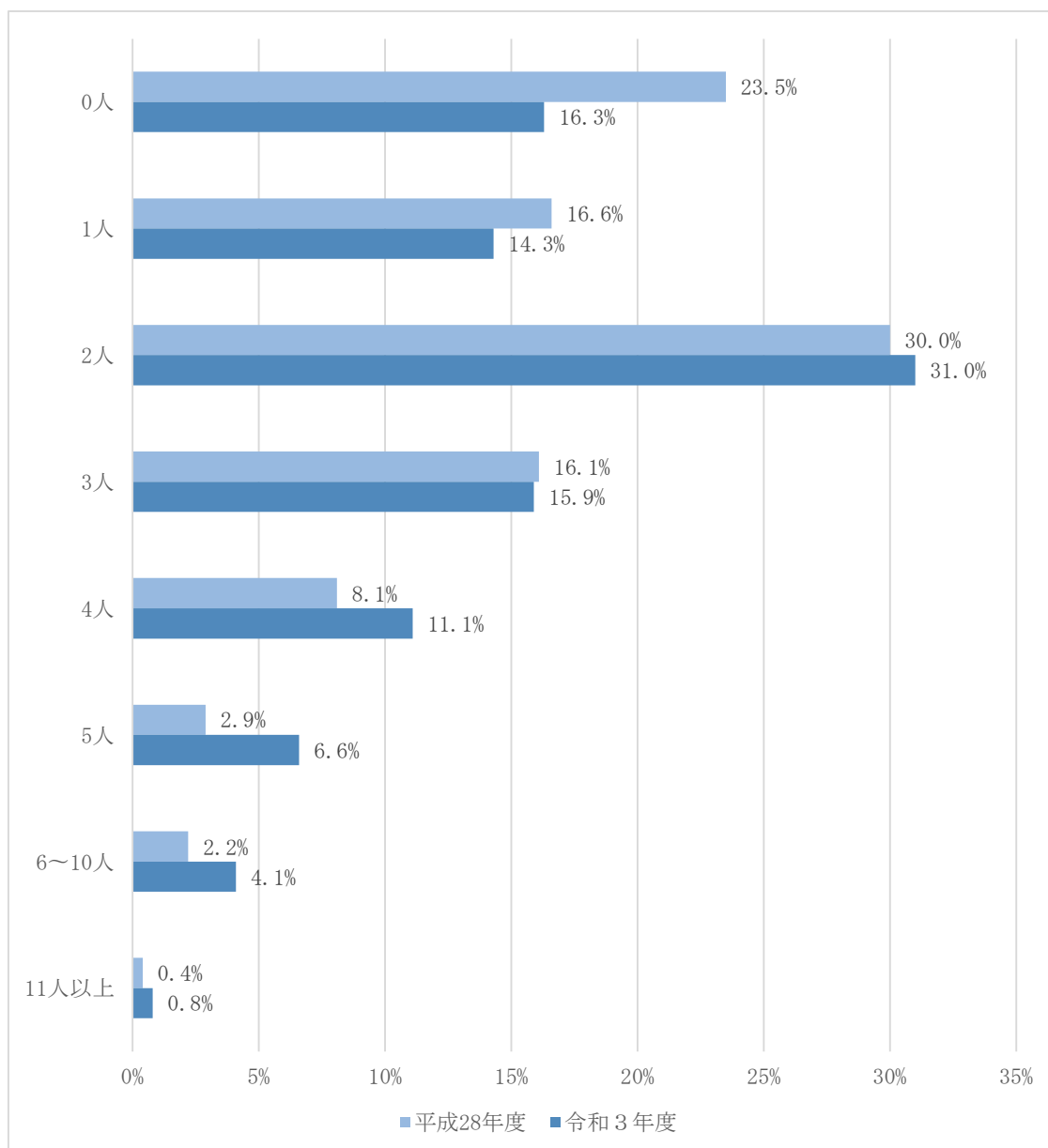
		件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6 ~ 10人	11人以上	有効回答	欠損値	平均(人)
小型児童館	N	2306	372	331	639	288	197	104	79	11	2021	285	2.2
	%	100.0	18.4	16.4	31.6	14.3	9.7	5.1	3.9	0.5	100.0	-	
児童センター	N	1035	246	120	285	148	75	43	29	2	948	87	2.0
	%	100.0	25.9	12.7	30.1	15.6	7.9	4.5	3.1	0.2	100.0	-	
大型児童センター	N	64	7	6	20	6	6	2	9	6	62	2	4.2
	%	100.0	11.3	9.7	32.3	9.7	9.7	3.2	14.5	9.7	100.0	-	
その他の児童館	N	139	57	11	8	4	5	2	1	1	89	50	1.0
	%	100.0	64.0	12.4	9.0	4.5	5.6	2.2	1.1	1.1	100.0	-	
回答数		3556	686	470	952	447	283	152	119	20	3129	427	2.1
割合(%)		100.0	21.9	15.0	30.4	14.3	9.0	4.9	3.8	0.6	100.0	-	

表 3-2-86. 通常時の常勤兼務人員体制（常勤兼務）

		件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6 ~ 10人	11人以上	有効回答	欠損値	平均(人)
小型児童館	N	2306	1694	201	74	26	13	10	3	0	2021	285	0.3
	%	100.0	83.8	9.9	3.7	1.3	0.6	0.5	0.1	-	100.0	-	
児童センター	N	1035	798	114	17	10	5	3	1	0	948	87	0.2
	%	100.0	84.2	12.0	1.8	1.1	0.5	0.3	0.1	-	100.0	-	
大型児童センター	N	64	54	4	1	1	2	0	0	0	62	2	0.3
	%	100.0	87.1	6.5	1.6	1.6	3.2	-	-	-	100.0	-	
その他の児童館	N	139	74	8	5	2	0	0	0	0	89	50	0.3
	%	100.0	83.1	9.0	5.6	2.2	-	-	-	-	100.0	-	
回答数		3556	2627	329	97	39	20	13	4	0	3129	427	0.3
割合(%)		100.0	84.0	10.5	3.1	1.2	0.6	0.4	0.1	-	100.0	-	

前回との比較でみると、「0人」が7.2%減少し、83.8%の児童館で通常時の人員体制において常勤児童厚生員が配置されている。

図 3-2-24. 通常時の人員体制（常勤）（前回比較）



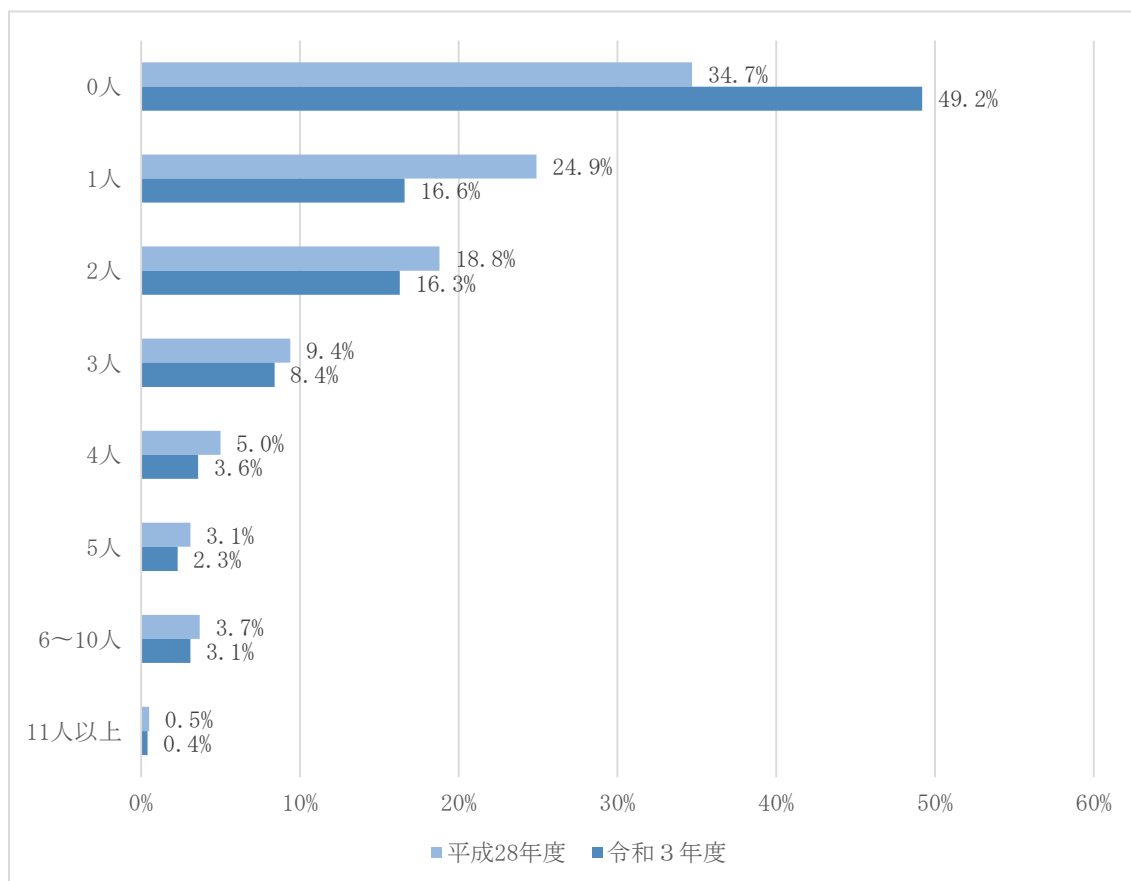
通常時の人員体制における非常勤の児童厚生員は「0人」49.2%となり、過半数の児童館で1人以上通常時配置されている。配置人数はどの施設種別においても「1人」「2人」の割合が高かった。

表 3-2-87. 通常時の人員体制（非常勤）

		件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6～10人	11人以上	有効回答	欠損値	平均(人)
小型児童館	N	2306	1048	322	315	148	65	49	66	8	2021	285	1.2
	%	100.0	51.9	15.9	15.6	7.3	3.2	2.4	3.3	0.4	100.0	-	
児童センター	N	1035	439	153	160	103	40	22	27	4	948	87	1.4
	%	100.0	46.3	16.1	16.9	10.9	4.2	2.3	2.8	0.4	100.0	-	
大型児童センター	N	64	25	15	7	6	2	1	5	1	62	2	1.8
	%	100.0	40.3	24.2	11.3	9.7	3.2	1.6	8.1	1.6	100.0	-	
その他の児童館	N	139	27	27	24	5	5	1	0	0	89	50	1.3
	%	100.0	30.3	30.3	27.0	5.6	5.6	1.1	-	-	100.0	-	
回答数		3556	1541	518	511	263	112	73	98	13	3129	427	1.3
割合(%)		100.0	49.2	16.6	16.3	8.4	3.6	2.3	3.1	0.4	100.0	-	

前回との比較でみると、「0人」が14.5%増加し、85.5%の児童館で通常時の人員体制において非常勤児童厚生員が配置されている。「0人」以外の項目はすべて減少している。

図 3-2-25. 通常時の人員体制（非常勤）（前回比較）



問 37. 児童厚生員の児童館の勤務年数 ※平均年数は切り上げで回答

勤続年数ごとの職員数は「3年未満」5,928人が最も多くなっており、次いで「5～10年未満」4,051人となっている。

平均勤続年数は9.1年であった。「5～10年未満」41.1%が最も多い。

表 3-2-88. 勤続年数ごとの職員数（職員全体）

		件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人～10人	11人以上	有効回答	欠損値	実数合計(人)
3年未満	N	3556	18	1022	575	287	176	96	150	35	2359	1197	5928
	%	100.0	0.8	43.3	24.4	12.2	7.5	4.1	6.4	1.5	100.0	-	
3～5年未満	N	3556	29	971	382	161	74	30	41	7	1695	1861	3048
	%	100.0	1.7	57.3	22.5	9.5	4.4	1.8	2.4	0.4	100.0	-	
5～10年未満	N	3556	25	1029	499	239	114	52	66	10	2034	1522	4051
	%	100.0	1.2	50.6	24.5	11.8	5.6	2.6	3.2	0.5	100.0	-	
10～20年未満	N	3556	29	982	481	205	98	20	30	4	1849	1707	3299
	%	100.0	1.6	53.1	26.0	11.1	5.3	1.1	1.6	0.2	100.0	-	
20年以上	N	3556	55	639	201	73	45	14	13	0	1040	2516	1592
	%	100.0	5.3	61.4	19.3	7.0	4.3	1.3	1.3	-	100.0	-	

表 3-2-89. 平均勤続年数（職員全体）

	件数	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20年以上	有効回答	平均(年)
回答数	3556	9	152	331	925	476	208	150	2251	9.1
割合(%)	100.0	0.4	6.8	14.7	41.1	21.1	9.2	6.7	100.0	

欠損値 N

1305

常勤専従の児童厚生員について、勤続年数ごとの職員数は「3年未満」2,274人が最も多くなっており、次いで「5～10年未満」1,863人となっている。平均勤続年数は10.0年となった。「5～10年未満」36.1%が最も多い。総じて、職員全体の傾向と類似した結果となった。

表 3-2-90. 勤務年数ごとの職員数（常勤専従）

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人～10人	11人以上	有効回答	欠損値	実数合計(人)	
3年未満	N	3556	929	919	309	117	47	14	15	2	2352	1204	2274
	%	100.0	39.5	39.1	13.1	5.0	2.0	0.6	0.6	0.1	100.0	-	
3～5年未満	N	3556	729	698	183	44	14	7	7	1	1683	1873	1343
	%	100.0	43.3	41.5	10.9	2.6	0.8	0.4	0.4	0.1	100.0	-	
5～10年未満	N	3556	789	836	274	80	30	9	10	0	2028	1528	1863
	%	100.0	38.9	41.2	13.5	3.9	1.5	0.4	0.5	-	100.0	-	
10～20年未満	N	3556	608	815	305	80	22	6	3	0	1839	1717	1801
	%	100.0	33.1	44.3	16.6	4.4	1.2	0.3	0.2	-	100.0	-	
20年以上	N	3556	305	475	141	53	34	9	6	0	1023	2533	1136
	%	100.0	29.8	46.4	13.8	5.2	3.3	0.9	0.6	-	100.0	-	

表 3-2-91. 平均勤務年数（常勤専従）

	件数	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20年以上	有効回答	平均(年)
回答数	3556	14	145	255	705	422	206	208	1955	10.0
割合(%)	100.0	0.7	7.4	13.0	36.1	21.6	10.5	10.6	100.0	

欠損値 N

1601

常勤兼務の児童厚生員について、勤続年数ごとの職員数は「3年未満」434人が最も多くなっており、次いで「5～10年未満」314人となっている。総じて実数が少ない現状があることもわかった。平均勤続年数は8.1年となった。「5～10年未満」26.5%が最も多い。次いで「1～3年未満」24.0%が高く、常勤専従との差がみられた。

表 3-2-92. 勤務年数ごとの職員数（常勤兼務）

		件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人～10人	11人以上	有効回答	欠損値	実数合計(人)
3年未満	N	3556	2023	253	56	13	6	0	1	0	2352	1204	434
	%	100.0	86.0	10.8	2.4	0.6	0.3	-	0.0	-	100.0	-	
3～5年未満	N	3556	1499	158	17	7	2	0	0	0	1683	1873	221
	%	100.0	89.1	9.4	1.0	0.4	0.1	-	-	-	100.0	-	
5～10年未満	N	3556	1800	176	29	16	5	0	2	0	2028	1528	314
	%	100.0	88.8	8.7	1.4	0.8	0.2	-	0.1	-	100.0	-	
10～20年未満	N	3556	1657	129	41	10	2	0	0	0	1839	1717	249
	%	100.0	90.1	7.0	2.2	0.5	0.1	-	-	-	100.0	-	
20年以上	N	3556	931	77	10	1	3	0	1	0	1023	2533	118
	%	100.0	91.0	7.5	1.0	0.1	0.3	-	0.1	-	100.0	-	

表 3-2-93. 平均勤務年数（常勤兼務）

	件数	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20年以上	有効回答	平均(年)
回答数	3556	25	127	86	140	53	50	48	529	8.1
割合(%)	100.0	4.7	24.0	16.3	26.5	10.0	9.5	9.1	100.0	

欠損値 N

3027

非常勤の児童厚生員について、勤続年数ごとの職員数は「3年未満」3,216人が最も多くなっており、次いで「5～10年未満」1,874人となっている。平均勤続年数は6.8年となった。「5～10年未満」36.2%が最も多い。

表 3-2-94. 勤務年数ごとの職員数（非常勤）

		件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人～10人	11人以上	有効回答	欠損値	実数合計(人)
3年未満	N	3556	1052	576	340	153	83	54	76	18	2352	1204	3216
	%	100.0	44.7	24.5	14.5	6.5	3.5	2.3	3.2	0.8	100.0	-	
3～5年未満	N	3556	825	523	201	71	32	11	17	3	1683	1873	1482
	%	100.0	49.0	31.1	11.9	4.2	1.9	0.7	1.0	0.2	100.0	-	
5～10年未満	N	3556	1018	569	236	115	40	23	21	6	2028	1528	1874
	%	100.0	50.2	28.1	11.6	5.7	2.0	1.1	1.0	0.3	100.0	-	
10～20年未満	N	3556	1093	447	189	70	24	7	7	2	1839	1717	1244
	%	100.0	59.4	24.3	10.3	3.8	1.3	0.4	0.4	0.1	100.0	-	
20年以上	N	3556	750	225	39	5	4	0	0	0	1023	2533	334
	%	100.0	73.3	22.0	3.8	0.5	0.4	-	-	-	100.0	-	

表 3-2-95. 平均勤務年数（非常勤）

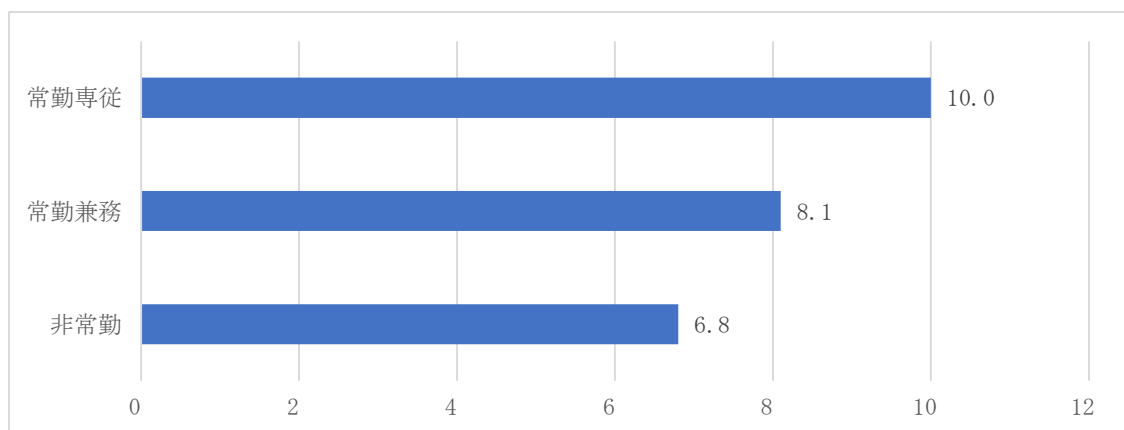
	件数	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20年以上	有効回答	平均(年)
回答数	3556	15	254	324	526	214	73	48	1454	6.8
割合(%)	100.0	1.0	17.5	22.3	36.2	14.7	5.0	3.3	100.0	

欠損値 N

2102

常勤専従・常勤兼務・非常勤の平均勤務年数比較をみると、常勤専従 10.0 年が最も高く、非常勤 6.8 年が最も低い。

図 3-2-26. 常勤専従・常勤兼務・非常勤の平均勤務年数比較



問 38. 児童館長・児童厚生員の保有資格

館長の保有資格で多かったのは「保育士」34.9%であった。「特に資格を取得していない職員」は24.8%を占めた。

表 3-2-96. 館長の保有資格

	件数	保育士	幼稚園教諭	小学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭	社会福祉士	その他国家資格
回答数	3556	949	765	497	624	501	83	101
割合(%)	100.0	34.9	28.1	18.3	23.0	18.4	3.1	3.7

	放課後児童支援員	児童健全育成指導士	児童厚生1級特別指導員	児童厚生1級指導員	児童厚生2級指導員	資格を取得していない職員	有効回答
回答数	728	13	21	179	348	674	2718
割合(%)	26.8	0.5	0.8	6.6	12.8	24.8	100.0

欠損値 N

838

各施設において1人以上資格保有者が存在する数が最も多かったのは「保育士」75.8%であり、次いで「幼稚園教諭」62.1%となった。保有資格ごとの職員数をみると「放課後児童支援員」が6,159人と「保育士」7,124人に次いで多い。

児童厚生員に関する民間資格では、「児童厚生2級指導員」を配置している児童館が41.1%であった。

表 3-2-97. 各施設において1人以上資格保有者が存在する数（職員全体）

	件数	保育士	幼稚園教諭	小学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭	社会福祉士	その他国家資格
回答数	3556	2694	2208	1461	1769	1358	281	335
割合(%)	100.0	75.8	62.1	41.1	49.7	38.2	7.9	9.4

	放課後児童支援員	児童健全育成指導士	児童厚生1級特別指導員	児童厚生1級指導員	児童厚生2級指導員	資格を取得していない職員	有効回答
回答数	1663	21	47	493	1461	1658	2718
割合(%)	46.8	0.6	1.3	13.9	41.1	46.6	100.0

欠損値 N

838

表 3-2-98. 保有資格ごとの職員数（職員全体）

		件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	有効回答	欠損値	実数合計(人)
保育士	N	3556	11	848	766	473	255	352	2705	851	7124
	%	100.0	0.4	31.3	28.3	17.5	9.4	13.0	100.0	-	
幼稚園教諭	N	3556	11	870	622	358	167	191	2219	1337	5023
	%	100.0	0.5	39.2	28.0	16.1	7.5	8.6	100.0	-	
小学校教諭	N	3556	17	988	319	98	31	25	1478	2078	2186
	%	100.0	1.2	66.8	21.6	6.6	2.1	1.7	100.0	-	
中学校教諭	N	3556	12	989	439	202	67	72	1781	1775	3166
	%	100.0	0.7	55.5	24.6	11.3	3.8	4.0	100.0	-	
高等学校教諭	N	3556	16	853	283	132	44	46	1374	2182	2258
	%	100.0	1.2	62.1	20.6	9.6	3.2	3.3	100.0	-	
社会福祉士	N	3556	35	239	35	4	2	1	316	3240	334
	%	100.0	11.1	75.6	11.1	1.3	0.6	0.3	100.0	-	
其他国家資格	N	3556	30	262	61	10	1	1	365	3191	425
	%	100	8.2	71.8	16.7	2.7	0.3	0.3	100.0	-	
放課後児童支援員	N	3556	8	373	344	263	185	498	1671	1885	6159
	%	100.0	0.5	22.3	20.6	15.7	11.1	29.8	100.0	-	
児童健全育成指導士	N	3556	33	18	1	1	1	0	54	3502	27
	%	100.0	61.1	33.3	1.9	1.9	1.9	-	100.0	-	
児童厚生1級特別指導員	N	3556	33	43	3	1	0	0	80	3476	52
	%	100.0	41.3	53.8	3.8	1.3	-	-	100.0	-	
児童厚生1級指導員	N	3556	28	385	82	19	4	3	521	3035	639
	%	100.0	5.4	73.9	15.7	3.6	0.8	0.6	100.0	-	
児童厚生2級指導員	N	3556	15	689	435	190	69	78	1476	2080	2892
	%	100.0	1.0	46.7	29.5	12.9	4.7	5.3	100.0	-	
資格を取得していない職員	N	3556	52	793	363	173	115	214	1710	1846	4188
	%	100.0	3.0	46.4	21.2	10.1	6.7	12.5	100.0	-	

保有資格ごとの常勤職員数で最も多いのは「保育士」3,891人であり、次いで「放課後児童支援員」3,563人となった。保有資格ごとの非常勤職員数で最も多いのは「資格を取得していない職員」2,412人であり、次いで「保育士」2,265人となった。

表 3-2-99. 保有資格ごとの職員数（常勤）

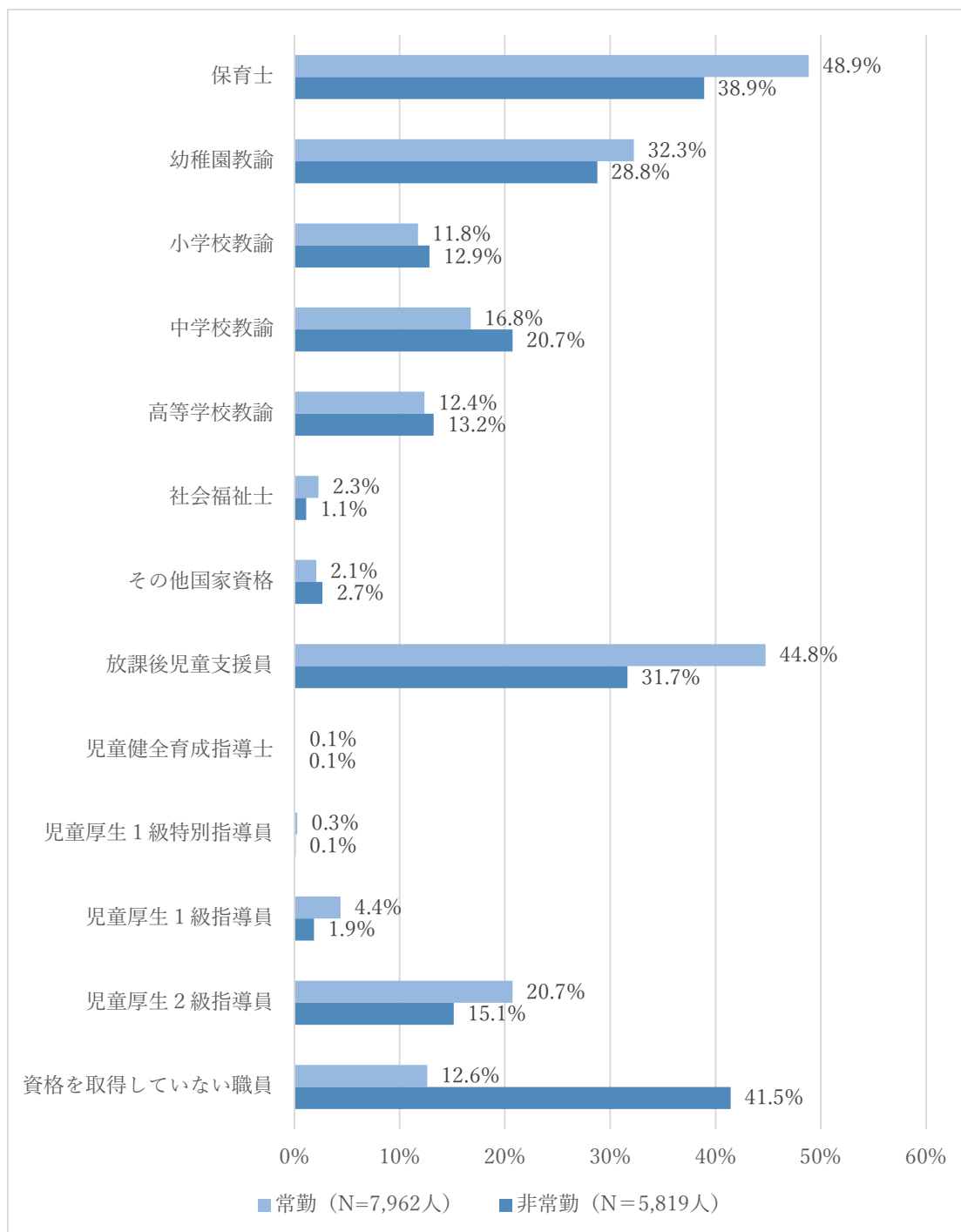
		件数	人数						有効回答	欠損値	実数合計(人)
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上			
保育士	N	3556	699	955	602	230	134	79	2699	857	3891
	%	100.0	25.9	35.4	22.3	8.5	5.0	2.9	100.0	-	
幼稚園教諭	N	3556	683	866	437	138	62	27	2213	1343	2568
	%	100.0	30.9	39.1	19.7	6.2	2.8	1.2	100.0	-	
小学校教諭	N	3556	731	595	107	31	4	3	1471	2085	936
	%	100.0	49.7	40.4	7.3	2.1	0.3	0.2	100.0	-	
中学校教諭	N	3556	814	692	199	55	13	5	1778	1778	1334
	%	100.0	45.8	38.9	11.2	3.1	0.7	0.3	100.0	-	
高等学校教諭	N	3556	649	529	144	34	11	4	1371	2185	985
	%	100.0	47.3	38.6	10.5	2.5	0.8	0.3	100.0	-	
社会福祉士	N	3556	144	145	13	3	1	0	306	3250	184
	%	100.0	47.1	47.4	4.2	1.0	0.3	-	100.0	-	
其他国家資格	N	3556	215	119	16	4	1	0	355	3201	167
	%	100	60.6	33.5	4.5	1.1	0.3	0.0	100.0	-	
放課後児童支援員	N	3556	329	399	376	241	181	142	1668	1888	3563
	%	100.0	19.7	23.9	22.5	14.4	10.9	8.5	100.0	-	
児童健全育成指導士	N	3556	37	3	1	0	1	0	42	3514	9
	%	100.0	88.1	7.1	2.4	-	2.4	-	100.0	-	
児童厚生1級特別指導員	N	3556	47	20	2	0	0	0	69	3487	24
	%	100.0	68.1	29.0	2.9	-	-	-	100.0	-	
児童厚生1級指導員	N	3556	214	256	28	10	0	1	509	3047	349
	%	100.0	42.0	50.3	5.5	2.0	-	0.2	100.0	-	
児童厚生2級指導員	N	3556	460	574	306	81	33	15	1469	2087	1651
	%	100.0	31.3	39.1	20.8	5.5	2.2	1.0	100.0	-	
資格を取得していない職員	N	3556	1174	322	111	29	18	40	1694	1862	1005
	%	100.0	69.3	19.0	6.6	1.7	1.1	2.4	100.0	-	

表 3-2-100. 保有資格ごとの職員数（非常勤）

		件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	有効回答	欠損値	実数合計(人)
保育士	N	3556	1502	634	294	143	73	53	2699	857	2265
	%	100.0	55.7	23.5	10.9	5.3	2.7	2.0	100.0	-	
幼稚園教諭	N	3556	1278	524	220	109	50	32	2213	1343	1675
	%	100.0	57.7	23.7	9.9	4.9	2.3	1.4	100.0	-	
小学校教諭	N	3556	924	412	95	26	9	5	1471	2085	748
	%	100.0	62.8	28.0	6.5	1.8	0.6	0.3	100.0	-	
中学校教諭	N	3556	1025	467	173	77	26	10	1778	1778	1207
	%	100.0	57.6	26.3	9.7	4.3	1.5	0.6	100.0	-	
高等学校教諭	N	3556	846	358	109	41	15	2	1371	2185	771
	%	100.0	61.7	26.1	8.0	3.0	1.1	0.1	100.0	-	
社会福祉士	N	3556	35	239	35	4	2	1	316	3240	66
	%	100.0	11.1	75.6	11.1	1.3	0.6	0.3	100.0	-	
其他国家資格	N	3556	228	101	24	2	0	0	355	3201	156
	%	100	64.2	28.5	6.8	0.6	0.0	0.0	100.0	-	
放課後児童支援員	N	3556	944	295	157	108	69	95	1668	1888	1842
	%	100.0	56.6	17.7	9.4	6.5	4.1	5.7	100.0	-	
児童健全育成指導士	N	3556	40	1	0	1	0	0	42	3514	4
	%	100.0	95.2	2.4	-	2.4	-	-	100.0	-	
児童厚生1級特別指導員	N	3556	62	7	0	0	0	0	69	3487	7
	%	100.0	89.9	10.1	-	-	-	-	100.0	-	
児童厚生1級指導員	N	3556	422	71	12	2	2	0	509	3047	109
	%	100.0	82.9	13.9	2.4	0.4	0.4	-	100.0	-	
児童厚生2級指導員	N	3556	967	278	150	38	19	17	1469	2087	881
	%	100.0	65.8	18.9	10.2	2.6	1.3	1.2	100.0	-	
資格を取得していない職員	N	3556	784	380	205	119	78	128	1694	1862	2412
	%	100.0	46.3	22.4	12.1	7.0	4.6	7.6	100.0	-	

常勤・非常勤職員総数における資格ごとの保有割合比較をみると、「放課後児童支援員」について、常勤職員が13.1%多かった。一方で、「小学校教諭」「中学校教諭」「高等学校教諭」等、学校教育系資格については、非常勤職員の保有割合が多い。「資格を保有していない職員」は非常勤職員が28.9%多かった。

図 3-2-27. 常勤・非常勤職員総数における資格ごとの保有割合比較（前回比較）



問 39. 職員が業務として参加する職場外での研修

職員が職場以外で参加する研修は「平均年 1 回」30.9%が最も多かった。参加にかかる経費の負担については、87.3%の児童館で予算から支出されていたが、自費にて参加している児童館もあった

表 3-2-101. 職員一人当たりの研修参加機会/年

	件数	平均 0 回	平均 1 回	平均 2 回	平均 3 回	平均 4 回	平均 5 回	平均 6 回以上	有効回答	平均 (回)
回答数	3556	601	1045	823	400	154	144	220	3387	2.2
割合 (%)	100.0	17.7	30.9	24.3	11.8	4.5	4.3	6.5	100.0	

欠損値 N

169

表 3-2-102. 参加にかかる経費の負担

	件数	予算から支出	一部個人負担	全額個人負担	その都度決める	その他	有効回答
回答数	3556	2776	235	84	164	158	3180
割合 (%)	100.0	87.3	7.4	2.6	5.2	5.0	100.0

欠損値 N

376

問 40. 児童館職員に対する健康診断

付問 40-1. 健康診断を行う職員 (複数回答)

98.1%の児童館で健康診断を実施していた。対象は常勤児童厚生員が最も多く 82.8%。児童厚生員、館長問わず非常勤職員になると割合が下がる傾向にある。

表 3-2-103. 児童館職員に対する健康診断

	件数	実施している	実施していない	その他	有効回答
回答数	3556	3436	54	13	3503
割合(%)	100.0	98.1	1.5	0.4	100.0

欠損値 N

53

表 3-2-104. 健康診断を行う職員

	件数	常勤児童厚生員	非常勤児童厚生員	常勤児童館長	非常勤児童館長	その他の職員	有効回答
回答数	3436	2831	1672	2191	446	1058	3421
割合(%)	100.0	82.8	48.9	64.0	13.0	30.9	100.0

欠損値 N

15

問 41. 職員に対するメンタルヘルス対策の実施状況

メンタルヘルス対策は、常勤・非常勤を問わず、すべての職員に 49.8%が実施していた。常勤職員のみを実施している児童館も加えると、75.4%で実施していた。

表 3-2-105. 職員に対するメンタルヘルス対策の実施状況

	件数	常勤職員のみ実施している	常勤・非常勤を問わずすべての職員に実施している	実施していない	その他	有効回答
回答数	3556	891	1735	675	185	3486
割合(%)	100.0	25.6	49.8	19.4	5.3	100.0

欠損値 N

70

問 42. 児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容（複数回答）

児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容をみると、95%以上の児童館で遊びによる子どもの育成、「子どもの居場所の提供」を実施していた。

表 3-2-106. 児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容

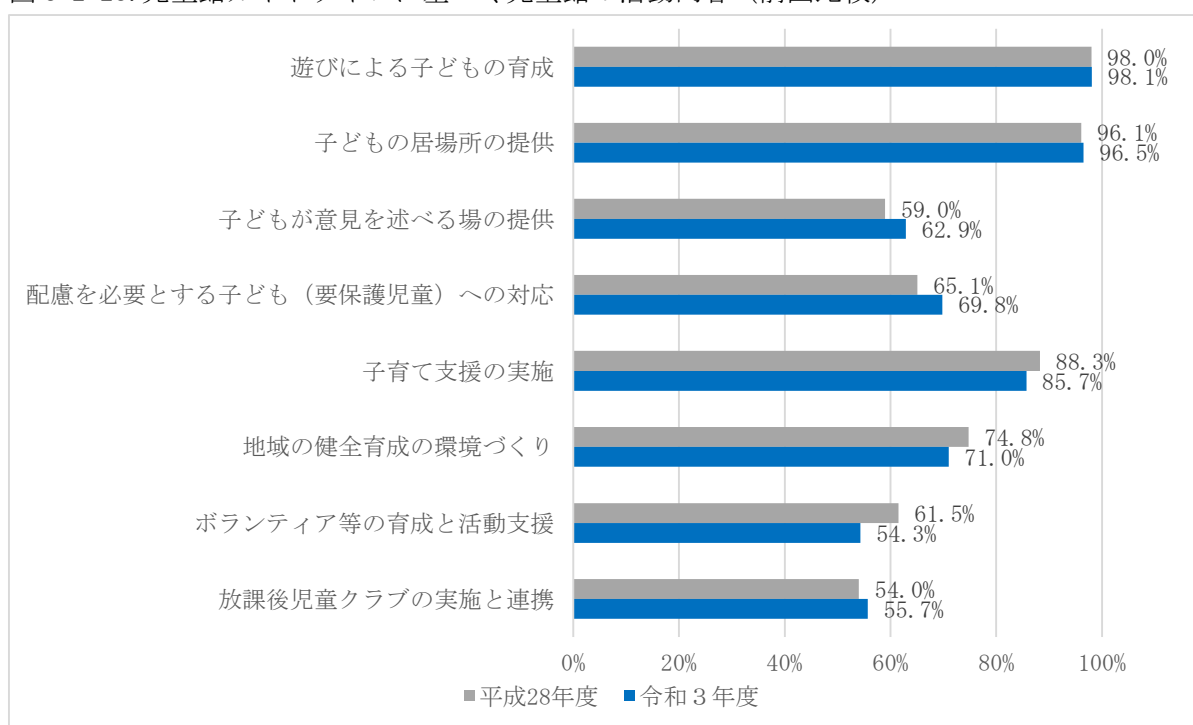
	件数	遊びによる子どもの育成	子どもの居場所の提供	子どもが意見を述べる場の提供	配慮を必要とする子ども（要保護児童）への対応	子育て支援の実施	地域の健全育成の環境づくり	ボランティア等の育成と活動支援	放課後児童クラブの実施と連携	有効回答
回答数	3556	3398	3342	2180	2417	2967	2460	1880	1928	3464
割合(%)	100.0	98.1	96.5	62.9	69.8	85.7	71.0	54.3	55.7	100.0

欠損値 N

92

前回との比較でみると、微減する活動が多かったなかで「子どもが意見を述べる場の提供」が 3.9%、「配慮を必要とする子ども（要保護児童）への対応」が 4.7%増加した。

図 3-2-28. 児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容（前回比較）



自治体が児童館ガイドラインを「周知した」と答えた市区町村の児童館が、すべての活動において実施している割合が高い。特に、「子どもが意見を述べる場の提供」と「地域の健全育成環境づくり」「ボランティア等の育成と活動支援」は30%以上、取組の差がみられる。

表 3-2-107. 児童館ガイドライン改正以降、児童館への周知状況との関連

	件数	遊びによる子どもの育成	子どもの居場所の提供	子どもが意見を述べる場の提供	配慮を必要とする子ども（要保護児童）への対応	子育て支援の実施	地域の健全育成の環境づくり	ボランティア等の育成と活動支援	放課後児童クラブの実施と連携	欠損値	
周知した	N	2689	2573	2544	1773	1958	2308	1977	1590	1539	76
	%	100.0	95.7	94.6	65.9	72.8	85.8	73.5	59.1	57.2	-
周知していない	N	75	70	57	23	42	47	27	18	24	3
	%	100.0	93.3	76.0	30.7	56.0	62.7	36.0	24.0	32.0	-
不明	N	400	381	370	187	179	287	226	108	151	5
	%	100.0	95.3	92.5	46.8	44.8	71.8	56.5	27.0	37.8	-
回答数		3556	3398	3342	2180	2417	2967	2460	1880	1928	92
割合(%)		100.0	95.6	94.0	61.3	68.0	83.4	69.2	52.9	54.2	-

自治体が児童館ガイドラインを運営に「活用している」と答えた市区町村の児童館が、すべての活動において実施している割合が高い。特に「子どもが意見を述べる場の提供」「配慮を必要とする子ども（要保護児童）への対応」「地域の健全育成環境づくり」「ボランティア等の育成と活動支援」は20%以上、取組の差がみられる。

表 3-2-108. 児童館の運営面への児童館ガイドライン活用状況との関連

		件数	遊びによる子どもの育成	子どもの居場所の提供	子どもが意見を述べる場の提供	配慮を必要とする子ども(要保護児童)への対応	子育て支援の実施	地域の健全育成の環境づくり	ボランティア等の育成と活動支援	放課後児童クラブの実施と連携	欠損値
活用している	N	2710	2604	2566	1776	1983	2324	1990	1598	1530	73
	%	100.0	96.1	94.7	65.5	73.2	85.8	73.4	59.0	56.5	-
活用していない	N	447	413	398	202	190	313	235	114	182	11
	%	100.0	92.4	89.0	45.2	42.5	70.0	52.6	25.5	40.7	-
回答数		3556	3398	3342	2180	2417	2967	2460	1880	1928	92
割合(%)		100.0	95.6	94.0	61.3	68.0	83.4	69.2	52.9	54.2	-

問 43. 小学生以上の対象者別実施活動(事業・取組)の内容と頻度(令和2年度実績)(複数回答)

実施している割合が高かったものは、小学生は「造形活動」75.6%、「運動あそび・スポーツ」75.1%、「季節行事」71.1%となった。中学生は「居場所づくり」33.9%、「運動あそび・スポーツ」33.0%、「季節行事」20.9%となった。高校生世代は「居場所づくり」25.6%、「運動あそび・スポーツ」21.8%、「季節行事」13.6%となった。中・高校生世代のニーズは同じであるが、年齢が上がるにつれて取組が少なくなる。実施回数については、「居場所づくり」「ランドセル来館」「学習支援」の回数が多かった。

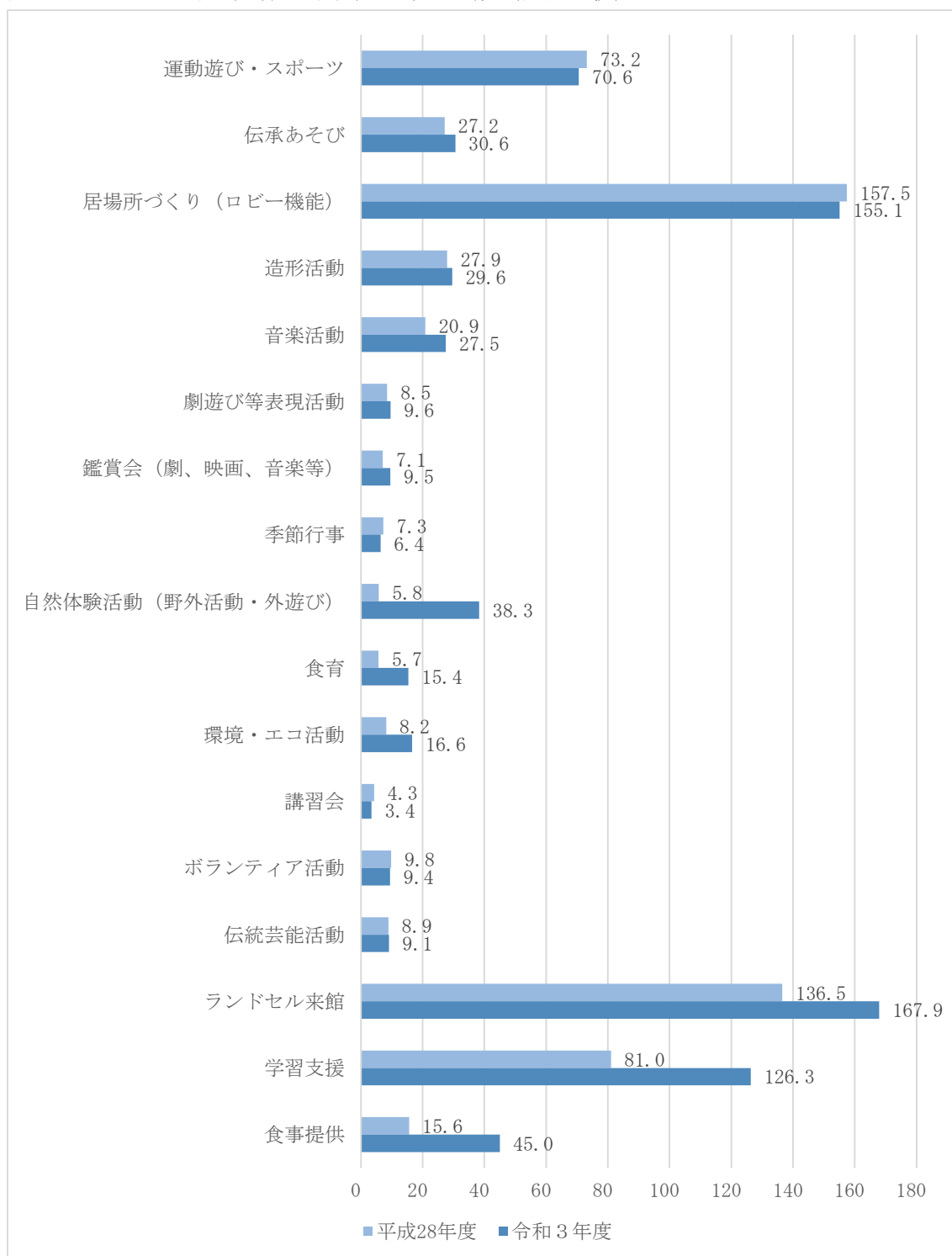
表 3-2-109. 小学生以上の対象者別実施活動(事業・取組)の有無および平均実施回数

		件数	小学生	中学生	高校生世代	実施回数平均(回)
運動遊び・スポーツ	N	3556	2670	1172	774	70.6
	%	100.0	75.1	33.0	21.8	
伝承あそび	N	3556	2068	515	317	30.6
	%	100.0	58.2	14.5	8.9	
居場所づくり(ロビー機能)	N	3556	1661	1205	912	155.1
	%	100.0	46.7	33.9	25.6	

		件数	小学生	中学生	高校生世代	実施回数平均(回)
造形活動	N	3556	2690	703	410	29.6
	%	100.0	75.6	19.8	11.5	
音楽活動	N	3556	742	231	176	27.5
	%	100.0	20.9	6.5	4.9	
劇遊び等表現活動	N	3556	479	99	59	9.6
	%	100.0	13.5	2.8	1.7	
鑑賞会(劇、映画、音楽等)	N	3556	1284	305	192	9.5
	%	100.0	36.1	8.6	5.4	
季節行事	N	3556	2530	742	484	6.4
	%	100.0	71.1	20.9	13.6	
自然体験活動(野外活動・外遊び)	N	3556	1341	285	158	38.3
	%	100.0	37.7	8.0	4.4	
食育	N	3556	705	157	111	15.4
	%	100.0	19.8	4.4	3.1	
環境・エコ活動	N	3556	847	210	147	16.6
	%	100.0	23.8	5.9	4.1	
講習会	N	3556	415	113	88	3.4
	%	100.0	11.7	3.2	2.5	
ボランティア活動	N	3556	659	372	323	9.4
	%	100.0	18.5	10.5	9.1	
伝統芸能活動	N	3556	269	73	43	9.1
	%	100.0	7.6	2.1	1.2	
ランドセル来館	N	3556	767	88	42	167.9
	%	100.0	21.6	2.5	1.2	
不登校児支援	N	3556	313	196	111	37
	%	100.0	8.8	5.5	3.1	
学習支援	N	3556	654	259	127	126.3
	%	100.0	18.4	7.3	3.6	
食事提供	N	3556	182	56	43	45
	%	100.0	5.1	1.6	1.2	

前回との比較でみると、「自然体験活動」「ランドセル来館」「学習支援」「食事提供」に大きな増加がみられた。「不登校児支援」は前回調査の項目として存在しないので前回との比較を省いた。

図 3-2-29. 実施活動（事業・取組）の平均回数（前回比較）



問 44. 地域に出向いて行う移動児童館（出前児童館等）の取組

移動児童館（出前児童館等）に取り組んでいる児童館は 23.6%であった

表 3-2-110. 地域に出向いて行う移動児童館（出前児童館等）

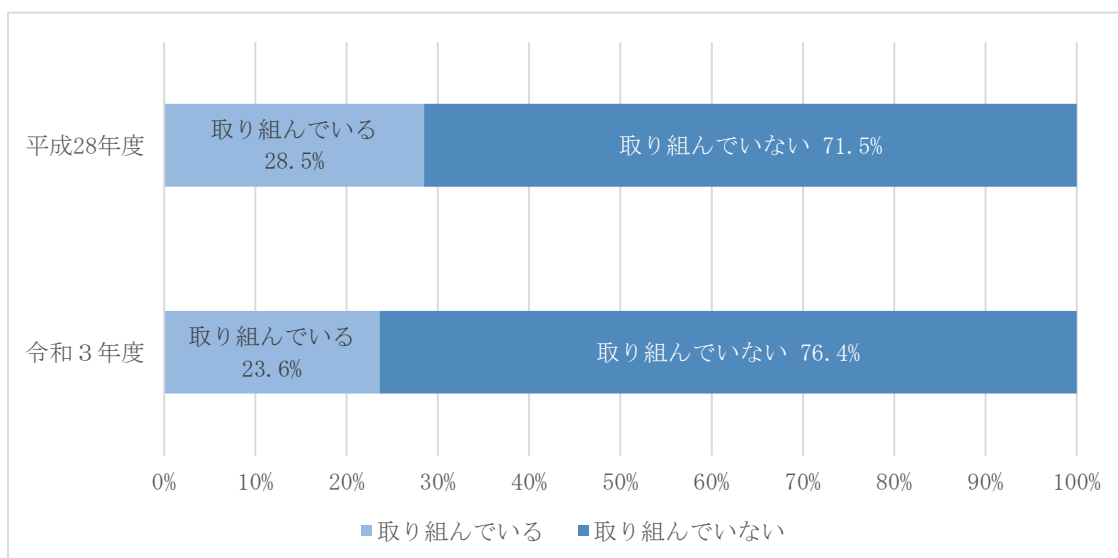
	件数	取り組んでいる	取り組んでいない	有効回答
回答数	3556	826	2669	3495
割合(%)	100.0	23.6	76.4	100.0

欠損値 N

61

前回との比較でみると、取り組んでいる児童館は 4.9%減少した。

図 3-2-30. 地域に出向いて行う移動児童館（出前児童館等）（前回比較）



自治体が児童館ガイドラインを「周知した」と答えた市区町村の児童館が、地域に出向いて行う移動児童館（出前児童館等）を実施している割合が 17.2%高かった。

表 3-2-111. 児童館ガイドライン改正以降、児童館への周知状況との関連

		件数	取り組んでいる	取り組んでいない	欠損値
周知した	N	2689	713	1924	52
	%	100.0	26.5	71.6	-
周知していない	N	75	7	68	0
	%	100.0	9.3	90.7	-
不明	N	400	40	355	5
	%	100.0	10.0	88.8	-
回答数		3556	826	2669	61
割合(%)		100.0	23.2	75.1	-

自治体が児童館ガイドラインを運営に「活用している」と答えた市区町村の児童館が、地域に出向いて行う移動児童館（出前児童館等）の実施の割合が 20.0%高かった。

表 3-2-112. 児童館の運営面への児童館ガイドライン活用状況との関連

		件数	取り組んでいる	取り組んでいない	欠損値
活用している	N	2710	728	1928	54
	%	100.0	26.9	71.1	-
活用していない	N	447	31	413	3
	%	100.0	6.9	92.4	-
回答数		3556	826	2669	61
割合(%)		100.0	23.2	75.1	-

問 45. 子どもが参画する取組（複数回答）

子どもの参画に取り組んでいる児童館の具体的な取組内容として最も多いものは「行事等の実行委員会への参画」38.8%、「地域活動への参画」27.3%であった。

表 3-2-113. 子どもが参画する取組

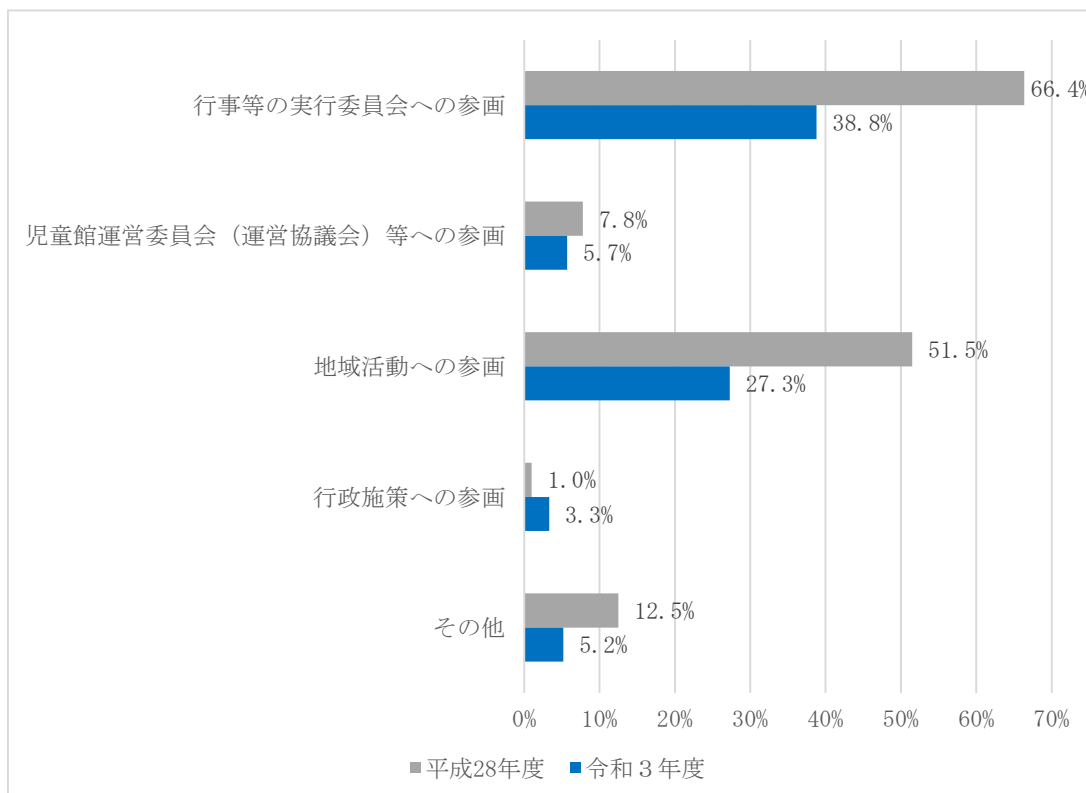
	件数	行事等の実行委員会への参画	児童館運営委員会（運営協議会）等への参画	地域活動への参画	行政施策への参画	取り組んでいない	その他	有効回答
回答数	3556	1332	197	938	113	1582	180	3433
割合(%)	100.0	38.8	5.7	27.3	3.3	46.1	5.2	100.0

欠損値 N

123

前回との比較で見ると大きく割合を下げた項目があるが、前回調査の調査票と比較すると「取り組んでいない」の項目を新設したために、回答が分散したと考えられる。

図 3-2-31. 子どもが参画する取組（前回比較）



自治体が児童館ガイドラインを「周知した」「活用した」と答えた市区町村の児童館が、すべてにおいて取組の割合が高い。

表 3-2-114. 児童館ガイドライン改正以降、児童館への周知状況との関連

		件数	行事等の実行委員会への参画	児童館運営委員会(運営協議会)等への参画	地域活動への参画	行政施策への参画	取り組んでいない	その他	欠損値
周知した	N	2689	1121	187	761	99	1084	141	88
	%	100.0	41.7	7.0	28.3	3.7	40.3	5.2	-
周知していない	N	75	4	0	7	0	64	0	1
	%	100.0	5.3	-	9.3	-	85.3	-	-
不明	N	400	95	4	99	5	226	17	17
	%	100.0	23.8	1.0	24.8	1.3	56.5	4.3	-
回答数		3556	1332	197	938	113	1582	180	123
割合(%)		100.0	37.5	5.5	26.4	3.2	44.5	5.1	-

表 3-2-115. 児童館の運営面への児童館ガイドライン活用状況との関連

		件数	行事等の実行委員会への参画	児童館運営委員会(運営協議会)等への参画	地域活動への参画	行政施策への参画	取り組んでいない	その他	欠損値
活用している	N	2710	1122	185	780	97	1081	148	90
	%	100.0	41.4	6.8	28.8	3.6	39.9	5.5	-
活用していない	N	447	94	6	87	7	290	9	16
	%	100.0	21.0	1.3	19.5	1.6	64.9	2.0	-
回答数		3556	1332	197	938	113	1582	180	123
割合(%)		100.0	37.5	5.5	26.4	3.2	44.5	5.1	-

問 46. 乳幼児とその保護者を対象とした児童館主催の子育て支援の取組

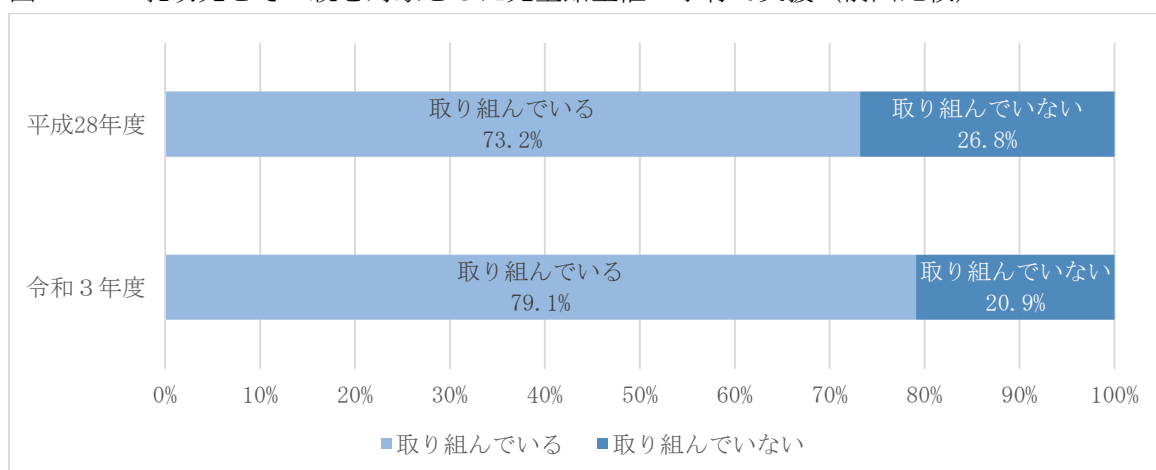
79.1%の児童館で乳幼児とその親を対象にした支援を行っていた。また、施設規模が大きいほど実施の割合が高かった。

表 3-2-116. 乳幼児とその親を対象とした児童館主催の子育て支援

		件数	取り組んでいる	取り組んでいない	有効回答	欠損値
小型児童館	N	2306	1806	491	2297	9
	%	100.0	78.6	21.4	100.0	-
児童センター	N	1035	843	187	1030	5
	%	100.0	81.8	18.2	100.0	-
大型児童センター	N	64	57	6	63	1
	%	100.0	90.5	9.5	100.0	-
その他の児童館	N	139	88	50	138	1
	%	100.0	63.8	36.2	100.0	-
回答数		3556	2801	739	3540	16
割合(%)		100.0	79.1	20.9	100.0	-

前回との比較で見ると、取り組んでいる児童館は5.9%増加した。

図 3-2-32. 乳幼児とその親を対象とした児童館主催の子育て支援（前回比較）



付問 46-1. 子育て支援の具体的な取組内容（複数回答）

「保護者の子育て支援」92.2%、「子育て相談」88.6%と高い割合を占める一方で、「妊産婦への支援」「乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組」「父親の育児参加を推進する取組」は20%台にとどまっていた。

表 3-2-117. 子育て支援の具体的な取組内容

	件数	保護者の子育て支援	子育て相談	妊産婦への支援	乳幼児の支援	乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組	地域の子育て支援ニーズの把握	父親の育児参加を推進する取組	その他の取組	有効回答
回答数	2801	2571	2470	711	2083	667	1138	786	123	2789
割合(%)	100.0	92.2	88.6	25.5	74.7	23.9	40.8	28.2	4.4	100.0

欠損値 N

12

問 47. 地域子ども・子育て支援事業（国庫補助対象事業）の取組（複数回答）

児童館内で放課後児童健全育成事業を実施している児童館は 56.7%であり、取組の中で最も多かった。

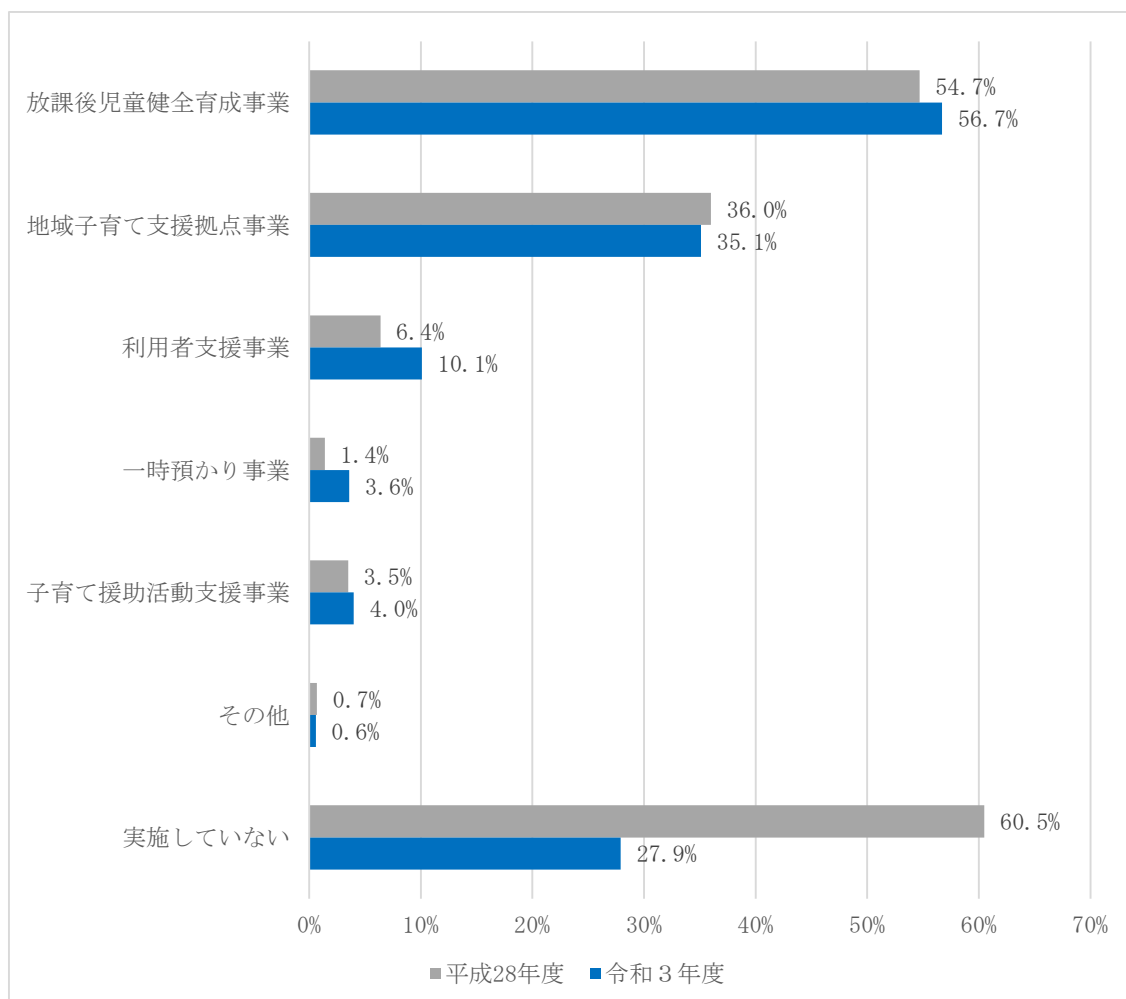
次いで多かったのが「地域子育て支援拠点事業」35.1%であった。人口規模が 50 万人以上になると、取組の割合が大きくなる傾向にある。一方で、地域子ども・子育て支援事業（国庫補助対象事業）を「実施していない」児童館は 27.9%となった。

表 3-2-118. 地域子ども・子育て支援事業（国庫補助対象事業）

R 3 自治体調査 住民基本台帳人口		件 数	放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業	地 域 子 育 て 支 援 拠 点 事 業	利 用 者 支 援 事 業	一 時 預 かり 事 業	子 育 て 援 助 活 動 支 援 事 業	そ の 他	実 施 し て い な い	有 効 回 答	欠 損 値
1 万人未満	N	76	48	12	5	7	7	0	21	71	5
	%	100.0	67.6	16.9	7.0	9.9	9.9	-	29.6	100.0	-
1 万人以上 3 万人未満	N	237	141	60	27	20	24	2	68	232	5
	%	100.0	60.8	25.9	11.6	8.6	10.3	0.9	29.3	100.0	-
3 万人以上 5 万人未満	N	302	163	53	13	8	16	2	96	297	5
	%	100.0	54.9	17.8	4.4	2.7	5.4	0.7	32.3	100.0	-
5 万人以上 1 0 万人未満	N	519	261	122	35	15	23	3	173	498	21
	%	100.0	52.4	24.5	7.0	3.0	4.6	0.6	34.7	100.0	-
1 0 万人以上 2 0 万人未満	N	415	154	100	41	6	8	3	162	401	14
	%	100.0	38.4	24.9	10.2	1.5	2.0	0.7	40.4	100.0	-
2 0 万人以上 5 0 万人未満	N	755	329	251	61	28	6	4	284	745	10
	%	100.0	44.2	33.7	8.2	3.8	0.8	0.5	38.1	100.0	-
5 0 万人以上	N	815	584	492	120	24	30	2	50	760	55
	%	100.0	76.8	64.7	15.8	3.2	3.9	0.3	6.6	100.0	-
回答数		3556	1944	1202	346	122	138	21	957	3428	128
割合 (%)		100.0	56.7	35.1	10.1	3.6	4.0	0.6	27.9	100.0	-

前回との比較でみると、地域子ども・子育て支援事業の実施している割合に大きな差はないが、実施していない児童館は32.6%減少している。

図 3-2-33. 地域子ども・子育て支援事業（国庫補助対象事業）（前回比較）



付問 47-1. 放課後児童クラブ登録児童人数（令和3年10月1日現在の人数）

放課後児童クラブの令和3年10月1日現在の登録人数は「50～100人未満」37.0%で最も多い。次いで「50人未満」30.3%だった。なお、100人以上の放課後児童クラブは24.4%あった。

表 3-2-119. 放課後児童クラブ登録児童人数（令和3年10月1日現在）

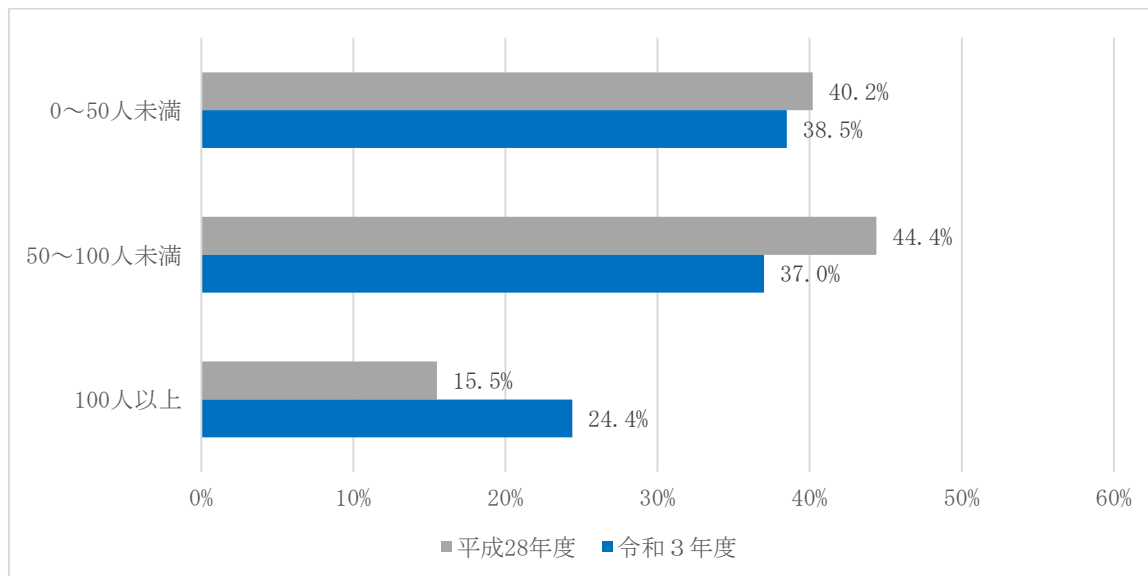
	件数	0人	50人未満	50～100人未満	100～200人未満	200人以上	有効回答	平均（人）
回答数	1944	154	570	696	388	71	1879	76.3
割合(%)	100.0	8.2	30.3	37.0	20.6	3.8	100.0	

欠損値 N

65

前回との比較でみると、100人以上の放課後児童クラブは8.9%増加している。

図 3-2-34. 放課後児童クラブ登録児童人数（前回比較）



付問 47-2. 放課後児童支援員の人数

放課後児童支援員の人数は「4人」12.2%が最も多かった。また、放課後児童支援員認定資格研修の修了者は「3人」17.1%が最も多く、次いで「4人」15.9%であった。

表 3-2-120. 放課後児童支援員の人数

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人以上	有効回答	平均(人)
回答数	1944	125	27	104	169	225	207	174	139	153	117	95	309	1844	7.1
割合(%)	100.0	6.8	1.5	5.6	9.2	12.2	11.2	9.4	7.5	8.3	6.3	5.2	16.8	100.0	

欠損値 N

100

表 3-2-121. 放課後児童支援員のうち、放課後児童支援員認定資格研修の修了者数

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人以上	有効回答	平均(人)
回答数	1944	137	109	249	308	288	216	161	104	80	50	25	79	1806	4.6
割合(%)	100.0	7.6	6.0	13.8	17.1	15.9	12.0	8.9	5.8	4.4	2.8	1.4	4.4	100.0	

欠損値 N

138

問 48. 児童や地域等に関する児童館独自の調査

児童や地域等に関する調査について「実施している」児童館は15.6%にとどまった。

表 3-2-122. 児童や地域等に関する児童館独自の調査

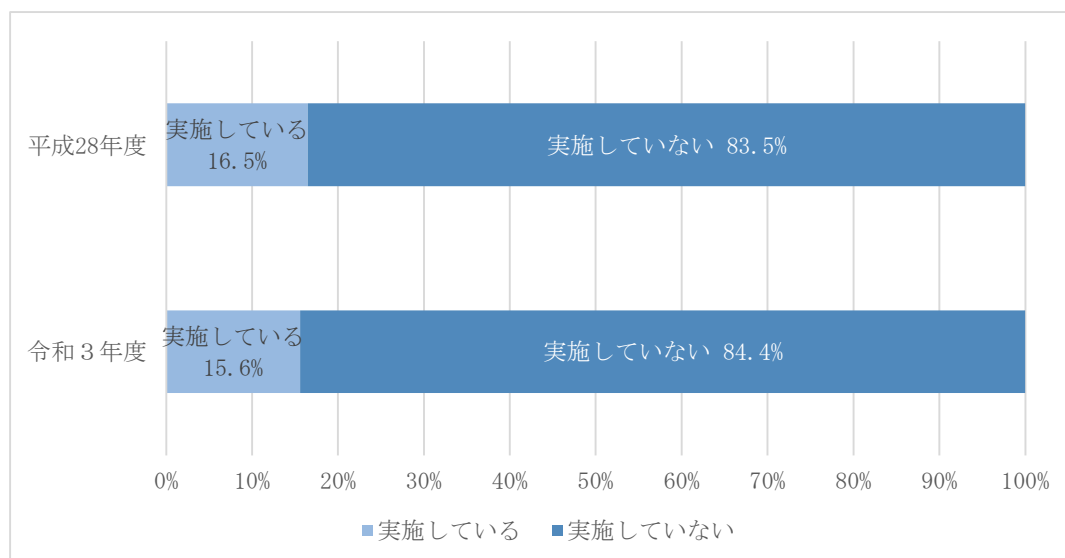
	件数	実施している	実施していない	有効回答
回答数	3556	537	2908	3445
割合(%)	100.0	15.6	84.4	100.0

欠損値 N

111

前回との比較でみると、児童館独自の児童や地域等に関する調査について実施している児童館はほぼ横ばいとなっている。

図 3-2-35. 児童や地域等に関する児童館独自の調査（前回比較）



問 49. 配慮を必要とする児童の利用の有無（複数回答）

付問 49-1. 障害のある児童の利用状況（複数回答）

配慮を必要とする児童の利用については、「障害のある児童の利用あり」82.1%が最も高かった。次いで「保護者に不適切な養育等が疑われる児童の利用あり」29.4%となった。

障害のある児童の利用状況は、「障害のある児童が自由に来館して利用」74.4%が最も高かった。

表 3-2-123. 配慮を必要とする児童の利用

	件数	障害のある児童の利用あり	家庭や友人関係に悩みを抱える児童の利用あり	いじめ等の問題を抱える児童の利用あり	保護者に不適切な養育等が疑われる児童の利用あり	その他福祉的課題を抱える児童の利用あり	利用なし	有効回答
回答数	3556	2843	1488	677	1017	236	444	3461
割合 (%)	100.0	82.1	43.0	19.6	29.4	6.8	12.8	100.0

欠損値 N

95

表 3-2-124. 障害のある児童の利用状況

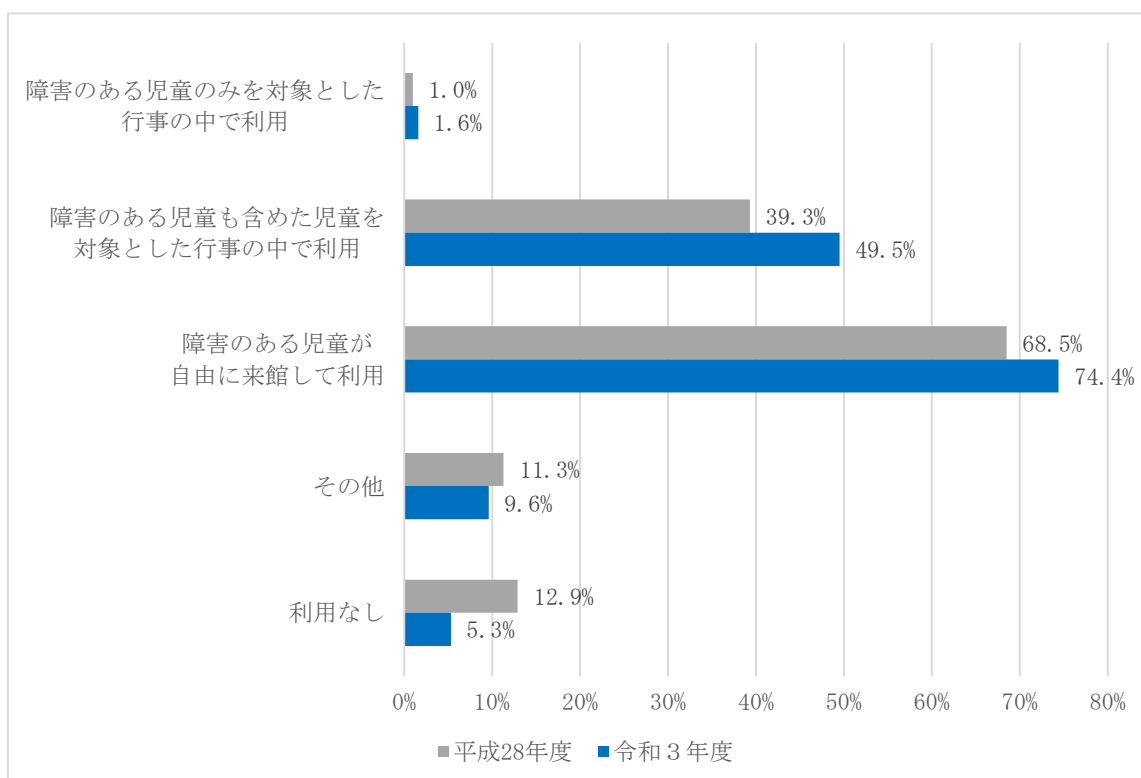
	件数	障害のある児童のみを対象とした行事の中で利用	障害のある児童も含めた児童を対象とした行事の中で利用	障害のある児童が自由に来館して利用	その他	利用なし	有効回答
回答数	2843	44	1402	2107	271	149	2831
割合(%)	100.0	1.6	49.5	74.4	9.6	5.3	100.0

欠損値 N

12

前回との比較でみると、障害のある児童の利用は微増している。

図 3-2-36. 障害のある児童の利用状況 前回比較



児童館ガイドラインの周知の有無による、特筆すべき取組の差はみられなかった。

表 3-2-125. 児童館ガイドライン改正以降、児童館への周知状況との関連

		件数	障害のある児童の利用あり	家庭や友人関係に悩みを抱える児童の利用あり	いじめ等の問題を抱える児童の利用あり	保護者に不適切な養育等が疑われる児童の利用あり	その他福祉的課題を抱える児童の利用あり	利用なし	欠損値
周知した	N	2689	2169	1163	519	788	197	298	79
	%	100.0	80.7	43.3	19.3	29.3	7.3	11.1	-
周知していない	N	75	54	31	24	30	2	19	1
	%	100.0	72.0	41.3	32.0	40.0	2.7	25.3	-
不明	N	400	309	155	85	113	20	67	8
	%	100.0	77.3	38.8	21.3	28.3	5.0	16.8	-
回答数		3556	2843	1488	677	1017	236	444	95
割合(%)		100.0	79.9	41.8	19.0	28.6	6.6	12.5	-

児童館ガイドラインの活用有無による、特筆すべき取組の差はみられなかった。

表 3-2-126. 児童館の運営面への児童館ガイドライン活用状況との関連

		件数	障害のある児童の利用あり	家庭や友人関係に悩みを抱える児童の利用あり	いじめ等の問題を抱える児童の利用あり	保護者に不適切な養育等が疑われる児童の利用あり	その他福祉的課題を抱える児童の利用あり	利用なし	欠損値
活用している	N	2710	2197	1185	530	801	197	292	79
	%	100.0	81.1	43.7	19.6	29.6	7.3	10.8	-
活用していない	N	447	328	160	96	127	21	92	9
	%	100.0	73.4	35.8	21.5	28.4	4.7	20.6	-
回答数		3556	2843	1488	677	1017	236	444	95
割合(%)		100.0	79.9	41.8	19.0	28.6	6.6	12.5	-

問 50. 児童館職員が対応した相談（日常の悩みの聞き取り等を含む）件数（令和2年度実績）

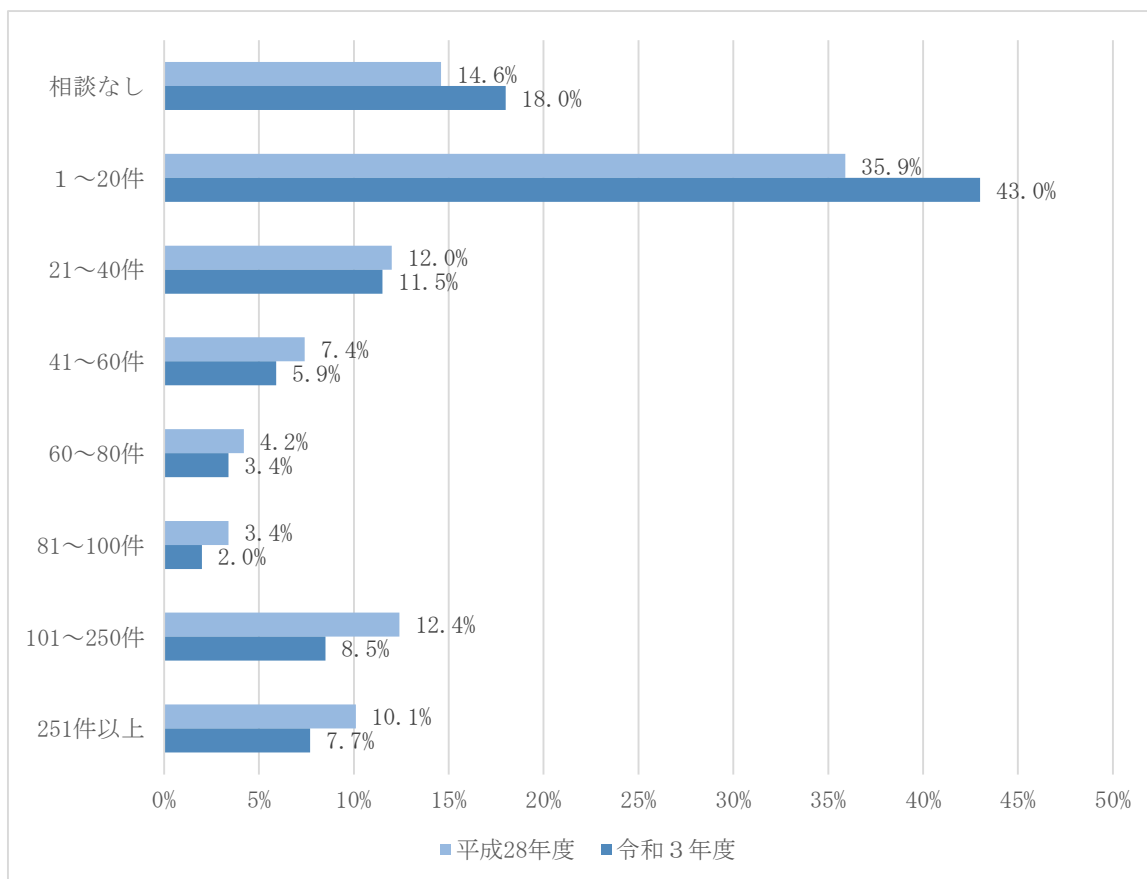
児童館職員が対応した相談のうち、最も多かったのは「保護者からの相談」平均 62.4 件であった。子どもからの相談では、「小学生以下」からの相談を 50.8%受けているのに対して、「中・高校生世代」からの相談は 25.7%であった。

表 3-2-127. 相談件数

		件数	1 ～ 20 件	21 ～ 40 件	41 ～ 60 件	61 ～ 80 件	81 ～ 100 件	101 ～ 250 件	251 件以上	相談なし	有効回答	欠損値	平均 (件)
小学生以下	N	3556	996	126	80	21	50	75	63	1367	2778	778	24.5
	%	100.0	35.9	4.5	2.9	0.8	1.8	2.7	2.3	49.2	100.0	-	
中・高校生世代	N	3556	623	49	20	4	6	9	4	2063	2778	778	3.9
	%	100.0	22.4	1.8	0.7	0.1	0.2	0.3	0.1	74.3	100.0	-	
保護者	N	3556	1333	255	124	70	45	159	134	658	2778	778	62.4
	%	100.0	48.0	9.2	4.5	2.5	1.6	5.7	4.8	23.7	100.0	-	
その他	N	3556	305	17	8	2	1	4	1	2440	2778	778	4.1
	%	100.0	11.0	0.6	0.3	0.1	0.0	0.1	0.0	87.8	100.0	-	
相談件数合計	N	3556	1255	336	172	99	59	247	225	527	2920	636	91.6
	%	100.0	43.0	11.5	5.9	3.4	2.0	8.5	7.7	18.0	100.0	-	

前回との比較でみると、「1～20件」が7.1%増加している。21件以上の相談割合は減少している。

図 3-2-37. 相談件数（前回比較）



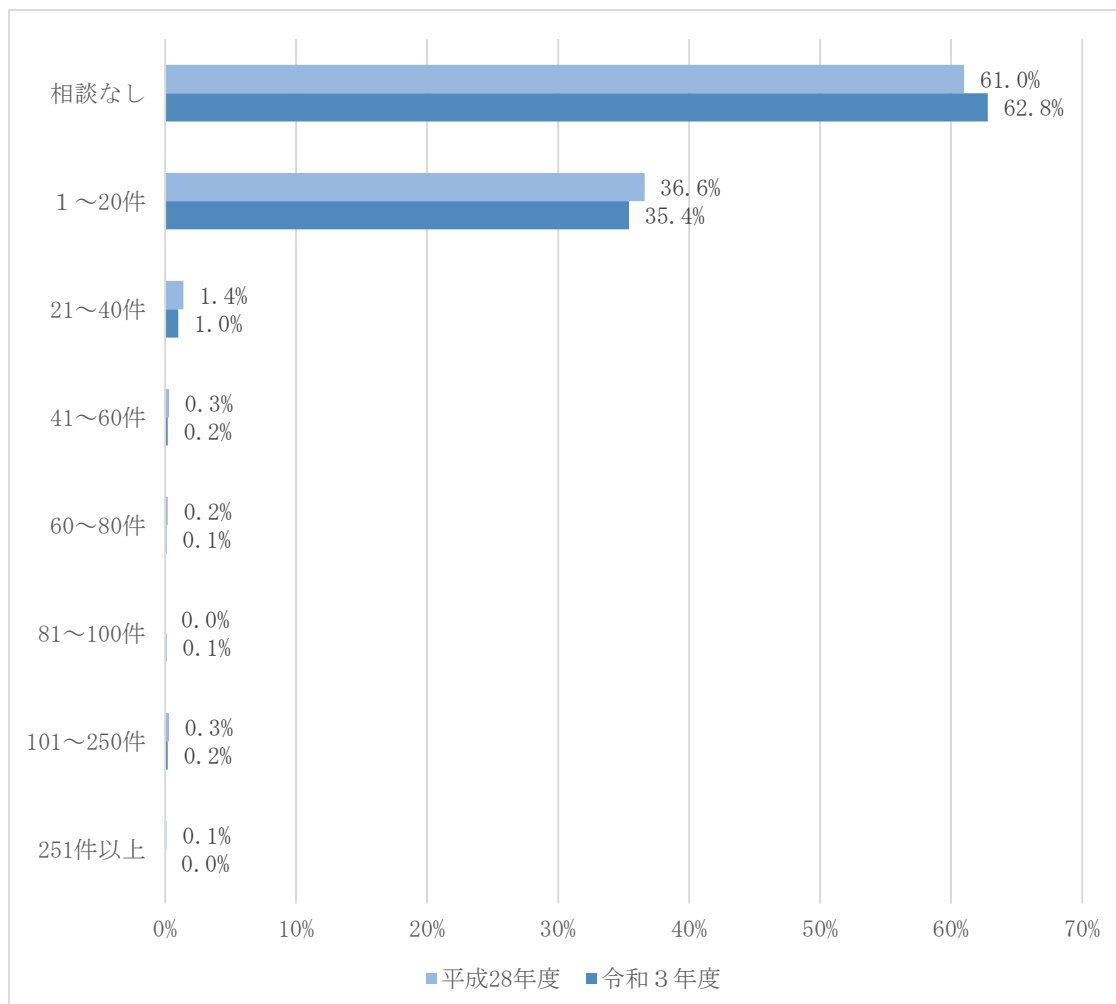
自治体の窓口等につなげた件数が最も多かったのは、「保護者からの相談」平均 2.8 件であった。

表 3-2-128. 自治体の窓口等につなげた件数

		件数	1 ～ 20 件	2 1 ～ 40 件	4 1 ～ 60 件	6 1 ～ 80 件	8 1 ～ 100 件	10 1 ～ 250 件	25 1 件以上	相談なし	有効回答	欠損値	平均(件)
小学生以下	N	3556	209	4	2	0	0	1	1	1709	1926	1630	1.8
	%	100.0	10.9	0.2	0.1	-	-	0.1	0.1	88.7	100.0	-	
中・高校生世代	N	3556	120	2	0	0	0	0	0	1804	1926	1630	0.2
	%	100.0	6.2	0.1	-	-	-	-	-	93.7	100.0	-	
保護者	N	3556	511	11	2	4	2	3	1	1392	1926	1630	2.8
	%	100.0	26.5	0.6	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	72.3	100.0	-	
その他	N	3556	95	1	1	0	0	1	0	1828	1926	1630	0.2
	%	100.0	4.9	0.1	0.1	-	-	0.1	-	94.9	100.0	-	
相談件数合計	N	3556	731	20	5	3	3	5	1	1297	2065	1491	4.6
	%	100.0	35.4	1.0	0.2	0.1	0.1	0.2	0.0	62.8	100.0	-	

前回との比較で見ると、「相談なし」の割合が微増しているものの、全体として特筆すべき変化はみられなかった。

図 3-2-38. 自治体の窓口等につなげた件数（前回比較）



問 51. 子どもからの（児童館職員への）主な相談内容（複数回答）

子どもからも相談内容が多かったのが、「友人とのつきあいに関すること」で 55.2%だった。次いで「学校に関すること」41.7%、「遊びに関すること」40.0%、「家族に関すること」31.9%、「自分自身に関すること」28.0%であった。

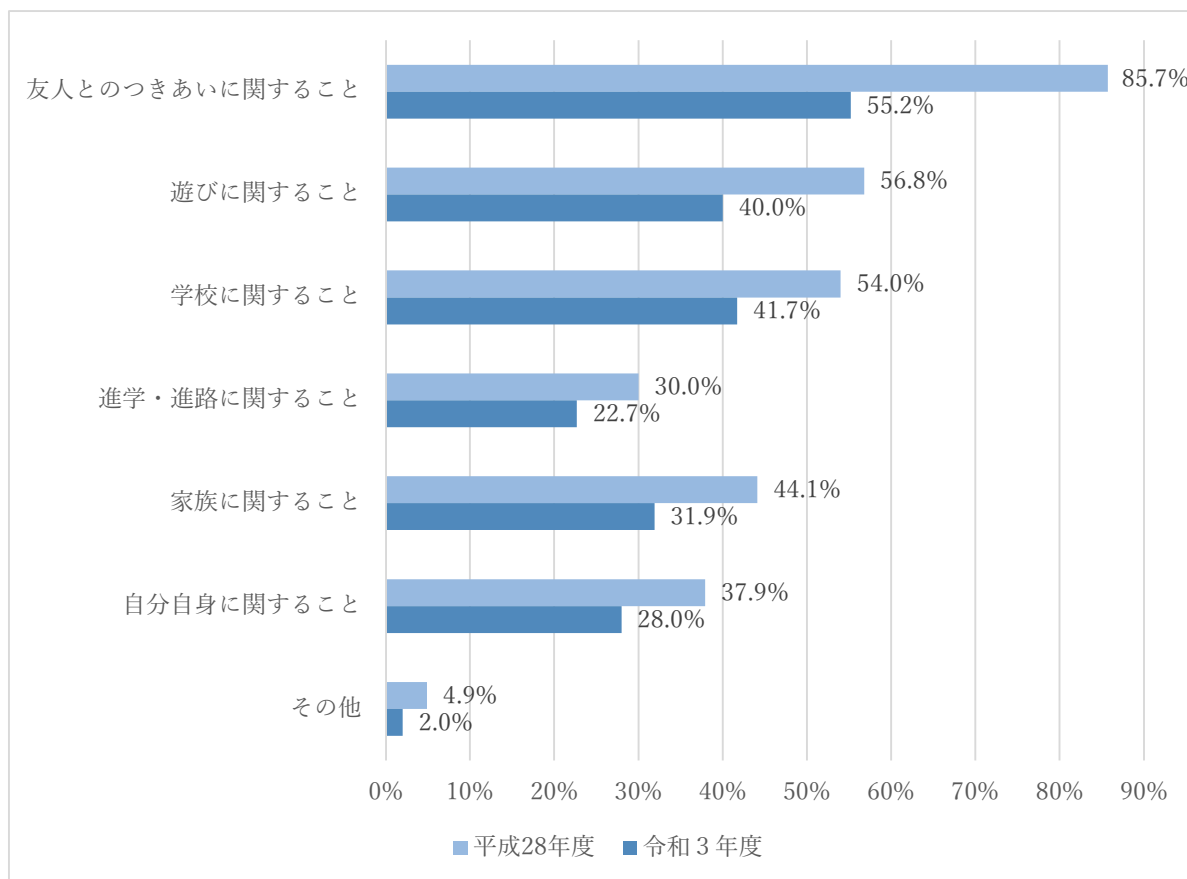
表 3-2-129. 子どもからの主な相談内容

		件数	小学生	中学生	高校生世代	回答があった件数	無回答
友人とのつきあいに関すること	N	3556	1875	549	262	1964	1592
	%	100.0	52.7	15.4	7.4	55.2	44.8
遊びに関すること	N	3556	1404	205	102	1423	2133
	%	100.0	39.5	5.8	2.9	40.0	60.0
学校に関すること	N	3556	1339	562	265	1482	2074
	%	100.0	37.7	15.8	7.5	41.7	58.3
いじめに関すること	N	3556	716	182	74	788	2768
	%	100.0	20.1	5.1	2.1	22.2	77.8
進学・進路に関すること	N	3556	201	630	382	808	2748
	%	100.0	5.7	17.7	10.7	22.7	77.3
家族に関すること	N	3556	994	370	211	1134	2422
	%	100.0	28.0	10.4	5.9	31.9	68.1
親やきょうだいのケアに関すること	N	3556	329	152	93	412	3144
	%	100.0	9.3	4.3	2.6	11.6	88.4
自分自身に関すること	N	3556	877	365	243	995	2561
	%	100.0	24.7	10.3	6.8	28.0	72.0
性に関すること	N	3556	134	122	99	231	3325
	%	100.0	3.8	3.4	2.8	6.5	93.5
その他	N	3556	57	14	13	72.0	3484
	%	100.0	1.6	0.4	0.4	2	98.0

前回との比較でみると、「友人のつきあいに関すること」の割合が30.5%減少した。

図 3-2-39. 子どもからの主な相談内容（前回比較）

※前回比較可能な項目のみ作成



問 52. 保護者からの（児童館職員への）主な相談内容（複数回答）

保護者からの相談内容として多かったのが「子育ての不安や悩みに関すること」78.9%、「病気や発育に関すること」69.2%、「日常生活のしつけや常識に関すること」58.8%、「友人とのつきあいに関すること」54.6%が過半数を超えており、保護者からの相談ニーズが高い。

表 3-2-130. 保護者からの主な相談内容

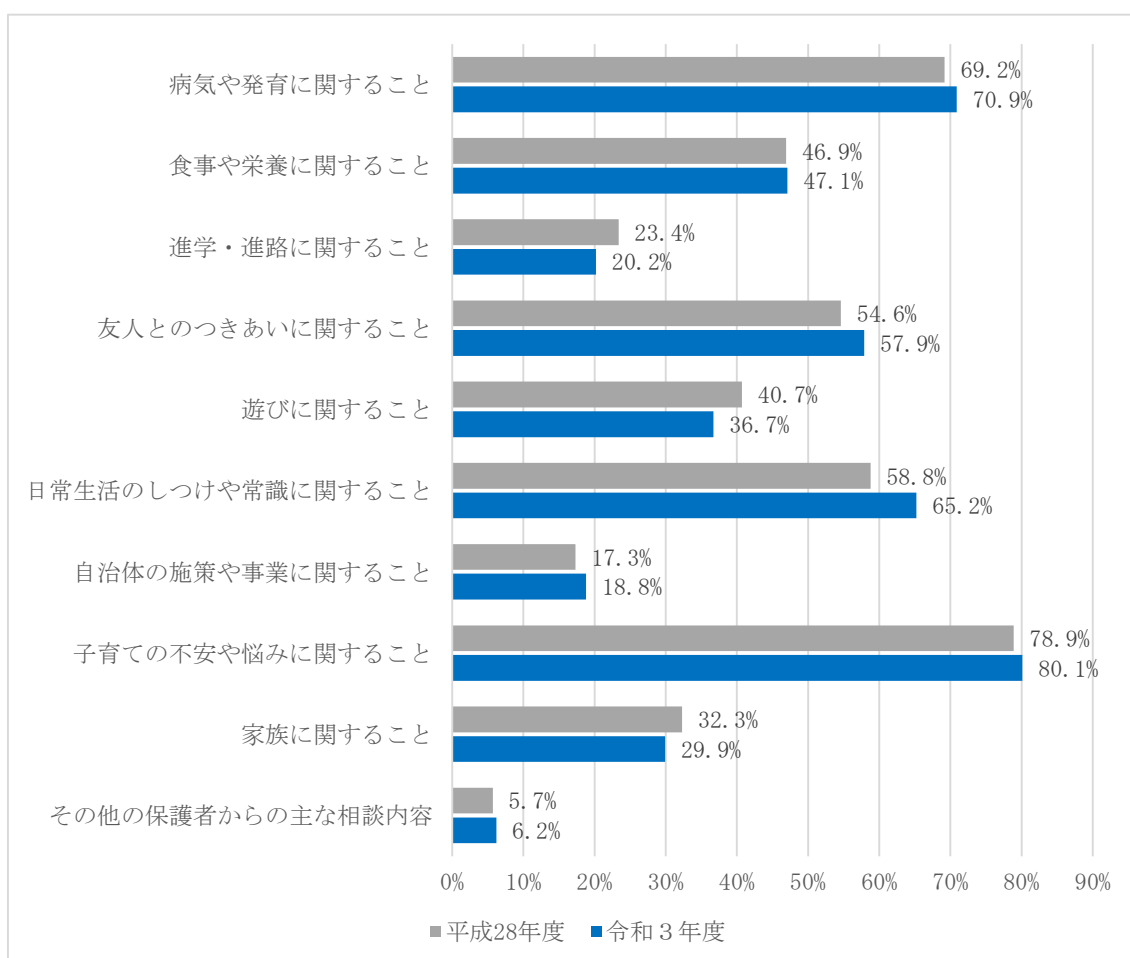
	件数	病気や発育に関すること	食事や栄養に関すること	進学・進路に関すること	友人とのつきあいに関すること	遊びに関すること	日常生活のしつけや常識に関すること	自治体の施策や事業に関すること	子育ての不安や悩みに関すること	家族に関すること	その他	有効回答
回答数	3556	2017	1366	682	1591	1187	1714	504	2300	940	165	2914
割合(%)	100.0	69.2	46.9	23.4	54.6	40.7	58.8	17.3	78.9	32.3	5.7	100.0

欠損値 N

642

前回との比較でみると、「日常生活のしつけや常識に関すること」が 6.4% 微増しているものの、特筆すべき変化はみられなかった。

図 3-2-40. 保護者からの主な相談内容（前回比較）



問 53. 相談対応について（複数回答）

相談対応について「記録を保管している」67.4%、「必要に応じて自治体の相談内容を報告している」62.6%、「ケース会議（児童館職員のみ）を実施している」51.0%であった。

表 3-2-131. 相談対応

	件数	記録を保管している	マニュアルを策定している	必要に応じて自治体に相談内容を報告している	研修を実施している	ケース会議（児童館職員のみ）を実施している	（館外の関係者を交えたもの）を実施している	訪問相談を行っている	電話による相談に対応している	SNSによる相談に対応している	その他	有効回答
回答数	3556	2082	291	1936	673	1575	648	63	973	47	193	3091
割合(%)	100.0	67.4	9.4	62.6	21.8	51.0	21.0	2.0	31.5	1.5	6.2	100.0

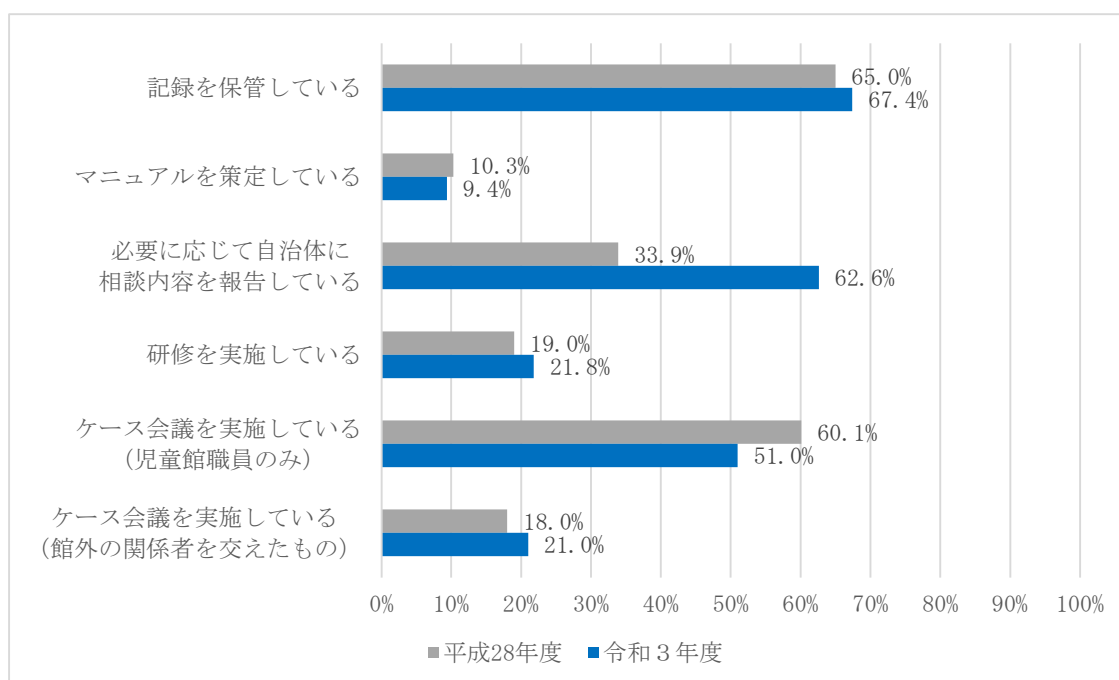
欠損値 N

465

前回との比較でみると、「必要に応じて自治体に相談内容を報告している」児童館は28.7%増加した。

図 3-2-41. 相談対応（前回比較）

※前回調査と比較するに当たり、調査報告書の同設問にデータ表記の不備があることが判明したため、原データから正しい数値結果を確認し使用した。



問 54. 児童館において発見した保護者による児童への虐待事案（令和2年度実績）

付問 54-1. 虐待事案への対応

令和2年度に児童館において発見した保護者による児童への虐待事案の実績がある児童館は8.8%であり、前回との比較で見ると6.4%減少した。対応の内訳としては、すべての項目で「1～4件」の割合が最も高かった。

表 3-2-132. 児童館において発見した保護者による児童への虐待事案

	件数	あり	なし	有効回答
回答数	3556	307	3170	3477
割合(%)	100.0	8.8	91.2	100.0

欠損値 N

79

図 3-2-42. 児童館において発見した保護者による児童への虐待事案（前回比較）

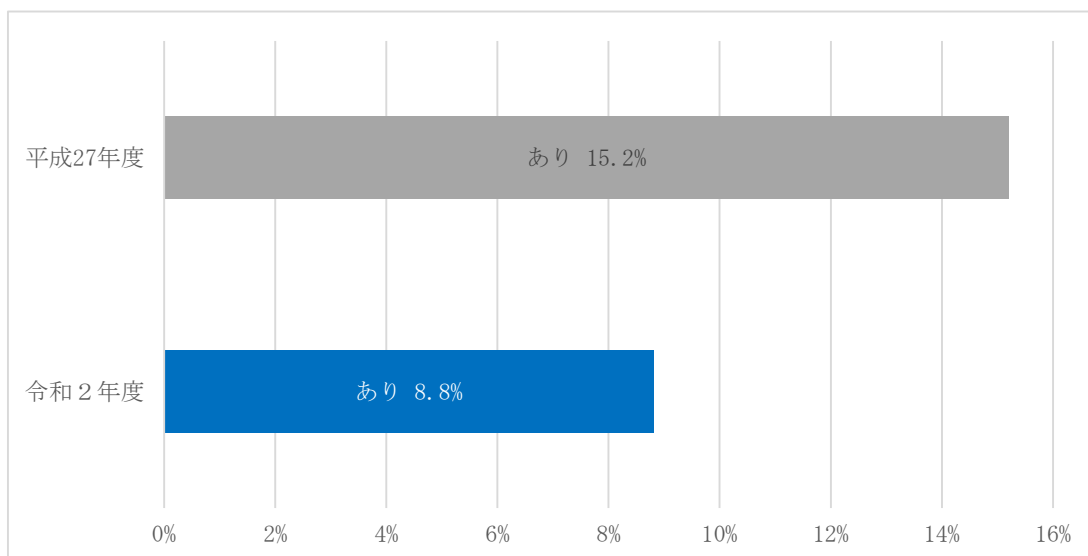


表 3-2-133. 対応の内訳

		件数	1 ～ 4 件	5 ～ 9 件	10 ～ 19 件	20 ～ 29 件	30 件 以上	有効 回 答	欠 損 値	平 均 (件 数)
見守り・経過観察	N	307	129	1	1	1	1	133	174	1.0
	%	100.0	97.0	0.8	0.8	0.8	0.8	100.0	-	
関係機関とのケース会議	N	307	77	2	0	0	0	79	228	0.4
	%	100.0	97.5	2.5	-	-	-	100.0	-	
市町村、家庭児童相談室への通告	N	307	102	2	0	0	0	104	203	0.5
	%	100.0	98.1	1.9	-	-	-	100.0	-	
その他	N	307	44	0	0	0	0	44	263	0.2
	%	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0	-	
上記虐待事案の総数	N	307	251	16	2	1	1	271	36	2.2
	%	100.0	92.6	5.9	0.7	0.4	0.4	100.0	-	

問 55. 相談員による相談対応の実施

30.8%の児童館で相談員による相談対応を行っていた。そのうち、「保護者等からの子育て相談」に対応しているのは19.5%、「両方実施している」割合は10.4%であった。

表 3-2-134. 相談員による相談対応の実施

	件数	保護者等の子育て相談	子どもからの相談	両方実施している	実施していない	有効回答
回答数	3556	641	33	341	2277	3292
割合(%)	100.0	19.5	1.0	10.4	69.2	100.0

欠損値 N

264

問 56. 要保護児童対策のための地域のネットワーク機関等への参画の有無

要保護児童対策地域協議会へ参画している児童館は 31.1%だった。

表 3-2-135. 要保護対策連絡協議会等への参画

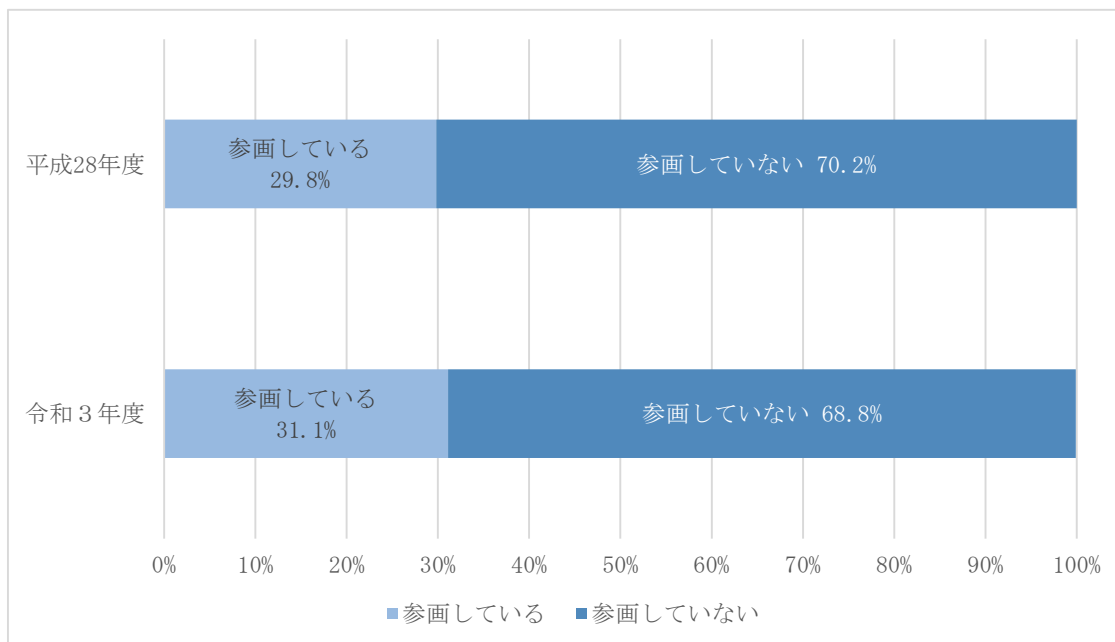
	件数	要保護児童対策地域協議会に参画している	その他の地域のネットワーク機関に参画している	参画していない	有効回答
回答数	3556	1062	261	2091	3414
割合(%)	100.0	31.1	7.6	61.2	100.0

欠損値 N

142

前回との比較でみると、要保護児童対策連絡協議会への参画の割合は 1.3%増加した。

図 3-2-43. 要保護児童対策連絡協議会等への参画（前回比較）



問 57. 連携・協力している社会資源（複数回答）

連携・協力している社会資源は様々であったが、特に子どもが通う小学校、中学校等の学校、そして地域の主任児童委員、民生・児童委員との連携が多かった。前回との比較において特筆すべき変化はみられなかった。

表 3-2-136. 連携・協力している社会資源

※児童館内で実施している放課後児童クラブ・地域子育て支援拠点事業は含まれない。

	令和3年度調査		平成28年度調査	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
主任児童委員	2042	59.8	2299	63.6
民生・児童委員	2433	71.2	2519	69.7
P T A	1187	34.7	1330	36.8
母親クラブ	984	28.8	1133	31.4
保育所	1961	57.4	2292	63.5
幼稚園	1237	36.2	1392	38.5
認定こども園	869	25.4	選択肢未設定	
小学校	3101	90.8	3236	89.6
中学校	2036	59.6	2193	60.7
高校	749	21.9	679	18.8
大学・短大	650	19.0	773	21.4
地域子育て支援拠点事業所	660	19.3	選択肢未設定	
（自治体独自の）子育て支援センター	1289	37.7	1750	48.4
放課後児童クラブ	1127	33.0	1148	31.8
放課後子供教室	555	16.2	438	12.1
公民館	1061	31.1	1258	34.8
図書館	1178	34.5	1138	31.5
その他の社会教育施設	259	7.6	297	8.2
保健所・保健センター（保健師）	1461	42.8	1624	45
小児科	147	4.3	154	4.3
産科・婦人科	63	1.8	64	1.8
歯科	151	4.4	192	5.3
その他の医療機関	125	3.7	128	3.5
栄養士	606	17.7	629	17.4

	令和3年度調査		平成28年度調査	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
社会福祉士	125	3.7	98	2.7
児童相談所	776	22.7	758	21
家庭児童相談室	459	13.4	479	13.3
福祉事務所	244	7.1	336	9.3
社会福祉協議会	1418	41.5	1407	39
ボランティアセンター	424	12.4	524	14.5
保護司	187	5.5	221	6.1
地域女性会	299	8.8	409	11.3
町内会・自治会	1796	52.6	1839	50.9
子ども会	610	17.9	786	21.8
青年会議所	69	2.0	54	1.5
スポーツ少年団・ボーイスカウト等	204	6.0	234	6.5
高齢者福祉施設	546	16.0	579	16
障害者福祉施設	248	7.3	295	8.2
警察署	1360	39.8	1345	37.2
消防署	1480	43.3	1548	42.9
老人クラブ	666	19.5	851	23.6
NPO法人	463	13.6	506	14
商店街振興組合	186	5.4	選択肢未設定	
その他	296	8.7	375	10.4

3. 分析・考察

全国児童館実態調査（小型児童館・児童センター調査）は、一般財団法人児童健全育成推進財団が5年に一度実施してきた。これまで、2006（平成18）、2011（平成23）年、2016（平成28）年に実施している。今回の2021（令和3）年の全国児童館実態調査（以下、「今回調査」という。）もこれらの流れを組み、経年で比較できる項目に加え、時宜に応じた項目を追加している。

本項では、前回調査の結果に基づき、経年比較を試みた。また、2018（平成30）年の児童館ガイドライン改正以降、初の調査となるため、児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容について、児童館活動の活性化にかかわる要因を探索的に検討した。最後に、今回調査の結果を整理するとともに、考察を行った。

（1）前回調査と今回調査の経年比較

前回調査では、「専任・常勤の児童館長を配置することが児童館活動に効果があるのではないか」「勤務経験年数の長い児童厚生員を配置することが児童館活動に効果があるのではないか」という仮説のもと、これらを検証するための統計上の検定を行っている。今回調査においても同様の分析を行い、経年比較を行った

① 専任・常勤の児童館長を配置する効果

児童館ガイドラインに基づく児童館における各活動の実施の有無と児童館長の勤務形態（常勤・非常勤別）について、Pearsonのカイ二乗検定を行った。分析にあたり、まず、休止中の児童館は分析から除外した。次に、常勤と非常勤の両方に人数の記載があるケースや常勤あるいは非常勤の一方が未記入であり、かつもう一方に0人と記載があるケース、常勤と非常勤両方に0人と記載があるケースは欠損値として処理した。また、常勤あるいは非常勤の一方に人数の記載があり、かつもう一方が未記入の場合は未記入を0人とみなし、これらを処理した上で分析を行った。なお、常勤は常勤専従と常勤兼務の回答を合わせて常勤とした。

分析の結果、児童館の各活動と児童館長の勤務形態に優位な差がみられた。つまり、常勤の児童館長が配置されている場合、「子どもの居場所の提供」「子育て支援の実施」「子どもが意見を述べる場の提供」「地域の健全育成の環境づくり」「ボランティア等の育成と活動支援」「放課後児童クラブの実施」「配慮を必要とする子ども（要保護児童）への対応」は、活動を実施している児童館が優位に多かった（表3-3-1）。なお、前回調査では、常勤の児童館長が配置されている場合、「保護者の子育て支援」「地域の健全育成の環境づくり」「ボランティアの育成と活動」「配慮を必要とする子どもへの対応」について、実施している児童館が優位に多かった。一方、「放課後児童クラブの実施」については、非常勤の児童館長

が配置されている児童館が多かった（表 3-3-2）。

表 3-3-1. 児童館長の常勤・非常勤と児童館の活動内容(今回)

	児童館長	実施して いる		実施して いない		合 計		欠 損 値
		N	%	N	%	N	%	
遊びによる子どもの 育成	常 勤	2,934	98.3	50	1.7	2,984	100	
	非常勤	435	97.5	11	2.5	446	100	
	合 計	3,369	98.2	61	1.8	3,430	100	191
子どもの居場所の提供*	常 勤	2,891	96.9	93	3.1	2,984	100	
	非常勤	423	94.8	23	5.2	446	100	
	合 計	3,314	96.6	116	3.4	3,430	100	191
子育ての支援の実施***	常 勤	2,620	87.8	364	12.2	2,984	100	
	非常勤	326	73.1	120	26.9	446	100	
	合 計	2,946	85.9	484	14.1	3,430	100	191
子どもが意見を述べる 場の提供***	常 勤	1,955	65.5	1,029	34.5	2,984	100	
	非常勤	211	47.3	235	52.7	446	100	
	合 計	2,166	63.1	1,264	36.9	3,430	100	191
地域の健全育成の 環境づくり***	常 勤	2,156	72.3	828	27.7	2,984	100	
	非常勤	286	64.1	160	35.9	446	100	
	合 計	2,442	71.2	988	28.8	3,430	100	191
ボランティア等の 育成と活動支援***	常 勤	1,697	56.9	1,287	43.1	2,984	100	
	非常勤	176	39.5	270	60.5	446	100	
	合 計	1,873	54.6	1,557	45.4	3,430	100	191
放課後児童クラブの 実施と連携***	常 勤	1,725	57.8	1,259	42.2	2,984	100	
	非常勤	185	41.5	261	58.5	446	100	
	合 計	1,910	55.7	1,520	44.3	3,430	100	191
配慮を必要とする子ど も(要保護児童)への 対応***	常 勤	2,154	72.2	830	27.8	2,984	100	
	非常勤	246	55.2	200	44.8	446	100	
	合 計	2,400	70.0	1,030	30.0	3,430	100	191

※Pearson のカイ二乗検定を使用した。（* $p<0.05$ 、** $p<0.01$ 、*** $p<0.001$ ）

【参考】表 3-3-2. 児童館長の常勤・非常勤と児童館の活動内容（前回）

	児童館長	実施して いる		実施して いない		合 計		欠 損 値
		N	%	N	%	N	%	
遊びによる子どもの 育成	常 勤	2497	98.6	36	1.4	2533	100	7
	非常勤	777	98.1	15	1.9	792	100	3
	欠損値	334		23		357		73
子どもの居場所の提供	常 勤	2433	96.1	100	3.9	2533	100	7
	非常勤	770	97.2	22	2.8	792	100	3
	欠損値	335		22		357		73
保護者の子育ての 支援***	常 勤	2313	91.3	220	8.7	2533	100	7
	非常勤	688	86.9	104	13.1	792	100	3
	欠損値	248		109		357		73
子どもが意見を述べる 場の提供	常 勤	1565	61.8	968	38.2	2533	100	7
	非常勤	475	60	317	40	792	100	3
	欠損値	137		220		357		73
地域の健全育成の 環境づくり*	常 勤	1945	76.8	588	23.2	2533	100	7
	非常勤	581	73.4	211	26.6	792	100	3
	欠損値	234		123		357		73
ボランティアの 育成と活動***	常 勤	1645	64.9	888	35.1	2533	100	7
	非常勤	456	57.6	336	42.4	792	100	3
	欠損値	159		198		357		73
放課後児童クラブの 実施(*)	常 勤	1371	54.1	1162	45.9	2533	100	7
	非常勤	463	58.5	329	41.5	792	100	3
	欠損値	149		208		357		73
配慮を必要とする 子どもへの対応*	常 勤	1701	67.2	832	32.8	2533	100	7
	非常勤	499	63	293	37	792	100	3
	欠損値	194		163		357		73

※Fisher の正確確率検定を使用した。（* $p<0.05$ 、** $p<0.01$ 、*** $p<0.001$ ）

次に、児童館ガイドラインに基づく児童館における各活動の実施の有無と、児童館長の常勤時の勤務形態（常勤専従・常勤兼務）について、Pearson のカイ二乗検定を行った。分析の手続きは、上記分析と同様に行った。分析の結果、児童館における各活動と児童館長の勤務形態に優位な差がみられた。つまり、常勤専従（専任）の児童館長が配置されている場合、すべての活動内容において、実施している児童館が優位に多かった（表 3-3-3）。この結果は、前回調査と同様であった（表 3-3-4）。

表 3-3-3. 児童館長の専従・兼務と児童館の活動内容(今回)

	児童館長	実施している		実施していない		合 計		欠損値
		N	%	N	%	N	%	
遊びによる子どもの育成***	常勤専従	1,677	99.3	11	0.7	1,688	100	
	常勤兼務	902	96.9	29	3.1	931	100	
	合 計	2,579	98.5	40	1.5	2,619	100	1,002
子どもの居場所の提供**	常勤専従	1,648	97.6	40	2.4	1,688	100	
	常勤兼務	889	95.5	42	4.5	931	100	
	合 計	2,537	96.9	82	3.1	2,619	100	1,002
子育ての支援の実施***	常勤専従	1,570	93.0	118	7.0	1,688	100	
	常勤兼務	785	84.3	146	15.7	931	100	
	合 計	2,355	89.9	264	10.1	2,619	100	1,002
子どもが意見を述べる場の提供***	常勤専従	1,228	72.7	460	27.3	1,688	100	
	常勤兼務	517	55.5	414	44.5	931	100	
	合 計	1,745	66.6	874	33.4	2,619	100	1,002
地域の健全育成の環境づくり***	常勤専従	1,348	79.9	340	20.1	1,688	100	
	常勤兼務	585	62.8	346	37.2	931	100	
	合 計	1,933	73.8	686	26.2	2,619	100	1,002
ボランティア等の育成と活動支援***	常勤専従	1,147	68.0	541	32.0	1,688	100	
	常勤兼務	438	47.0	493	53.0	931	100	
	合 計	1,585	60.5	1,034	39.5	2,619	100	1,002
放課後児童クラブの実施と連携***	常勤専従	1,099	65.1	589	34.9	1,688	100	
	常勤兼務	480	51.6	451	48.4	931	100	
	合 計	1,579	60.3	1,040	39.7	2,619	100	1,002
配慮を必要とする子ども(要保護児童)への対応***	常勤専従	1,327	78.6	361	21.4	1,688	100	
	常勤兼務	587	63.1	344	36.9	931	100	
	合 計	1,914	73.1	705	26.9	2,619	100	1,002

※Pearson のカイ二乗検定を使用した。（* $p<0.05$ 、** $p<0.01$ 、*** $p<0.001$ ）

【参考】表 3-3-4. 児童館長の専任・兼務と児童館の活動内容（前回）

	児童館長	実施して いる		実施して いない		合 計		欠 損 値
		N	%	N	%	N	%	
遊びによる子どもの 育成***	専任	1605	99.6	6	0.4	1611	100	2
	兼任	1290	96.9	41	3.1	1331	100	4
	欠損値	713		27		740		77
子どもの居場所の 提供**	専任	1567	97.3	44	2.7	1611	100	2
	兼任	1267	95.2	64	4.8	1331	100	4
	欠損値	704		36		740		77
保護者の子育て の支援***	専任	1521	94.4	90	5.6	1611	100	2
	兼任	1135	85.3	196	14.7	1331	100	4
	欠損値	593		147		740		77
子どもが意見を 述べる場の提供***	専任	1120	69.5	491	30.5	1611	100	2
	兼任	676	50.8	655	49.2	1331	100	4
	欠損値	381		359		740		77
地域の健全育成の 環境づくり***	専任	1339	83.1	272	16.9	1611	100	2
	兼任	901	67.7	430	32.3	1331	100	4
	欠損値	520		220		740		77
ボランティアの 育成と活動***	専任	1185	73.6	426	26.4	1611	100	2
	兼任	676	50.8	655	49.2	1331	100	4
	欠損値	399		341		740		77
放課後児童クラブの 実施***	専任	975	60.5	636	39.5	1611	100	2
	兼任	638	47.9	693	52.1	1331	100	4
	欠損値	370		370		740		77
配慮を必要とする子 どもへの対応***	専任	1235	76.7	376	23.3	1611	100	2
	兼任	727	54.6	604	45.4	1331	100	4
	欠損値	432		308		740		77

※Fisher の正確確率検定を使用した。（* $p<0.05$ 、** $p<0.01$ 、*** $p<0.001$ ）

これまで、前回調査の分析に従い、児童館長の勤務形態（常勤・非常勤）、さらに常勤時の勤務形態（常勤専従・常勤兼務）について分析を行った。しかし、前回調査時は児童館長の有無と児童館における各活動の有無は検討されていない。そのため、児童館における各活動の実施の有無と児童館長の有無について、Pearson のカイ二乗検定を行った。分析の手続きは、上記分析と同様に行った。

表 3-3-5. 児童館長の有無と児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容

	児童館長	実施して いる		実施して いない		合 計		欠 損 値
		N	%	N	%	N	%	
遊びによる子どもの 育成	配置無	364	97.3	10	2.7	374	100	
	配置有	2,969	98.3	51	1.7	3,020	100	
	合 計	3,333	98.2	61	1.8	3,394	100	191
子どもの居場所の提供	配置無	362	96.8	12	3.2	374	100	
	配置有	2,918	96.6	102	3.4	3,020	100	
	合 計	3,280	96.6	114	3.4	3,394	100	191
子育ての支援の実施***	配置無	270	72.2	104	27.8	374	100	
	配置有	2,642	87.5	378	12.5	3,020	100	
	合 計	2,912	85.8	482	14.2	3,394	100	191
子どもが意見を 述べる場の提供*	配置無	214	57.2	160	42.8	374	100	
	配置有	1,923	63.7	1,097	36.3	3,020	100	
	合 計	2,137	63.0	1,257	37.0	3,394	100	191
地域の健全育成の 環境づくり***	配置無	226	60.4	148	39.6	374	100	
	配置有	2,185	72.4	835	27.6	3,020	100	
	合 計	2,411	71.0	983	29.0	3,394	100	191
ボランティア等の 育成と活動支援***	配置無	115	30.7	259	69.3	374	100	
	配置有	1,730	57.3	1,290	42.7	3,020	100	
	合 計	1,845	54.4	1,549	45.6	3,394	100	191
放課後児童クラブの 実施と連携***	配置無	152	40.6	222	59.4	374	100	
	配置有	1,726	57.2	1,294	42.8	3,020	100	
	合 計	1,878	55.3	1,516	44.7	3,394	100	191
配慮を必要とする子ども (要保護児童)への 対応	配置無	245	65.5	129	34.5	374	100	
	配置有	2,123	70.3	897	29.7	3,020	100	
	合 計	2,368	69.8	1,026	30.2	3,394	100	191

※Pearson のカイ二乗検定を使用した。（* $p<0.05$ 、** $p<0.01$ 、*** $p<0.001$ ）

分析の結果、児童館における各活動の実施の有無と児童館長の配置の有無に優位な差がみられた。つまり、児童館長が配置されている場合、「子育ての支援の実施」「子どもが意見を述べる場の提供」「地域の健全育成の環境づくり」「ボランティア等の育成と活動支援」「放課後児童クラブの実施と連携」を実施している児童館が多かった（表 3-3-5）。

② 経験豊かな職員を配置した効果

児童厚生員の勤続年数が5年以上、および10年以上の職員の割合による児童館の各活動内容について Welch の検定を用いて検討した。まず、勤続年数5年以上の職員の割合による児童館の各活動内容を検討する。分析にあたり、まず、休止中の児童館は分析から除外した。次に、職員総数を算出した。その後、勤続年数が無回答であり、職員総数が算出できないデータは欠損値として処理した。また、職員総数が1人以上の記載がある場合は勤続年数5年以上の職員数が無回答であっても0人とみなした。次に、各児童館の職員総数に対する勤続年数が5年以上の職員の割合を算出した上で分析を行った。

分析の結果、「ボランティアの育成と活動」を実施している児童館は勤続年数5年以上の職員の割合が優位に高かった。一方、「子育て支援の実施」を実施していない児童館では勤続年数5年以上の職員の割合が優位に高かった（表 3-3-6）。

表 3-3-6. 勤続年数別職員の割合と児童館の活動内容（今回）

	勤続年数 5 年以上の 職員の割合			勤続年数 10 年以上の 職員の割合		
	実施有	<i>p</i>	実施無	実施有	<i>P</i>	実施無
	平均		平均	平均		平均
遊びによる子どもの育成	52.5%		56.5%	29.7%		32.9%
子どもの居場所の提供	52.5%		53.5%	29.7%		30.0%
子育ての支援の実施	51.9%	**	56.6%	29.6%		30.7%
子どもが意見を述べる場の提供	52.3%		53.1%	30.2%		28.9%
地域の健全育成の環境づくり	53.1%		51.4%	30.8%	**	27.0%
ボランティア等の育成と活動支援	53.8%	*	51.1%	31.7%	***	27.3%
放課後児童クラブの実施と連携	51.7%		53.7%	29.5%		30.1%
配慮を必要とする子どもへの対応	52.6%		52.4%	30.3%		28.5%

※Welch の検定を使用し、平均値を比較した。（* $p < 0.05$ 、** $p < 0.01$ 、*** $p < 0.001$ ）

【参考】表 3-3-7. 勤続年数別職員の割合と児童館の活動内容（前回）

	勤続年数 5 年以上の 職員の割合			勤続年数 10 年以上の 職員の割合		
	該当	<i>p</i>	非該当	該当	<i>p</i>	非該当
	平均		平均	平均		平均
遊びによる子どもの育成	49.1%		40.4%	28.1%		20.9%
子どもの居場所の提供	49.0%		46.7%	28.1%		25.0%
保護者の子育ての支援	48.8%		50.3%	28.1%		27.2%
子どもが意見を述べる場の提供	48.4%		49.7%	27.7%		28.4%
地域の健全育成の環境づくり	49.3%		47.9%	29.1%	***	24.5%
ボランティアの育成と活動	50.0%	*	47.2%	29.5%	***	25.6%
放課後児童クラブの実施	49.3%		48.5%	29.5%	**	26.2%
配慮を必要とする子どもへの対応	49.8%	*	47.3%	29.3%	***	25.5%

※Welch の検定を使用し、平均値を比較した。（* $p<0.05$ 、** $p<0.01$ 、*** $p<0.001$ ）

次に、勤続年数 10 年以上の職員の割合による児童館ガイドラインに基づく児童館の各活動内容について検討する。分析は、勤続年数 5 年以上の場合と同様の手続きを行った。その結果、「地域の健全育成の環境づくり」「ボランティアの育成と活動」を実施している児童館では勤続年数 10 年以上の職員の割合が優位に高かった（表 3-3-6）。前回調査では、経験豊かな児童厚生員を配置することで地域の健全育成の環境づくりやボランティアの育成と活動が促進されることが示されているが、これらは同様の結果となった（表 3-3-7）。

続いて、分析対象を常勤職員に絞り、勤続年数 5 年以上、および 10 年以上の常勤職員の割合の差を Welch の検定を用いて検討した。まず、勤続年数 5 年以上の常勤職員の割合による児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容について検討した。分析にあたり、まず、休止中の児童館は分析から除外した。次に、職員総数を算出した。次に、勤続年数が無回答であり、職員総数が算出できなかったデータは欠損値として処理した。また、職員総数が 1 人以上の記載がある場合は常勤の勤続年数 5 年以上の職員数が無回答であっても 0 人とみなした。次に、各児童館の職員総数に対する勤続年数が 5 年以上の常勤職員の割合を算出し、これらを処理した上で分析を行った。なお、常勤専従職員と常勤兼務職員を合わせて常勤職員とした。その結果、児童館ガイドラインに基づく児童館の各活動内容について、優位な差はみられなかった（表 3-3-8）。

次に、勤続年数 10 年以上の常勤職員の割合による児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容について検討した。分析の手続きは、上記の勤続年数 5 年以上の常勤職員の場合

合と同様に行った。その結果、児童館ガイドラインに基づく児童館の各活動内容について、優位な差はみられなかった（表 3-3-8）。これらは、前回調査とは大きく異なる結果となった（表 3-3-9）。

表 3-3-8. 勤続年数別常勤職員の割合と児童館の活動内容（今回）

	勤続年数 5 年以上の 常勤職員の割合			勤続年数 10 年以上の 常勤職員の割合		
	実施有		実施無	実施有		実施無
	平均	<i>p</i>	平均	平均	<i>p</i>	平均
遊びによる子どもの育成	33.9%		36.4%	20.2%		22.2%
子どもの居場所の提供	33.9%		35.0%	20.3%		19.5%
子育ての支援の実施	33.9%		34.3%	20.3%		20.1%
子どもが意見を述べる場の提供	33.1%		35.3%	19.8%		21.1%
地域の健全育成の環境づくり	33.3%		35.5%	19.9%		21.4%
ボランティア等の育成と活動支援	33.2%		34.8%	19.7%		21.0%
放課後児童クラブの実施と連携	33.1%		35.0%	19.7%		21.0%
配慮を必要とする子どもへの対応	33.6%		34.6%	19.9%		21.1%

※Welch の検定を使用し、平均値を比較した。（* $p<0.05$ 、** $p<0.01$ 、*** $p<0.001$ ）

【参考】表 3-3-9. 勤続年数別常勤職員の割合と児童館の活動内容（前回）

	勤続年数 5 年以上の 常勤職員の割合			勤続年数 10 年以上の常 勤職員の割合		
	該当		非該当	該当		非該当
	平均	<i>p</i>	平均	平均	<i>p</i>	平均
遊びによる子どもの育成	28.8%	***	12.5%	17.0%	**	8.4%
子どもの居場所の提供	28.5%		29.5%	16.8%		16.8%
保護者の子育ての支援	29.2%	**	23.0%	17.4%	***	12.5%
子どもが意見を述べる場の提供	29.2%		27.5%	16.9%		16.7%
地域の健全育成の環境づくり	28.8%		27.5%	17.5%	**	14.8%
ボランティアの育成と活動	29.8%	**	26.4%	17.9%	**	15.0%
放課後児童クラブの実施	28.9%		28.0%	17.4%		16.2%
配慮を必要とする子どもへの対応	29.2%		27.2%	17.5%	*	15.5%

※Welch の検定を使用し、平均値を比較した。（* $p<0.05$ 、** $p<0.01$ 、*** $p<0.001$ ）

(2) 児童館活性化の視点と要因

2つ目の分析としては、児童館活動の活性化にかかわる要因を探索的に検討することである。前回調査では、児童館の活性化につながる1つの指標として、来館者の増加を用いている。この来館者増加にかかわる要因として、「児童館職員の所有する資格」「活動内容」「ニーズ調査」「社会資源との連携」を取り上げ、相互の関連から指標とのかかわりを分析している。その結果、児童館の来館者が増加した児童館の館長は常勤であること、児童健全育成事業に関する有資格者が多い傾向がみられている。また、児童館ガイドラインに基づいて多様な活動を展開している傾向がみられるとともに、社会資源との連携の種類の高さも傾向として示された。一方、地域の子育て支援に係るニーズ調査の実施の有無については、調査全体の結果より来館者が増加した児童館のみの結果の方が、ニーズ調査を実施している割合は低い傾向にあった。

このように、前回調査では児童館の来館者増加を児童館の活性化につながる1つの指標として用いているが、今回調査は新型コロナウイルス感染症の影響により、平常時より開館日数が減少している（図 3-2-6 参照）。また、開館日数が少ないことで、来館者数も減少していることがわかる（図 3-2-8 参照）。そのため、来館者数の増加を指標として比較を行うことはできない。そのことから、本分析は、児童館の活性化につながる1つの指標として、児童館ガイドラインに基づく各活動内容を取り上げ、この各活動内容にかかわる要因を探索的に検討することとした。その理由は、第一に先の経年比較において児童館ガイドラインに基づく各活動内容を取り上げており、実施の有無の面で児童館活動活性化が見えやすいことが挙げられる。第二に、本調査は2018（平成30）年の児童館ガイドライン改正後初の全国調査となるが、改正前である前回調査における児童館ガイドラインに基づく各活動内容と今回の調査結果の比較から、各活動に増減がみられた（図 3-2-28）。自治体の児童館ガイドラインの周知により各活動の実施の割合が高くなることが示唆されているが（表 3-2-107）、それ以外に活動が促進される、あるいは抑制されるのはどのような要因があるのだろうか。これらを明らかにするために、探索的に分析を行うこととした。

① 児童館ガイドラインに基づく児童館の各活動における実施機序

今回調査における児童館ガイドラインに基づく児童館の各活動の実施状況をみると、「遊びによる子どもの育成」は98.1%、「子どもの居場所の提供」は96.5%、「子育ての支援の実施」は85.7%、「子どもが意見を述べる場の提供」は62.9%、「地域の健全育成の環境づくり」は71.0%、「ボランティア等の育成と活動支援」は54.3%、「放課後児童クラブの実施と連携」は55.7%、「配慮を必要とする子どもへの対応」は69.8%であった（表 3-2-106）。この結果では、「遊びによる子どもの育成」や「子どもの居場所の提供」はほとんどの児童館で取り組まれている一方、「ボランティア等の育成と活動支援」や「放課後児童クラブの実施と連携」の取組は半数程度であり、各活動にばらつきがあることがわかる。

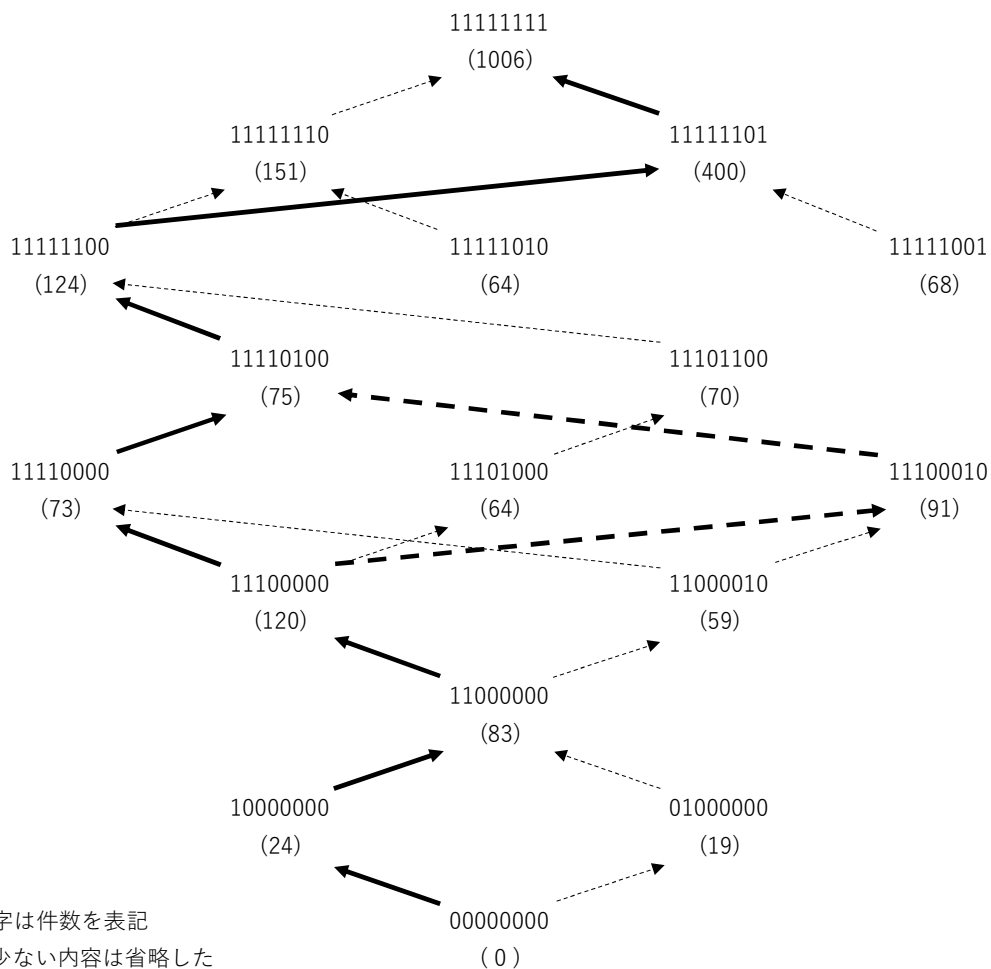
では、各児童館はどのような活動を順番に取り入れながら実施しているのだろうか。児童館における各活動の実施の順序性から、児童館活動の活性化要因を検討してみたい。

児童館における各活動の実施の順序性を検討するため、8種類の各活動内容について、順序構造分析を行った。今回は、Guttman(1954)の Partial Order Scalogram Analysis(POSA)を参考に分析を進めた。¹まず、実施の割合の高い順に、「遊びによる子どもの育成」「子どもの居場所の提供」「子育ての支援の実施」「地域の健全育成の環境づくり」「配慮を必要とする子どもへの対応」「子どもが意見を述べる場の提供」「放課後児童クラブの実施と連携」「ボランティア等の育成と活動支援」に並べた。次に、各活動における実施の有無を[00000000]から[11111111]までの8桁の数字に置き換えた。実施している場合は[1]であり、実施していない場合は[0]となる。例えば、各活動を1つも実施していない児童館は、[00000000]となり、「遊びによる子どもの育成」のみ行っている児童館は、[10000000]というデータとなる。すべての活動を実施している児童館は、[11111111]というデータとなる。このように、各児童館の各活動データを処理した上で分析した。

分析の結果を図3-3-1に示す。まず、児童館が最初に取り組む活動内容は「遊びによる子どもの育成」が多いが、児童館によっては「子どもの居場所の提供」から取り組むところもある。その後、「遊びによる子どもの育成」あるいは「子どもの居場所の提供」のうち実施していない活動内容に取り組んでいる。次に、「子育ての支援の実施」の取組を進めるが、児童館によっては「放課後児童クラブの実施と連携」を先に進めている。その後、「子育ての支援の実施」あるいは「放課後児童クラブの実施と連携」のうち実施していない内容に取り組む児童館が最も多いが、一方で「放課後児童クラブの実施と連携」を実施すると、その後の活動の実施は一旦落ち着くようである。他方、「子育て支援の実施」に取り組んだ後、「放課後児童クラブの実施と連携」ではなく「地域の健全育成の環境づくり」や「配慮を必要とする子どもへの対応」に取り組む児童館が分かれるが、いずれにしてもその後は「地域の健全育成の環境づくり」と「配慮を必要とする子どもへの対応」の実施していない内容に取り組むのではなく、「子どもが意見を述べる場の提供」を優先していた。その後、「地域の健全育成の環境づくり」と「配慮を必要とする子どもへの対応」の実施していない活動内容に取り組んでいるようである。次に、「ボランティア等の育成と活動支援」に取り組み、最後に「放課後児童クラブの実施と連携」を補完するという順序で活動に取り組んでいる児童館が多いことが示された。

¹ Guttman, Louis (1954) A New Approach to Factor Analysis: The Radex. In P. F. Lazarsfeld (Ed.), *Mathematical Thinking in the Social Sciences*. New York: Free Press.

図 3-3-1. 児童館における各活動の実施の順序性



(3) 考察

今回の全国児童館実態調査（小型児童館・児童センター調査）を基に、次の3点に分けて結果の整理と考察をする。1点目は、小型児童館・児童センターへの質問紙調査結果を整理する。本結果については、本章の2で集計結果を示しているが、ここでは特に今回の調査と前回調査の経年比較結果を中心に整理する。2点目は、本項（1）で行った前回調査と今回調査の経年比較結果の考察を行う。3点目は、児童館活性化に係る分析結果を考察する。なお、今回の調査は新型コロナウイルス感染症の影響下により実施されているため、この影響要因が存在することを前提に進める。

①小型児童館・児童センターへの質問紙調査結果

今回の調査と前回調査の結果を比較すると、開館日数や利用者数のうち特に小学生の利用者数が減少していた。また、ボランティアの参加や実習生の受け入れ、移動児童館（出前児童館等）、児童館で活動している母親クラブの割合も減少していた。これらは、新型

コロナウイルス感染症の影響が大きいと考えられる。

一方、児童館運営のための基本方針の明文化や職員の倫理規程等の明文化、安全管理マニュアル等を策定している児童館の割合が増加している。また、自己評価や利用者評価、行政のモニタリング評価、第三者評価等の評価の実施割合も増加しており、児童館運営にかかわる基本方針や規程等の体制整備が進んでいることが示された。

児童館の職員体制面においては、児童館長の配置の割合が減少しているものの、児童館長が配置されている場合の常勤の割合は増加していた。また、児童厚生員の人数は、0～4人が増加しているものの、5人以上の配置は減少していた。さらに、常勤の児童厚生員の人数は、2～4人が増加しているものの、0～1人や5人以上の配置は減少していた。一方、非常勤の児童厚生員の人数は減少していた。これらから、全体的に職員数が減少している可能性が示唆された。このことは新型コロナウイルス感染症の影響や運営資金面の問題、人材不足の問題等多様な可能性があるため、今後詳細に分析していく必要がある。

児童館ガイドラインに基づく児童館の活動面では、「遊びによる子どもの育成」「子どもの居場所の提供」「子どもが意見を述べる場の提供」「配慮を必要とする子ども(要保護児童)への対応」「放課後児童クラブの実施と連携」を実施している割合が増加している。前回調査と比較して、最も割合の増加があった「配慮を必要とする子ども(要保護児童)への対応」については、虐待事案への対応割合は減少しているものの、要保護児童対策地域協議会への参画の割合は増加している。これは、虐待事案への対応は2020(令和2年)年度の実績を回答しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により利用人数が少なかったことから、児童館が虐待案件に気づく機会が少なかったものと考えられる。しかし、要保護児童対策地域協議会への参画の割合は増加している現状から、児童館が児童への虐待案件にかかわる機会は増加していると想定できる。そのため、配慮を必要とする子どもへの対応ができる体制作りが今後一層望まれる。次に割合の増加がみられた「子どもが意見を述べる場の提供」については、行事等の実行委員会への参画や地域活動への参画により、子どもが意見を述べる機会をつくっていることが考えられる。また、「子どもの居場所の提供」については、小学生や高校生世代を利用対象としている児童館の割合の増加がみられた。「放課後児童クラブの実施と連携」については、前回調査より100人以上の放課後児童クラブの割合が増加しており、今後も地域の実情に応じて対応していく必要があると考えられる。

一方、「子育て支援の実施」や「地域の健全育成の環境づくり」「ボランティア等の育成と活動支援」を実施している児童館の割合は減少していた。このうち、「子育て支援の実施」にかかわる質問項目の回答をみると、乳幼児とその保護者を対象とした児童館主催の子育て支援の取組は前回調査よりその割合が増加しているものの、地域子育て支援拠点事業の実施の割合や乳幼児と保護者を利用対象としている児童館の割合は減少している。また、保護者から児童館職員への主な相談内容をみると、「子育ての不安や悩みに関する

こと」や「病気や発育に関すること」等の相談ニーズが高く、特に「日常生活のしつけや常識に関すること」が増加している。このような相談対応については、必要に応じて自治体の相談内容を報告している児童館の割合が前回調査より増加していた。つまり、乳幼児をもつ保護者からの子育て支援ニーズはあると考えられるものの、実際には子育て支援を実施している割合が減少しているため、地域の保護者のニーズに応じた子育て支援の充実が望まれる。

その他、児童館の活動として、「自然体験活動」「ランドセル来館」「学習支援」「食事提供」の実施の割合に増加がみられた。

最後に、児童や地域等に関する児童館独自の調査の実施については前回調査よりその割合が減少しており、実施の割合は 15.6%にとどまっている。児童館の活動を行う上で子ども・保護者等のニーズや地域の実情を知ることが重要であることから、児童館が地域のニーズをどのように把握し、それに応えているのかを調査していくことが望まれる。

②前回調査と今回調査の経年比較結果の考察

専任・常勤の児童館長の配置と児童館の各活動の関連を検討した。結果、「子どもが意見を述べる場の提供」「子育て支援の実施」「地域の健全育成の環境づくり」「ボランティア等の育成と活動支援」「放課後児童クラブの実施」は、児童館長が配置されていること、児童館長は常勤かつ専従である場合にそれらの活動を実施している児童館が多いことが示された。本分析により、児童館長の配置自体が各活動の実施を進めるために重要であることが示唆された。

「子どもの居場所の提供」と「配慮を必要とする子ども(要保護児童)への対応」については、児童館長の配置の有無とは優位な関連はみられなかったが、児童館長は常勤かつ専従である場合にそれら活動を実施している児童館が多いことが示された。つまり、これら活動の実施を進めるためには、児童館長を配置しているだけではなく、常勤であること、さらに専従である必要性が示唆された。

「遊びによる子どもの育成」については、児童館長の配置の有無や常勤・非常勤の勤務形態と優位な関連がみられなかったが、児童館長は常勤専従である場合に活動を実施している児童館が多いことが示された。この結果は、前回調査においても同様の結果であった。つまり、「遊びによる子どもの育成」を進めるためには、単に児童館長を配置していることや常勤の館長を配置するだけでは不十分であり、常勤専従の児童館長の存在が重要であることがあらためて示唆された。

これらの調査結果を前回調査と比較すると、今回の調査では児童館長が常勤の場合、「子どもの居場所の提供」ならびに「子どもが意見を述べる場の提供」を実施している児童館が多くなっている。また、前年度調査では「放課後児童クラブの実施」は非常勤の児童館長が配置されている場合のほうが活動を実施していたものの、今回の調査では常勤の児童

館長が配置されている場合のほうが活動を実施していた。以上から、前回調査と同様に、児童館ガイドラインに基づく各活動の実施にあたり、常勤専従の児童館長の配置が効果的であると言える。つまり、児童館の活動を推進するためには常勤専従の児童館長が配置されることが重要であることから、今後さらなる常勤専従の児童館長の配置が望まれる。

次に、経験豊かな児童厚生員を配置した効果を検討する。今回の調査では、「地域の健全育成の環境づくり」を実施している児童館では勤続年数5年以上の職員の割合が高く、「ボランティア等の育成と活動支援」を実施している児童館では勤続年数5年かつ10年以上の職員の割合が高かった。この結果は前回調査と同様であり、経験豊かな児童厚生員を配置することで、地域の健全育成の環境づくりやボランティアの育成と活動が促進されることが示された。

一方、前回調査では、経験豊かな児童厚生員を配置することが、放課後児童クラブの実施や配慮を必要とする子どもへの対応が進むことが示されているものの、今回調査では経験年数による差はみられなかった。また、「子育て支援の実施」をしていない児童館の方が、勤続年数5年以上の児童厚生員の割合が高いこと、勤続年数10年以上になると、「子育て支援の実施」の有無との関連に差がみられないことが示されている。これらの結果にかかわる要因として、前回調査と同様に常勤職員か否かの影響を確認した。分析の結果、勤続年数5年以上ならびに10年以上の常勤職員の割合と児童館の各活動における実施の有無に関連はみられなかった。前回調査では、児童館の各活動における実施の有無に関連がみられていたが、今回調査では関連がみられなかったことについて考察していく。

まず、前回調査と比較して、今回の調査は勤続年数が5年以上あるいは10年以上の職員ならびに常勤職員の割合が増加していることがわかる。今後、常勤職員が勤続年数を重ねることで、児童館ガイドラインに基づく各活動を実施していなかった児童館の活動がどのように変化していくのか、次回の調査時に着目していく必要がある。

③児童館活性化の視点と要因

児童館における各活動の実施の順序性から、児童館活動の活性化要因を検討する。分析の結果、児童館が最初に取り組む活動内容は、「遊びによる子どもの育成」が多く、次いで「子どもの居場所の提供」が多い結果であった。これらの活動は、既に多くの児童館で実施されており、最も取り組みやすい活動内容であると言える。しかし、「遊びによる子どもの育成」は1.9%、「子どもの居場所の提供」は3.5%の児童館がこれらの活動を実施していない現状がある。児童館活動の根幹となるこれら活動を進めていくことは、児童館活動の活性化につながると考えられる。活性化につながる1つの要因として、常勤専従の児童館長の配置が重要であると考えられるが、一方でこれら活動が実施できない抑制要因を検討していくことが今後の課題である。

次に、「子育て支援の実施」に取り組む児童館が多いものの、前回調査と比較すると、

実施している児童館の割合が減少している。先に述べたように、乳幼児をもつ保護者からの子育て支援ニーズがあるため、子育て支援活動の衰退は、児童館活動活性化抑制につながる可能性がある。本分析結果から、常勤専従の児童館長の存在が子育て支援の実施に重要であることが示唆されているが、児童館長を中心に、児童厚生員が子育て支援に取り組むことが、さらなる子育て支援の実施につながると考えられる。

他方、「子どもが意見を述べる場の提供」は、取組を進める時期が他の活動より遅いようである。子どもたちが主体的に活動をしていくためには、子どもたちが意見を述べる場が重要であるが、その取組は前回調査時より増加しているものの、その割合は約6割程度にとどまっている。子どもたちが主体的に児童館活動に参画していくことが児童館活動活性化にもつながるものと考えられるため、今後子どもが意見を述べる場を増やしていくことが望まれるであろう。

第4章

大型児童館への質問紙調査

第4章 大型児童館への質問紙調査

1. 調査の方法・内容と回収結果

(1) 調査対象

児童健全育成推進財団がこれまでの事業を通じて把握している全国のすべての大型児童館（18施設）を対象として調査を依頼した。

(2) 調査方法

質問紙の郵送配布により行った。回答方法は、①郵送（回答用紙を返信用封筒に同封し、返送）②電子メール（Excel版調査票を当財団ホームページからダウンロードし回答後、電子メールで送信）である。

(3) 調査基準日、調査期間等

- ①調査基準日：令和3年10月1日
- ②調査期間：令和3年10月1日～12月10日

(4) 調査内容

- ①調査名：2021 全国児童館実態調査（大型児童館調査）
- ②調査項目：大型児童館の所在地、種別、設置・運営形態等の施設概要、職員、活動（事業・取組）に関する設問を41項目設定した。設問の詳細は以下のとおりである。

- | |
|-------------------------------|
| 問1. 児童館の種別 |
| 問2. 児童館の開設年月 |
| 問3. 児童館の建築年月 |
| 問4. 児童館の専有面積（①敷地総面積、②施設延べ床面積） |
| 問5. 常設する諸室および常用する設備等の状況 |
| 問6. バリアフリーの設備の設置状況 |
| 問7. 児童館の開館・休止の状況 |
| 問8. 児童館の設置・運営の形態／管理運営団体の決定方法 |
| 問9. 令和2年度の開館日数 |
| 問10. 令和2年度の延べ利用者数 |
| 問11. 令和元年度の延べ利用者数 |
| 問12. 開館時間 |
| 問13. 休館日 |
| 問14. 運用費用（令和2年度実績） |

- 問 15. 利用者からの利用料の徴収／一人当たりの入館料
- 問 16. 児童館運営のための基本方針
- 問 17. 運営委員会（運営協議会）の設置・開催／構成メンバー
- 問 18. 職員の倫理規定の明文化の有無
- 問 19. 安全管理マニュアルの有無／
運用又は準用している安全管理（危機管理等）に関するマニュアル
- 問 20. 感染症対策に関するマニュアルの有無／
保有する感染症対策に関するマニュアル
- 問 21. 防災に関するマニュアルの有無／
運用又は準用している防災に関するマニュアル
- 問 22. 災害時等の事業継続計画（BCP）の有無／
運用又は準用している災害時の一時避難受け入れ
- 問 23. 災害時の一時避難受け入れに関するマニュアルの有無／
運用又は準用している災害時の一時避難受け入れに関するマニュアル
- 問 24. 防犯に関するマニュアルの有無／
運用又は準用している防犯に関するマニュアル
- 問 25. 避難訓練の実施／避難訓練の実施形態
- 問 26. 苦情の対応
- 問 27. 全県域を対象とする関係団体等の連絡調整業務（事務局機能等）
- 問 28. ボランティアの参加の有無／ボランティアの属性
- 問 29. 実習生の受け入れ（大学、短大、専門学校）／
実習生の受け入れマニュアルの有無／実習生受け入れプログラムの有無
- 問 30. 児童館利用者用保険（共済）の加入状況
- 問 31. ICT環境整備の有無／ICT環境整備の状況
- 問 32. 児童館長・児童厚生員等の配置
- 問 33. 児童厚生員の児童館の勤務年数
- 問 34. 児童館長・児童厚生員の保有資格
- 問 35. 児童館職員に対する健康診断／健康診断を行う職員
- 問 36. 職員に対するメンタルヘルス対策の実施状況
- 問 37. 児童館ガイドラインに示された大型児童館の活動・取組の実施
- 問 38. 令和2年度に実施した主な活動（事業・取組）内容
- 問 39. 所在する市町村在住者のみを対象とする事業の有無
- 問 40. 県内児童館への支援活動の取組の方法・回数（令和元年度及び令和2年度実績）
- 問 41. 大型児童館として重視する取組、今後の課題等

(5) 各設問における用語解説・定義

本章に使用した用語等は以下のとおりである。また、2021 全国児童館実態調査（大型児童館調査票）において使用した用語についても同様に定義しているものである。

用語	解説・定義	設問
フラットフロア	館内に段差を設けない床設定を指す	問 6
休止中	都道府県に休止の届出を提出している状況をいい、感染症対策等による臨時休館は含まない	問 7
開館時間	あらかじめ規定されている通常の開館時間	問 12
運営費用	・施設の修繕、改築等整備費は除く ・新型コロナウイルス感染症対策による消耗品費や備品購入費等の臨時的経費（修繕、改築等整備費は除く）も含む	問 14
基本方針	児童館が大切にしている考え（理念・ビジョン・使命等）	問 16
実習生	・所属課程や取得免許は問わず、大学、短大、専門学校等の実習生 ・中学生・高校生による職場体験は除く	問 29
児童厚生員	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（第 38 条）に規定する「児童の遊びを指導する者」	問 32
常勤	所定労働時間を通じて勤務する労働形態	問 32、問 33、 問 34、不問 35-1、問 36
非常勤	所定労働時間のうち一部を勤務する労働形態	
平均勤務年数	異動や労働形態（常勤・非常勤）の変更等がある場合は児童館勤務の通算年数	問 33
児童健全育成指導士 児童厚生 1 級特別指導員 児童厚生 1 級指導員 児童厚生 2 級指導員	・児童健全育成推進財団が独自に認定する資格	問 34
メンタルヘルス対策	主に精神的な疲労、ストレス、悩みなどの軽減や緩和するための支援の取組をいう	問 41
子ども	・児童福祉法における「児童」と同義で、「満 18 歳に満たない者」をいう ・市区町村によって「満 18 歳まで」としているところもある。	全般

(6) 回収結果

①回収件数：18件（対象客体数18件）

②回収率：100%

③集計作業

集計作業は数量データと自由記述部分に分け、それぞれの分析作業を行った。数量データは単純集計のみを分析した。自由記述は数量データとの相関関係が低い項目のため、個別に整理し、分析と考察を行った。また、先行研究となる平成28年度「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」（以下、本章では「前回調査」という。）の結果と今回の調査結果との経年比較を試みた。

2. 調査の集計・自由記述の結果

(1) 集計結果の概要

- 調査基準日 令和3年10月1日
- 調査対象 全国の大型児童館
- 送付数 18か所
- 回収数 18 (回収率 100.0%)

* 集計結果は令和4年1月11日現在のものである。

* 割合については、小数点第2位を四捨五入しているため、近似値を表記している。

* 同一質問かつ特徴的なものは、前回調査の結果との比較を実施した。

* 無回答や欠損値がない場合は、記載を省略した

(2) 個別回答の集計結果

問1. 児童館の種別

- ・ 大型児童館の総数は18か所であり、A型児童館は15か所 (全体の83.3%)、B型児童館は3か所 (16.7%) であった。
- ・ なお、大型児童館のある都道府県は14県で、設置率は29.8%となる。
- ・ 現在、A型児童館は12県、B型児童館は3県にある。なお、A型児童館・B型児童館両方設置されている県は1県、A型が2か所以上ある県が2県。それぞれ大型児童館は、立地、環境、施設、整備の規模や内容が大きく異なるので、事業内容は直接比較することが困難なものもある。「児童館の設置運営要綱」には、この他にC型児童館があるが、「国立総合児童センターこどもの城」が閉館したため該当する施設はない。
- ・ 前回調査からA型児童館 (大阪府立大型児童館ビッグバン)、B型児童館 (茨城県立児童センターこどもの城) がそれぞれ1か所減少した。
- ・ 大型児童館ビッグバンは令和3年4月より大阪府から堺市に移管され、「その他の児童館」となっている。
- ・ 茨城県立児童センターこどもの城は施設の老朽化等を理由に令和3年3月末で閉館となった。

表 4-2-1. 児童館の種別

	件数	A型	B型
回答数	18	15	3
割合(%)	100.0	83.3	16.7

問 2. 児童館の開設年月

- ・最も古い館は、開設年が昭和 25 年であり、令和 4 年度で 72 年目になる。
- ・最も新しい館は、平成 20 年開設であり、令和 4 年度で 14 年目である。
- ・昭和に開設された児童館は 5 か所(27.8%)、平成に開設された児童館は 13 か所(72.2%)である。
- ・7 月開設が 5 か所 (27.8%) で最も多かった。次いで 5 月が 4 か所 (22.2%) となっている。
- ＊秋田県は前回調査では現在地へ移転した年で記載していたため、昭和 55 年となっていた。正しくは昭和 25 年である。

表 4-2-2. 児童館の開設年

	件数	昭和 25 年	昭和 34 年	昭和 56 年	昭和 63 年	平成元年	平成 2 年	平成 4 年	平成 7 年	平成 8 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 15 年	平成 20 年
回答数	18	1	1	2	1	2	1	3	2	1	1	1	1	1

表 4-2-3. 児童館の開設月

	件数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
回答数	18	0	0	0	1	4	2	5	2	1	2	1	0

問 3. 現在の児童館の建築年月

- ・昭和 20 年代、30 年代に建設された建物は建て替わっているため、問 2 の開設年と建築年は異なる。
- ・5 月開設が 6 か所 (33.3%) と最も多かった。

表 4-2-4. 現在の児童館の建築年

	件数	昭和 51年	昭和 55年	昭和 56年	昭和 63年	平成 元年	平成 2年	平成 4年	平成 6年	平成 7年	平成 8年	平成 10年	平成 11年	平成 15年	平成 20年
回答数	18	1	1	2	1	2	1	3	1	1	1	1	1	1	1

表 4-2-5. 現在の児童館の建築月

	件数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
回答数	18	0	0	1	1	6	2	4	1	0	2	1	0

問 4. 児童館の占有面積

- ・大型児童館敷地総面積の平均は、144,797 m²であった。
- ・18 か所の内、敷地総面積で最も少ないのは 1,286 m²であり、最も多いのは、1,180,000 m²であった。屋外・野外施設等を有する施設の敷地総面積は総じて大きくなっている。
- ・施設の延べ床面積の平均は、4998.7 m²。最も小さい児童館は、1,660 m²であり、最も大きい児童館は 10,000 m²であった。大型展示物等を数多く備えている児童館は、延べ床面積が多くなっている。

表 4-2-6. 敷地総面積

	件数	平均 (m ²)
回答数	18	144797

表 4-2-7. 施設延べ床面積

	件数	平均 (m ²)
回答数	18	4998.7

問5. 常設する諸室および常用する設備等の状況

- ・設備等で最も多いのは授乳室であり、17か所（94.4%）と高い設置率となっている。次いで、造形活動室、AED16か所（88.9%）、プレイルーム15か所（83.3%）、展示室14か所（77.8%）、図書室、研修室、劇場13か所（72.2%）となっている。
- ・最も少ない施設等は、プール、喫茶室0か所であり、次いでトレーニング室2か所（11.1%）、宿泊室、浴室、野外活動施設の4か所（22.2%）である。
- ・A型はB型と比較して移動児童館用車両の保有する割合が高い。B型児童館には宿泊室、浴室が100%設置されている。
- ・前回調査から特筆すべき変化はみられなかった。

表 4-2-8. 常設する諸室および常用する設備等の状況

		件数	プレイルーム	集会室	造形活動室	音楽室	静養室	乳幼児室	調理室	相談室	ボランティア室
A型	回答数	15	12	7	14	6	7	9	7	5	8
	割合(%)	100.0	80.0	46.7	93.3	40.0	46.7	60.0	46.7	33.3	53.4
B型	回答数	3	3	3	2	0	1	2	0	1	0
	割合(%)	100.0	100.0	100.0	66.7	-	33.3	66.7	-	33.3	-
回答数		18	15	10	16	6	8	11	7	6	8
割合(%)		100.0	83.3	55.6	88.9	33.3	44.4	61.1	38.9	33.3	44.4
【前回調査】											
回答数		20	18	9	15	5	9	14	7	8	9
割合(%)		100.0	90.0	45.0	75.0	25.0	45.0	70.0	35.0	40.0	45.0

		視聴覚・鑑賞室	図書室	研修室	展示室	多目的室	劇場	コンピューター室	トレーニング室	プール	宿泊室
A型	回答数	6	11	11	14	9	13	3	0	0	1
	割合(%)	40.0	84.6	84.6	93.3	60.0	86.7	20.0	-	-	6.7
B型	回答数	0	2	2	0	3	0	0	2	0	3
	割合(%)	-	66.7	66.7	-	100.0	-	-	66.7	-	100.0
回答数		6	13	13	14	12	13	3	2	0	4
割合(%)		33.3	72.2	72.2	77.8	66.7	72.2	16.7	11.1	-	22.2

【前回調査】

回答数		6	15	15	13	9	12	5	2	0	5
割合(%)		30.0	75.0	75.0	65.0	45.0	60.0	25.0	10.0	-	25.0

		浴室	喫茶室	レストラン	移動児童館用車両	屋外固定遊具	野外活動施設	授乳室	AED	その他
A型	回答数	1	0	5	9	10	2	14	14	6
	割合(%)	6.7	-	33.3	60.0	66.6	13.3	93.3	93.3	40.0
B型	回答数	3	0	3	1	3	2	3	2	2
	割合(%)	100.0	-	100.0	33.3	100.0	66.7	100.0	66.7	66.7
回答数		4	0	8	10	13	4	17	16	8
割合(%)		22.2	-	44.4	55.6	72.2	22.2	94.4	88.9	44.4

【前回調査】

回答数		4	3	10	10	12	6	0	0	8
割合(%)		20.0	15.0	50.0	50.0	60.0	30.0	-	-	40.0

問 6. バリアフリー設備の設置状況

- ・大型児童館の設備のバリアフリー化については、最も多いのがトイレ 17 か所 (94.4%)、次いで手すり 16 か所 (88.9%)、スロープ 15 か所 (83.3%) で設置されている。
- ・前回調査から大きな変化はみられなかった。

表 4-2-9. バリアフリー設備の設置状況

	件数	トイレ	スロープ	手すり	エレベーター	ステップ (段差解消用具)	点字ブロック	フラットフロア	障害児・者対応設備なし	その他
回答数	18	17	15	16	14	1	10	4	1	4
割合(%)	100.0	94.4	83.8	88.9	77.8	5.6	55.6	22.2	5.6	22.2
【前回調査】										
回答数	20	20	17	17	14	3	0	0	0	1
割合(%)	100.0	100.0	85.0	85.0	70.0	15.0	-	-	0	5.0

問 7. 児童館の開館・休止の状況

- ・令和 3 年 10 月 1 日現在、すべての大型児童館が開館している。

表 4-2-10. 児童館の開館・休止の状況

	件数	開館	休止
回答数	18	18	0

問 8. 設置・運営の形態

付問 8-1. 管理運営団体の決定方法

- ・運営の形態は公設民営が 17 か所 (94.4%) を占め、公設公営はない。また、その他 1 か所 (5.6%) は指定管理者が自治体 (町) である (福井県おおい町)。
- ・回答した 15 か所中 13 か所 (86.7%) が指定管理者制度により運営されている。
- ・運営の指定期間については、最も多いのが 5 年であり 12 か所 (66.7%) である。それ以上は 10 年と 13 年がそれぞれ 1 か所 (5.6%) あった。平均指定管理期間は 5.7 年間であった。
- ・運営形態についてはこの類型に収まらない多様な実態があった。よってこの数値は正確性に乏しく、あくまで参考程度としたい。

表 4-2-11. 設置・運営の形態

	件数	公設公営	公設民営	その他
回答数	18	0	17	1
割合 (%)	100.0	-	94.4	0.6

表 4-2-12. 管理運営団体の決定方法

	件数	指定管理	業務委託	P F I	その他	無回答
回答数	18	13	1	0	1	3
割合 (%)	100.0	86.7	6.7	-	6.7	16.7

表 4-2-13. 指定年数

	件数	3 年	5 年	10 年	13 年	無回答	平均 (年)
回答数	18	1	12	1	1	3	5.7

【参考】大型児童館一覧

県名	種別	名称	運営団体
岩手県	A型	岩手県立児童館 いわて子どもの森	社会福祉法人
秋田県	A型	秋田県児童会館	特定非営利活動法人
栃木県	A型	栃木県子ども総合科学館	公益財団法人
群馬県	A型	ぐんまこどもの国児童会館	公益財団法人
新潟県	B型	新潟県立こども自然王国	株式会社
富山県	A型	富山県こどもみらい館	公益財団法人
石川県	A型	いしかわ子ども交流センター	公益財団法人
石川県	A型	いしかわ子ども交流センター小松館	公益財団法人
石川県	A型	いしかわ子ども交流センター七尾館	公益財団法人
滋賀県	B型	滋賀県立びわ湖こどもの国	社会福祉法人
兵庫県	A型	兵庫県立こどもの館	公益財団法人
兵庫県	B型	姫路市宿泊型児童館「星の子館」	共同事業体
福井県	A型	福井県児童科学館	共同事業体
福井県	A型	福井県こども家族館	町
愛知県	A型	愛知県児童総合センター	公益財団法人
三重県	A型	三重県立みえこどもの城	公益財団法人
香川県	A型	さぬきこどもの国	公益財団法人
愛媛県	A型	えひめこどもの城	株式会社

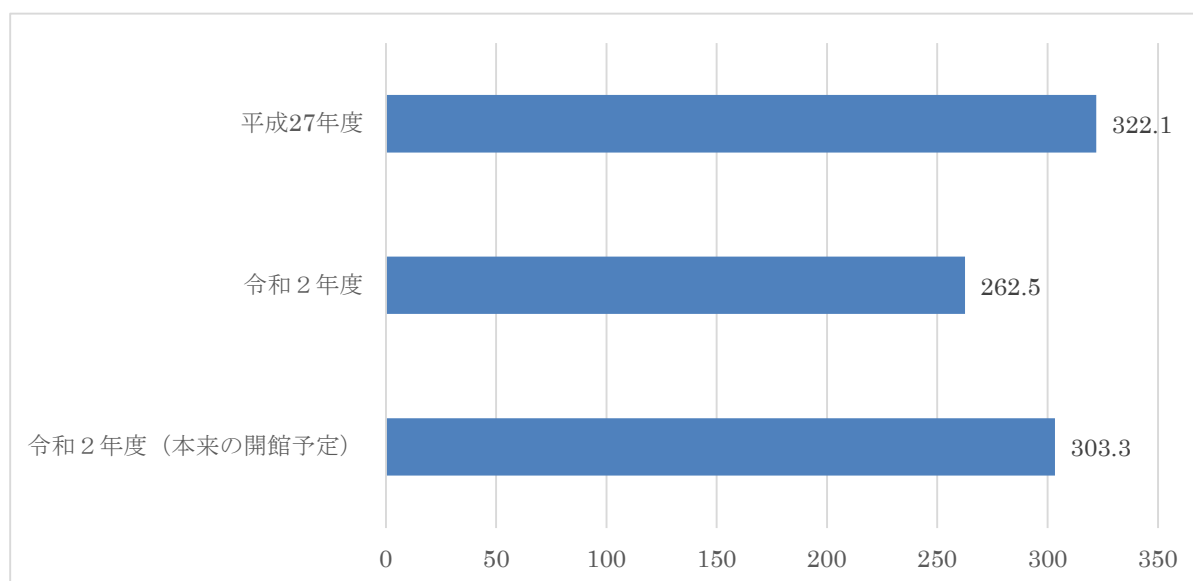
問9. 令和2年度の開館日数

- ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によって休館せざるを得ない状況があったため、開館日数の平均は262.5日と本来の開館予定よりも40.8日の減となっている。最も開館日数が多い児童館は294日であり、最も少ない日数の児童館は194日であった。
- ・本来の開館日数の平均は、303.3日であった。最も開館日数が多い児童館は347日であり、最も少ない日数の児童館は206日であった。
- ・前回調査と比較すると、新型コロナウイルス感染症の影響により実際の開館日数は平均で59.6日減少していた。

表 4-2-14. 令和 2 年度の開館日数

	件数	有効回答	無回答	日数合計 (日)	平均 (日)
令和 2 年度開館数	18	18	0	4726	262.5
本来の開館予定数	18	18	0	5461	303.3
【前回調査】					
平成 27 年度開館数	20	19	1	6120	322.1

図 4-2-1. 開館日数平均 (前回比較)



問 10. 令和 2 年度の延べ利用人数

- ・ 令和 2 年度の平均利用者数は、107,735.5 人である。
- ・ A 型児童館で最も多い利用者数は、年間 318,871 人であり、最も少ない利用者数は、年間 10,793 人であった。
- ・ B 型児童館で最も多い利用者数は、年間 162,526 人であり、最も少ない利用者数は、40,110 人であった。

表 4-2-15. 令和 2 年度の延べ利用人数

	合計	平均 (人)	実数合計 (人)
回答数	18	107735.5	1939239

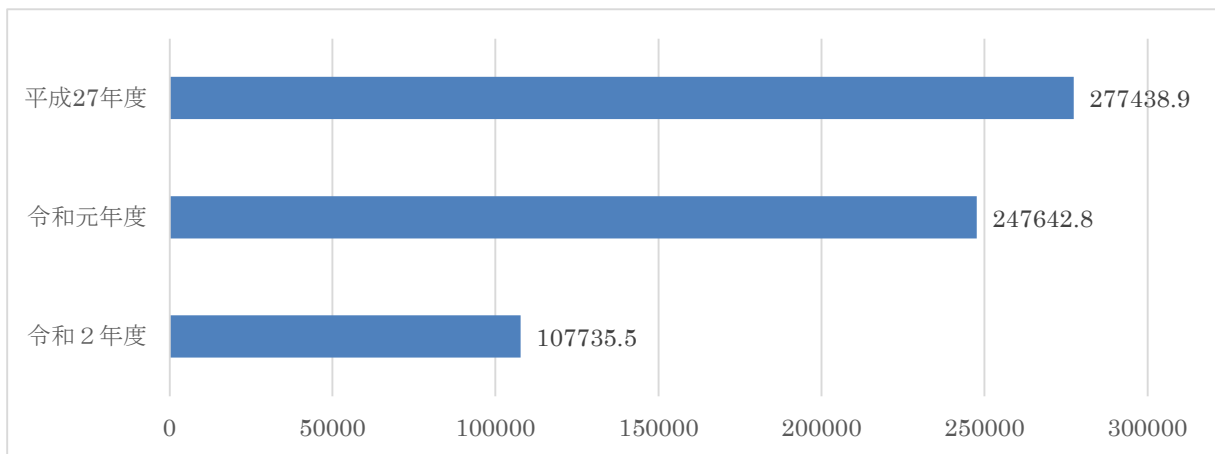
問 11. 令和元年度の延べ利用人数

- ・令和元年度の平均利用者数は、247,642 人である。
- ・問 10 にあるように新型コロナウイルス感染症の影響のあった令和 2 年度の平均利用者数は、令和元年度平均利用者数と比較すると、139,907.3 人減少している。
- ・令和元年度と前回調査と比較しても利用者は減少傾向にあった。

表 4-2-16. 令和元年度の延べ利用人数

	件数	有効回答	無回答	平均 (人)	実数合計 (人)
回答数	18	18	0	247642.8	4457572
【前回調査】					
回答数	20	19	1	277438.9	5271340

図 4-2-2. 延べ利用人数平均 (前回比較)



問 12. 開館時間

- ・時期により開館時間が異なる児童館は複数集計をした。
- ・開館時間は時期により様々であった。最も多い開館時間帯は 9:00~17:00 で 10 館 (55.6%) であった。

表 4-2-17. 開館時間

	件数	9:00~16:30	9:00~17:00	9:00~17:30	9:00~18:0	9:30~16:30	9:30~17:00	9:30~18:00	イベント時、時間変更あり
回答数	18	1	10	3	3	3	4	3	1

問 13. 休館日

- ・休館日で最も多いのは、年末・年始であり 16 か所 (88.9%) であった。次に多いのは、月曜日であり 11 か所 (61.1%)、祝日の翌日が 5 か所 (27.8%) であった。
- ・その他は、設備メンテナンス休館や定期的設備点検といった施設の運営上のメンテナンスに必要な休館日が含まれている。

表 4-2-18. 休館日

	件数	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	祝日	祝日の翌日	お盆期間	年末	年始	その他
回答数	18	11	3	1	0	0	0	0	0	5	0	16	16	13

問 14. 運営費用

①事業費（指定管理費・業務委託費等）

- ・多額となるため、修繕費は除いた。事業費 17 か所の平均は 1 億 5,564 万円、最も事業費が多いところでは 3 億 6,130 万円、最も少なかったところでは 1,800 万円であった。全体的に科学展示物や造形物等の多いところ、あるいは、屋外遊具等を多く有しているところでは、事業費の計上も多くなっている傾向にある。
- ・事業費の平均は前回調査と比較すると、2,317.9 万円増加している。
- ・人件費 15 か所の平均は 7,465.4 万円であった。
- ・人件費の最も多いところでは 1 億 6,037 万円、最も少ないところでは 950 万円であった。
- ・人件費の平均は前回調査と比較すると 1,046.4 万円増加している。

表 4-2-19. 事業費（指定管理料・業務委託費等）

	件数	有効回答	無回答	平均（万円）	実数合計（万円）
回答数	18	17	1	15564	264589
【前回調査】					
回答数	20	19	1	13246.2	264923

表 4-2-20. 人件費（万円）

	件数	有効回答	無回答	平均（万円）	実数合計（万円）
回答数	18	15	3	7465.4	111981
【前回調査】					
回答数	20	19	1	6419.7	121974

②利用者収入（入館料・参加費等）

- ・利用者収入においては、16 か所中 2 か所は入館料・利用料を徴収していない。それらも含め年間利用者収入の平均は 1,478.8 万円。収入のあった 14 か所の平均は、1,690.1 万円、最も多いところで 8,577 万円、最も少ないところで 8 万円であった。
- ・前回調査より利用者収入が大きく減少している。

表 4-2-21. 利用者収入（入館料・参加費等）

	件数	有効回答	無回答	平均(万円)	実数合計（万円）
回答数	18	16	2	1478.8	23662
【前回調査】					
回答数	20	19	1	3318.8	66375

③その他の収入（補助金・事業委託費等）

- ・その他の収入の平均は 3,630.7 万円、最も多いところで 3 億 4,730 万円、最も少ないところで 0 円、次いで 5 万円であった。
- ・前回調査と比較すると補助金・事業委託費収入は増えている。

表 4-2-22. その他の収入（補助金・事業委託費等）

	件数	有効回答	無回答	平均(万円)	実数合計（万円）
回答数	18	16	2	3630.8	58092
【前回調査】					
回答数	20	19	1	1435.4	25873

問 15. 利用者からの利用料の徴収

- ・利用者から費用徴収をしているところは16か所(88.9%)である。2か所(11.1%)は利用者から費用徴収をしていない。

表 4-2-23. 利用者からの利用料の徴収

	件数	あり	なし
回答数	18	16	2
割合(%)	100.0	88.9	11.1

付問 15-1. 一人当たりの入館料

付問 15-2. プログラム参加費

- ・大人からの徴収は3か所、子どもからの徴収は2か所であった。
- ・入館料は大人の平均は416.7円、子どもの平均は160円であった。
- ・その他にはプラネタリウムやシアターの観覧料が別途徴収されている。
- ・プログラムごとに徴収しているところは、15か所であった。

表 4-2-24. 入館料の徴収状況および一人当たりの入館料平均

	件数	大人	子ども	入館料はない	その他
回答数	16	3	2	10	8
入館料の平均(円)	-	416.7	160	-	-

表 4-2-25. プログラム参加費

	件数	あり	なし
回答数	16	15	1
割合(%)	100.0	93.8	6.2

問 16. 児童館運営のための基本方針

- ・児童館運営のための基本方針が明文化されている児童館は16か所(88.9%)、されていないところは1か所(5.6%)、その他は1か所(5.6%)であった。その他については、その大型児童館が他の施設との合築の複合施設で、建物全体の大きな運営方針はあるが児童館部分のものはない、とのことであった。
- ・前回調査と比較すると児童館運営のための基本方針が明文化されている割合は上昇している。

表 4-2-26. 児童館運営のための基本方針

	件数	あり	なし	その他
回答数	18	16	1	1
割合 (%)	100.0	88.9	5.6	5.6
【前回調査】				
回答数	20	17	2	1
割合 (%)	100.0	85.0	10.0	5.0

問 17. 運営委員会（運営協議会等）の設置・開催（令和 2 年度実績）

- ・運営委員会を設置しているところは 12 か所（66.7%）であり、設置していないところは 6 か所（33.3%）であった。

表 4-2-27. 運営委員会（運営協議会等）の設置・開催

	件数	あり	なし
回答数	18	12	6
割合 (%)	100.0	66.7	33.3
【前回調査】			
回答数	20	14	6
割合 (%)	100.0	70.0	30.0

- ・運営委員会の開催回数については、年間 1 回開催が 6 か所（50%）で最も多く、次いで年間 2 回開催が 5 か所（41.7%）となっている。開催回数の平均は 1.67 回であった。
- ・年間 4 回開催が 1 か所あった。

表 4-2-28. 運営委員会（運営協議会等）の開催回数

	件数	1 回	2 回	3 回	4 回	平均(回)
回答数	12	6	5	0	1	1.67

付問 17-1. 運営委員の属性（複数回答）

- ・運営委員会・運営協議会の構成メンバーは、それぞれの児童館によって様々な役職から構成されている。最も多かったのが「学校教員」が10か所（83.3%）であり、次に「大学教員」「行政担当者」が9か所（75.0%）であった。
- ・その他では、子育て支援関係者・外部講師・近隣施設代表・報道マスコミ関係者・民間企業や経営の専門家等がみられた。
- ・前回調査と比較して、利用者代表が20.3%増加した。

表 4-2-29. 運営委員の属性（複数回答）

	件数	地域住民代表	大学教員	学校教員	児童館連絡協議会役員	地域活動（母親クラブ） 連絡協議会役員	子ども会連絡協議会役員	P T A 役員	児童福祉分野の専門職者	医療・保健分野の専門職者	教育分野の専門職者
回答数	12	3	9	10	4	6	4	1	5	2	5
割合 (%)	100.0	25.0	75.0	83.3	33.3	50.0	33.3	8.3	41.7	16.7	41.7
【前回調査】											
回答数	14	6	11	9	7	6	3	9	2	8	6
割合 (%)	100.0	42.9	78.6	64.9	50.0	42.9	21.4	64.9	14.9	57.1	42.9

	社会福祉協議会職員	民生・児童委員	主任児童委員	青少年委員	行政担当者	ボランティア代表	利用者代表	小学生代表	中・高生世代代表	その他
回答数	1	3	1	1	9	1	5	0	0	7
割合 (%)	8.3	25.0	8.3	8.3	75.0	8.3	41.7	-	-	58.3
【前回調査】										
回答数	2	4	0	1	11	1	3	0	0	15
割合 (%)	14.9	28.6	-	7.1	78.6	7.1	21.4	-	-	107.1

問 18. 職員の倫理規定

- ・ 倫理規定が明文化されているところは 12 か所であり全体の 66.7%である。明文化されていないところは 6 か所であり、全体の 33.3%にあたる。
- ・ 倫理規定が明文化されている施設は前回と比較して減少した。

表 4-2-30. 職員の倫理規定

	件数	明文化されている	明文化されていない
回答数	18	12	6
割合 (%)	100.0	66.7	33.3
【前回調査】			
回答数	20	16	4
割合 (%)	100.0	80.0	20.0

問 19. 安全管理（危機管理等）に関するマニュアルの有無

- ・ 安全管理マニュアルがあるところは 17 か所であり、全体の 94.4%と多かった。策定していないところは 1 か所であり、全体の 5.6%であった。また管理運営団体と児童館作成のものを併用して準用している児童館が 1 館であった。
- ・ 前回調査と比較すると、安全管理マニュアルを策定していない児童館は 2 か所から 1 か所に減少した。

表 4-2-31. 安全管理（危機管理等）に関するマニュアルの有無

	件数	あり	なし
回答数	18	17	1
割合 (%)	100.0	94.4	5.6
【前回調査】			
回答数	20	18	2
割合 (%)	100.0	90.0	10.0

付問 19-1. 運用又は準用している安全管理（危機管理）に関するマニュアル（複数回答）

- ・ 管理運営団体が作成したマニュアルと児童館独自に作成したマニュアルを併用して運用（準用）している児童館は 1 か所（5.9%）であった。

表 4-2-32. 運用又は準用している安全管理（危機管理）に関するマニュアル

	件数	自治体作成	管理運営団体	児童館独自	無回答
回答数	18	3	6	9	1

問 20. 感染症対策に関するマニュアルの有無

付問 20-1. 保有する感染症対策に関するマニュアル（複数回答）

- ・ 感染症対策マニュアルがあるところは 14 か所であり、全体の 77.8%だった。策定していないところは 4 か所であり、全体の 22.2%であった。
- ・ 策定している 14 か所のうち、新型コロナウイルス感染症に特化したマニュアルを策定しているところは 11 か所（78.6%）だった。

表 4-2-33. 感染症対策に関するマニュアルの有無

	件数	あり	なし
回答数	18	14	4
割合 (%)	100.0	77.8	22.2

表 4-2-34. 保有する感染症対策に関するマニュアル

	件数	感染症対策全般	新型コロナウイルス感染症 対策に特化
回答数	14	8	11

付問 20-2. 運用又は準用している感染症対策に関するマニュアル（複数回答）

- ・ 自治体が作成したマニュアルを運用（準用）しているところは 7 か所（50.0%）あった。管理運営団体が作成したマニュアルを運用（準用）しているところは 5 か所（35.7%）あった。児童館独自に作成したマニュアルで運用（準用）しているところは 7 か所（50.0%）あった。

表 4-2-35. 運用又は準用している感染症対策に関するマニュアル

	件数	自治体作成	管理運営団体	児童館独自
回答数	14	7	5	7

問 21. 防災に関するマニュアルの有無

- ・ 防災に関するマニュアルを策定しているところは 16 か所（88.9%）であった。
策定していないところは 2 か所（11.1%）であった。

表 4-2-36. 防災に関するマニュアルの有無

	件数	あり	なし
回答数	18	16	2
割合 (%)	100.0	88.9	11.1

付問 21-1. 運用又は準用している防災に関するマニュアル（複数回答）

- ・ 自治体が作成したマニュアルを運用（準用）しているところは 2 か所（12.5%）あった。
管理運営団体が作成したマニュアルを運用（準用）しているところは 5 か所（31.6%）あった。
児童館独自に作成したマニュアルで運用（準用）しているところは 10 か所（62.5%）あった。

表 4-2-37. 運用又は準用している防災に関するマニュアル（複数回答）

	件数	自治体作成	管理運営団体	児童館独自
回答数	16	2	5	10

問 22. 災害時等の事業継続計画（BCP）の有無

- ・ 災害時等の事業継続計画の策定について、あると回答したのは 7 か所（38.9%）であり、
ないところは 11 か所（61.1%）であった。

表 4-2-38. 災害時等の事業継続計画（BCP）の有無

	件数	あり	なし
回答数	18	7	11
割合 (%)	100.0	38.9	61.1

問 22-1. 運用又は準用している事業継続計画（複数回答）

- ・ 自治体が作成したマニュアルを運用（準用）しているところは 4 か所（57.1%）あった。
管理運営団体が作成したマニュアルを運用（準用）しているところは 3 か所（42.9%）あった。
児童館独自に作成したマニュアルで運用（準用）しているところは 1 か所（14.3%）あった。

表 4-2-39. 運用又は準用している事業継続計画（複数回答）

	件数	自治体作成	管理運営団体	児童館独自
回答数	7	4	3	1

問 23. 災害時の一時避難受け入れに関するマニュアルの有無

- ・災害時の一時避難受け入れマニュアルについては、「あり」と回答したのは18か所中6か所（33.3%）であり、「なし」は12か所（66.7%）であった。前回調査より「あり」が4か所増えた。

表 4-2-40. 災害時の一時避難受け入れに関するマニュアル

	件数	あり	なし
回答数	18	6	12
割合(%)	100.0	33.3	66.7

【前回調査】

回答数	16	2	14
割合(%)	100.0	12.5	87.5

付問 23-1. 運用又は準用している災害時の一時避難受け入れに関するマニュアル（複数回答）

- ・自治体が作成したマニュアルを運用（準用）しているところは4か所（66.6%）あった。管理運営団体が作成したマニュアルを運用（準用）しているところは3か所（50.0%）あった。児童館独自に作成したマニュアルで運用（準用）しているところは1か所（16.7%）あった。

表 4-2-41. 運用又は準用している災害時の一時避難受け入れに関するマニュアル

	件数	自治体作成	管理運営団体	児童館独自
回答数	6	4	3	1

問 24. 防犯に関するマニュアル

- ・防犯マニュアルを策定しているのは15か所（83.3%）であり、策定していないところは3か所（16.7%）であった。

表 4-2-42. 防犯に関するマニュアル

	件数	あり	なし
回答数	18	15	3
割合 (%)	100.0	83.3	16.7

付問 24-1. 運用又は準用している防犯に関するマニュアル (複数回答)

- ・自治体が作成したマニュアルを運用 (準用) しているところは2か所 (13.3%) あった。管理運営団体が作成したマニュアルを運用 (準用) しているところは4か所 (26.6%) あった。児童館独自に作成したマニュアルで運用 (準用) しているところは10か所 (66.7%) あった。

表 4-2-43. 運用又は準用している防犯に関するマニュアル

	件数	自治体作成	管理運営団体	児童館独自
回答数	15	2	4	10

問 25. 避難訓練の実施

- ・避難訓練は18か所すべてで実施している。
- ・避難訓練の回数は年間2回が8か所 (44.4%) で最も多い。次いで年12回が5か所 (27.8%) である。

表 4-2-44. 避難訓練の実施

	件数	実施している	実施していない
回答数	18	18	0
割合 (%)	100.0	100.0	-

表 4-2-45. 実施回数 (令和2年度実績)

	件数	1回	2回	4回	12回	平均 (回)
回答数	18	4	8	1	5	4.67

付問 25-1. 避難訓練の実施形態 (複数回答)

- ・職員のみでの訓練を実施している児童館が11か所 (61.1%) あった。利用者 (児童等) と実施している児童館が8か所 (44.4%) あった。その他には、消防署との実施の他、宿直職員や常駐業者との実施等、様々な形態の訓練を行っている。

表 4-2-46. 避難訓練の実施形態

	件数	職員のみ	利用者（児童等）と実施	その他
回答数	18	11	8	5

問 26. 苦情処理の対応（複数回答）

- ・苦情処理の対応として、館長等解決責任者を決めて対応しているところが最も多く 14 か所（77.8%）であった。第三者委員を設けて対応しているというところは 2 か所（11.1%）に留まった。
- ・「その他」を回答した児童館は 1 館（5.6%）で、苦情対応マニュアルに沿って対応をしている。

表 4-2-47. 苦情処理の対応（複数回答）

	件数	受付担当者を決めて対応	受付担当者を決めずに対応	館長等解決責任者を決めて対応	第三者委員を設けて対応	その他
回答数	18	5	6	14	2	1

問 27. 全県域を対象とする関係団体等の連絡調整業務（事務局機能等）（複数回答）

- ・児童館連絡協議会として連絡調整業務を行っている児童館が 16 か所（88.9%）で最も多く、次に地域活動連絡協議会の連絡調整業務が 4 か所（22.2%）であった。
- ・「その他」として、令和 4 年度より地域活動連絡協議会（母親クラブ）の連絡調整業務を開始する児童館が 1 か所（5.6%）あった。
- ・前回調査と比較して、児童館連絡協議会業務の割合は上がったが、地域活動連絡協議会（母親クラブ）の業務は下がり、子ども会連絡協議会の業務は無くなった。

表 4-2-48. 全県域を対象とする関係団体等の連絡調整業務（事務局機能等）

	件数	児童館連絡協議会	地域活動（母親クラブ）連絡協議会	子ども会連絡協議会	その他
回答数	18	12	4	0	1
割合(%)	100.0	66.7	22.2	0	5.6
【前回調査】					
回答数	19	15	6	2	3

割合 (%)	100.0	78.9	31.6	10.5	15.8
--------	-------	------	------	------	------

問 28. ボランティアの参加（令和 2 年度実績）

- ・令和 2 年度にボランティアが参加していた大型児童館は 15 か所（88.3%）だった。
- ・前回調査はすべての大型児童館でボランティアが参加していた。

表 4-2-49. ボランティアの参加（令和 2 年度実績）

	件数	あり	なし
回答数	18	15	3
割合 (%)	100.0	88.3	16.7

【前回調査】

回答数	20	20	0
割合 (%)	100.0	100.0	-

付問 28-1. ボランティアの属性（複数回答）

- ・参加ボランティアの属性は「地域住民」が最も多く 13 か所（86.7%）であり、次に「学生」の 12 か所（80.0%）であった。
- ・「保護者」「医療・教育・福祉分野等の専門職者」をボランティアとして受け入れているところが 4 か所（26.7%）ずつであった。
- ・「児童」がボランティアとして参画しているところが 3 か所（20.0%）あったが、前回調査と比較して減少している。

表 4-2-50. ボランティアの属性（複数回答）

	件数	地域住民	保護者	医療・教育・福祉分野等の専門職者	学生	利用者	児童	その他
回答数	15	13	4	4	12	5	3	1
割合 (%)	100.0	86.7	26.7	26.7	80.0	33.3	20.0	6.7

【前回調査】

回答数	20	16	5	5	18	2	7	5
割合 (%)	100.0	80.0	25.0	25.0	90.0	10.0	35.0	25.0

問 29. 実習生の受け入れ（大学、短大、専門学校）

- ・実習生は、13 か所（72.2%）で受け入れている。実習生の受け入れ状況がないところは、5 か所（27.8%）であった。
- ・実習生の受け入れ状況は前回調査より減少した。

表 4-2-51. 実習生の受け入れ（大学、短大、専門学校）

	件数	あり	なし
回答数	18	13	5
割合 (%)	100.0	72.2	27.8
【前回調査】			
回答数	20	15	5
割合 (%)	100.0	75.0	25.0

付問 29-1. 実習生の受け入れマニュアルの有無

- ・実習生の受け入れマニュアルのあるところは、5 か所（38.5%）であり、ないところは、8 か所（61.5%）であった。
- ・前回調査と比較して実習生受け入れマニュアルがない児童館が増えた。

表 4-2-52. 実習生の受け入れマニュアルの有無

	件数	あり	なし
回答数	13	5	8
割合 (%)	100.0	38.5	61.5
【前回調査】			
回答数	15	8	7
割合 (%)	100.0	53.3	46.7

付問 29-2. 実習生の受け入れプログラムの有無

- ・実習生の受け入れプログラムの「あり」は6 か所（46.2%）、「なし」は7 か所（53.8%）であった。

表 4-2-53. 実習生の受け入れプログラムの有無

	件数	あり	なし
回答数	13	6	7
割合 (%)	100.0	46.2	53.8

問 30. 児童館利用者用保険（共済）の加入状況（複数回答）

- ・ 傷害保険等に参加していないところは1か所（5.6%）だった。
- ・ 傷害保険以外の保険に参加しているところは11か所（61.1%）であった。

表 4-2-54. 児童館利用者用保険（共済）の加入状況

	件数	傷害保険（共済）に加入している	その他の保険（共済）に加入している	加入していない
回答数	18	12	11	1

問 31. ICT環境の整備の有無

- ・ ICT環境が整備されていないところは1か所のみ（5.6%）であった。

表 4-2-55. ICT環境の整備の有無

	件数	あり	なし
回答数	18	17	1
割合(%)	100.0	94.4	5.6

付問 31-1. ICT環境の整備の状況（複数回答）

- ・ インターネット接続環境と電子端末の両方を整備しているところは13か所（76.5%）であった。全地域の連絡調整業務を担う大型館としての整備であることがうかがえる。
- ・ 「その他」としては、利用者が使用できる環境の整備がされていない、部分的であった状況であった。

表 4-2-56. ICT環境の整備の状況

	件数	インターネット接続環境 （WiFi含む）	オンライン会合に参加可能な電子端末 （ウェブカメラ付き（内臓・外付け含む） パソコン、タブレット等）	その他
回答数	17	16	14	2

問 32. 児童館長・児童厚生員等職員の配置

①児童館長

- ・大型児童館すべてで館長の配置があった。館長としての労働形態は「常勤専従」16か所（88.9%）あった。「常勤兼務」と「非常勤」は1か所ずつ（5.6%）であった。

表 4-2-57. 児童館長の配置

	件数	常勤専従	常勤兼務	非常勤
回答数	18	16	1	1
割合(%)	100.0	88.9	5.6	5.6

【前回調査】

回答数	20	16	4	0
割合(%)	100.0	80.0	20.0	-

②児童厚生員

- ・児童厚生員の総数は212人であり、1か所あたりの平均は11.7人であった。

表 4-2-58. 児童厚生員等職員の配置

	常勤専従	常勤兼務	非常勤	合計	平均(人)	件数(館)
回答数	157	13	42	212	11.7	18

③上記以外の職員

- ・館長、児童厚生員以外の職員の配置があるところは16か所であった。
総数は246人であり、1か所あたりの平均は15.3人であった。
- ・大型児童館においては児童厚生員以外の職員が総数では多くなっている。

表 4-2-59. 児童館長・児童厚生員以外の職員人数

	常勤専従	常勤兼務	非常勤	合計	平均	件数(か所)
回答数	116	7	123	246	15.3	18

④⑤職員総数(実人数)

- ・全18か所の常勤の総数は330人であり、1か所あたりの平均は18.3人であった。

- ・内訳は常勤の専従の平均は 17.2 人、常勤の兼務の平均は 1.7 人、非常勤は平均 9.2 人であった。
- ・最も多い人数のところは 45 人で、最も少ないところは 7 人であった。

表 4-2-60. 職員総数（実人数）

	常勤専従	常勤兼務	非常勤	合計	件数（か所）
男性	117	10	82	188	18
女性	192	11	84	228	
合計	309	21	166	416	

⑥児童厚生員の通常時の人員体制

- ・通常時の児童厚生員の配置は平均 5.8 人であった。
- ・最も多いところでは、22 人であり、最も少ないところでは 2 人であった。

表 4-2-61. 児童厚生員の通常時の人員体制

	常勤専従	常勤兼務	非常勤	合計	平均	件数（か所）
回答数	87	8	10	105	5.8	18

問 33. 児童厚生員の児童館の勤務年数

- ・常勤専従の勤務年数の平均は 7.8 年、常勤兼務の平均は 13.6 年であった。非常勤職員の平均は 4.8 年。全体で平均すると勤務年数の平均は 8 年であった。
- ・勤務年数 3 年未満の児童厚生員の配置が最も多いところは 17 人であり、0 人のところは 3 か所であった。
- ・20 年以上の勤務経験のある児童厚生員の配置が最も多いところは 5 人、次いで 3 人、2 人が各 1 か所あった。1 人いるところは 4 か所であった。

表 4-2-62. 児童厚生員の児童館勤務年数ごとの人数（常勤専従・兼務・非常勤比較）

	3 年未満	3 年～5 年未満	5 年～10 年未満	10 年～20 年未満	20 年以上	平均勤務年数	件数（か所）
常勤専従	59	34	42	35	12	7.8	18
常勤兼務	7	0	2	1	2	13.6	
非常勤	13	4	4	2	1	4.8	
合計	79	38	48	38	15	8	

問 34. 児童館長・児童厚生員の保有資格

- ・館長の保有資格で多いものは高等学校教諭であった。
- ・全体の主な保有資格の総数は、保育士 38 人、幼稚園教諭 42 人、小学校教諭 30 人、中学校教諭 48 人、高等学校教諭 47 人、社会福祉士 4 人であった。
- ・その他の資格としては、司書、精神保健福祉士、養護教諭、調理師、栄養士であった。
- ・関係任意資格の内訳人数については、常勤・非常勤合わせて児童厚生 2 級指導員 65 人、児童厚生員 1 級指導員 38 人、児童厚生 1 級特別指導員 2 人、児童健全育成指導士 2 人であった。
- ・大型児童館に従事する職員総数 416 人（問 32⑤合計より）中、いずれの資格も保有しない職員は 35 人（8.4%）であった。

表 4-2-63. 児童館長・児童厚生員の保有資格

保有資格	児童館長	児童厚生員		合計	件数 (か所)
		常勤	非常勤		
保育士	2	32	4	38	18
幼稚園教諭	1	39	2	42	
小学校教諭	0	22	8	30	
中学校教諭	3	35	10	48	
高等学校教諭	5	32	10	47	
社会福祉士	2	2	0	4	
その他の国家資格	0	7	0	7	
放課後児童支援員（認定資格修了者）	2	2	2	6	
児童健全育成指導士	1	1	0	2	
児童厚生 1 級特別指導員	0	2	0	2	
児童厚生 1 級指導員	0	37	1	38	
児童厚生 2 級指導員	1	57	7	65	
上記のいずれの資格も保有しない職員	7	26	2	35	

問 35. 児童館職員に対する健康診断

- ・児童館職員に対して、すべての大型児童館が健康診断を実施している。

表 4-2-64. 児童館職員に対する健康診断

	件数	実施している	実施していない
回答数	18	18	0
割合 (%)	100.0	100.0	-

問 35-1. 健康診断を行う職員（複数回答）

- ・健康診断を受けている職員は「常勤児童厚生員」が 17 か所（94.4%）で最も多い。

表 4-2-65. 健康診断を行う職員

	件数	常勤児童厚生員	非常勤児童厚生員	常勤児童館長	非常勤児童館長	その他の職員
回答数	18	17	6	16	2	15

問 36. 職員に対するメンタルヘルス対策の実施状況

・「その他」は全職員を対象にしており、常勤・非常勤問わず実施しているところと合わせると 9 か所（50.0%）が実施している。また実施していないところは 7 か所（38.9%）であった。

表 4-2-66. 職員に対するメンタルヘルス対策の実施状況

	件数	常勤職員のみ	常勤・非常勤問わずすべての職員	実施していない	未記入	その他
回答数	18	1	8	7	1	1
割合 (%)	100.0	5.6	44.4	38.9	5.6	5.6

問 37. 児童館ガイドラインに示された大型児童館の活動・取組の実施（複数回答）

- ・大型児童館として最も多い活動は、「県内児童館の情報把握、相互利用、相互連絡、連携」

と「広報誌の発行等による児童館活動の啓発」及び「全国的な研修等への参加、都道府県域を超えた大型児童館相互の情報交換」が15か所（83.3%）であった。大型児童館は複数館設置されている県があり、この3つの活動は県内いずれかの1か所は行っているため、大型児童館が設置されているすべての県で実施されているとすることができる。

- ・「県内児童館のない地域等での遊びの提供、子育てや健全育成に関する啓発」を実施しているところは12か所（66.7%）あり、過半数の大型児童館でアウトリーチ活動に取り組んでいる。
- ・最も少ない活動は、3か所（16.7%）で歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料等の公開であった。

表 4-2-67. 児童館ガイドラインに示された大型児童館の活動・取組状況

	件数	県内児童館の情報把握、相互利用、相互連絡、連携	県内児童館の運営等の指導、児童厚生員及びボランティア育成	広報誌の発行等による児童館活動の啓発	全国的な研修等への参加、都道府県域を超えた大型児童館相互の情報交換	県内児童館等で活用できる各種遊びのプログラムの開発・普及	県内児童館のない地域等での遊びの提供、子育てや健全育成に関する啓発	歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料等の公開	優良な児童福祉文化財の保有・活用	子ども向けの演劇やコンサート等実施
回答数	18	15	13	15	15	14	12	3	7	14
割合(%)	100.0	83.3	72.2	83.3	83.3	77.8	66.7	16.7	38.9	77.8

問 38. 令和2年度に実施した主な活動内容（複数回答）

- ・大型児童館の活動では「造形活動」「自然体験活動」「運動あそび・スポーツ」「鑑賞会」「季節行事」が多い。
- ・最も少ない活動は「利用者対象の講習会」であった。
- ・その他の特筆すべき活動として、「防災関連」「宇宙」「オンラインイベント」「企画展開催」の他、感染症対策から「モニターを活用した遊びの紹介・遊びの開発」「工作キットの配布」「地域企業と協働したイベント開催」等があった。
- ・前回調査と比較すると、「環境・エコ活動」「表現活動（劇遊び等）」「特筆すべき活動」は増加している。それ以外の取組は減少していることがわかる。

表 4-2-68. 令和 2 年度に実施した主な活動内容（複数回答）

	件数	運動あそび・スポーツ	伝承あそび	異年齢・多世代等の交流活動	造形活動	音楽活動	表現活動（劇遊び等）	鑑賞会（劇。映画。音楽等）	季節行事
回答数	18	14	10	10	16	11	10	14	14
割合(%)	100.0	77.8	55.6	55.6	88.9	61.1	55.6	77.8	77.8

【前回調査】

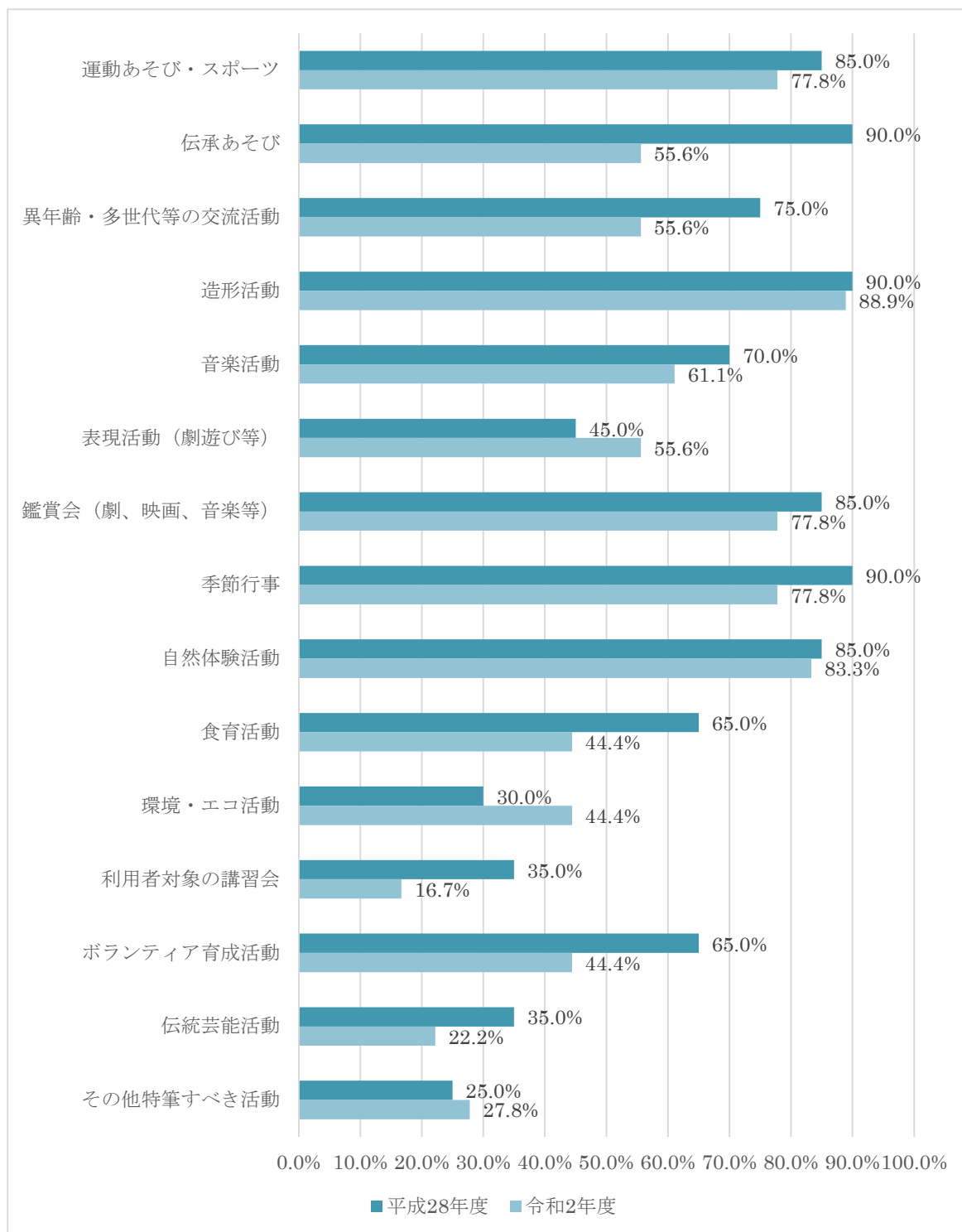
回答数	20	17	18	15	18	14	9	17	18
割合(%)	100.0	85.0	90.0	75.0	90.0	70.0	45.0	85.0	90.0

	自然体験活動 （野外活動・外遊び）	食育活動	環境・エコ活動	利用者対象の講習会	ボランティア育成活動	伝統芸能活動	移動児童館	相談活動	その他特筆すべき活動
回答数	15	8	8	3	8	4	10	10	5
割合(%)	83.3	44.4	44.4	16.7	44.4	22.2	55.6	55.6	27.8

【前回調査】

回答数	17	13	6	7	13	7	0	0	5
割合(%)	85.0	65.0	30.0	35.0	65.0	35.0	-	-	25.0

図 4-2-3. 実施した主な活動内容（前回比較）



「移動児童館」「相談活動」は前回調査の項目に未設定のため記載を省いた。

問 39. 所在する市町村在住者のみを対象とする事業の有無

- ・所在する市区町村在住者のみを対象とする事業を行っているところは2か所（11.1%）、対象者を限定していないところは16か所（88.9%）であった。

表 4-2-69. 所在する市町村在住者のみを対象とする事業

	件数	あり	なし
回答数	18	2	16
割合 (%)	100.0	11.1	88.9

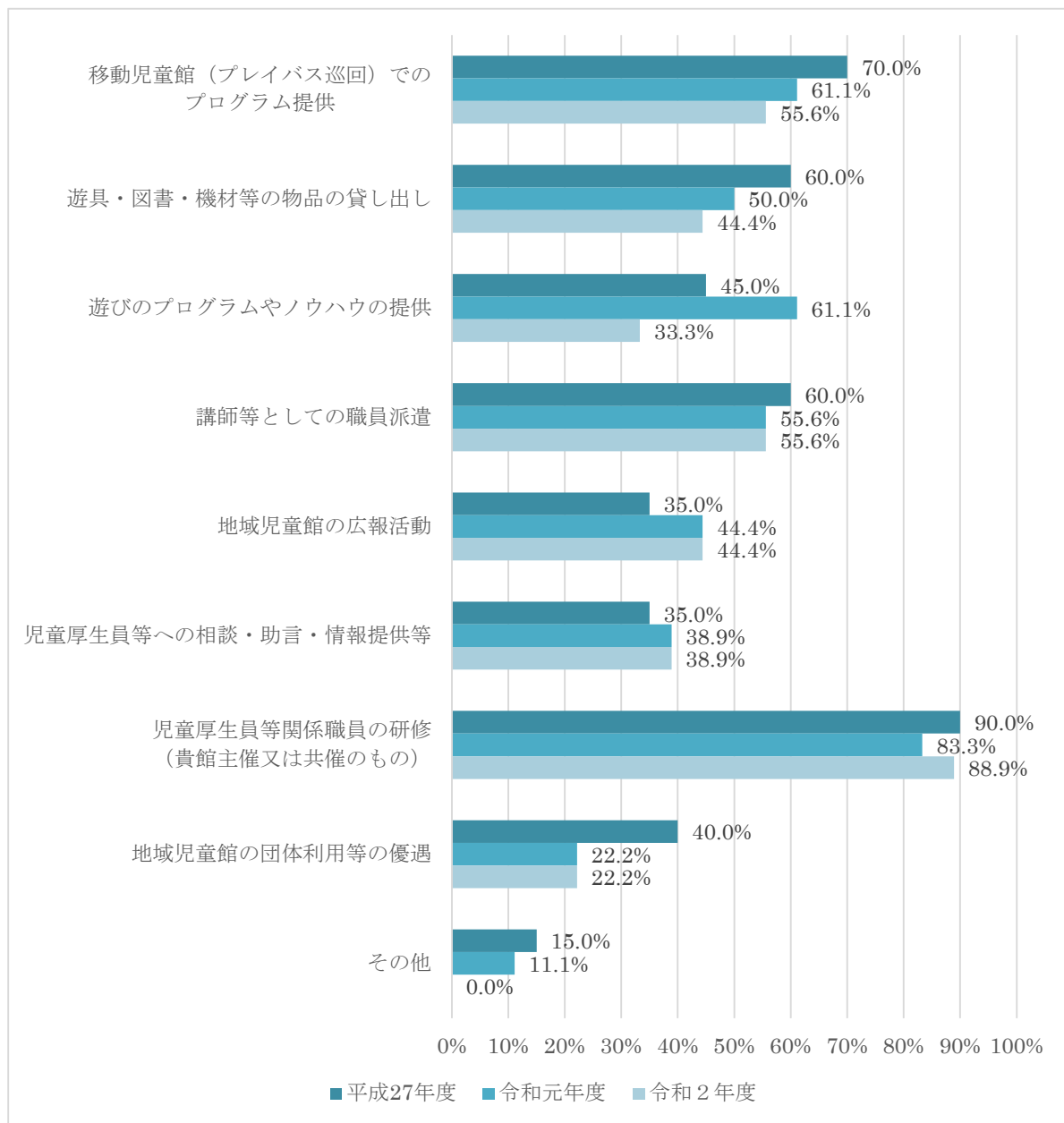
問 40. 県内児童館への支援活動の取組の方法・回数（令和元年度及び2年度実績）（複数回答）

- ・ 県内児童館への支援活動の取組は令和元年度と新型コロナウイルス感染症の影響のある令和2年度では大きく実施回数に差がある。一方で実施か所数には大きな変化はなかった。
- ・ 前回調査と令和2年度と実施回数を比較すると、「移動児童館でのプログラム提供」は5分の1に、「講師としての職員派遣」は3分の1に、「地域児童館の団体利用等の優遇」は7分の1に減少した。一方で「児童厚生員等への相談・助言・情報提供等」は13倍まで回数が伸びた。

表 4-2-70. 県内児童館への支援活動の取組の方法・回数

		件数	移動児童館（プレイバス巡回）でのプログラム提供	遊具・図書・機材等の物品の貸し出し	遊びのプログラムやノウハウの提供	講師等としての職員派遣	地域児童館の広報活動	児童厚生員等への相談・助言・情報提供等	児童厚生員等関係職員の研修（貴館主催又は共催のもの）	地域児童館の団体利用等の優遇	その他
令和2年度	回答数	18	10	8	6	10	8	7	16	4	0
	割合 (%)	100.0	55.6	44.4	33.3	55.6	44.4	38.9	88.9	22.2	-
	実施回数	963	215	140	91	34	43	325	103	12	0
令和元年度	回答数	18	11	9	11	10	8	7	15	4	2
	割合 (%)	100.0	61.1	50.0	61.1	55.6	44.4	38.9	83.3	22.2	11.1
	実施回数	1495	507	251	141	71	47	331	125	22	0
【前回調査】											
平成27年度	回答数	20	14	12	9	12	7	7	18	8	3
	割合 (%)	100.0	70.0	60.0	45.0	60.0	35.0	35.0	90.0	40.0	15.0
	実施回数	1686	1083	149	73	100	50	25	112	94	0

図 4-2-4. 県内児童館への支援活動の取組・回数（前回比較）



問 41. 大型児童館（県児連事務局業務を除く）として重視する取組、今後の課題等（自由記述）

○A型児童館

- ・重視する取組：障害児者や団体に向けたサービスの向上、外出が困難な子どもたちへの支援、県内児童館等で活用できる各種遊びのプログラムの開発普及、コロナ禍でダメージを受けている子どもたちへ遊びを介した積極的な育成支援、オンライン等ニューノーマルを意識した遊びのプログラム開発と実施。

今後の課題：ホームページ機能の充実と電子受付システムの構築、閑散期における施設利用者の獲得、施設設備の老朽化対応、将来を見据えた人材育成と人材確保、IT環境の整備やITを活用した事業の実施とそのための技術の習得、県内児童館の中核機能を有する当館では、地域児童館がコロナ以前のレベルで運営できるよう、積極的にアウトリーチ活動等の支援に取り組んでいる。施設の老朽化への対応として、設置者（県）においてプラネタリウム、館内展示等の改修、リニューアルを行っているが、屋外の大型遊具等については、今後、抜本的な老朽化対応が必要。限られた職員数で、大型児童館の役割を果たすには、次代を担う若年、中堅職員の確保、定着と、将来を見据えた人材育成が最重要課題である。

- ・小型児童館との共同であそびのプログラムの開発・普及
- ・小型児童館をつなぐ、情報共有
- ・日常的なつながり、Zoomが利用できる環境の充実
- ・老朽化等で地域のコミュニティセンター等にとって代わられる「児童館」の存在と存在意義のアピールをいかに行っていくのか。これまでの方法（「児童館フェア」のような人を集める方法）がコロナ禍で実施不可能となっている今、新しい取組を模索している。また、小型児童館の環境で実施できる先駆的な遊びのプログラムのシステムの開発と提供する方法については継続した課題と認識している。
- ・今後もwithコロナにおいて、感染防止対策を継続して実施しながら、柔軟に対応できる児童の健全育成と子育て支援の活動充実を続けていきたい。また、県内児童館の中核施設として県内児童館とのネットワークの継続と強化、それに伴う地域や現場での課題などの情報収集と国の施策や社会状況に対応する事業展開を図ることが重要と考えている。
- ・令和2年度より県より請負事業として専門研修を実施し始めた。県内の児童厚生員の情報交換などは円滑に行われていると思うが、表面的なものだけでなく深層の部分の交流をしていきたい。児童館としての役割や存在価値を高めるため、児童厚生員の学びの場を増やしソーシャルワーカーとして資質向上を目指したい。

- ・南海トラフ地震に備え、子どもたちさらには家族・地域の人たちを守る児童館として、防災研修を定期的に行い、児童館職員の意識を高めていきたい。
- ・児童の参画～子どもの意見をどう運営に活かしていくか（意見の取得方法も含めて）。
- ・中学生、高校生とのかかわりの持ち方（学校との関係性も含めて）。
- ・県内児童館とのネットワーク作り。
- ・遊びのプログラム開発に係るノウハウの蓄積と県内への普及への取組。

○B型児童館

- ・人員や予算が限られた中、また、人件費等の収益を上げなければいけない中で、どれを優先していくかを考えながら運営している。職員の知識や技術も大切だが、固定の遊具等、ハード面を充実させ、その上、事故やケガのない安全な施設を実現していくことが、社会の評価につながっていくと考える。決して、児童の育成に関わる事業やイベントをしていないわけではない。県立、大型だからではなく、日々の取組の中で、施設が信頼されてこそ、様々な事業につながっていくと考える。
- ・令和4年度より、県の地域活動（母親クラブ）の事務局を大型館でうけることにより、県児連と連携した組織作り（加入減少の傾向）、ネットワーク構築が課題。
- ・人材育成と確保が課題。

3. 分析・考察

ここでは、大型児童館を対象とした調査の結果から、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた大型児童館の今日的機能と課題についての分析及び考察を行う。

(1) 新型コロナウイルス感染症による大型児童館への影響

新型コロナウイルス感染症の影響で、大型児童館は休館するなど例年よりも開館日数が大幅に減少した。問9から開館日数をみると、前回調査の平成27年度の開館日数は平均322.1日だったのに対して、令和2年度では平均262.5日であった。およそ60日間もの休館を余儀なくされたのである。

こうした新型コロナウイルス感染症の影響による休館もあり、利用人数についても大幅な減少を示している。問11の結果にあるように、前回調査のすべての回答館の利用実数が約527.1万人であったのに対して、令和元年度では約445.8万人、令和2年度で約193.9万人にとどまった。前回調査の1館当たりの平均延べ利用人数を100とした場合、令和元年度で89.3、令和2年度で38.8と激減していることがわかる。

新型コロナウイルス感染症の影響により大型児童館の活動が大幅に制限された中でも、新型コロナウイルス感染症対策に特化したマニュアルを含む何らかの感染症対策に関するマニュアルを策定するなどして、感染症対策を万全に行いながら子どもの健全育成と子育て支援の活動を継続する前向きな姿がみられた。問41の大型児童館として重視する取組や今後の課題に対する回答の一部を挙げてみると、

- ・ コロナ禍でダメージを受けている子どもたちへ遊びを介した積極的な育成支援
- ・ オンライン等ニューノーマルを意識した遊びのプログラム開発と実施
- ・ Zoomが利用できる環境の充実
- ・ これまでの方法（「児童館フェア」のような人を集める方法）がコロナ禍で実施不可能となっている今、新しい取組を模索している

このように、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた大型児童館における実践や課題への意識の高さがうかがえる意見が多く寄せられた。

新型コロナウイルス感染症は、大型児童館にとってさまざまな困難をもたらしただけでなく、臨機応変に柔軟なかたちで実践を重ねるとともに、さらには新たな実践技術や方法への開発をもたらしつつある。そうした意味で、新型コロナウイルス感染症という未曾有の状況は、大型児童館の機能を見つめ直し、新たな機能を浮かび上がらせる機会として捉え、活かすこともできるように思われる。

(2) 大型児童館の機能的特性

大型児童館の今日的機能を探ることが本論の目的であるが、ここでは大型児童館の従来の機能について、小型児童館及び児童センター（以下、「地域児童館」）と民間類似施設の持つそれぞれの特性と比較検討することで整理していくこととしよう。

① 地域児童館と大型児童館

地域児童館は全国に4千以上設置され、児童館全体の9割以上を占めるのに対して、大型児童館は全国に18か所と非常に数が少ない。設置数での比較は意味がない。また、地域児童館と大型児童館の施設・設備面での違いは明らかであるが、それ以外に興味深い点がある。まず、利用者の違いである。法的にはともに18歳未満の児童とされるも、現状はあらゆる面で異なっている。

地域児童館は子ども（特に小学生）のみや乳幼児親子の利用が多いのに対して、大型児童館では子どものみの利用はあまり考えられず、家族連れなど大人が子どもに寄り添っての利用や団体での利用が多い。そのため、大型児童館のプログラムにおいては、子どもだけで参加できるもの、大人と一緒に参加するものなど多様な活動スタイルを提供することが求められるのである。遊びの提供という最も基礎的な機能もその運用は似て非なるものとして捉えることが必要である。問38の活動内容をみると、「造形活動」や「自然体験活動」、「運動あそび・スポーツ」、「鑑賞会」が広く行われているだけでなく、防災関連の活動や「宇宙」をテーマにした活動、オンラインを活用した遊びの紹介や地域企業との協働によるイベントなど多彩なプログラムが提供されていることがわかる。

また、地域児童館は限られた地理的範囲の中での生活圏からの利用、とくに「常連さん」的な利用者が多く、そのため職員-利用者（子どもや親子）の距離が近く、子どもにとって「居場所」となるべく信頼関係に基づいた実践が望まれることが多いという特性を持つ。一方で、大型児童館の利用者は地理的にも広範な圏域からの利用となり、いわば不特定多数（もちろんリピーターも多いが）の利用を見込んだ活動を行うといった特性がある。このことをソーシャルワーク機能という観点から捉え直すと、地域児童館が直接ケア（コミュニティ・ソーシャルワーク）の実践が求められることが多いのに対して、大型児童館は間接ケア（コミュニティ・ワーク）による実践が重視されることになる。

この意味で、地域児童館は利用者の生活課題（子どもであれば発達課題や家族が抱え得る問題）の未然防止や悪化防止（早期発見・早期対応）の機能が期待されているのに対して、大型児童館は未然防止の機能を、まさに児童福祉法の法理念として掲げられている子どもの健全育成を、遊びを通して発揮していくことが期待されている、まさに子どもの健全育成の象徴的な拠点施設であるといえよう。

②民間類似施設と大型児童館

ここでいう民間類似施設とは、民間のテーマパーク（遊園地）やアミューズメントパークとよばれる施設のこととする。

民間類似施設と大型児童館は、子どもやその家族が楽しめる休息・余暇施設として機能することを求められる点では共通している。しかし、それぞれの立ち位置は明らかに異なっている。民間類似施設が営利追求のため入園料などの一定価格の料金徴収を行い、利用者はその対価として娯楽に興じる。その一方で、大型児童館については、問15の集計結果にもあるように、プログラムの参加費用は徴収するものの、多くは入館料を徴収していない。すべての子どもや子育て家庭が最小限の費用負担で利用できる公共施設として位置づけることができよう。それは、大型児童館に対して公的財源による運営補助が一定規模投入されていることからわかるように、公共施設として「公益性」や「非営利性」といった機能的特性を有しているといえよう。

大型児童館の設置・運営主体について、問8をみると、18館中17館が「公設民営」となっており、その他1館についても県が設置主体、町が運営主体となっている。さらに、「公設民営」の「民」についても公益財団法人が10館を占めるなど、非常に「公益性」の高い施設であることがうかがえる。

このように、大型児童館は児童福祉施設として、「公益性」「非営利性」を有しながら、さらには運営の「永続性・安定性（持続可能性）」といった機能的特性を有する子どもの健全育成、子育て家庭の支援に資する地域資源の1つなのである。こうした機能的特性は、子どもの権利条約の第31条に規定されている「休み、遊びの権利」の保障の観点からも非常に重要である。

（3）「児童館ガイドライン」における大型児童館の機能

大型児童館の機能的特性について、ここでは厚生労働省の「児童館ガイドライン」で示されている内容が大型児童館におけるいかなる取組として表れているのかを本調査の集計結果を通して概観してみたい。なかでも「児童館ガイドライン」の1章3(3)に示されている、児童館の「拠点性」「多機能性」「地域性」という特性に着眼しながら、同9章にある大型児童館の機能・役割について言及していく。

「児童館ガイドライン」の第9章では、大型児童館の機能・役割について記されている。その機能として、「基本機能」「県内児童館の連絡調整・支援」「広域的・専門的健全育成活動の展開」の3つを掲げている。

「基本機能」については、大型児童館が地域児童館の有する機能に加えて、子どもの健全育成の象徴的な拠点施設として固有の施設特性を活かした児童福祉施設としての機能を指していると考えられる。本調査の結果から地域児童館が有する機能をどれだけ発揮しているかは推察するのは難しいが、その他の「県内児童館の連絡調整・支援」「広域的・専門

的健全育成活動の展開」の機能とあわせてみていくことにする。

問 27 の全県域を対象とする関係団体等の連絡調整業務については、「児童館連絡協議会」として連絡業務を行っている大型児童館が 12 館あることがわかった。また、問 37 の「児童館ガイドライン」に示された大型児童館の活動・取組については、「県内児童館の情報把握、相互利用、相互連絡、連携」「県内児童館の運営等の指導、児童厚生員及びボランティア育成」「県内児童館等で活用できる各種遊びのプログラムの開発・普及」の 3 つの活動については、大型児童館設置県すべてが実施している。

また、問 40 の県内児童館への支援活動の取組については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数は減少しているものがあるものの、「児童厚生員等関係職員の研修」や「講師等としての職員派遣」「移動児童館でのプログラム提供」といった活動は半数以上の館で実施していることが明らかとなった。

一方で、大型児童館そのものの運営に関して、問 17 の運営委員会（運営協議会等）の設置・開催について訊ねているが、設置している館が 18 館中 12 館であった。運営委員の構成メンバーとしては、「学校教員」「大学教員」「行政担当者」が半数以上占めるものの、「社会福祉協議会職員」や「民生委員・児童委員」や「利用者代表」（子どもを含む）といった身近な地域の住民や専門職の参加はあまり多くない結果となっている。また問 39 の大型児童館が所在する市町村在住者のみを対象とする事業を実施しているのは 2 館であることから、大型児童館にとっての「地域」を「県内」として捉えた事業展開が基本となっているものと思われる。このことは、先述の「移動児童館」の活動や問 37 から「県内児童館のない地域等での遊びの提供、子育てや健全育成に関する啓発」のアウトリーチ活動を盛んに行っているとの調査結果からもうかがえる。

以上のことから、いずれの調査結果をみても、大型児童館における「拠点性」「多機能性」「地域性」を特性とした実践はコロナ禍にあって試行錯誤のなかにおいても着実に蓄積されていっており、「児童館ガイドライン」に示された機能はかなり果たされているものと考えられよう。

（４）これからの大型児童館

これまでの本調査における結果分析から、大型児童館は子どもにとっての拠点（居場所）であるとともに、地域児童館にとっての活動上の拠点として機能していることがうかがえる。換言すれば、地域児童館と大型児童館はともに「つながる」機能と「ささえる」機能を有しているといえよう。とはいえ、その対象は両者で些か異なっている。地域児童館にとっての「つながる」「ささえる」が、子どもや子育て家庭、地域と「つながる」こと、子どもや子育て家庭、地域を「ささえる」ことであるのに対して、大型児童館は県内児童館や児童館が設置されていない県内地域と「つながり」、それらを「ささえる」ことが求められている。これらは、先述した県内児童館連絡協議会の設置・運営、児童厚生員の研修等

による人材育成や地域児童館に向けた遊びなどの開発などを通じた多様な実践として蓄積を続けている。

問 41 の大型児童館として重視する取組、今後の課題等についての自由記述をみると、

- ・ 小型児童館との共同であそびのプログラムの開発・普及
- ・ 県内児童館とのネットワーク作り
- ・ 児童館としての存在価値を高めるため、児童厚生員の学びの場を増やしソーシャルワーカーとして資質向上を目指したい
- ・ 児童の参画～子どもの意見をどう運営に活かしていくか（意見の取得方法も含めて）
- ・ 県立、大型だからではなく、日々の取組の中で、施設が信頼されてこそ、様々な事業につながっていく

このようにさまざまな課題に対する自覚的、意識的な姿勢がうかがえる。これは、「児童館ガイドライン」に示された大型児童館の機能を有することの実現とそれにとどまらない独自の機能を模索する積極的な姿だともいえよう。

とくにコロナ禍における実践の蓄積は、緊急代替的な対応策としてとどめるのではなく、ウィズコロナやアフターコロナにおいても役立て、活かしていくことが今後の大型児童館の発展に重要なファクターとなっていくに違いない。

最後に、現状、大型児童館を設置している都道府県は半分にも満たない。地域共生社会の実現に向けた重要な地域資源の1つとして、大型児童館がここで述べてきた機能的特性を発揮し、全国的な展開をもたらしていくためにも、本調査の結果の公表を含め、既存館の実践をあらゆる手段で発信し続けることが求められているのではないだろうか。

第5章

自治体へのヒアリング調査

第5章 自治体へのヒアリング調査

1. 調査の概要

(1) ヒアリング調査対象

本調査研究事業では、市区町村及び児童館への質問紙調査に並行して、児童館を効果的に施策に位置付けている自治体の取組を検証するためにヒアリング調査を実施した。ヒアリング先となる自治体の選定は、児童館に関する先行研究を踏まえ、インターネット上に公開されている情報等から予備調査を行い、各自治体の子ども・子育て支援事業計画等において児童館の設置計画がある、又はその計画に基づいて近年に児童館を設置した自治体等の選考基準を基に抽出した。

○選考基準	<ul style="list-style-type: none">・施策の中で児童館を有効に位置付けていると思われる自治体・今後児童館の設置計画がある自治体・近年に児童館を設置した自治体
-------	--

さらに研究委員会において候補自治体の区分や人口規模のほか地域バランス等を考慮して協議・検討するとともに、自治体の意向を踏まえ、5か所の自治体に絞り込んで選定した。選定した自治体は、以下の通り（表 5-1-1）である。

表 5-1-1. ヒアリング調査対象自治体（令和3年10月1日時点情報）

	自治体名称 (調査対象)	区分	住民基本台帳 人口	児童館設置数
1	北海道石狩市	一般市	58,140 人	小型児童館 3 児童センター 1
2	東京都世田谷区	特別区	917,932 人	小型児童館 25
3	東京都町田市	一般市	430,618 人	児童センター 10
4	岐阜県笠松町	町	22,017 人	小型児童館 1
5	広島県三原市	一般市	90,625 人	小型児童館 1

(2) ヒアリング調査方法

ヒアリング調査の対象者には、調査研究の趣旨とヒアリング内容について、事前に説明し、同意を得て実施した。対象者は、自治体（児童館主管課）において、児童館の設置・運営状況及び児童館に係る施策を把握する行政担当者の回答を依頼し、主管課において必要と判断される場合には、児童館職員等関係者の同席は差し支えないこととした。対象自治体には、あらかじめ、構造化した質問項目としてヒアリングシートを送付し、各質問項目に関連する児童館の位置付け等が示された各自治体の事業計画等の資料を請求した。

ヒアリングに際しては、調査委員2人以上とともに事務局としてワーキンググループのメンバーが同席し、オンラインを活用した半構造化面接を基本として、ヒアリング調査の妥当性を検証した。ヒアリングの実施日時、自治体対応部署、調査方法、調査担当委員は、以下（表 5-1-2）の通りである。

表 5-1-2. 実施日時、自治体対応部署、調査方法、調査担当委員

ヒアリング実施日時	自治体 (対応部署)	調査方法	調査担当 委員
令和3年11月11日(木) 14:30~16:30	東京都世田谷区 (子ども・若者部児童課)	対面	所委員 依田委員
令和3年11月19日(金) 15:00~16:30	東京都町田市 (子ども生活部児童青少年課)	オンライン	大竹委員 宍網委員
令和3年11月22日(月) 10:00~11:30	北海道石狩市 (保健福祉部子ども政策課)	オンライン	野澤委員 宍網委員
令和3年11月25日(木) 15:00~16:30	広島県三原市 (保健福祉部子育て支援課)	オンライン	國重委員 依田委員
令和3年11月29日(月) 15:00~16:30	岐阜県笠松町 (住民福祉部福祉子ども課)	オンライン	友川委員 宍網委員

(3) ヒアリング調査内容

ヒアリング調査の内容は、研究委員会にて調査項目を検討し、あらかじめ構造化した質問項目として設定したヒアリングシート及び関連資料をもとに、自治体における児童館の位置付け、児童館の設置・運営の状況、児童館に関する行政方針・施策上の位置付け、課題等について聞き取り調査を行った。具体的なヒアリング調査項目は、以下の通りである。なお、ヒアリング結果の報告書への記載内容は、対象となる自治体の確認と同意を得て掲載している。

- ① 自治体内の児童館数及び設置運営の形態内訳
- ② 児童館に関する行政方針・施策上の位置付け
 - ※子ども・子育て支援新制度との関係、児童館ガイドラインの影響など
- ③ 児童館の新設、建て替え、大規模修繕の経緯・予定等
 - ※新設の場合の施策（期待・効果）、老朽化による建て替え・修繕などの場合、廃止の検討がされたか など
- ④ 児童館設置地域のニーズ把握や社会資源との連携・協力のための方法・工夫
- ⑤ 児童館における子ども・家庭・地域の福祉的課題に対応した取組
 - ※児童虐待防止、ひとり親家庭支援、貧困対策、学習支援など
- ⑥ 児童館に関する行政課題および今後の展望

（４）用語解説・定義

本章に使用した用語等は以下の通りである。なお、調査対象事例の独自性を担保するため、施設名や事業名など当該自治体が使用している固有の名称や用語については、その表記を優先する。

用語	解説・定義
子ども	・児童福祉法における「児童」と同義で「満 18 歳に満たない者」をいう ・市区町村によって「満 18 歳まで」としているところもある
児童館	・児童福祉法第 40 条に基づく「児童厚生施設」 ・児童館の種別を明記せず使用している場合は、「児童館の設置運営について」（平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号事務次官通知（別紙））及び児発第 967 号局長通知に示される「小型児童館」「児童センター」（大型児童センター）及び「その他の児童館」を総称する
児童厚生員	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（第 38 条）に規定する「児童の遊びを指導する者」
放課後児童クラブ	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業（放課後児童健全育成事業）
地域子育て支援拠点事業	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に基づき、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業（子育て援助活動支援事業）

2. 調査結果

(1) 北海道 石狩市

ヒアリング調査日	令和3年11月22日（月）
ヒアリング対象者	石狩市保健福祉部子ども政策課 次長・主査
研究委員	野澤 義隆、宍網 良

①自治体・児童館の概況（令和3年10月1日時点）

自治体区分	一般市			
住民基本台帳人口	58,140人（うち18歳未満人口8,677人）			
小学校数	10校	中学校数	7校	
児童館数		小型児童館	児童センター	合計
	公営（直営）	0館	0館	0館
	民営（指定管理）	3館	1館	4館
	合計	3館	1館	4館
	R4.9 小型児童館1館廃止、R4.10 大型児童センター1館新設予定			
児童館所管課	保健福祉部 子ども政策課			

石狩市は厚田村、浜益村との合併により縦長に広い地形となっている。旧石狩市内の札幌市と隣接する人口が集中するエリアを中心に、おおぞら児童館、花川北児童館、花川南児童館、こども未来館あいぼーと（大型児童センター）の4つの児童館がある。そのうち、老朽化したおおぞら児童館を令和4年9月に閉館し、人口が増加する地区「樽川エリア」の「石狩ふれあいの杜公園」内に新たな児童館（大型児童センター）となる「ふれあいの杜子ども館」が開館される予定となっている。4児童館の運営は、現在、すべて指定管理者制度によりNPO法人に委託されており、新たな児童館についても指定管理者を公募する予定としている。

②児童館に関する行政方針・施策上の位置付け

本市では、子ども・子育て支援新制度を踏まえ、令和2年度から5年間で計画として「石狩市子どもビジョン」（子ども・子育て支援事業計画第二期）¹が策定されている。基本理

¹ 「石狩市子どもビジョン（令和2年度～令和6年度）」

https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/uploaded/life/53069_101857_misc.pdf

念の前文には、平成 30 年に改正された「児童館ガイドライン」において子どもの権利の具現化を図る拠点として児童館がその役割を担うことが明記されたことについて触れられている。

「子どもの居場所づくり」の項目においては、放課後児童クラブ（以下、「児童クラブ」という。）機能を有する大型児童センターを整備する計画が示されている。計画では、若い世代の定住が進む地区において将来的に当該小学校区の子どもの居場所の整備が課題となることから、同校区の児童クラブの質の確保と既存児童館の老朽化などに対応するため、平成 30 年度から市民を含めた検討作業を始め、新たな児童館の整備計画が進められた。小学校の空き教室の確保が困難であるため、児童館を拠点とした放課後の居場所対策を進め、午前中は乳幼児とその保護者の居場所となる地域子育て支援拠点事業を実施することとしている。

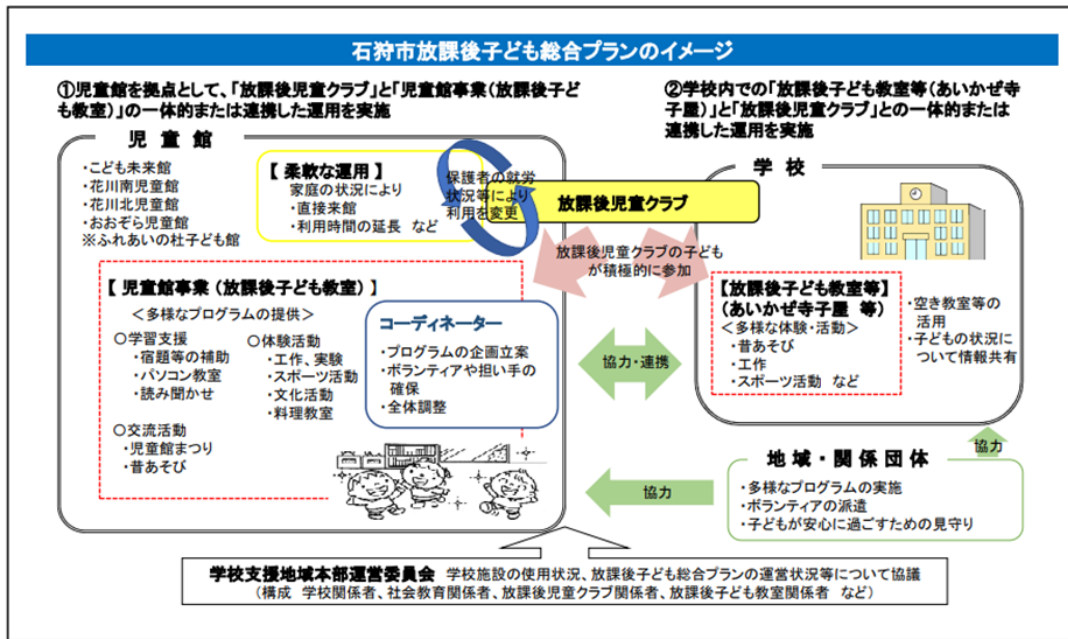
児童館があるエリアでは、児童館において放課後の子どもの居場所機能を提供する方針である。また、子どもビジョンの基本施策の中に「児童館機能の充実」「児童館を中心とした子どもによる企画・運営参加」「児童館の整備」「児童館での体験活動の充実」が示され、児童館ガイドラインをふまえて運営等を実施している。

本市では、若い新婚家庭や子どもが生まれた家庭が増え、共働き世帯が多く就学児童世帯の母親の約 8 割が就労し、父親の 6 割以上は市外で勤務する実態があり、4 つのすべての児童館でも児童クラブが実施されている。

さらに、中高生が集まれる場所がないことが本市の課題のひとつである。現在、活動しているこども未来館では、中高生の居場所として平日 20 時まで開館しており、開館時間や備品などについても中高生の意見を取り入れている。こども未来館の近くには高校があり、バスの乗り換えの際や学校祭の練習のために利用する高校生もいる。コロナ禍により利用人数は減っているものの、他の児童館と比較すると中高生の利用が多いことが大型児童センターの特徴となっている。

児童館が近くにない地域の子どもには、学校で放課後子ども教室（以下、「子ども教室」という。）を実施している。週 1～2 回程度実施する学区もあるが、放課後はスポーツ少年団や習い事をしている子どもたちが多いことから、子ども教室の利用は減少しており、実施しなくなった地区もある。

図 5-2-1-1. 石狩市放課後子ども総合プランのイメージ



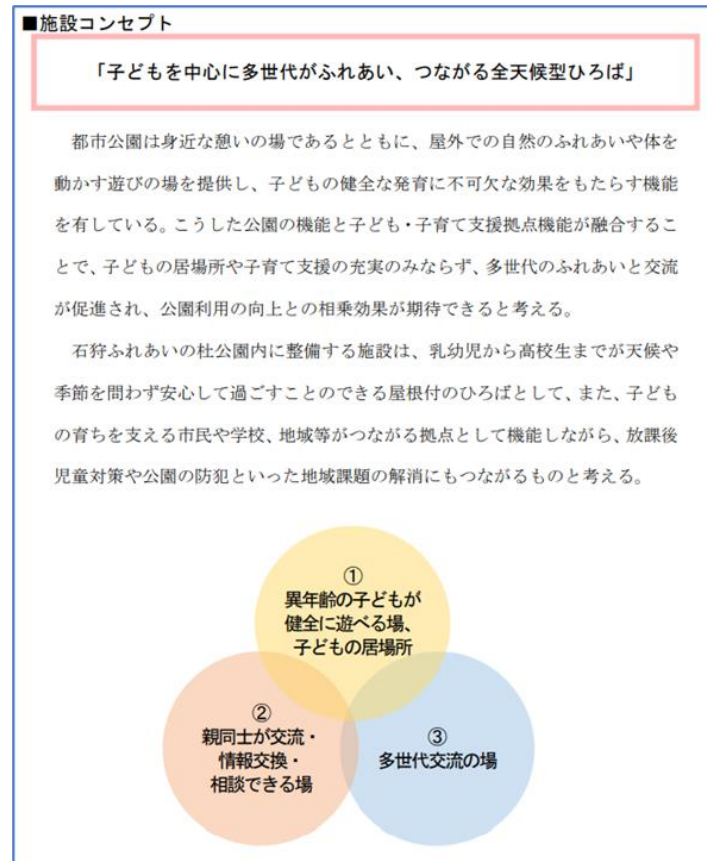
「石狩市子どもビジョン（令和2年度～令和6年度）」86頁より転載

③児童館の新設、建て替えの経緯・予定等

児童館が新設される地域では、子どもが集まることができる公的な施設がなく、中高生・小学生の居場所を確保する必要があった。当該地域には児童館内児童クラブを含め、3か所の児童クラブがあるが待機児童が課題となっているため、新児童館の児童クラブにおいても多くの留守家庭等の子どもを受け入れることが期待されている。隣接する札幌市で働く家庭が増え、子どもの数が増加し、児童クラブのニーズとともに、地域における中高生の居場所や地域の子育て支援の拠点が求められた。また、昭和54年4月に開館したおおぞら児童館は、中高生が利用する施設としては面積が狭く、施設の老朽化も進んでいることから、石狩ふれあいの杜公園内に新たな児童館として「ふれあいの杜子ども館」を建設する計画が進められることとなった。児童館の整備計画は、市内中学校・高校の代表者からの質問や意見に議会形式で答弁する「こども議会」の中で、「他の地域にある小学生や中高生の居場所を樽川エリアにも整備してほしい」という中学生の意見がきっかけとなっている。本市の行政課題を総合的に判断し大型児童センターの機能をもつ児童館の整備計画に至ったものである。子どもにとっても地域にとっても安全安心でより良い児童館にするため、施設のコンセプトや機能等について考える市民ワークショップ「(仮称)ふれあいの杜子ども館コンセプト検討会」が計4回開催されている。その結果、施設コンセプトとして「子どもを中心とした多世代がふれあい、つながる全天候型ひろば」となった。(図5-2-1-2.) また、中高生の居場所として定着させるため、中学生へのアンケート調査を実施し、スポーツができる体育館として遊戯室を広くするなど計画に反映することとしている。

新児童館においても、本市の課題となっている中高生の居場所として平日 20 時まで開館予定とし、中高生の意見を取り入れた運営行うこととしている。新児童館は、令和 4 年 7 月末完成予定、令和 4 年 10 月 1 日オープンを目指している。

図 5-2-1-2. ふれあいの杜子ども館 施設コンセプト



「(仮称) ふれあいの杜子ども館基本計画書」10 頁より転載

④児童館設置地域のニーズ把握や社会資源との連携・協力のための方法・工夫

各児童館では、毎年、子どもや保護者を含む利用者等が自由に回答・投書するアンケート調査を行い、保護者との意見交換会も含め、子どもや保護者のニーズを把握し事業を行っている。また、指定管理者の提案による児童館を利用する子どもを中心とした「こども会議」を開催するなど子どもの自主性を育む取組を行っている。こども会議は、小学 3 年生から高校生で構成され、児童館まつりなど行事の企画や、児童館の日常の利用ルールなどについて検討している。また、行政に市民の意見を活かすことを目的に「市民の声を活かす条例」(通称)が制定されており、施策の企画立案段階から市民の意見を聴き、施設的设计等に反映している。児童館の建設に際しても、①市民会議の設置・開催、②パブリックコメントの実施、③児童等へのアンケートを実施し、その意見を反映したものとなっている。

⑤児童館における子ども・家庭・地域の福祉的課題に対応した取組

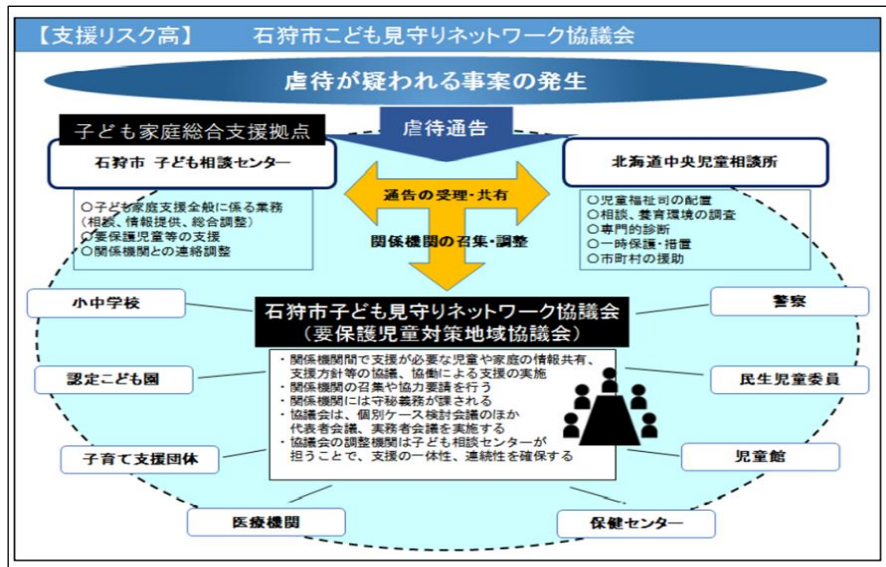
子どもの貧困対策の取組の一環として、こども未来館を会場に指定管理者が、主にひとり親家庭や就学援助を受給している家庭の子どもを対象とした、学習支援及び食事支援(子ども食堂)を行う「マナビーバ」を実施している。令和3年度については、コロナの影響もあり学習支援のみ実施している。子ども食堂や学習支援については、(ボランティアが必要となることから、)すべての児童館で実施しているわけではない。

また、不登校の子どもや適応指導教室に行くことが難しい子どもが児童館に来ることがあり、家に引きこもらないように外出機会として児童館でも受け入れることもある。当該児童が児童館等とつながっていることが重要であると考え、少しでも活動的になれるよう適応指導教室や学校と連携して対応している。

児童虐待への対応については、児童館や学校、保育園などのスタッフで構成する要保護児童対策地域協議会(以下、「要対協」という。)の中で情報共有や対応方針を検討している。要対協は、基本的に市が事務局として主導的し、方向性や考え方を示し、学校などの関係機関に確認する体制になっている。児童館や児童クラブのスタッフが、虐待が疑われる状況を発見した場合、市の児童館担当へ連絡し、児童館担当から要対協事務局へ連絡する。具体的な対応は、指定管理者が検討・実施する仕組みとしている。児童館においても年に数回程度、服装やあざ、子どもとの会話の中から食事が十分与えられないことや叩かれたことなどの情報提供がある。

児童館では、子育て中の保護者が集まることができる居場所になるとともに、子育て支援の拠点として相談の対応も行っている。また、相談専用の電話回線を設置し開館中の相談に対応している。児童クラブを含む利用者の個人情報の取扱いについては、市の取扱いと同様としており、本市から指定管理者へ守秘義務等の規程を提示し適切に管理する体制としている。

図 5-2-1-3. 石狩市こども見守りネットワーク協議会



「石狩市子どもビジョン（令和2年度～令和6年度）」33頁より転載

⑥児童館に関する行政課題および今後の展望

本市では、子どもの地域活動への参加や多世代交流の機会が減少しており、子どもが主体的にかかわることができる活動の場や機会を充実させることに課題意識をもつ。また、共働き家庭など放課後等に家庭で過ごすことができない子どもが増えていることから、子どもが成長段階に応じて大人たちが見守る中で安心して過ごすことができる居場所を提供するとともに、子どもたちにも広く認知され利用されるよう周知する取組等を進めることとしている。大型児童センターの子ども未来館では、小学生の頃から利用する中学生が小学生に遊びを教えたり世話をしたりする流れができてきたという。異年齢交流の機会を増やすため、子どもたちが話し合っ工夫して遊ぶ場として児童館が機能していくことを展望している。児童館が小学校区に1館設置するには財政事情等から困難な状況があるため、児童館から離れた地域の子どもたちの対応としては、小学校の空き教室や児童クラブのスペースを活用した子ども教室を実施している。近年では児童クラブの登録児童数が増え、その活動スペースが確保できず児童クラブに移行している現状があることから、児童館での様々な活動・事業も市の放課後子ども総合プランに位置付け、地域のボランティア等の協力を得ながら子どもたちに多様な体験・経験の場を提供している。

児童館は、0歳から18歳未満の子どもが誰でも利用できる居場所であるとともに、児童クラブの機能を有し、保護者も仲間づくりができ、相談もできる地域の子育て支援拠点の機能を発揮することが期待されている。また今後は、地域の公共施設として、午前中の時間帯等に地域の町内会活動や公民館のような機能にも期待しており、児童館ガイドラインに記載される児童館の特性が生かされるよう運営内容を検討していくこととしている。

⑦研究委員所感

本市へのヒアリング調査の結果、児童館づくりにおいて参考となる様々な工夫点が見られたが、その中で2つの特徴を取り上げる。1つ目は、住民参加型の児童館づくりを行っている点である。本市は、児童館づくりを行う上で、市民や児童館を利用する児童等の意見を大切にしていた。このような住民主体による児童館づくりは、現代において求められている地域づくりの方向性を示していると言える。

2つ目は、児童館ガイドラインをふまえて、児童館運営等を行っている点である。「児童館ガイドライン」に係る通知は、地方自治法に規定する普通地方公共団体への技術的な助言に当たるものである。そのため、すべての児童館が児童館ガイドラインを遵守しているとは限らない。しかし、本市は児童館ガイドラインをふまえて児童館運営を行っていることから、しっかりと児童館運営に取り組んでいる自治体は、児童館ガイドラインをふまえていることが確認された。

(2) 東京都 世田谷区

ヒアリング調査日	令和3年11月11日(木)
ヒアリング対象者	世田谷区子ども・若者部児童課児童育成担当係長
研究委員	所 貞之、依田 秀任

①自治体・児童館の概況(令和3年10月1日時点)

自治体区分	特別区			
住民基本台帳人口	917,932人(うち18歳未満人口128,407人)			
小学校数	61校	中学校数	30校	
児童館数		小型児童館	児童センター	合計
	公営(直営)	25館	0館	25館
	民営(指定管理)	0館	0館	0館
	合計	25館	0館	25館
児童館所管課	子ども・若者部 児童課			

世田谷区は、行政区を世田谷地域、北沢地域、玉川地域、砧地域、烏山地域の5つの地域で分けており、児童館25館の他、小学生に限った子どもの居場所事業を地区会館の一部で実施している。また、5地域の中の各1児童館は「子育て支援館」と「中高生支援館」として位置付けている。子どもや子育て家庭の身近な相談・見守りの場として中核的な役割を果たすため、本区では引き続き公設公営の児童館として運営していくこととしている。

②児童館に関する行政方針・施策上の位置付け

本区では、「世田谷区子ども条例」¹の推進計画として、平成27年度から令和6年度までの10年間の計画期間とする「世田谷区子ども計画(第2期)」²を策定している。この計画に内包する「子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度に終え、上記事業計画を内包し、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「子ども計画(第2期)後期計画」³を策定した。また、区の上位計画である基本構想・基本計画・新実施計画(後期)との連携・整合

¹ 「世田谷区子ども条例」

https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/010/d00145128_d/fil/ri-hu.pdf

² 「(第2期)世田谷区子ども計画 平成27～36年度」

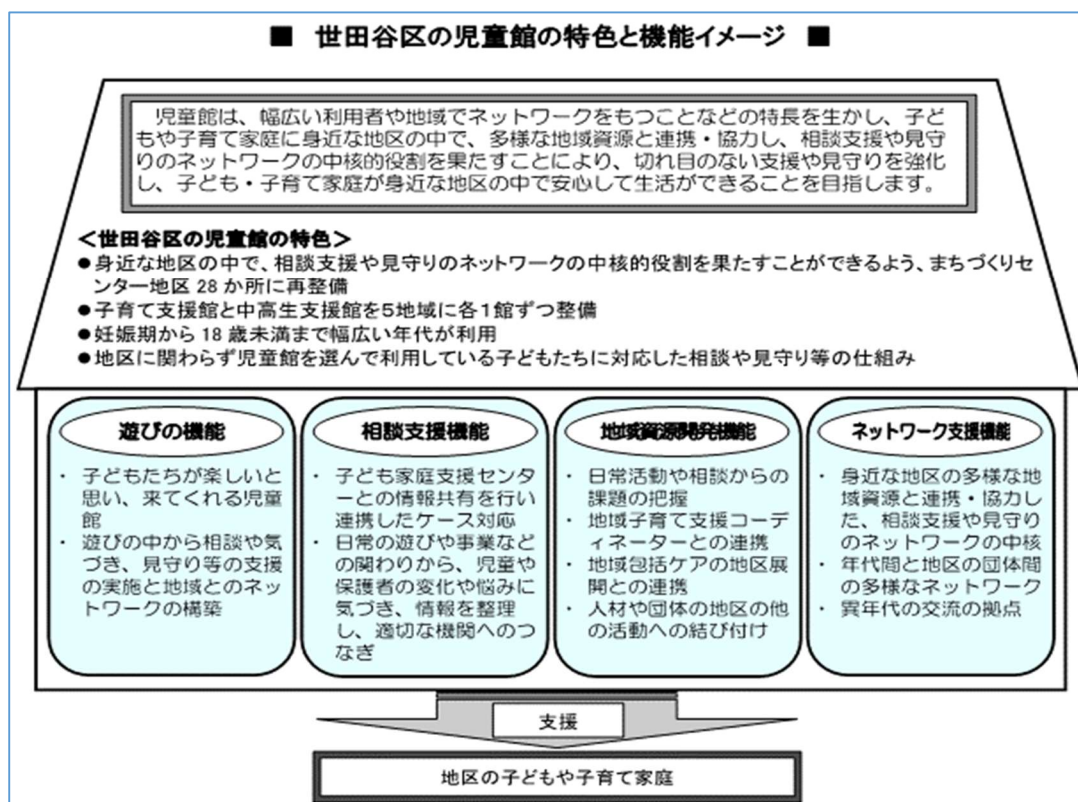
https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/010/d00138606_d/fil/honnpenn.pdf

³ 「世田谷区子ども計画(第2期)後期計画(令和2年度～令和6年度)」

https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/010/d00180244_d/fil/keikaku.pdf

性を図っている。この計画では、身近な地区における相談支援、見守りのネットワークを強化するための施策展開として、①児童館を拠点とした地区における見守りのネットワークの強化、②児童館の機能強化、③児童館の再整備を掲げている。また、児童館が「遊び」「相談支援」「地域資源開発」「ネットワーク支援」の4つの機能を充実し、これらを一体のものとして機能させ、地区において子どもにかかる身近な相談や見守りの場として中核的な役割を果たすため、児童館の運営については引き続き区が担い、児童館職員の人材育成や支援力の向上等を図ることとしている。児童館における相談支援の機能はその必要性が高まっている。今日の児童館は、平日の午前中は乳幼児と保護者の居場所として利用されるとともに、放課後の居場所づくりや中高生支援、学校や地域になじめない子の居場所としても利用されている。都からの移管を受け、令和2年4月に児童相談所を開設したことから、公設公営の児童館の強みを生かし、地域の相談の核として児童相談所との連携強化が期待されている。

図 5-2-2-1. 世田谷区の児童館の特色と機能イメージ



「世田谷区子ども計画（第2期）後期計画」40頁より転載

③児童館の新設、建て替え、大規模修繕の経緯・予定等

老朽化が進んでいた代田南児童館（昭和 59 年竣工）が、地域の児童数の減少により閉校した花見堂小学校跡地に、複合施設（代田南児童館・花見堂（旧代田南）地区会館及び障害児通所施設）として新築移転することとなり、令和 3 年 12 月 22 日に開館した。地域から親しまれた小学校の後には、子どもの施設の設置要望が強く、区として児童館の移設の構想が持ち上がり、区民が参加するワーキンググループにより、地域の人々の思いが詰まった複合施設が建設されることとなった。旧児童館は、地区会館との複合施設だったが、新施設では、障害児通所施設が加わった複合施設となる。障害児通所施設は、令和 4 年開設が予定されている。老朽化する施設は、中長期改修工事計画に基づき、給排水設備等を入れ替え、建物を維持するよう順次大規模修繕を行っていくこととしており、令和 5 年度には 3 館（弦巻、野沢、松沢児童館）、令和 6 年度には 2 館（若林、上祖師谷ぱる児童館）の改修工事が予定されている。

本区の 5 つの「地域」をさらに 28 の「地区」に細分化し、各地区に区の行政拠点であるまちづくりセンターを設置している。身近な地区の中で相談支援や見守りのネットワークの中核的役割を果たすため、まちづくりセンター地区 28 か所に児童館を整備していくこととしている。なお、未整備地区 8 地区では、学校等との複合化を基本に計画的に整備することとしている。

④児童館設置地域のニーズ把握や社会資源との連携・協力のための方法・工夫

青少年委員、PTA、町内会・自治会など児童館運営を協力するサポーターによる地域懇談会が、年 1 ～ 2 回開催されている。地域懇談会では、児童館への意見や要望、地区の情報や課題などが話し合われる。地域資源開発の役割を担う地域子育て支援コーディネーターと社会福祉協議会地区担当者も参加・連携し、子どもや子育てに必要な地域資源開発に取り組んでいる。また、児童館が地区の社会福祉協議会、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター⁴の三者の会議に参加するなど、子ども・子育てに関する課題や取組等の情報を共有し、協働して課題解決を図っている。

児童館は、相談支援や見守りのネットワークの中核的役割として、地域子育て支援コーディネーターや社会福祉協議会と連携して様々な取組を進めている。各児童館や職員によって他機関とのかかわりに差があったが、「区立児童館の機能と再整備について」⁵（令和 2 年 2 月常任委員会報告資料）の中で、「児童館を中心とした地区の相談・見守りネットワークの構築」が明文化され、社会福祉協議会や地域子育て支援コーディネーターとのネッ

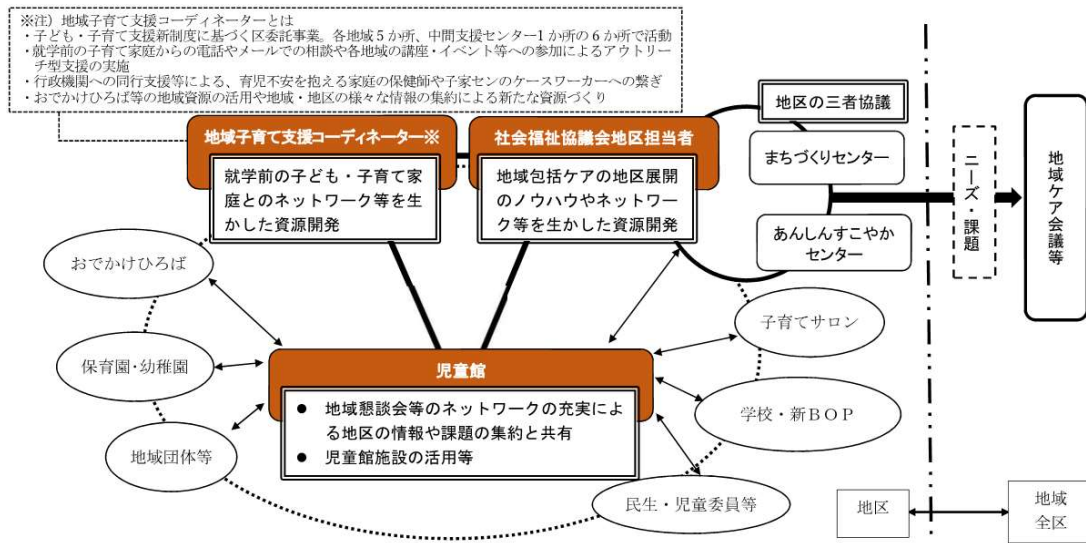
⁴ あんしんすこやかセンター（介護保険法に基づく地域包括支援センター）

⁵ 「区立児童館の機能と再整備について」（令和 2 年 2 月 4 日子ども・若者部）

https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/d00184768_d/fil/9-1.pdf

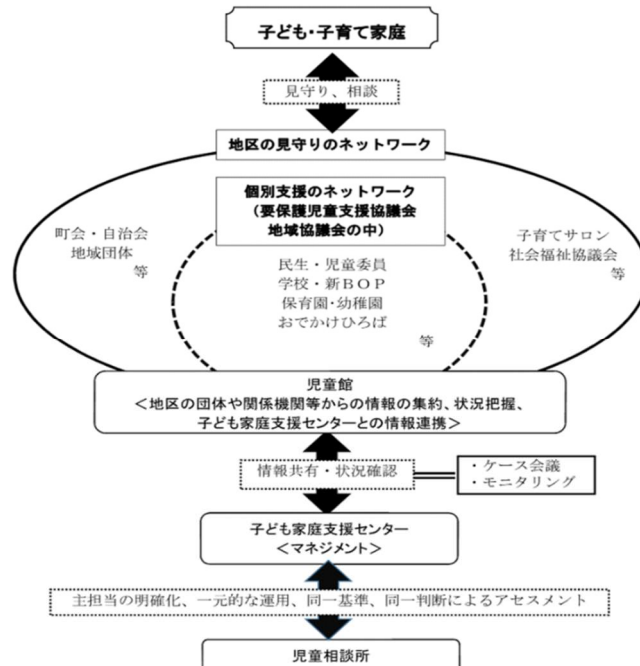
トワークを強化し、児童館が子育てや地域における子どもの課題を知り得た場合はネットワークの核として関係機関へ働き掛け共通認識を持つようにしているという。また、地域子育て支援コーディネーターと関係性が強い児童館の取組をモデルとして、児童館間で情報共有し、各館での進め方など検討をするモニタリングを行っている。令和2年は1館から実施し、令和3年は5館で実施しており、計画の最終年の令和6年度までに全館実施を目標としている。

図 5-2-2-2. 子ども、子育てに関する地域資源開発イメージ



令和2年2月4日付「区立児童館の機能と再整備について」別紙4より転載

図 5-2-2-3. 児童館相談支援、見守りのイメージ



令和2年2月4日付「区立児童館の機能と再整備について」別紙3より転載

⑤児童館における子ども・家庭・地域の福祉的課題に対応した取組

子ども計画（第2期）後期計画では、児童館の目標として「幅広い利用者や地域でネットワークをもつなどの特長を生かし、子どもや子育て家庭に身近な地区の中で、多様な地域資源と連携・協力し、相談支援や見守りのネットワークの中核的役割を果たすことにより、切れ目のない支援や見守りを強化し、子ども・子育て家庭が身近な地区の中で安心して生活ができること」を掲げている。身近な地区における見守りのネットワークの強化対策として、児童館を拠点とした地区における見守りのネットワークの強化、子ども家庭支援センターとの連携強化による地区における児童館の相談支援・情報連携機能の強化、機能強化を図る児童館の運営を区が担うために必要となる児童館職員の人材育成と支援力の向上、地区において子どもにかかる相談や見守りの中核を果たす児童館の区内 28 か所の各地区への整備が示されている。児童館では、子どもや保護者からの相談は、立ち話の相談も含め相談件数として毎月集計し、日常の子どもたちと接する中で何らかのサインに気付いたら、必要に応じて児童相談所や子ども家庭支援センターに引き継ぐこととしている。また、本区の児童館が公営で児童館職員が公務員であることから、見守りが必要な子どもや家庭等に対して、児童相談所や子ども家庭支援センターなど関係機関との連携・協力や個人情報のやりとりも円滑に対応することができ、安心感のある相談窓口になるものと評価している。

区域の小学校と児童館が連携し、不登校や気になる子どもの情報を密に共有している。また、学校内の学童クラブの子どもや保護者に気になることがあれば学校と共有することができる。学童クラブ職員の所属は児童館となり、上司が児童館長となり、校長・副校長と児童館館長の連携が活かされる。

貧困家庭を対象としたフードパントリーや学習支援については、区の子ども家庭課で担当しているが、児童館にも情報を共有し、ポスターやチラシを置いて必要とする利用者等に情報提供できるように準備されている。また、福祉的な行政の支援が必要と思われる家庭には、子ども家庭支援センターや児童相談所から必要な情報が届くように働き掛けるなど、他課の事業についても児童館が橋渡しできるよう取り組んでいる。

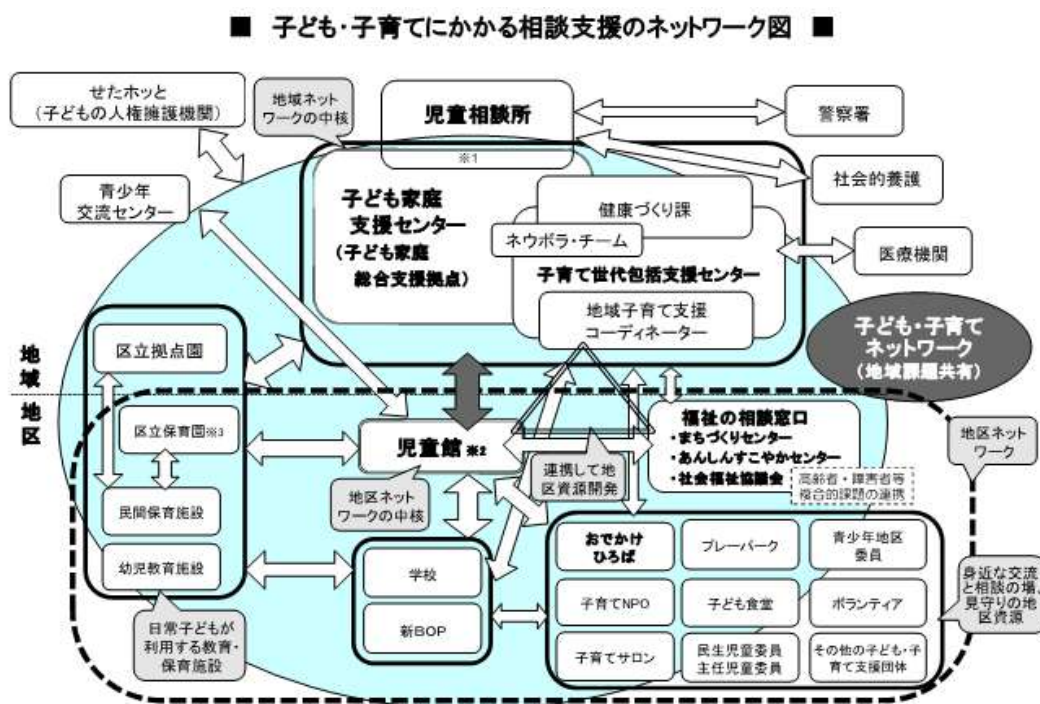
若者（区では39歳までの定義）が集まる青少年交流センターが区内に3か所ある。児童館には18歳以降も職員を頼ってやってくる若者もおり、その中には生きづらさを抱えた人もいる。子どもたちのために児童館のサポーターとして事業の企画に参加している。青少年交流センターと児童館の職員間で、お互いの事業や様子を情報共有している。

児童館は、子どもの遊び場としての機能とともに、保護者の居場所としても必要になっている。新型コロナウイルスの影響で児童館が休館した時には、乳幼児をもつ母親たちの居場所がなく困ったという声が多く寄せられたため、子育て支援館に位置付けられた5か所の児童館で試行的に午前中の広場を実施したところ、利用した保護者から非常に喜ばれ、

その後全館で事業を再開した。

また、児童館職員の人材育成や支援力の向上のため、毎年職員研修を行っている。研修は、児童館職員で研修委員会を組織し、ソーシャルワークなど現場職員の見線で講師を選び企画・開催している。令和2年に本区に児童相談所が開設されたことから、その意義や日頃の保護者対応などについて児童相談所の児童福祉司が講師となり研修を行っている。

図 5-2-2-4. 子ども・子育てにかかる相談支援のネットワーク図



- ※1 子ども家庭支援センターと児童相談所は、それぞれが持つ専門的な機能や権限を発揮し、それぞれの役割を果たしつつ、必要に応じて問題の解決まで協働で関わる「のりしろ型支援」の体制を構築する。
- ※2 児童の健全育成（あそび）を基盤に、その中から相談や気づき、見守り等を行なうとともに、地区の関係機関等との関わりを強化し、地域の見守りの中核を担う機関として地区のネットワークの構築を図る。
- ※3 地区における身近な公設の児童福祉施設としての専門性を活かし、支援を必要とする家庭の早期発見及び継続的な見守り・支援を行うとともに、関係機関と協働・連携しながら、子育て支援を実施する。

「世田谷区子ども計画（第2期）後期計画」25頁より転載

⑥児童館に関する行政課題および今後の展望

幅広い利用者層や地域ネットワークを持つ児童館を、見守り等の支援を行う中核として位置付け、まちづくりセンターごとの地区（区内28か所）に児童館を整備するにあたり、未整備地区（8地区）と重複地区（5地区）の対応が課題となっている。未整備地区については、公共施設等総合管理計画と整合を図りながら、学校等との複合化を基本に、計画的な整備を行うこととしている。1地区1児童館を基本としているが、児童館は子どもたちの身近で安全な遊び場として利用され、地域における日常的な交流やおまつり等の行事を通じて長年親しまれていることから、児童館が重複する地区においても1館に集約する

ことが適当ではない役割や取組もあるため、子どもたちや利用者の声を聴くとともに、議会での議論も踏まえ検討していくこととしている。

また、子どもや保護者が気軽に遊びに行くことができた児童館が、コロナ禍により利用できなくなり、児童館の意義があらためて認識されるとともに、職員も地域の子どもや保護者に利用されることのありがたさを実感し、児童館の強みである地域のネットワークを生かして、より一層意欲的に子ども・子育て支援の取組を進めていくとしている。

⑦研究委員所感

公設公営による児童福祉施設としての児童館の運営の理想的な姿を、本区の取組に垣間見た。それは本区の長年にわたる児童館運営の信頼と実績の裏付けによる、地域へのコミットメント（地域志向）の強さとして表れている。子どもや子育て家庭の抱える今日的な生活課題に対して、児童館の相談援助機能の拡充・強化を計画的に進める本区では、児童館職員の積極的な人材育成や支援力の向上にも努めており、ソーシャルワークの専門職としての実践力の向上も大いに期待できる。また、児童相談所など関係機関や支援者との「顔の見える」「生きた」ネットワークづくりのための環境整備にも取り組んでいる。さらには、中高生や若者にとっての「居場所」としての児童館の役割構築にも大変意欲的である。

本区の取組は、児童館ガイドラインの理念や方向性を体現する、今日的な地域のニーズを踏まえた、先進的であり羨望的なモデルとしてとらえることができよう。

(3) 東京都 町田市

ヒアリング調査日	令和3年11月19日(金)		
ヒアリング対象者	町田市子ども生活部児童青少年課	統括係長、担当係長	子どもセンター館長
研究委員	大竹 智、岩網 良		

①自治体・児童館の概況(令和3年10月1日時点)

自治体区分	一般市			
住民基本台帳人口	430,618人(うち18歳未満人口63,902人)			
小学校数	42校	中学校数	20校	
児童館数		小型児童館	児童センター	合計
	公営(直営)	0館	5館	5館
	民営(指定管理)	0館	5館	5館
	合計	0館	10館	10館
児童館所管課	子ども生活部 児童青少年課			

②児童館に関する行政方針・施策上の位置付け

本市では、「新・町田市子どもマスタープラン」¹(以下、「マスタープラン」という。)において、児童館に関する方針を位置付けている。大型児童センターである「子どもセンター」は、地域の子どもの「遊びの拠点」「成長・発達の拠点」「子育て支援の拠点」として、子どもとその保護者の「地域拠点」の役割を担い、中学生・高校生の利用に対応するため、夜間21時まで開館している。児童センターである「子どもクラブ」は、子どもセンターを補完する施設として子どもセンターから距離があり、子どもの人口の多い地域に設置されており、18時まで開館している。いずれも0歳から18歳までの子どもが自由に利用できる児童館である。

マスタープランには、地域住民へのアンケート等による市民の意見が反映されており、児童館が果たす役割について多岐にわたって記載されている。子どもセンターは、体験活動の提供を通して子どもの社会性やコミュニケーション能力を育む場を提供するとともに、子どもと保護者の「地域拠点」と位置付けている。子どもセンターは市直営とし、指定管

¹ 「新・町田市子どもマスタープラン」前期行動計画(2015年度～2019年度)

<https://www.city.machida.tokyo.jp/kodomo/kosodate/shinnpuran.files/plan.pdf>

「新・町田市子どもマスタープラン(後期)～子どもにやさしいまちづくり計画～2020-2024」

https://www.city.machida.tokyo.jp/kodomo/kosodate/shinnpuran.files/kouki_honnpenn.pdf

理者に管理運営を委託する子どもクラブをサポートする役割を担っている。

マスタープランの基本施策には、子どもが自分の意見を発信できる場や機会の確保が明記されている。子どもの意見が、市政からイベントまでさまざまな場面で反映されるよう、子ども委員会をはじめとした、子どもたちが意見を発信できる場や機会の提供、そのための仕組みづくりを行い、「子どもの参画」を推進していくとしている。子どもセンターにおける子ども委員会は、全5センター合わせて年間120回実施を目標として設定され、子どもたちが主体的に児童館でのルールづくりやイベントの企画・準備・運営などについて意見を出し合い、活動することが明記されている。

③児童館の新設、大規模修繕の経緯・予定等

子どもセンターの整備は「町田市子どもセンター基本構想」に基づき、平成11年から始まり、平成28年に市内5地域において整備が完了した。子どもクラブの整備はマスタープランに示された「子どもクラブ整備方針」に基づき、令和2年度から令和5年度にかけて1施設ずつ新設する計画を進めており、子どもの「居場所」のさらなる充実を図るため、子どもセンターの補完施設として、子どもセンターへのアクセスが難しい地域のうち児童が多い地域から優先的に整備を進めている。今後は、既存の6館に加え、3館を新設する予定とし、計9館になる予定である。（※児童福祉法上児童館でない施設も含む）

当初の整備計画では、「地域」ではなく「中学校区（中学校の通学区域）」を目安とし、概ね中学校区ごとに1館整備していくことを目標としてきたが、子どもの人口減少に伴い、子どもセンターの補完施設としての位置付けにあらためられている。

大規模修繕については、平成11年開館の子どもセンター「ばあん」を令和2年に実施した。その他の子どもセンターは最も古いもので築20年程度であるが、現在、大規模修繕や建替の計画は公表されていない。

図 5-2-3-1. 近年の子どもクラブの整備

【2018年1月開館木曽子どもクラブ】

【2019年12月開館小山子どもクラブ】



「新・町田市子どもマスタープラン（後期）～子どもにやさしいまちづくり計画～2020 - 2024」95 頁より転載

④児童館設置地域のニーズ把握や社会資源との連携・協力のための方法・工夫

子どもセンターの基本計画を策定する際、地域の有識者等で構成される検討委員会に加えて、「子ども委員会」が設置され、子どもセンターの設置前から開館後も、子どもの意見やニーズが反映される仕組みにしている。子ども委員会は、マスタープランの中で子どもセンター事業として位置付けられ、「子どもたちが主体的にルールづくりやイベントの企画・準備・運営などについて考え、活動します」と記載されている。子ども委員会は、小学校3年生から18歳までの子どもたちにより組織され、各子どもセンターで定期的に活動している。館内掲示等で募集し、子ども委員自身が友人を誘うなどして、概ね10～20人くらいの子どものたちで構成されている。利用主体である子どもたちが主体的に運営に参画することを目的とし、施設整備の段階から開館後の運営やイベント企画等において、子ども委員会の意見が反映されている。苦情処理等の問題解決についても、直接の利用者である子どもたちが考えることによって、「禁止」「規制」に頼ることなく、解決を図っている。子ども委員会では、子どもセンターの建物の外観や色などについて意見やアイデアが出され、21時の閉館時間についても、子ども委員の高校生の意見が反映された。子ども委員は、自由に来館した中高生に職員が声掛けるなどをきっかけに、子ども委員会や中高生委員会に参画し、自分たちがやりたいこととともに、地域に貢献する活動にも職員と一緒に取り組んでいる。学校でのアンケートによって子どもたちの意見を集計したり、児童厚生員が子どもへのヒアリングを行ったりして、子どもたちのほしいものが詰まった児童館を目指している。子どもセンター「まあち」に併設されているカフェ（民間事業者運営委託）では、中高生がメニューを考えるなど子どもがその運営に参画している。「まあち」では、人に迷惑がかかることが起きた場合、すぐに禁止するのではなく、子どもたちが話し合っ

さにもつながるといふ。

子どもセンターの運営委員会は、地域の自治会・町内会の代表、学校の先生等により構成され、子ども委員が参加し、子どもの声を取り入れているところもある。子ども委員が地域の行事に出向いて地域の活動に参加することで、地域とつながり、次世代の担い手となりえる活動も行っている。

また、マスタープランでは、子どもセンターの事業所連携事業が基本施策として記載されており、地域の事業所・商店会・商店との協働により、その特性を活かして子どもたちと地域の大人が交流することができるイベントを、平成30年度実施回数9回から令和6年度には全5センター合わせて年間15回実施する目標を立てている。元利用者の保護者のサークルが児童館で活動したり、元利用者が職員となって子どもにかかわったり、利用者が支援者になる循環も生まれているという。子どもセンターは、幅広い地域の人々と連携し、子どものやる気と地域の人々が持つ特技や強みをつなげている。企業と行政が連携して様々な事業を行い、子どもたちの体験の場、活動する場づくりを広げている。

子どもクラブの建設に際しては、地域の自治会・町内会、対象地域の子どもおよび青少年健全育成地区委員会を中心とした地域の人々を対象にワークショップを開催し、外観、機能、活動等のニーズを把握し、設計に反映することで、利便性と地域性の強い児童館を目指している。子どもクラブの建設に携わった地域の人々に愛着が生まれ、開館後の事業展開の広がりが期待されている。さらに、利用者に愛着を持ってもらうため、近隣の小学校・中学校の児童・生徒から愛称を募集することとしている。

⑤児童館における子ども・家庭・地域の福祉的課題に対応した取組

子どもセンターは、子どもの変化をいち早く察知することができる居場所であるために、小・中・高の学校長と情報交換を行うなど、必要に応じて関係機関と連携をとり、市全体で子どもの福祉的課題への対応に取り組んでいる。

まず、本市では、児童館において子どもや保護者とのコミュニケーションする中でサインに気づき課題を発見し、適切な支援を行うため「福祉的課題対応マニュアル」（以下、「対応マニュアル」いう。）を作成している。マニュアルの作成に際しては、検討委員会を設け、子どもセンターで中高生支援を担当する児童厚生員が内容を検討したものである。マニュアルは、子どもセンターに配置された市の正規職員（9:30～18:15勤務）とともに会計年度任用職員（18:10～21:00勤務）にも周知徹底され、正規職員が不在の時間帯であっても、子どもたちの変化や気がかりなことがあれば記録し、職員が子どもたちの状況を把握、適切な関係機関につなげることとしている。子どもセンターの会計年度任用職員には、教員や保育士を目指す大学生を起用されることが多く、利用者の年齢に近い大学生は、子どもたちにとって話しやすいお兄さんやお姉さんであり、夜間に合わせて来館し、自身の悩み事や課題を打ち明けると中高生もいるという。相談対応の専門家ではなくとも、子どもた

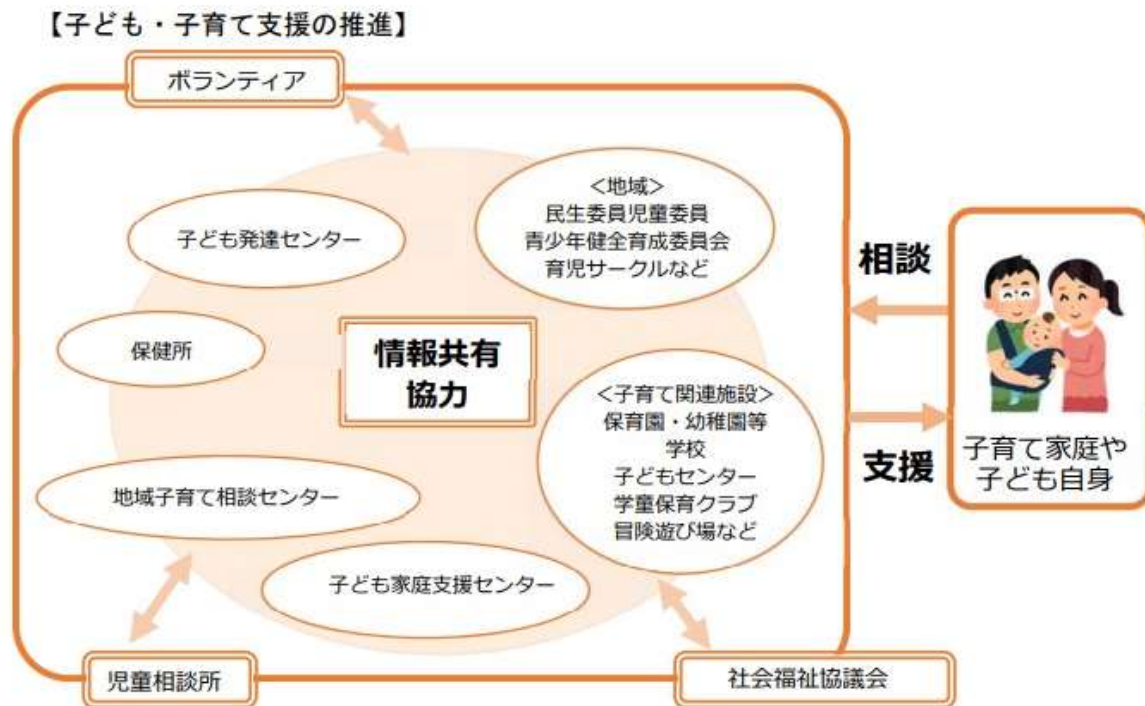
ちにとって話しやすい貴重な存在となり、子どもセンターを利用していた子どもが会計年度任用職員となり、自分たちの経験を生かし子どもたちとかかわっていることもあるという。子どもからの相談には、恋愛や学習、学校や家庭での悩みなどがあり、中には児童相談所につながる事例もあり、児童館が福祉的課題を解決するための窓口となっている。

次に、本市では、虐待を受けている子どもをはじめとする、支援が必要な子どもとその家族の早期発見や、適切な支援を図るため、関係機関等の円滑な連携協力を確保することを目的として、各地域に「子育て支援ネットワーク会議」が設置されている。地域の子ども関係者で構成され、不登校などの子どもの課題についても情報交換を行っている。子ども家庭支援センターが主催し、原則として市内5つの地域ごとに、年3回定期的に実施されているが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施できないときには、子ども家庭支援センターの職員が児童館を訪問しヒアリングを行っている。

また、これまで保育所に設置されていた「地域子育て相談センター」が、より幅広い利用者からの相談を受けやすく、迅速に察知できる利点から子どもセンターに併設されることとなった。地域子育て相談センターは、保育士、保健師、臨床心理士等の市の職員が配属され、主に就学前の子どもとその保護者を対象として「子育て相談」「子育てひろば」「マイ保育園事業の促進」等に取り組んでいたが、子どもセンターに併設されることにより、これまでの取組に加え、0～18歳までの子どもの居場所機能と相談機能をより一層充実させ、切れ目のない支援を行うことを目指している。

マスタープランの基本施策においては、さらに子どもの悩みに対する支援の充実を掲げ、子どもが悩んでいる時、困った時に、相談できるように身近に相談できる環境を整備するとしており、その取組のひとつとして、子どもの悩みに気づき、適切に支援するための児童厚生員の相談対応力向上研修を行い、子どもが相談しやすくなるように体制の充実を図ることとしている。

図 5-2-3-2. 子ども・子育て支援の推進



「新・町田市子どもマスタープラン（後期）～子どもにやさしいまちづくり計画～2020 - 2024」105 頁より転載

図 5-2-3-3. 「福祉的課題予防のためのポイント（町田市子ども生活部児童青少年課発行）」

福祉的課題 予防のための ポイント

対象:業務職員(児童厚生員)
業務職員(子どもセンター支援員)
補助員

作成にあたって

子どもセンターには、日々多くの子どもとその保護者（以下、「利用者」とする）が来館し、思い思いに過ごしています。その過程の中で様々な福祉的課題にふれることがあります。

福祉的課題とは、虐待、インターネットトラブル、薬物、配偶者暴力（DV）、育児不安など、「人が等しくもたらされるべき幸福を脅かす課題」のことです。

福祉的課題は利用者から相談を受けて発覚することもあります。利用者が発する何らかのサインから発見されることも多々あります。

子どもセンターの職員として、それらのサインに気づき、適切な対応を心掛けていただくための冊子となっています。

町田市 子ども生活部 児童青少年課
2020年 12月発行

子どもセンター職員のための福祉的課題対応マニュアル 「福祉課題予防のためのポイント」

⑥児童館に関する行政課題および今後の展望

子どもセンターは、「遊びの拠点」「成長・発達の拠点」「子育て支援の拠点」など、子どもと保護者の「地域拠点」として5地域に整備されている。児童館は、地域の子どもがいつでも利用でき、同じように楽しめる居場所であることから、市内全域において設置する必要がある。今後、建設される子どもクラブは、子どもセンターの補完施設として、子どもセンターへのアクセスが難しい地域に、人口密度や周辺環境などが考慮され、計画的に整備が進められることとなっている。

本市では、将来の町田を見据え、子どもたちが将来も町田で住みたいと思えるまちづくりを目指し、今後も子どもたちの意見の反映や様々な場面で意見の尊重（参画）をしていくとしている。

子どもセンターでは、子どもに関する地域の課題を解決するため、地域の実情を詳しく把握し地域活動の担い手の育成・支援を行い、子どもと地域のつながりを創るなど、地域の総合拠点としての役割を担っていくとしている。

なお、マスタープランの基本目標の中では、子どもセンターは、地域活動をサポートするため、放課後子ども教室「まちとも」運営協議会や青少年健全育成地区委員会、子ども会等の地域団体との連携や、地域の子どもと大人が交流する機会を増やすため、ボランティアや団体、事業所との連携事業の実施が求められている。

⑦研究委員所感

町田市の児童館の施策は、これからの児童館の方向性を示唆している。地域の拠点として子どもの問題や子ども以外の地域の様々な問題についても、必要な関係機関につないでいくセンターとしての役割を担っている。地域の福祉課題を、地域住民とともに、さらに福祉課題を解決するために、地域内に存在する社会資源（関係機関）を活用し、つなぎ、取りこぼさないネットワークを形成するという、まさにコミュニティソーシャルワークの実践を町田市は取り組んでいる。児童館が地域の中でつながる「拠点」となる意識を持って活動している。このような活動が、いま児童館に求められており、地域住民にとって必要不可欠な児童館（児童福祉施設）となっていかなければならない。

全国の児童館がこのような意識を持って取り組んでいくことにより、子どもだけではなく地域住民にとっても住みよい街づくりにもつながっていくものと思われる。子ども時代に地域（住民）に支援された経験や児童館職員との出会いは、地域への愛着にもつながる。このような経験（出会い）が、将来の地域づくりにもつながっていくことを職員が意識して活動していくこと、そしてその活動の成果（子どもの声）を発信していくことが求められている。

(4) 岐阜県 笠松町

ヒアリング調査日	令和3年11月29日(月)
ヒアリング対象者	笠松町住民福祉部福祉子ども課 課長、主幹、担当係員
研究委員	友川 礼、岩網 良

①自治体・児童館の概況(令和3年10月1日時点)

自治体区分	町			
住民基本台帳人口	22,017人 (うち18歳未満人口 3,343人)			
小学校数	3校	中学校数	1校	
児童館数		小型児童館	児童センター	合計
	公営(直営)	0館	0館	0館
	民営(運営委託)	1館	0館	1館
	合計	1館	0館	1館
児童館所管課	住民福祉部 福祉子ども課			

笠松町は、笠松地域、松枝地域、下羽栗地域の3つの地域で構成され、町の地形が横に長いことから、中央に位置する笠松地域に小型児童館を1館設置している。児童館は、昭和43年1月に開館し、平成30年4月から「こども館」に名称変更している。開館から町直営で運営されていたが、平成31年4月から運営が民間に委託され、現在、社会福祉法人笠松町地域振興公社が運営している。こども館は施設の老朽化や立地条件の問題等を改善するため、老朽化した施設を閉館(移転)し、令和4年3月にこども館を新設した。

図 5-2-4-1. こども館パンフレット



笠松町ホームページ（こども館パンフレット）¹より転載

②児童館に関する行政方針・施策上の位置付け

本町では、「笠松町子ども・子育て支援事業計画」²（以下「事業計画」という）に基づき、子どもの健全育成にこども館を位置付け、事業概要には次の通り記載している。

- ・児童に健全な遊びを与えて、その健康の増進と情操を豊かにするため、子ども同士の交流や親子遊びなどの子育て支援事業を行います。
- ・小学生行事や幼児親子行事など、遊びの交流事業を実施しています。
- ・行事や事業数は年間 180 回、参加者数は延べ 2,600 人にのぼり、行事や事業数、参加者数は年々増加しています。

こども館の今後の取組としては、次の通り記載している。

- ・立地条件の問題、建物の老朽化に伴うこども館の施設のあり方などを調査・研究し、今後も使いやすい施設となるよう整備に努めます。
- ・事業内容を充実し、遊びを通じた体験学習を設定するなど、子どもたちの夢や好奇心を育む特色のある施設を目指し、地域における児童の居場所、交流の場を提供します。

¹ 笠松町ホームページ「こども館パンフレット」

<https://www.town.kasamatsu.gifu.jp/docs/2022030700017/files/kodomokanpanhu.pdf>

² 「第 2 期笠松町子ども・子育て支援事業計画」（令和 2 年 3 月）

<https://www.town.kasamatsu.gifu.jp/docs/2015052700035/files/kodomokosodatesiennjgyoukeikaku2.pdf>

- ・各地域でのこども館の子育て支援機能については、既存の施設を活用して行うよう努めます。

また、こども館は「地域子育て支援拠点事業」の実施場所として位置付けられている。平成 29 年度に保育所内の子育て支援センターからこども館に移設されており、事業計画では、次の通り記載されている。

- ・すべての子育て家庭への支援を行うため、こども館を拠点に子育て支援サービスを実施します。
- ・子育ての不安軽減や子育て親子がふれあい、話し合いができる交流の場の提供など、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を目指します。

新たなこども館は「笠松町こども館基本計画」³（以下、「基本計画」という）に基づき、整備を進められた。基本計画では、児童館ガイドラインに示す理念、施設の基本特性に照らし、「子どもが、その置かれている環境や状況にかかわらず、自由に来館して過ごすことができる施設」であることを念頭に、次の4つの事項を施設特性として掲げている。

- ・安心して利用できる子育て支援拠点
- ・切れ目のない子育てサポート体制の強化
- ・子どもの自主的な意思表示の場
- ・地域コミュニティとの連携促進

本町では、令和3年12月に制定した「笠松町子どもの権利に関する条例」⁴（以下「条例」という）を令和4年3月1日から施行した。条例案の作成にあたっては、約20人の子どもが参加する「子どもの権利ワークショップ」を複数回実施している。その項目は「町の役割」「保護者の役割」「育ち学ぶ施設の関係者の役割」「地域住民の役割」に加え、「子どもの役割」に触れ、自分の権利を大切にするとともに他の人の権利も大切にすることなどが記載されている。育ち学ぶ施設の関係者の役割の項目においては、「子どもの立場に立って施設を運営し、子どもが主体的に育ち学ぶことができる環境をつくること」や「子どもが信頼できる居場所となること」などが明記されている。

③児童館の新設、建て替えの経緯・予定等

こども館は、築50年以上が経過し、耐震性の問題がある「施設の老朽化」に加え、病院に隣接し交通量が多い「立地条件の問題」、年間約200万円の敷地借地料が発生する「継続的な財政負担」、町立施設を有効活用するための「公共施設の集約化」、事業計画策定時のニーズ調査で明らかとなったこども館の整備充実に対する「保護者の要望」の5つの課題

³ 「笠松町こども館基本計画」（令和2年10月）

<https://www.town.kasamatsu.gifu.jp/docs/2020101200015/files/kodomokankihonkeikaku.pdf>

⁴ 「笠松町子どもの権利に関する条例」（令和4年3月1日）

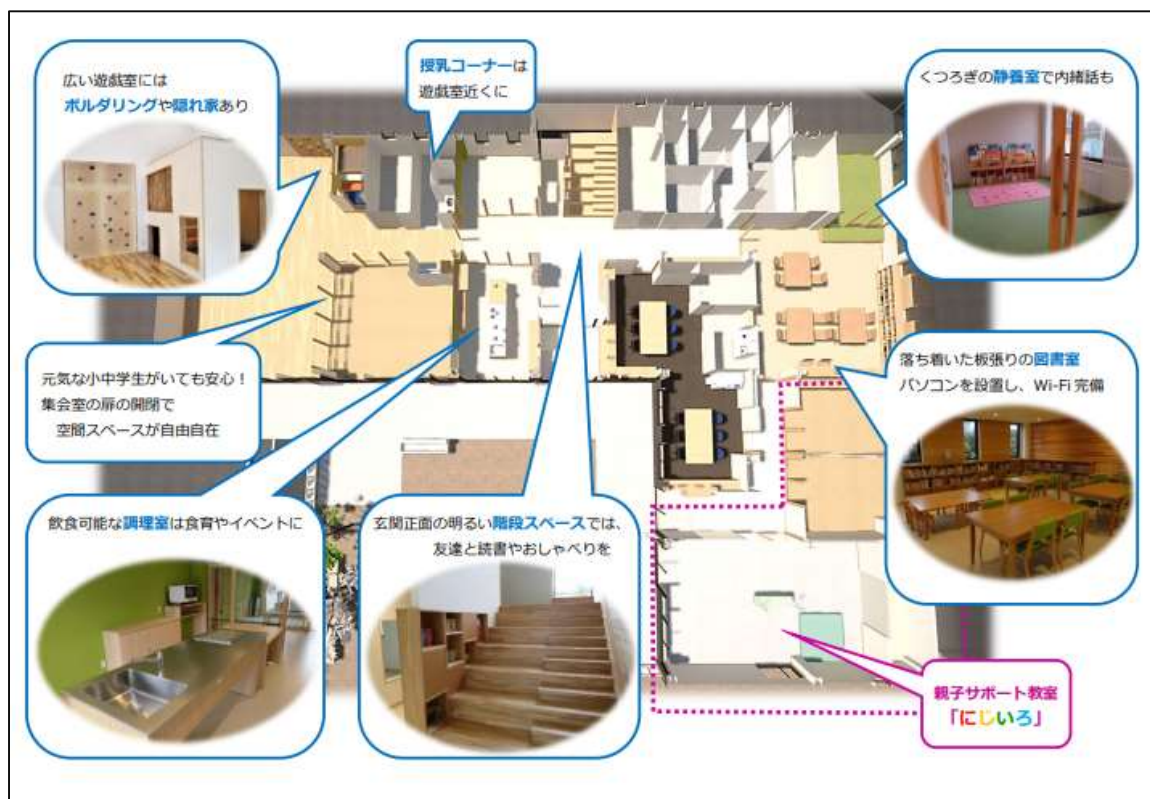
<https://www.town.kasamatsu.gifu.jp/docs/2022020900014/>

があった。他既存施設の活用も検討されたが、施設の老朽化や将来的な修理・補強に係る経費負担、すでに利用している団体があったことなどから、現代の子育てニーズに合ったこども館の活動の充実を図るため、別の町有地に移転新築した。こども館の建て替え・移転の方向性を決める基本計画を作成するにあたり、「笠松町こども館検討懇談会」（以下「検討懇談会」という）が設けられるとともに、子どもたちの意見を取り入れるために町内小中学生によるワークショップを実施し、今後のこども館のあり方や要望を聞き、こども館の設備・遊具等に取り入れている。検討懇談会のメンバーは、主任児童委員、町内会、町議会議員、子ども・子育て支援団体、保護者代表、学識経験者等 14 名に加え、公募による参加者 6 名の計 20 名で構成され、全 7 回開催された。検討懇談会では、「子どもたちの居場所や交流の場としてこども館は必要である」「児童館ガイドラインに沿って、子どもの権利条約を意識した施設にしてほしい」「施設の方針や運営面で参考になる児童館をいくつか視察してはどうか」といった意見が出され、児童館ガイドラインに基づく施設運営、中高生支援の拡充、子どもの権利の尊重といった方向性が確認された。

本町は、笠松地域、松枝地域、下羽栗地域の 3 つの地域に分かれており、検討懇談会では、「小さくてもよいからこども館のような子どもの居場所を各地域に作ってほしい」という声もあったが、財政的に難しいことから町内に 1 つ設置する方針とされた。町の形状が横に長いことによる利便性や、子育て支援の中核となる施設であること、中学校・高校があり中高生の利便がよいことが考慮され、町の中央に位置する笠松地域にこども館を設置することとなった。こども館から離れた地域には、公共施設等を活用した支援事業やこども館の行事を各地域に出向いて行う移動児童館が検討されている。

検討懇談会の論点を踏まえ、町長を含む検討懇談会メンバー等が、2 か所の近隣自治体に赴き児童館の先進事例を視察した。視察先は、検討懇談会メンバーから児童館ガイドラインを具現化する児童館が推薦された。児童館職員等関係者から聞き取った具体的な実践事例を参考にするとともに、児童館ガイドラインの記載内容を意識して、施設のルールや運営方法・活動内容に子どもの意見を反映した児童館運営が検討されている。こども館の運営事業者は、旧こども館の運営、行事等を引き継ぎ、基本計画で示された基本方針に基づいて運営していくこととしている。

図 5-2-4-2. こども館 館内案内



笠松町ホームページ「こども館パンフレット」より転載

④児童館設置地域のニーズ把握や社会資源との連携・協力のための方法・工夫

子どもたちへのニーズ調査や計7回の検討懇談会での論点を踏まえ、こども館には子どもや子育て当事者の声を反映して設計されることとなり、子どもたちの要望、意見から「ボルダリング」やひそひそ話ができる静かな場所となる「隠れ家」などが実現されることとなっている。児童の発達支援を行う「親子サポート教室「にじいろ」(旧ことばの教室)」の併設や、年齢・国籍・障がい・発達状況・生活環境などにかかわらず、すべての子どもが自由に利用できる、多様性がある施設づくりを目指している。こども館では、地域の課題を解決していくため、地域コミュニティー機能や災害時の避難所機能も期待されている。

また、こども館は乳幼児の利用率が高いことから、引き続き、子育て当事者の声を聞き、行事等を通して子育て当事者同士の交流を重視するとともに、子育てに悩みをもつ保護者への相談支援を行い、必要に応じて専門機関につなげられるよう、学校、保育所、子育て世代包括支援センター等関係機関と連携していくとしている。

⑤児童館における子ども・家庭・地域の福祉的課題に対応した取組

検討懇談会では、障害のある子どもも一貫して支援できる施設の必要性が指摘された。検討懇談会に外国にルーツを持つ方が参加しており、こども館の館内案内や広報について

は、ローマ字表記や外国語表記などの配慮の必要性が提案されている。不登校の子どもの居場所や支援、貧困家庭対策にもつながる子ども食堂の実施の重要性も指摘され、こども館が子どもの福祉的課題に寄り添う取組が検討されている。

これまでも、子どもや保護者が困ったときに役場の相談窓口で相談しやすいよう心配りしてきたものの、人によっては敷居が高いと感じたり、相談先がわからなかったりすることがあることも実状であるため、こども館が気軽な相談窓口になり、子ども・家庭・地域の福祉的課題を発見する機能をもつことが期待されている。

⑥児童館に関する行政課題および今後の展望

児童館設置までのプロセスを重視したことより得られたものがある。体験型のワークショップを継続的に実施することで、自らの権利と責任等の権利教育を継続的に体験したこと、設備やルールなどの表明した意見が実際に反映される機会を実感できたこと、広報等にその理念と経緯が継続発信されていることは、今後の住民が主体となって町の地域課題や地域福祉課題に取り組む意識形成や実行力を身につける機会となった。乳幼児親子やすべての子どもが楽しく安全に利用できる場所となるよう、プログラムやルールの工夫が必要と考えている。子育てサークルや地域住民の利用も含めて地域全体で子どもの成長を支援するための中核施設としての役割を果たすことを目指し、こども館の運営方法や活動内容の充実を図ることとしている。

また、児童の権利に関する条約に基づいたすべての子どもが尊重されるまちづくりに取り組み、町で育った子どもが町外に出たとしても町に戻るような循環を生み出すことが期待されている。こども館が、条例を具現化することができる施設と捉え、子どもの居場所づくりのシンボルとなることが期待されている。

新こども館の建設や条例案の作成準備を通し、行政担当者が町民主体の行政のあり方の重要性を再認識したといい、今後も地域住民の活力を生かした活動をサポートする行政を目指すとしている。なお、新こども館の開館後は、検討懇談会が「こども館運営協力委員会」に移行する。今後も運営に対する意見を聞き、こども館のあり方を検討することとしている。こども館を新築するためには大きな予算が必要となるが、本町の先を見据えた未来への投資、子どもたちの未来への投資と捉え、子どもにかかわる行政課題を改善していくこととしている。

図 5-2-4-3. 笠松町こども館「かさくら」のこれから

笠松町こども館「かさくら」のこれから・・・

子どもたちの居場所・自己表現の場

「笠松町子どもの権利に関する条例」(令和4年3月施行)に基づき、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を大切に、子どもたちが安心して立ち寄ることのできる居場所を目指します。

行事やイベントなどで子どもたちの積極的な関わりを生み出し、主体的に活動できる機会を提供します。

地域子育て支援拠点

乳幼児親子や子どもたちの交流・相談の場として、地域全体で子育てを支援する拠点となります。

地域のコミュニティ施設・災害避難所

地域や子育て支援団体の活動の場、災害時の一時避難所として、広く活用していきます。

親子サポート教室「にいいろ」

幼児期のお子さんの発達支援を行う「旧ことばの教室」を併設します。

誰もが楽しく安全に利用できる遊びと学びの場に。

笠松町ホームページ「こども館パンフレット」より転載

⑦研究委員所感

笠松町の児童館の整備事業は、「子育て・子育て支援の充実と町の存続・展望を両輪と考える」笠松町の施策理念を具現化したものである。多くの自治体で、住民人口の減少、財政負担の増大による公共システムの集約化、統廃合と社会資源の有効活用は共通の課題である。同様の課題を有する市町村にとって、笠松町の取組は、「児童館事業への投資」が、将来に向けての財政投資としてもつ意義を2点示している。1点目は、児童館事業を通して、地域課題に取り組む住民主体の仕組みと次世代育成を含めた人材育成の機会を得ている。とくに、児童館の事業推進計画に、子ども・子育て家庭・地域住民と委託先・行政が、児童館ガイドラインや子どもの権利条約を協同で学習し、児童健全育成および地域共生社会の主体者としての意識形成や実行力を身につける体験的なプロセスと組織づくりを入れたことである。2点目は、児童館を地域の拠点施設として、複合的な設備を付加し有効活用している。これにより、今後、児童館が住民全体の相互交流の場として活性化するだけでなく、住民ニーズも吸収し、行政や住民組織等の適切などろにつなぐ仲介・調整機能も期待できる。

(5) 広島県 三原市

ヒアリング調査日	令和3年11月25日(木)
ヒアリング対象者	三原市保健福祉部子育て支援課 主任主事、児童館職員
研究委員	國重 晴彦、依田 秀任

①自治体・児童館の概況(令和3年10月1日時点)

自治体区分	一般市			
住民基本台帳人口	90,625人 (うち18歳未満人口12,530人)			
小学校数	22校	中学校数	13校	
児童館数		小型児童館	児童センター	合計
	公営(直営)	1館	0館	1館
	民営	0館	0館	0館
	合計	1館	0館	1館
児童館所管課	保健福祉部 子育て支援課			

三原市は市街地中心部に児童館が1か所設置されており、駐車場を完備し広く市民が利用しやすいように環境整備している。児童館の館長は子育て支援課の課長が兼務し、職員は市の嘱託職員(会計年度任用職員)となる。

②児童館に関する行政方針・施策上の位置付け

本市では、「みはら元気創造プラン」¹、「三原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」²、「子ども・子育て支援事業計画」³(次世代育成支援行動計画を包含)において、それぞれ児童館の運営を位置付けている。本市の最上位計画となる、みはら元気創造プラン(長期総合計画)では、基本方針の中に、子どもの居場所づくりを推進し、子どもの健やかな成長と子育てを応援する環境整備を行う主な事業のひとつに児童館運営事業が明記されている。計画の達成度を測る指標(平成30年度の現状値から令和6年度の目標値)として、児童館を1年間に利用する中高生延べ人数を151人から1,500人としている。まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、児童館運営事業として「講座・イベント等を通して、0歳～

¹ 「みはら元気創造プラン(三原市長期総合計画後期基本計画)」
https://www.city.mihara.hiroshima.jp/uploaded/life/104471_312461_misc.pdf
² 「第2期三原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」
<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/uploaded/attachment/102056.pdf>
³ 「みはら子育て応援プラン(第2期三原市子ども・子育て支援事業計画)」
<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/uploaded/attachment/101992.pdf>

18歳未満の全ての児童の健全な育成を図る。また、現在利用の少ない中高生を含め、全ての児童と保護者が気軽に利用できる自由な居場所となるよう、機能の充実に取り組む」こととしており、各計画における達成度を測る指標（平成30年度の現状値から令和6年度の目標値）として、年間延べ来館者数14,814人から16,600人、中高生の年間延べ来館者数51人から1,500人（※数値再掲）、中高生がかかわるイベント実施回数2回から10回という児童館の運営にかかる具体的な数値目標を掲げ、市の重点事業として取り組んでいる。

子ども・子育て支援事業計画の第1期計画（5年間）では、優先度の高い事業のひとつとして「児童館の充実」が設定され、「講座、イベントなどの開催や自由来館を促進することで、0～18歳未満の全ての児童の健全な育成を図り、利用者の利便性を向上させるため機能の拡充を推進した」ことが報告されている。また、第2期計画では、今後重点的に取り組む分野として子どもの居場所の充実を掲げ、0歳～18歳未満の全ての児童と保護者が気軽に利用できる居場所となるよう「児童館機能の充実」に取り組むことで、生活に困難を抱える子どもや中高生などが自由に利用できる居場所となり、子どもの孤立の抑制につながるなど、児童館運営事業を子どもの貧困対策に資する施策としても捉えている。児童館ガイドラインに示された施設の基本特性として児童館が「子どもが置かれている環境や状況にかかわらず、自由に来館して過ごすことができる施設である」ことを念頭に、気軽に自由に利用できる施設を目指している。子ども（小学生～高校生）がイベント企画やボランティアを行うなど、利用する場だけでなく活躍できる場となるよう、児童館ガイドラインに基づき、児童館の運営委員会（協議会）の委員として子ども（高校生）を加え、子どもの意見が活かされるよう取り組んでいる。

図 5-2-5-1. 基本目標 2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり評価指標

評価指標		現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
意識調査	子育てが楽しいと回答した保護者の割合（小学校入学前）	75.9%	上昇
	子育てが楽しいと回答した保護者の割合（小学生）	69.7%	上昇
活動指標	育児応援事業（子育てに関する学習機会の提供）実施回数	2回	6回
	中高生対象イベントの実施回数	1回	3回
	図書館での読み語り行事実施回数	110回	128回
	児童館の中高生来館者数（延べ）	151人	1,500人
	子ども食堂実施か所数	2か所	6か所
	若者居場所づくり事業参加者数	3人	10人

「みはら子育て応援プラン」第2期三原市子ども・子育て支援事業計画 73 頁より転載

③児童館の新設、建て替えの経緯

児童館は旧児童館の施設の老朽化や狭小等の理由により、令和2年8月に現在の場所に移転している。児童館の移転については、老朽化・耐震化の解決、公共施設の再編といった公共施設マネジメントや、中心市街地の賑わい創出といった観点があった。児童館の建て替え、移転に向けて関係情報を収集していたところに、改正児童館ガイドラインの通知があり、中高生の意見に基づいた児童館の運営など児童館ガイドラインの記載事項が新しい児童館のコンセプトづくりに大いに参考になったという。旧児童館の課題であった中高生の利用を促進するため、中高生で構成する「新児童館ティーンズ検討委員会」を立ち上げ、児童館に必要な施設機能の検討を行い、中高生から提案された無料Wi-Fiや学習室、ダンスや演劇ができるスポーツ室等を整備した。また、児童館という名称が、幼い子ども向けのイメージがあるという中高生の意見から一緒に考え、誰でも気軽に自由に利用して過ごすことができる笑顔が集まる場所を目指して、気軽の「ラフ (rough)」と笑う「ラフ (laugh)」を合わせた『ラフラフ』と愛称が付けられた。

図 5-2-5-2. 『ラフラフ』館内案内



「ラフラフパンフレット」より転載

<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/uploaded/attachment/122066.pdf>

<参考>三原市新児童館ティーンズ検討委員会検討結果報告

<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/uploaded/attachment/106510.pdf>

④児童館設置地域のニーズ把握や社会資源との連携・協力のための方法・工夫

児童館に設置する運営委員会（協議会）のメンバー構成は、児童館ガイドラインの例示を参考に構成し、地域において子どもにかかわる支援者のニーズや利用する当事者のニーズを捉え、そのニーズを様々な取組に活かし地域の子育て支援の充実につなげることを期待している。特に学校との連携を重視して設置地区の小中学校長に運営委員への参画を依頼するとともに、学校に行けない子どもも含めて全ての子どもたちが気軽に集える施設にするため、校長の意見を聞き、今後もさらに学校との連携を深めていくこととしている。

旧児童館は中高生の利用が少なかったため、中高生も利用しやすい施設となるよう、児童館運営委員会（協議会）に高校生が委員として参画し、行政担当者や児童館職員と意見を出し合い、児童館の事業について一緒に検討している。中高生の意見の中には乳幼児の保護者に喜ばれる提案もあり、結果的に中高生以外の利用者も増えている。とりわけ中高生の利用者数は、移転前に比べ8倍に伸び、ダンス、演劇、学習ができるスペースなどの施設面の充実とともに、ニーズを捉えた運営や関係者の意識の向上が活動の活性化につながっているという。コロナ禍の児童館の運営面についても子どもの意見を聞くこととしている。児童館のティーンズ検討委員会の活動が注目され、市内の高校では授業の一環として児童館との連携に取り組まれている。児童館で子どもの意見が形になり、成果発表の場ともなることから、学校としても毎年、授業としてかかわる流れができていく。中高生と赤ちゃんの触れ合いイベントにも取り組み、参加した保護者からは「三原市がいい街になりそうな感じがする」といった感想が寄せられているという。

来館する保護者にも積極的にコミュニケーションをとり、保護者の子育てのニーズを把握し運営に生かしている。新型コロナウイルス感染症の影響から臨時休館や利用制限を行う期間があったが、外出自粛が続く中、保護者同士の交流機会が減り子育てに負担を感じている保護者が複数いたことから、他の公共施設が臨時休館する中、1日10組限定で予約制による利用受け入れを行い、子育ての不安や負担を軽減するための取組を行った。

また、地区の民生委員児童委員との交流会を定期的を開催し、高校生も一緒に意見交換をする中で、地域の子育て支援者からのニーズ把握を行い、地域とのつながりを通して子育て支援を充実していくこととしている。

児童館では放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業は実施していないが、ファミリー・サポート・センター事業の利用数が市の課題になっており、児童館を活用した会員同士のマッチングなどの取組を進めている。

図 5-2-5-3.

新児童館ティーンズ検討委員会の意見も反映
 —これまでできなかったことができるようになりました—

- ①開館時間が19時まで延びたため、放課後利用できる
- ②全ての部屋で無料Wi-Fiが利用できる
- ③学習室で勉強に集中できる
- ④スポーツ室でダンスや演劇の練習ができる
- ⑤乳幼児ルームで赤ちゃんと保護者がゆったりと過ごせる
- ⑥談話ホールなどで友達とゆっくりおしゃべりができる

よけ利用しやすくなりました

愛称にはこんな意味も込めました

ロゴは笑顔の口がモチーフ。
 一番上は乳幼児・小学生、真ん中は中高生、一番下は保護者をイメージしています。

新児童館ティーンズ検討委員会のメンバーが案考を考えました。ラブラブとは「笑う(laughラフ)」と「気軽に」を意味するラブを合わせた造語。「笑顔がふわり、気軽に行くことができる場所になるように」という思いを込めました。

三原高校の2年生が児童館について考えています。

子どもたちと一緒につくる児童館

児童館の運営には、これからも子どもたちの意見を取り入れていきます。その1つとして、三原高校の2年生が授業の中で「理想の児童館」について考えてくれました。生徒たちのアイデアが未来の児童館を作っていきます。

「広報みはら | 令和2年8月号」より改変

<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/uploaded/attachment/106509.pdf>

図 5-2-5-4.

2021.11.3 開館1周年記念イベント
 ラブラブを利用しているパパ・ママ、ティーンズスタッフ卒業生(大学生) 民生委員児童委員等で結成された「ラブラブサポーターズ」

2021.11.17
 民生委員児童委員と高校生の交流会

「みはら子育てねっとラブラブ日記」より転載

<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/site/kosodate/133724.html>

⑤児童館における子ども・家庭・地域の福祉的課題に対応した取組

児童館では、要保護児童対策地域協議会に参画し、児童虐待等による支援が必要な子どもの情報について関係機関との連携を図り情報共有している。要保護児童対策地域協議会の代表者会議には、児童館長を兼務する市担当課の課長が参加し、実務者会議には、職員が出席している。児童館に来る子どもの中に、支援が必要な子どもや保護者の情報を把握したときは、虐待や子育ての相談の拠点になっている子育て世代包括支援センター等の関係機関と連携しながら見守り等の必要な対応を行っていくこととしている。

市の調査では、生活に困難を抱える子どもは、放課後に1人で過ごす割合が高いという結果が明らかにされている。児童館が、生活に困難を抱える子どもや保護者に対して直接具体的な支援していくことは難しいが、いつでも気軽に利用できる居場所となることが重要と考えている。

また、児童館を利用する中高生の中にも様々な福祉課題に気づくことがあり、世間話のような会話から課題を把握した場合は、関係機関に相談することがあるという。保育所や地域の人から、学業不振から学校に行きたがらない小学生の話聞いたことがきっかけとなり、児童館では月1回程度、中高生が小学生に勉強を教えたり一緒に宿題したりする取組を実施している。小学生が中高生から気軽に勉強を見てもらい交流しながら学習できるような環境づくりを行っている。

⑥児童館に関する行政課題および今後の展望

移転した児童館は、市民に好評を得て来館者が増加している。来館者数を維持するために利用者が変わっていくニーズを捉えて事業内容の改善を図るとともに、引き続き児童館の活動を広く周知しリピーターの利用を促進するため、情報発信の強化を図ることとしている。児童館を利用したことがない人々や児童館を知らない人々にも広く児童館の活動を周知し新たな利用者が増えるよう、児童館の事業をプレスリリースしたり市のホームページで児童館のイベントの情報などをつづるブログ『ラフラフ日記』を公開したり、多くの市民に認知され利用される施設を目指している。児童館から遠い地域の市民にも児童館の活動を体験してもらえるように、児童館ガイドラインに示されている児童館のない地域に出向いて遊びや文化的活動等の体験の機会を提供する「出張児童館」の展開を検討しているという。

また、就学前の子どもが小学生になると児童館に子ども1人だけで来るようになり、小学生以上の保護者（主に母親）の利用が少なくなる傾向があることから、保護者が気軽に児童館を利用できるように、保護者対象イベントや保護者同士が交流することができる場を提供していくことが重要としている。父親の利用促進にも力を入れ、父親と子どもが一緒に参加しやすい読み語りなどのイベントや父親同士が交流するイベント、父親同士のネットワークづくりにも取り組んでいる。イベントでは中学生、高校生の力を活用するとともに、積極的にかかわってくれる父親の力も活用し様々な取組を行っていくこととしている。ラフラフという児童館がより多くの市民に利用され、子育て支援のまちのブランドとなるよう今後も積極的な取組を行っていきたいとしている。

図 5-2-5-5.



「みはら子育てねっとラブラフ日記」より転載

⑦研究委員所感

三原市ではこれまで特に利用の少なかった中高生に着目し、新児童館の開設にあたり、その建物の建築と施設の運営について中高生の意見や感覚を積極的に反映させていることが特徴的である。意見の反映は中高生で構成する「新児童館ティーンズ検討委員会」を学校との連携の中で立ち上げ、なぜ中高生は児童館に行かないのか、という自分達に引き付けた問いから議論を始め、無料 Wi-Fi や学習室、スポーツ室等の施設設備の検討を行い、実現している。さらに、児童館という施設名称ですら見直しを行い、気軽の「ラフ(rough)」と笑う「ラフ(laugh)」を合わせた『ラブラフ』という親しみやすい愛称が付けられた。新児童館を開設して以降も中高生がその運営に積極的にかかわり、様々な児童館の取組にその力を発揮し、児童館をフィールドとした異世代間交流の中心的な役割を中高生が果たしている姿が強く印象に残った。ともすれば児童館運営のメインターゲットから外れてしまいがちな中高生にあえて着目し、その若い感覚と力を児童館の活動展開に存分に発揮させ、積極的に取り入れることが児童館実践の可能性を広げ、活性化につながることを本市の実践は示唆している。

3. 考察

本調査研究事業では、市区町村への質問紙調査の内容を実証的に把握する観点から、児童館が行政施策の中に効果的に位置付けられている自治体5か所へのヒアリング調査を実施した。当該自治体における行政方針や児童館の整備計画、児童館の運営や取組の内容等の実態から共通する因子や課題を探り当てるため結果の要点をまとめるとともに、横断的な検証・考察を行う。

(1) ヒアリング調査結果の要点

① 北海道石狩市

石狩市へのヒアリング調査では、児童館に係る取組に2つの特徴があった。1点目は、住民参加型の児童館づくりを行っている点である。市民や利用児童等の意見を踏まえた住民主体の児童館づくりは、今日的な地域の施設づくりの方向性を示している。2点目は、児童館ガイドラインを踏まえた児童館の運営や取組等を行っている点である。児童館ガイドラインは、地方自治体への技術的な助言に当たるものだが、本市では子ども・子育て支援事業計画の基本理念の中に、児童館ガイドラインの記載事項を引用するとともに、基本施策の中にも「児童館機能の充実」「児童館を中心とした子どもによる企画・運営参加」「児童館の整備」「児童館での体験活動の充実」を示し、児童館ガイドラインを意識して児童館運営を行っていることがわかった。

② 東京都世田谷区

世田谷区へのヒアリング調査では、公営の児童館として、長年にわたる安定的な運営とともに、信頼と実績に裏付けられた地域へのコミットメント（地域志向）をみることができた。子ども・子育て支援事業計画を内包する「子ども計画」では、児童館を拠点とした地区における見守りのネットワークの強化や児童館の再整備について明記されていた。また、児童館が「遊び」「相談支援」「地域資源開発」「ネットワーク支援」の4つの機能を充実させ、地区において子どもに係る身近な相談や見守りの場として中核的な役割を果たすことを明確にしていた。児童館の相談援助機能の拡充・強化のため、児童館職員の研修を行い、ソーシャルワークの実践力の向上に取り組むなど、今日的な地域の課題に対応する取組内容であった。

③ 東京都町田市

町田市へのヒアリング調査では、児童館が子どもや地域の様々な問題について関係機関につなぐ地域の拠点として、コミュニティソーシャルワークの実践を行っていることがわかった。子ども時代に地域（住民）に支援された経験や児童館職員との出会いが、将来の

地域づくりにもつながるよう、活動の成果や子どもの声を発信している。子ども・子育て支援事業計画を含む「子どもマスタープラン」では、子どもセンター（＝大型児童センター）を、地域の子どもの「遊びの拠点」「成長・発達の拠点」「子育て支援の拠点」と位置付け、子どもと保護者の「地域拠点」の役割を担い、中学生・高校生の利用にも対応している。子どもセンターから距離があって子どもの人口の多い地域には、補完的な役割として子どもクラブ（＝児童センター）を設置する計画を進めている。

④ 岐阜県笠松町

笠松町へのヒアリング調査では、「児童館の事業への投資」が将来に向けた財政投資と捉えられており、その2つの意義がみて取れた。1点目は、児童館の事業を通して、地域課題に取り組む住民主体の仕組みと次世代育成を含めた人材育成の機会となること。2点目は、児童館を地域の拠点施設として、複合的な設備を付加し有効に活用することである。子ども・子育て支援事業計画に基づいて、子どもの健全育成の施設にこども館（＝児童館）を位置付け、子ども同士の交流や親子遊びなど事業を行っている。こども館の整備計画となる「笠松町こども館基本計画」には、「安心して利用できる子育て支援拠点」「切れ目のない子育てサポート体制の強化」「子どもの自主的な意思表示の場」「地域コミュニティとの連携促進」の機能が明記され、事業回数や参加者数が年々増加していることがわかった。

⑤ 広島県三原市

三原市へのヒアリング調査では、児童館建設時から開館後の運営や活動に中高生の意見を積極的に反映していることがわかった。児童館運営協議会の委員に子どもを加え、その意見を生かすなど、児童館の様々な取組に中高生の力が発揮され、異世代間交流にも中心的な役割を果たしている。長期総合計画となる「みはら元気創造プラン」や子ども・子育て支援事業計画に児童館が位置付けられており、来館者数や中高生がかかわるイベント実施回数など具体的な数値目標を掲げ重点事業として取り組まれている。また、「児童館機能の充実」により、生活の困難を抱える子どもや中高生なども自由に利用できる居場所となるとともに、子どもの孤立の抑制や貧困対策としても期待されており、児童館の活動・実践の可能性を示唆している。

(2) ヒアリング調査結果の横断的検証・考察

5つの自治体へのヒアリング調査には、構造化した質問項目を設定して、インタビューを行った。その結果から、施策の中で児童館を有効に位置付けている自治体や児童館を新たに整備する計画がある自治体に共通する因子を探るため、横断的な検証と考察を試みる。

① 児童館に関する行政方針・施策上の位置付け

各自治体では、行政方針に基づいて児童館が位置付けられており、その設置・運営や重点的な取組の内容が諸計画に明記されていた。各自治体における子ども・子育て支援事業計画等へ記載内容についての要点は以下の通りである。

自治体	計画の名称	児童館に関する記載内容
石狩市	「石狩市子どもビジョン」 (子ども・子育て支援事業計画含む)	児童館の整備計画を明記 「児童館機能の充実」「児童館を中心とした子どもによる企画・運営参加」「児童館の整備」「児童館での体験活動の充実」を明記。
世田谷区	「世田谷区子ども計画(第2期)後期計画」 (子ども・子育て支援事業計画含む)	「児童館を拠点とした地区における見守りのネットワークの強化」「児童館の機能強化」「児童館の再整備」を明記。 児童館の「遊び」「相談支援」「地域資源開発」「ネットワーク支援」の機能の充実を明記。
町田市	「新・町田市子どもマスタープラン(後期)」(子ども・子育て支援事業計画含む)	児童館を地域の子どもの「遊びの拠点」「成長・発達の拠点」「子育て支援の拠点」として明記。 児童館が体験活動の提供を通して子どもの社会性やコミュニケーション能力を育む場を提供、子どもと保護者の「地域拠点」と位置付け。
笠松町	「第2期笠松町子ども・子育て支援事業計画」	子どもの健全育成に児童館を位置付け。 事業概要に「子ども同士の交流や親子遊びなどの子育て支援事業」「遊びの交流事業」を明記。
	「笠松町こども館基本計画」	児童館の整備を明記。 児童館の施設特性として、「安心して利用できる子育て支援拠点」「切れ目のない子育てサポート体制の強化」「子どもの自主的な意思表示

		の場」「地域コミュニティとの連携促進」を明記。
三原市	「みはら元気創造プラン」 (三原市長期総合計画後期基本計画)	基本方針の中に「児童館運営事業」を明記。
	「みはら子育て応援プラン」 (第2期三原市子ども・子育て支援事業計画)	子どもの生活支援(居場所の充実)の取組として、「児童館運営事業」(児童館機能の充実)を明記。

② 児童館の施策への児童館ガイドラインの参照・活用の検証

各自治体へのヒアリング調査において、児童館に関連する施策に児童館ガイドラインの内容が参照又は活用されている事例を聞き取ることができた。児童館ガイドラインの理念や運営・活動内容等に参照・活用された内容の要点は以下の通りである。

石狩市	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画の基本理念に、「平成30年に策定された改正児童館ガイドラインでは、子どもの権利の具現化を図る拠点として、児童館がその役割を担うことが明記されました。」と記載している。 基本施策として「児童館機能の充実」「児童館を中心とした子どもによる企画・運営参加」等を明記し、児童館ガイドラインを踏まえて運営等を実施していることとしている。
笠松町	<ul style="list-style-type: none"> 「笠松町こども館検討懇談会」では、児童館ガイドラインに基づく施設運営、中高生支援の拡充、子どもの権利の尊重といった方向性が示された。 町長を含む検討懇談会メンバー等は、検討懇談会から推薦された児童館ガイドラインを具現化する近隣自治体2か所の児童館の先進事例を視察し、児童館ガイドラインの記載内容を意識した児童館運営を検討している。
三原市	<ul style="list-style-type: none"> 新しい児童館のコンセプトづくりには、児童館ガイドラインの記載内容が大いに参考にされていた。 児童館ガイドラインに記載する児童館運営委員会(協議会)の構成員の例示が参考にされ、子どもが委員として参画している。 児童館ガイドラインに示される児童館のない地域に出向いて遊び等を提供する「出張児童館」が検討されている。

③ 児童館の整備の経緯・予定等の検証

各自治体における児童館の児童館の直近の整備（新設、建て替え、大規模修繕）の状況、及び児童館整備の主な理由や経緯、今後の計画等の要点は、以下の通りである。

自治体	児童館の直近の整備状況・今後の計画	児童館整備の主な理由・経緯
石狩市	○令和4年10月開館（予定） 「ふれあいの杜子ども館」	<ul style="list-style-type: none"> ・現児童館の狭小、施設の老朽化により、当該地域における子どもの居場所と地域の子育て支援の拠点の設置が課題となっていた。 ・こども議会の中で当該地域に「児童館を整備してほしい」という中学生の意見がきっかけとなっている。
世田谷区	○令和3年12月開館（移転） 「代田南児童館」 ○令和5年度（改修予定） 「弦巻児童館」 「野沢児童館」 「松沢児童館」 ○令和6年度（改修予定） 「若林児童館」 「上祖師谷ぱる児童館」	<ul style="list-style-type: none"> ・閉校により発生した小学校跡地には、地域から子どもの施設の設置要望が強く、代田南児童館の移設の構想が持ち上がり、複合施設として建設された。 ・今後、未整備地区8地区に、学校等との複合化を基本に計画的に整備する予定。 ・老朽化する施設は、中長期改修工事計画に基づき、順次修繕を行うこととしている。
町田市	○令和元年11月 「南町田子どもクラブ」 ○令和元年12月 「小山子どもクラブ」 ○令和2年6月 「三輪子どもクラブ」 ※子どもクラブ3館新設予定	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもセンターは「子どもセンター基本構想」に基づき、平成28年に市内5地域に整備が完了している。 ・子どもクラブは「子どもクラブ整備方針」に基づき、既存の子どもクラブ6館に加え、令和5年度までに3館新設し、計9館とする計画がある。（※児童福祉法上の児童館ではない施設含む）
笠松町	○令和4年3月開館（移転） 「笠松町（新）こども館」	「施設の老朽化」「立地条件の問題」「継続的な財政負担」「公共施設の集約化」「保護者の要望」の課題改善のため、こども館を移転する。
三原市	○令和2年8月開館（移転） 「三原市児童館ラフラフ」	旧児童館の施設の老朽化や狭小等の理由とともに、老朽化・耐震化の解決、公共施設の再編など公共施設マネジメントや中心市街地の賑わい創出の観点から移転した。

④ 児童館設置地域のニーズ把握や社会資源との連携・協力のための方法・工夫の検証

各自治体における児童館設置地域のニーズ把握や社会資源との連携・協力のための方法・工夫等の要点については、以下の通りである。

石狩市	<ul style="list-style-type: none"> 各児童館では、毎年、子どもや保護者にアンケート調査や保護者との意見交換会等を行い、子どもや保護者のニーズ把握を行っている。 「こども会議」にて、児童館行事の企画や利用ルールなどを検討している。 児童館の建設に際して、①市民会議の設置・開催、②パブリックコメントの実施、③児童等へのアンケートを実施している。
世田谷区	<ul style="list-style-type: none"> 青少年委員、PTA、町内会・自治会など児童館運営を協力するサポーターによる地域懇談会が、年1～2回開催され、児童館への意見や要望、地区の情報や課題などが話し合われている。 子育て支援コーディネーターや社会福祉協議会と連携して、児童館を中心とした地区の相談・見守りネットワークを構築しており、令和6年度までに全館実施を目標としている。
町田市	<ul style="list-style-type: none"> 子どもセンターでは、「子ども委員会」が設置され、施設の整備段階から開館後の運営やイベント企画等にも、子どもの意見やニーズを反映している。また、地域の事業所・商店会・商店との協働により、子どもたちと地域の大人が交流するイベントを実施している。 子どもクラブの整備には、地域の団体や子どもなどを対象にワークショップを開催し、外観、機能、活動等のニーズを設計に反映している。
笠松町	<ul style="list-style-type: none"> こども館の移転に際しては、ニーズ調査やこども館検討懇談会での意見を踏まえ、子どもや子育て当事者の声を反映して設計されている。 乳幼児の利用率が高く、行事等を通して子育て当事者同士の交流とともに、子育てに悩みをもつ保護者への相談支援を行い、必要に応じて専門機関につなげるよう取り組むこととしている。
三原市	<ul style="list-style-type: none"> 学校との連携を重視し、小学校長に児童館運営委員会の運営委員を依頼している。 運営委員会に高校生が委員として参画し、その意見が生かされている。 市内高校の授業の一環として、児童館との連携が取り組まれている。 民生委員児童委員との交流会を定期的に開催し、高校生も一緒に意見交換し、地域の子育て支援者からニーズ把握している。

⑤ 児童館における子ども・家庭・地域の福祉的課題に対応した取組の検証

各自治体における児童館での子ども・家庭・地域の福祉的課題に対応した取組等の要点については、以下の通りである。

石狩市	<ul style="list-style-type: none"> ・こども未来館では、主にひとり親家庭や就学援助を受給している家庭の子どもを対象とした学習支援や食事支援が実施されている。 ・児童館が参画する要保護児童対策地域協議会の中で児童虐待の情報共有や対応方針が検討されている。 ・児童館では、子育て支援の拠点として相談の対応を行っており、相談専用の電話回線を設置し対応している。
世田谷区	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い利用者や地域でネットワークをもつ児童館の特長を生かし、切れ目のない支援や見守りを行っている。 ・児童館を拠点とした地区における見守りのネットワークの強化、子ども家庭支援センターとの連携強化により、子どもや家庭等に対する児童館の相談支援・情報連携機能の強化を図っている。
町田市	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもセンターでは、学校、関係機関と連携をとり、子どもの福祉的課題への対応に取り組んでいる。 ・適切な支援を行うための「福祉的課題対応マニュアル」を作成している。 ・「地域子育て相談センター」が子どもセンターに併設され、保育士、保健師、臨床心理士等の市の職員が配属されている。 ・子どもの悩みに気づき、適切に支援するための児童厚生員の相談対応力向上研修を行い、子どもが相談しやすい体制の充実を図ることとしている。
笠松町	<p>不登校の子どもの居場所や支援や貧困家庭対策にもつながる子ども食堂の実施など、こども館での子どもの福祉的課題に寄り添う取組が検討されている。</p>
三原市	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館が要保護児童対策地域協議会に参画し、児童虐待等による支援が必要な子どもの情報について関係機関との連携し情報共有している。代表者会議に児童館長を兼務する市担当課の課長、実務者会議に職員が出席している。 ・児童館では月1回程度、中高生が小学生に勉強や宿題を教える学習支援の取組を実施している。

⑥ 児童館に関する行政課題および今後の展望の検証

各自治体における児童館に関する行政課題および今後の展望の要点については、以下の通りである。

石狩市	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの地域活動への参加や多世代交流の機会、子どもが主体的にかかわることができる活動の機会を充実させること。 ・児童館は、0歳から18歳未満の子どもが誰でも利用できる居場所であるとともに、児童クラブ機能、保護者も仲間づくり、相談もできる地域の子育て支援拠点の機能を発揮することが期待されている。
世田谷区	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの見守り等の支援を行う中核として児童館を位置付け、まちづくりセンターごとの地区（区内28か所）に児童館を整備するにあたり、未整備地区（8地区）と重複地区（5地区）の対応が課題となっていること。 ・児童館の未整備地区については、公共施設等総合管理計画と整合を図り、学校等との複合化を基本に、計画的に整備することとしている。
町田市	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもセンターにおいて、地域の実情を詳しく把握し地域活動の担い手の育成・支援を行い、子どもと地域のつながりを創るなど、地域の総合拠点としての役割を担っていくこと。 ・子どもクラブは、子どもセンターの補完施設として、子どもセンターへのアクセスが難しい地域に計画的に整備が進められている。
笠松町	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で子どもの成長を支援するための中核施設として、こども館の運営方法や活動内容の充実を図ること。 ・こども館を新築するためには大きな予算が必要となるが、未来への投資、子どもたちの未来への投資と捉え、子どもにかかわる行政課題を改善していくこと。 ・こども館が、条例を具現化することができる施設と捉え、子どもの権利や子どもの居場所づくりのシンボルとなることが期待されている。
三原市	<ul style="list-style-type: none"> ・父親の育児参加を促進するため、父親と子どもが一緒に参加しやすい読み語りなどのイベントや父親同士が交流するイベントやネットワークづくりにも取り組み、父親の利用を促進すること。 ・児童館の活動を広く周知しリピーターの利用促進とともに、新たな利用者が増やし、多くの市民に利用される施設を目指している。

⑦ 考察まとめ

本調査研究事業における自治体へのヒアリング調査の結果を横断的に検証・考察することにより、行政方針や児童館の整備計画、共通する因子や課題等をまとめ、以下の通り総括する。

(1) 児童館の整備は必要な時機と対応すべき明確な課題が重要であること

児童館を含め公共施設は、使用環境や頻度、維持管理状況、構造・材質、用途等の条件によるものの、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)では、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建物の耐用年数は、事務所等が50年、住宅・学校・体育館等が47年と耐用年数の目安の指標とされている。今回のヒアリング対象の実際では、石狩市「おおぞら児童館」(昭和54年設立)は約43年、世田谷区「代田南児童館」(昭和59年設立)は約37年、笠松町「こども館」(昭和43年設立)は約53年、三原市「児童館」(平成10年設立)は約23年で建て替えている。老朽化や耐震化などに対応して児童館を維持継続するための再整備が行われるには自治体の事情にあった適切な時機があり、地域住民の期待や行政として対応すべき課題が明確になっていることが重要であるといえる。老朽化していく児童館は他の公共施設と同様に、「施設の老朽化」「施設の将来の維持管理コスト削減」「公共施設の集約・複合化」「地域住民や保護者の要望」等の事情から、中長期的な改修工事計画に基づき、新設、移転、大規模修繕が行われ、小学校が統廃合された跡地の利活用、地域の強い要望や子どもからの意見・要望により整備に至るケースもある。

(2) 行政方針や事業計画に児童館の位置付けが明記されることが重要であること

自治体では、行政方針に基づいて児童館の設置・運営や重点的な取組に係る計画と予算が紐づいており、とりわけ子ども・子育て支援事業計画やその上位計画に児童館に関する計画に明記されているかどうかは児童館の設置・運営を推進する重要な条件となることがわかった。また、自治体によっては、機能・役割、運営や活動などソフト面の取組にまで踏み込んだ計画がされており、「子どもの遊びの拠点」「子どもの居場所」「子どもの参画」「子育て支援」「子どもや地域の交流」「地域連携・ネットワーク」「相談支援」といった課題への対応が、児童館に期待される時流の取組となってきたことがうかがえた。

(3) 児童館ガイドラインは自治体における児童館の取組の指南書となること

上記(2)に例示した「子どもの遊びの拠点」「子どもの居場所」「子どもの参画」「子育て支援」「子どもや地域の交流」「地域連携・ネットワーク」「相談支援」といった課題は、児童館ガイドラインの活動内容の「遊びによる子どもの育成」「子どもの居場所の提供」「子どもが意見を述べる場の提供」「子育て支援の実施」「地域の健全育成の環境づくり」等の

記載内容に合致していることがわかる。また、児童館ガイドラインは、地方自治法に規定する技術的な助言に当たるものでありながら、子ども・子育て支援事業計画の基本理念に引用したり、児童館の新築・建て替えの際に参照したり、児童館の活性化のための指南書となっているといえる。今回の調査からは、児童館の設置数が少ない自治体のほうがその影響が顕著にみられたため、今後の検証に期待したい。

(4) 児童館の設置運営は、地域のニーズ把握と社会資源との連携が重要であること

児童館の整備に際しては、地域住民や地域の関係団体、子育て中の保護者等から意見を聴くための検討会議を開催したり、子どもが意見を述べる場となる検討委員会やワークショップを開催したり、地域や利用者の意見を児童館の設計や運営方針策定に反映する仕組みが時流となっている。また、児童館の運営や活動内容についても、子どもが意見を述べる場となるいわゆる「子ども会議」や子どもや保護者へのアンケート調査により意見や要望を把握し、それを利用者ニーズとして児童館の行事の企画や利用ルールなどに生かす取組が全国に広がりつつある。児童館は、学校、子育て世代包括支援センター、民生委員・児童委員、青少年委員、PTA等の子ども・子育て支援にかかわる関係機関や、町内会・自治会、商店会等の地域団体等と有機的なネットワークを構築し、見守りや相談対応を行い、必要に応じて専門機関につなげるなど、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進める機能が期待されている。これは、児童館ガイドラインに児童館の特性として示された「拠点性」「多機能性」「地域性」の3点に合致する結果である。

(5) 子ども・子育ての課題解決に児童館の機能を生かすことが重要であること

児童館ガイドラインには児童館の機能・役割として「遊び及び生活を通した子どもの発達の増進」「子どもの安定した日常の生活の支援」が記載されている。児童館は、子どもが主体的に過ごすことができる居場所、地域の子どもの交流の拠点として象徴的な施設となり、子どもを見守り支援する地域の事務局的な役割を担うことが可能であることが、今回のヒアリング調査から検証することができた。児童館は、多様な子どもとの接点があり、地域に広がる子どもの健全育成ネットワークによって関係機関等から子どもや子育て家庭に関する情報を得られやすい特長があり、子どもや子育て家庭の福祉的課題に切れ目なく対応することができる。子どもや子育て家庭の地域の身近な相談窓口として、子どもや子育て家庭の福祉的課題を汲み取り対応する、かかりつけ相談機関となりうることも、ヒアリングから得た多くの事例により実証することができた。また、自治体において中・高校生世代の居場所として指定された児童館や、中・高校生世代の利用促進を図るために閉館時間を延ばしたり、子どもの委員会など意見を述べる場を設けたりしている児童館もみられたが、その取組の全国的な広がりには途上にあると言わざるを得ない状況であり、中・高校生世代の居場所については、施策上の課題として、今後、国や自治体での検討が期待さ

れる。

ヒアリング調査では、施策の中で児童館を有効に位置づけている自治体が、子どもへの投資は未来への投資と捉えて財政出動していることが印象的であり、整備された児童館においては、児童館ガイドラインに示される「子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応」「子育て家庭への支援」「子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進」の機能を強化し、子ども・子育てに関する地域課題や行政課題を改善する児童館の実践に期待するものである。

第6章

まとめと提言

第6章 まとめと提言

1. まとめ

本調査研究は、児童館ガイドライン改正後の自治体における児童館や児童健全育成施策・制度の状況や、個々の児童館の運営・活動実態を把握する調査を行い、その実態を踏まえ、現行の制度上の課題等を検証し、今後の児童館に関する施策や活動の方向性等についての検討作業に資することを目的として実施した。また、本調査研究では、「2021 全国児童館実態調査」（悉皆調査）として、全自治体を対象とした児童館の設置状況や子ども・子育て支援施策と児童館の関係、児童館ガイドラインの運用等についての調査、及び全児童館を対象とした施設概要、運営状況、職員、活動（事業・取組）等についての調査を行い、その結果を分析・検証するとともに先行研究の結果と比較考察し、児童館の現状と課題を明らかにした。さらに、予備調査及び研究委員会における検討を踏まえ選定した自治体5か所を対象として、児童館に関する行政方針・施策上の位置付け、新設等の経緯・予定、子ども・家庭・地域の福祉的課題に対応した取組等についてヒアリング調査を実施し、自治体における児童館施策の現状と課題について分析・検証をした。

これらの結果の詳細は、第2章「市区町村への質問紙調査」、第3章「小型児童館・児童センターへの質問紙調査」、第4章「大型児童館への質問紙調査」、第5章「自治体へのヒアリング調査」において、まとめている。ここでは、今回の調査において特筆すべき事項について記述したい。

まず調査時期における子どもを取り巻く社会的背景として、新型コロナウイルス感染症の影響による子どもの生活の変化があったことから、調査結果に大きく影響を及ぼしていた。令和2年3月からの外出自粛・臨時休校の長期化にともない、各学校では子どもたちへの家庭学習用のプリントを作成し、配布した。また、動画の配信、オンライン授業などを取り入れ、子どもの教育を受ける権利を保障することに努めてきた。一方、卒業式、入学式、修学旅行、運動会など、子どもたちの今後の人生において、かけがえのない（楽しい思い出となる）多くの行事・イベントが中止、もしくは縮小して実施された。その後、登校が再開されても、感染防止策として給食時は会話をすることは禁止され、全員が黒板に向かった体制で静かに食べること（黙食）が求められた。休み時間も密になる遊びは禁止され、フィジカルディスタンスをとった遊びが求められた。子どもたちの学校生活の風景が、新型コロナウイルス感染症により一変した。このことは、児童館活動においても、休館もしくは限定的な利用など、多大な影響を及ぼし全国の児童館の82%で臨時休館を実施した¹。子どもの権利条約では、「生きる、守られる、育つ」という受動的権利に加えて、

¹ 「児童館における新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急調査」（全国児童館連絡協議会・児童健全育成推進財団）令和2年6月 <https://www.jidoukan.or.jp/info/news/5679bb7da984>

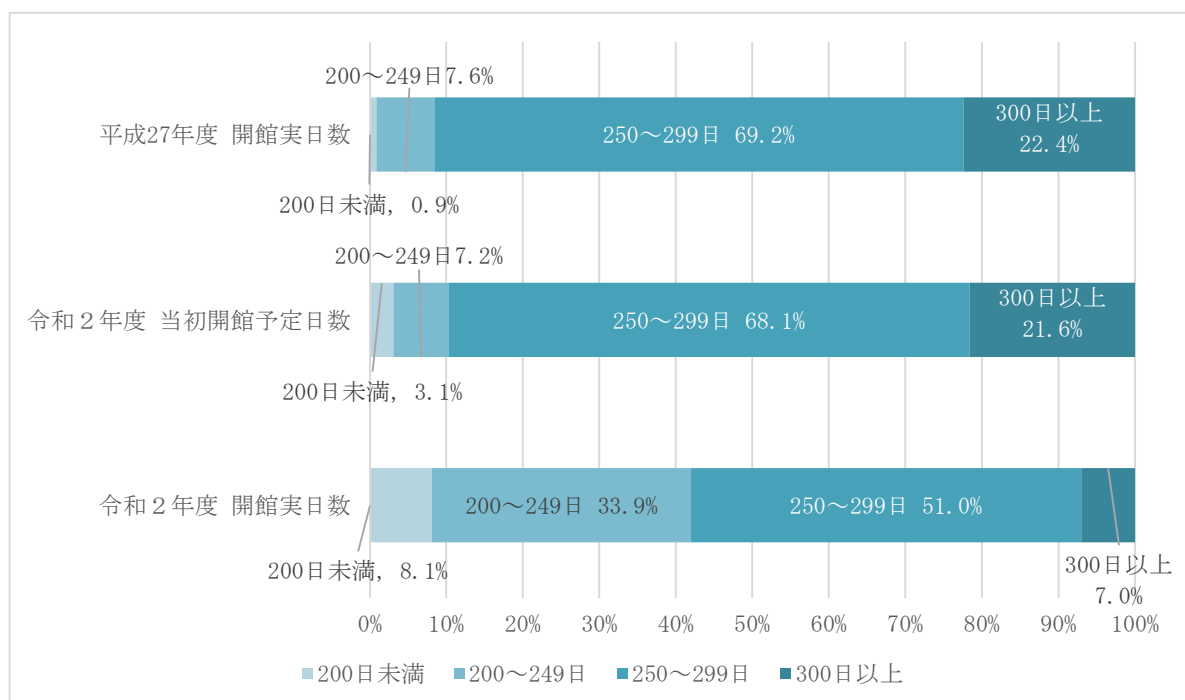
「参加する」という能動的権利（子どもが権利を主張できる）が示されている。その代表的なものが第12条「意見表明権」（子どもが年齢や成熟度に応じて自由に意見を表明できること、および子どもが意見を聴かれることの保障）である。また、子どもの権利条約の第31条には「休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加」が規定されているにも関わらず、休校中の子どもたちの生活は、小学生も含め、家庭学習の課題対応に追われ、休むことも遊ぶこともできない状況にあった。このような子どもたちの状況に対して、自治体へのヒアリング調査においては、児童館職員が児童館ガイドラインを踏まえ、子どもの権利を保障するために、取り組んでいることもわかった。

（1）新型コロナウイルス感染症による影響

①小型児童館・児童センターへの質問紙調査結果から、次のことが示唆された。

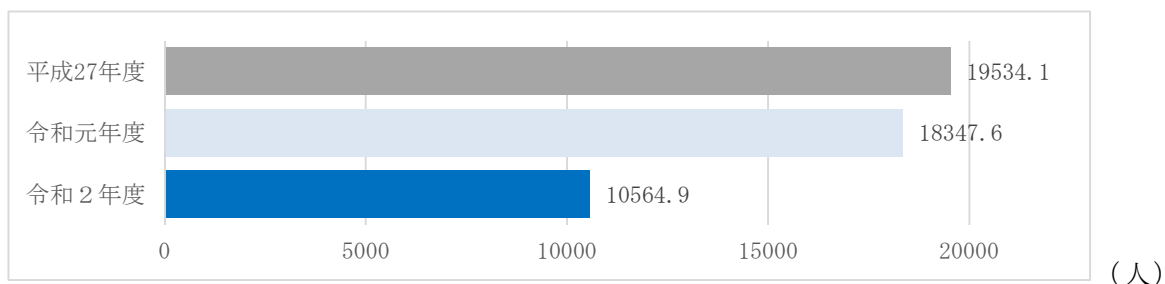
- ・今回の調査と前回調査の結果を比較すると、開館日数や利用者数のうち特に小学生の利用者数が減少していた。また、ボランティアの参加や実習生の受け入れ、移動児童館（出前児童館等）、児童館で活動している母親クラブの割合も減少していた。これらは、新型コロナウイルス感染症による影響が大きいと考えられる。

図 3-2-6. 開館日数（前回比較）再掲



平成27年度と比較して、新型コロナウイルス感染症の影響から、令和2年度は約半減している。

図 3-2-8. 延べ利用人数（前回比較）再掲

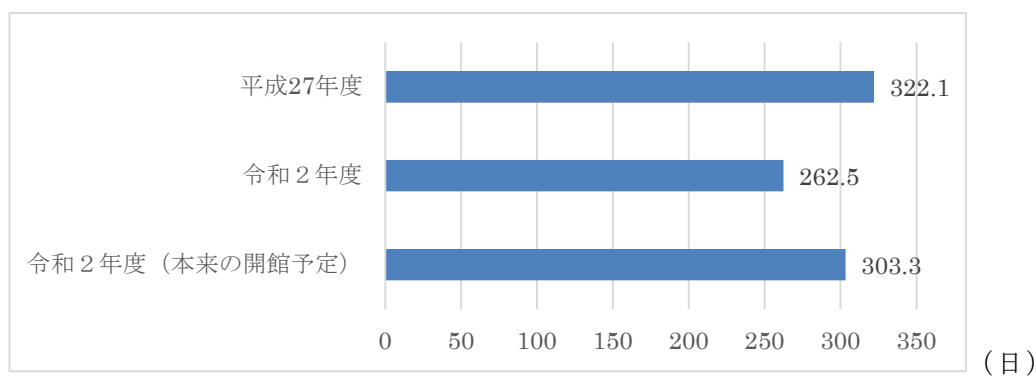


同様に延べ利用人数の平均値についても大幅に減少していることがわかった。

②大型児童館への質問紙調査から、次のことが示唆された。

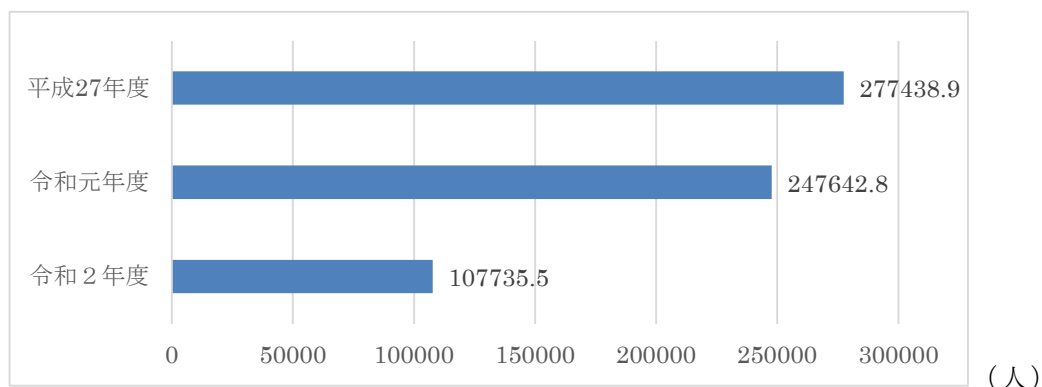
- ・大型児童館については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休館せざるを得ない状況があったため、開館日数の平均は262.5日と本来の開館予定よりも40.8日の減となっている。最も開館日数が多い児童館は294日であり、最も少ない日数の児童館は194日であった。（本来の開館日数の平均は、303.3日であった。最も開館日数が多い児童館は347日であり、最も少ない日数の児童館は206日であった。）
- ・平成27年度と比較して実際の開館日数は平均で59.6日減少していた。

図 4-2-1. 開館日数平均（前回比較）再掲



- ・令和2年度の延べ利用人数の平均利用者数は、10万7,735.5人である。
- ・令和元年度の延べ利用人数の平均利用者数は、24万7,642.8人である。
- ・令和2年度の利用者数は、令和元年度平均利用者数と比べると、13万9,907.3人減少している。
- ・令和元年度と平成27年度と比較しても利用者は減少傾向にあった。

図 4-2-2. 延べ利用人数平均（前回比較）再掲



- ・大型児童館が、令和2年度に実施した主な活動内容を前回調査結果と比較すると、「運動あそび・スポーツ」85.0%→77.8%、「伝承あそび」90.0%→55.6%、「異年齢・多世代等の交流活動」75.0%→55.6%、「造形活動」90.0%→88.9%、「音楽活動」70.0%→61.1%、「鑑賞会（劇・映画・音楽等）」85.0%→77.8%、「季節行事」90.0%→77.8%、「自然体験活動（野外活動・外遊び）」85.0%→83.3%、「食育活動」65.0%→44.4%、「利用者対象の講習会」35.0%→16.7%、「ボランティア育成活動」65.0%→44.4%、「伝統芸能活動」35.0%→22.2%の活動が減少している。一方、増加した活動は、「表現活動（劇遊び等）」45.0%→55.6%、「環境・エコ活動」30.0%→44.4%である。

（2）児童館ガイドラインの周知・活用について

①市区町村への質問紙調査結果から、次のことが示唆された。

- ・児童館ガイドラインを、運営の点検・見直しに活用した市区町村は前回調査では53.1%だったが77.0%へと増加していることから、国の児童館ガイドラインが、自治体の児童館運営向上の取組に具体的に役立っていることを確認することができた。
- ・児童館ガイドラインを「周知した」と答えた市区町村の児童館がすべての活動において実施率が高かった。特に「子どもが意見を述べる場の提供」と「地域の健全育成環境づくり」「ボランティア等の育成と活動支援」は30%以上、取組の差がみられた。

表 3-2-107. 児童館ガイドライン改正以降、児童館への周知状況との関連 再掲

		件数	遊びによる子どもの育成	子どもの居場所の提供	子どもが意見を述べる場の提供	配慮を必要とする子ども（要保護児童）への対応	子育て支援の実施	地域の健全育成の環境づくり	ボランティア等の育成と活動支援	放課後児童クラブの実施と連携	欠損値
周知した	N	2689	2573	2544	1773	1958	2308	1977	1590	1539	76
	%	100.0	95.7	94.6	65.9	72.8	85.8	73.5	59.1	57.2	-
周知していない	N	75	70	57	23	42	47	27	18	24	3
	%	100.0	93.3	76.0	30.7	56.0	62.7	36.0	24.0	32.0	-
不明	N	400	381	370	187	179	287	226	108	151	5
	%	100.0	95.3	92.5	46.8	44.8	71.8	56.5	27.0	37.8	-
回答数		3556	3398	3342	2180	2417	2967	2460	1880	1928	92
割合(%)		100.0	95.6	94.0	61.3	68.0	83.4	69.2	52.9	54.2	-

また、児童館ガイドラインを運営に「活用している」と答えた市区町村の児童館が、すべての活動において実施率が高かった。特に「子どもが意見を述べる場の提供」「配慮を必要とする子ども（要保護児童）への対応」「地域の健全育成環境づくり」「ボランティア等の育成と活動支援」は20%以上、取組の差がみられた。

表 3-2-108. 児童館の運営面への児童館ガイドライン活用状況との関連 再掲

		件数	遊びによる子どもの育成	子どもの居場所の提供	子どもが意見を述べる場の提供	配慮を必要とする子ども（要保護児童）への対応	子育て支援の実施	地域の健全育成の環境づくり	ボランティア等の育成と活動支援	放課後児童クラブの実施と連携	欠損値
活用している	N	2710	2604	2566	1776	1983	2324	1990	1598	1530	73
	%	100.0	96.1	94.7	65.5	73.2	85.8	73.4	59.0	56.5	-
活用していない	N	447	413	398	202	190	313	235	114	182	11
	%	100.0	92.4	89.0	45.2	42.5	70.0	52.6	25.5	40.7	-
回答数		3556	3398	3342	2180	2417	2967	2460	1880	1928	92
割合(%)		100.0	95.6	94.0	61.3	68.0	83.4	69.2	52.9	54.2	-

②自治体へのヒアリング調査結果から、次のことが示唆された。

- ・児童館ガイドラインは、地方自治法に規定する技術的な助言に当たるものであるが、子ども・子育て支援事業計画の基本理念に引用したり、児童館の新築・建て替えの際に参照したり、児童館の活性化のための指南書となっている。

(3) 児童館長の配置が児童館の活動内容との関連について

小型児童館・児童センターへの質問紙調査結果から、次のことが示唆された。

- ・専任・常勤の児童館長の配置と児童館の各活動の関連については、「子どもが意見を述べる場の提供」、「子育て支援の実施」、「地域の健全育成の環境づくり」、「ボランティア等の育成と活動支援」、「放課後児童クラブの実施」は児童館長が配置されていること、児童館長は常勤かつ専従である場合にそれら活動を実施している児童館が多いことが前回調査と同様の結果として示された。このことから、児童館長の配置自体が各活動の実施を進めるために重要である。
- ・「子どもの居場所の提供」と「配慮を必要とする子ども(要保護児童)への対応」については、児童館長は常勤かつ専従である場合にそれら活動を実施している児童館が多いことが示された。これらの活動を進めるためには、児童館長を配置しているだけではなく、常勤であること、さらに専従であることが重要である。

(4) その他

①市区町村への質問紙調査結果から、次のことが示唆された。

- ・市区町村において、児童館の本来の中心的機能・役割は、地域のすべての子どもの健全育成であり、放課後児童健全育成事業や乳幼児等を中心とした子育て支援等に限定されるものではないが、児童館の本来の機能・役割についての正しい理解が得られていないことが再度課題として確認された。
- ・財源に関する要望では、施設整備の必要性が明らかでありながら、一方で、「人件費不足」「運営費不足」に悩む市区町村の様子がうかがえた。運営費は、一般財源化されており、自治体における財源確保が困難となっている。そのため、国への財政支援を求める声があった。

②小型児童館・児童センターへの質問紙調査結果から、次のことが示唆された。

- ・前回調査では児童館長の配置の有無については検討していなかったが、今回の調査により、児童館長の配置自体が各活動の実施を進めるために重要である。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、児童館の開館日数や利用者数等が総体的に減少した中で、児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容では、「配慮を必要とする

子ども(要保護児童)への対応」の実施割合が前回調査 65.1%から 69.8%に、「子どもが意見を述べる場の提供」の実施割合では 59.0%から 62.9%に増加した。また、要保護児童対策地域協議会への参画の実施割合が 29.8%から 31.1%に増加していることから、児童館では子ども・子育て家庭の見守り支援などソーシャルワークの実践と子ども主体の取組が推進していると考えられる。

③大型児童館への質問紙調査結果から、次のことが示唆された。

大型児童館では、新型コロナウイルス感染症の影響により県内児童館への支援活動の取組の回数は減少したが、「児童厚生員等関係職員の研修」や「講師等としての職員派遣」「移動児童館でのプログラム提供」を多くの大型児童館が実施し、「県内児童館のない地域等での遊びの提供」「子育てや健全育成に関する啓発」などアウトリーチ活動が盛んに行われていた。児童館ガイドラインに示された大型児童館の機能・役割が着実に蓄積されている。

④自治体へのヒアリング調査結果から、次のことが示唆された。

・児童館の整備は必要な時機と対応すべき明確な課題が重要であること

老朽化や耐震化などに対応して児童館を維持継続するための再整備が行われるには自治体の事情にあった適切な時機があり、地域住民の期待や行政として対応すべき課題が明確になっていることが重要である。

・行政方針や事業計画に児童館の位置付けが明記されることが重要であること

自治体では、行政方針に基づいて児童館の設置・運営や重点的な取組に係る計画と予算が紐づいており、とりわけ子ども・子育て支援事業計画やその上位計画に児童館に関する計画に明記されているかどうかは児童館の設置・運営を推進する重要な条件となる

・児童館ガイドラインは自治体における児童館の取組の指南書となること

児童館ガイドラインは、子ども・子育て支援事業計画の基本理念に引用したり、児童館の新築・建て替えの際に参照したり、児童館の活性化のための指南書となっている。

・児童館の設置運営は、地域のニーズ把握と社会資源との連携が重要であること

児童館の整備、運営や活動内容については、地域住民や地域の関係団体、子どもや保護者の意見や要望を把握し、児童館の運営や活動に生かす取組が全国に広がりつつある。

・子ども・子育ての課題解決に児童館の機能を生かすことが重要であること

児童館は、子どもや子育て家庭の福祉的課題に切れ目なく対応することができ、子どもや子育て家庭の地域の身近な「かかりつけ相談機関」となりうる。また、中・高校生世代の居場所としての課題への対応が期待される。

2. 提言

児童福祉法に規定されている児童福祉施設は12種別ある。その中において、児童厚生施設としての児童館（小型児童館、児童センター、大型児童館）の設置数は4,398か所（令和2年10月1日 社会福祉施設等調査）である。この設置数は、保育所の2万3,896か所、幼保連携型認定こども園の6,089か所（令和3年4月1日 厚生労働省調査）に次いで多い。このことから、地域内の福祉課題を解決するための社会資源として、既存の児童館をより充実させ、有効活用することが効率的であることがわかる。一方で、減少傾向にある全国の児童館数を国としてどのように捉え、今後どのような対策を講じて行くのか根本的な検討が期待され、また、こども家庭庁創設を契機として、子ども・子育てに関する地域課題や行政課題を改善するべく地域に根差した児童福祉施設として児童館の機能・役割、さらなる自治体での明確な位置付けがなされることが求められている。

これらのことを踏まえて、下記のことを提言する。

- 今回調査では、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容の「配慮を必要とする子ども（要保護児童）への対応」「子どもが意見を述べる場の提供」の取組や要保護児童対策地域協議会への参画の割合が増加しており、全国の児童館がさらに子ども・子育て家庭の見守り支援などソーシャルワークの実践や子ども主体の取組を推進されるよう現場を支援する施策が検討されること。
- 児童館における相談対応については、「記録を保管している」児童館の割合が前回調査65.0%から今回調査67.4%、「必要に応じて自治体に相談内容を報告している」児童館の割合が前回調査33.9%から62.6%に増加しており、子どもや子育て家庭の地域の身近な相談窓口として、子どもや子育て家庭の福祉的課題に対応する、かかりつけ相談機関となりうること。
- 中・高校生世代の居場所については、施策上の課題として、今後、国や自治体での検討が期待されることから、児童館の活用の可能性が考えられる。
- 児童館ガイドラインの周知は前回調査より進んでいる結果であったが、「児童館の設置運営について」（厚生省発123号平成2年8月7日厚生事務次官通知）（児発第967号平成16年3月26日厚生省児童家庭局長通知）を児童館ガイドラインの記載内容と照校し、例えば、今日、児童館において一般化している活動である「子育て支援」について記載内容が厚くなるよう見直すこと。そのことにより、自治体が児童館を積極的に活用し、推進していく可能性がある。
- 施策の中で児童館を有効に位置づけている自治体では、児童館ガイドラインに示される「子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応」「子育て家庭への支援」「子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進」の機能を意識した取組が行われていたことから、子ども・子育てに関する地域課題や行政課題を改善

する児童館の実践に期待できる。

最後に、新型コロナウイルス感染症による影響で小・中・高校生の自殺が増えた。令和2年は499人で過去最多となり、前年比で25%（100人）増加した。特に高校生女子は80人から140人へと大きく増えた²。（厚生労働省・文部科学省発表）このような子どもたちの現状にあって、子どもたちの身近な存在である、また「第三の居場所」（サードプレイス）ともいわれている児童館は、子どもの命を守るために何をしなければならないのか、その対策を考えなければならない。

そして、山縣文治（関西大学教授）は子ども家庭支援のターゲットとして、①子育て支援（子ども自身の成長、発達支援）、②親育ち支援（親になるための支援）、③親子関係の支援（子育て・親育て支援、親子の信頼および愛着関係形成のための支援、子育てをする親を「育てる」支援）、④育む環境の育成支援（地域社会づくり）を挙げている。今後は、このような4つの分野にわたる、トータルな支援が必要である。と同時に、家族の生活状況を含めた「子どもと家族全体」を切れ目なく、包括的に支援することも必要である。まさに、ソーシャルワークの視点が求められている。このような中で、児童館の施設特性である①拠点性、②多機能性、③地域性に基づいて、児童館（児童厚生員）としての役割は何かを、地域住民とのコミュニケーションを通して考えていくことが必要である。このような日々の取組が、地域社会・地域住民にとって児童館（児童厚生員）が必要不可欠な存在となれることになるだろう。

² 「コロナ禍における児童生徒の自殺等に関する現状について」令和3年5月7日（文部科学省資料より）https://www.mext.go.jp/content/20210507-000014796-mxt_jidou02_006.pdf

參考資料

2021 全国児童館実態調査

市区町村調査票

年度・年月の指定がない設問については、令和3年10月1日を基準日としてご記入ください

I. 自治体の名称や所在地等についてお伺いします

①自治体名	都道府県名	市区町村名	(ふりがな)			
②自治体区分	1. 指定都市	2. 中核市	3. 一般市	4. 特別区	5. 町	6. 村
③担当部局	※兼自治体における児童館の担当係までご記入ください					
④記入者氏名	(ふりがな)					
⑤住所	〒					
⑥電話番号	() () ()	⑦FAX番号	() ()			
⑧E-mail						
⑨住民基本台帳人口	人	⑩小学校数	校	⑪中学校数	校	

II. 自治体の児童館の設置及び運営形態についてお伺いします

問1. 自治体内に児童館がありますか。〔1つだけ〇〕

1. ある 2. ない → IV (問11)へ進む

付問1-1. 児童館の規模別・運営形態別施設数をご記入ください。〔数値を記入〕

	小型児童館	児童センター	大型児童センター	その他の児童館
①公設公営	館	館	館	館
②公設民営	館	館	館	館
③民設民営	館	館	館	館
合 計	館	館	館	館

※「児童館種別」については、参考資料をご参照ください
 「その他の児童館」がある場合は、施設概要を示す資料（データ）を添付してください
 上記の表に該当しない児童館がある場合は、こちらへ「運営形態」「児童館種別」「館数」をご記入ください

「運営形態」「児童館種別」「館数」を記入

問2. 令和7年度末までに、児童館新設※の予定はありますか。〔1つだけ〇〕

1. 新設の予定がある 2. 新設を検討している 3. 新設の予定はない
 ※「新設」は、新たに児童館を単独で設置するものや、複合施設として新たに児童館が合築するもの
 なお、元々あった児童館を別の場所に移す場合は「建て替え（移転）」とし、問3で回答してください

付問2-1. 新設予定がある場合、その規模別・運営形態別施設数をご記入ください。〔数値を記入〕

	小型児童館	児童センター	大型児童センター	その他の児童館
①公設公営	館	館	館	館
②公設民営	館	館	館	館
③民設民営	館	館	館	館
合 計	館	館	館	館

※設置運営形態が決まっている場合、合計欄のみ記入してください

問3. 令和7年度末までに、児童館の建て替え（移転含む）の予定はありますか。〔1つだけ〇〕

1. 建て替える予定がある 2. 建て替えを検討している 3. 建て替える予定はない

付問3-1. 建て替え予定がある場合、その規模別・運営形態別施設数をご記入ください。〔数値を記入〕

	小型児童館	児童センター	大型児童センター	その他の児童館
①公設公営	館	館	館	館
②公設民営	館	館	館	館
③民設民営	館	館	館	館
合 計	館	館	館	館

問4. 令和7年度末までに、児童館の大規模修繕※の予定はありますか。〔1つだけ〇〕

1. 大規模修繕の予定がある 2. 大規模修繕を検討している 3. 大規模修繕の予定はない
 ※「大規模修繕」とは、建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）の一種以上について行う
 過半の修繕をいう

付問4-1. 大規模修繕予定がある場合、その規模別・運営形態別施設数をご記入ください。〔数値を記入〕

	小型児童館	児童センター	大型児童センター	その他の児童館
①公設公営	館	館	館	館
②公設民営	館	館	館	館
③民設民営	館	館	館	館
合 計	館	館	館	館

問5. 児童館が休止中[※]又は、令和7年度末までに休止の予定はありますか。〔該当するすべてに○をつけ数値を記入〕

1. 休止中	館	館
2. 休止の予定がある	館	館
3. 休止を検討している	館	館
4. 休止の予定はない	館	館

付問5-2へ進む

※「休止中」は、都道府県に届出をしている場合のみ○をつけてください。感染症対策等による臨時休館は含みません

付問5-1. 再開予定時期は決まっていますか。〔該当するすべてに○をつけ数値を記入〕

1. 再開時期が決まっている	館	館
2. 再開時期は決まっていない	館	館

付問5-2. 休止の理由をご記入ください。〔該当するすべてに○〕

1. 老朽化	2. 利用対象者の減少	3. 財政上
4. 政策の転換	具体的に記入	
5. その他	具体的に記入	

問6. 令和7年度末までに、児童館の廃止の予定はありますか。〔該当するすべてに○をつけ数値を記入〕

1. 廃止の予定がある	館	館
2. 廃止を検討している	館	館
3. 廃止の予定はない	館	館

付問6-1. 廃止の理由をご記入ください。〔該当するすべてに○〕

1. 老朽化	2. 施設の統合	3. 利用対象者の減少	4. 財政上
5. 政策の転換	具体的に記入		
6. その他	具体的に記入		

付問6-2. 廃止後の建物の活用についてご記入ください。

具体的に記入	
--------	--

Ⅲ. 子ども・子育て支援新制度と児童館についてお伺いします

問7. 「市町村子ども・子育て支援事業計画（第2期）」のなかに児童館の施策が記載されていますか。〔1つだけ○をつけ内容又は理由を記入〕

1. 記載されている	記載されている場合は内容を具体的に記載
2. 記載されていない	記載されていない場合はその理由を記載

問8. 自治体が策定している計画（「市町村子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を除く）に児童館の施策が記載されている計画はありますか。〔1つだけ○〕

1. 計画がある	計画名 児童館の施策の内容
2. 計画はない	

問9. 子ども・子育て会議のなかで児童館のあり方等について検討されていますか。〔該当するすべてに○〕

- 児童館のあり方（新設・継続・統廃合含む）・活用方法（事業実施）について検討されている
- 児童館のあり方・活用方法について検討されていないが、話題となったことはある
- 児童館（地域子ども・子育て支援事業実施分は除く）の利用や活動状況などの報告をしている
- 児童館については検討されていない
- その他
具体的に記入

問10. これまでの子ども・子育て会議のなかで、地域における子どもの健全育成の施策に関して取り上げられた議題のうち児童館に直接関連しないものも含めて、主なものを3つお書きください。

①	
②	
③	

→ V(問13)へ進む

Ⅳ. 児童館を設置していない理由等についてお伺いします

問11. 児童館を設置していない理由をご記入ください。〔該当するすべてに○〕

1. 類似施設（事業）がある	2. ニーズがない
3. 設置したいが予算面で難しい	具体的に記入
4. その他	

付問11-1. 児童館の類似施設（事業）として何を設置（実施）していますか。〔該当するすべてに○〕

- 地域子育て支援拠点事業[※]
- （自治体独自の）子育て支援センター等
- 放課後児童クラブ[※]（専用施設）
- 放課後子供教室[※]
- 社会教育施設
- その他
具体的に記入

※「地域子育て支援拠点事業」「放課後児童クラブ」「放課後子供教室」については、参考資料をご参照ください

問12. 今後、児童館を新設する予定はありますか。〔1つだけ○〕

- 新設の予定がある
- 新設を検討している
- 新設の予定はない
- その他
具体的に記入

VI(問20)へ進む

V. 自治体の児童館の運営に係る取組についてお伺いします

問13. 児童館運営に関する自治体独自の指針やガイドラインはありますか。〔1つだけ○〕

1. 指針やガイドラインがある
2. 指針やガイドラインを作成中
3. 指針やガイドラインはないが、それに準ずる通知や事務連絡を示している
4. ない
5. その他

具体的に記入

問14. 自治体で統一した児童館における安全管理（危機管理等）に関するマニュアルはありますか。〔1つだけ○〕

1. マニュアルがある
2. マニュアルを作成中
3. マニュアルはないが、それに準ずる通知や事務連絡を示している
4. ない
5. その他

具体的に記入

問15. 自治体で統一した児童館における感染症対策に関するマニュアルはありますか。〔1つだけ○〕

1. マニュアルがある
2. マニュアルを作成中
3. マニュアルはないが、それに準ずる通知や事務連絡を示している
4. ない
5. その他

具体的に記入

問16. 児童館の職員配置基準を何で定めていますか。〔該当するすべてに○〕

1. 条例
2. 要綱
3. 業務仕様書（指定管理・業務委託）
4. 基準はない
5. その他

具体的に記入

問17. 児童館職員に対する自治体による研修を実施していますか。〔1つだけ○〕

1. 実施している
2. 実施していない

具体的に記入

1. 実施している

2. 実施していない

付問17-1. 児童館職員研修を実施している対象者についてご記入ください。〔該当するすべてに○〕

1. 新任職員
2. 中堅職員
3. 館長
4. その他

具体的に記入

付問17-2. 実施している研修の方法についてご記入ください。〔該当するすべてに○〕

1. 自治体主催（業務委託を含む）の研修
2. 自治体以外が実施する研修会への派遣
3. 他施設への視察研修
4. 研修のための費用補助[※]
5. その他

具体的に記入

※「4. 研修のための費用補助」は、研修会の開催費用、旅費及び参加費等の補助や、指定管理者への指定管理費（委託料等）に研修費用を含めている場合に○をしてください

問18. 児童館の年間運営費用^{※1}（令和2年度実績）についてご記入ください。〔数値を記入〕

	公設公営			公設民営		
	施設数	運営費 (人件費除く) ^{※2}	人件費	合計 (運営費+人件費)	施設数	委託料等
①小型児童館	館	万円	万円	万円	館	万円
②児童センター	館	万円	万円	万円	館	万円
③大型児童センター	館	万円	万円	万円	館	万円
④その他の児童館	館	万円	万円	万円	館	万円
⑤上記以外の児童館	館	万円	万円	万円	館	万円

※1「年間運営費用」は、児童館で実施している各種事業（放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業等）の費用を含めてご記入ください

※2「運営費（人件費除く）」は、施設整備費、人件費以外の事務費や事業費をご記入ください

問19. 児童福祉法第46条に基づき、都道府県等による児童館の指導監査の実施状況についてご記入ください。〔1つだけ○〕

1. 毎年実施されている（している）
2. 定期的（複数年）に実施されている（している）
3. 不定期に実施されている（している）
4. 実施されていない（していない）

付問19-1. 指導監査の実施方法についてご記入ください。〔1つだけ○〕

1. 書面・実地監査
2. 書面監査のみ
3. 実地監査のみ
4. その他

具体的に記入

Ⅵ. 児童館ガイドライン(平成30年10月1日厚生労働省発出)の運用についてお伺いします

問20. 児童館ガイドライン改正以降、担当課内に周知（供覧）しましたか。〔1つだけ○〕

- 1. 周知（供覧）した
- 2. 周知（供覧）していない
- 3. 不明

問21. 児童館ガイドライン改正以降、児童館に周知しましたか。〔1つだけ○〕

- 1. 周知した
- 2. 周知していない
- 3. 不明

付問21-1. 児童館への児童館ガイドラインの周知はどのような方法でおこないましたか。
〔該当するすべてに○〕

- 1. 文書で配付
- 2. メールによる配信
- 3. 児童館長会等で説明

具体的に記入

- 4. その他

問22. 児童館ガイドライン改正以降、担当課内・児童館以外に周知しましたか。〔1つだけ○〕

- 1. 周知した
- 2. 周知していない
- 3. 不明

付問22-1. どこへ周知しましたか。〔該当するすべてに○〕

- 1. 庁内の他部署
- 2. 利用者
- 3. 母親クラブ・子育てサークル
- 4. 保育所・幼稚園・認定こども園
- 5. 小学校
- 6. 中学校
- 7. 高校
- 8. 放課後児童クラブ
- 9. 放課後子供教室
- 10. 保健所・保健センター（保健師）
- 11. 町内会・自治会
- 12. その他

具体的に記入

問23. 児童館の運営面に児童館ガイドラインを活用していますか。〔1つだけ○〕

- 1. 活用している
- 2. 活用していない

付問23-1. 児童館ガイドラインの活用方法についてご記入ください。〔該当するすべてに○〕

- 1. 職員研修
- 2. 運営の点検・見直し
- 3. マニユアルの改善
- 4. 業務仕様書の改善（指定管理・業務委託）

具体的に記入

- 5. その他

**Ⅶ. 児童館の設置・運営や関係法令、児童館ガイドライン等についてご意見が
ありましたら、ご記入ください**

※参考となる資料があれば、データを添付してください

.....

.....

.....

.....

質問は以上で終了です。ご協力いただき誠にありがとうございました。

2021 全国児童館実態調査

小型児童館・児童センター調査票

年度・年月の指定がない設問については、令和3年10月1日を基準日としてご記入ください

I. 児童館の名称・所在地等についてお伺いします

①児童館名 (ふりがな)			
②所在地 (複合施設の場合は、施設(建物)名もご記入ください)	〒	都 道 府 県	
③電話番号	() () ()	④FAX番号	() ()
⑤E-mail			
⑥運営主体名*			
⑦記入者氏名	職 名	氏 名	

*法人の場合は法人格から記入してください

II. 児童館の施設概要についてお伺いします

問1. 児童館の種別 (参考資料「児童館種別」参照) [1つだけ○]

1. 小型児童館 2. 児童センター 3. 大型児童センター
4. その他の児童館 その他の児童館に分類される理由を記入

問2. 児童館の開設年月 [1つだけ○をつけ数値を記入]

1. 昭和 2. 平成 3. 令和 年 月

問3. 現在の児童館の建築年月 [1つだけ○をつけ数値を記入]

1. 昭和 2. 平成 3. 令和 年 月

※開設年月と同様の場合は問2と同じ数値を記入してください

問4. 児童館の占有面積 [四捨五入・整数で数値を記入 (例) 3028.4㎡→3028㎡]

①敷地総面積 ㎡

②施設延べ床面積 ㎡

問5. 諸室等の状況 [該当するすべてに○]

1. 遊戯室 (プレイルーム) 2. 図書室 3. 集会室 4. 創作活動室 (工作室)
5. 音楽室 (スタジオ) 6. 静養室 7. 乳幼児専用室
8. 中・高校生世代専用室 9. 調理室 10. 相談室 11. ボランティア室
12. 視聴覚・鑑賞室 (DVD鑑賞や読み聞かせ等の部屋) 13. 事務室 (スタッフルーム)
14. 多目的室 具体的に記入
15. 館庭 (子どもが遊べる屋外スペース)
16. その他

問6. 併設する施設※1 [該当するすべてに○]

1. 保育所 2. 保育所以外の児童福祉施設 具体的に記入
3. 高齢者福祉施設※2 4. 障害者福祉施設 5. 保健所・保健センター
6. 幼稚園 7. 小学校 8. 中学校
9. 公民館 10. コミュニティセンター 11. 集会所
12. 児童遊園 13. その他 具体的に記入
14. 併設施設なし

※1 地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業・地域子育て支援拠点事業等)は、問47で回答してください

※2 「3. 高齢者福祉施設」「4. 障害者福祉施設」は、入所・通所どちらも含みます

※「併設施設」がある場合は、付問6-1へ 付問6-1. 併設施設と共有している諸室 [該当するすべてに○]

問6で○をつけたものうち共有する「諸室等」	問5で○をつけたものうち共有する「諸室等」															
	遊戯室	図書室	集会室	創作活動室	音楽室	静養室	乳幼児専用室	中高生世代	調理室	相談室	ボウリング室	視聴覚鑑賞室	事務室	多目的室	館庭	その他
保育所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
保育所以外の児童福祉施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
高齢者福祉施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
障害者福祉施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
保健所・保健センター	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
幼稚園	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
小学校	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
中学校	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
公民館	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
コミュニティセンター	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
集会所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
児童遊園	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
その他	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16

問7. バリアフリー設備の設置状況 [該当するすべてに○]

1. トイレ 2. スロープ 3. 手すり 4. エレベーター 5. ステップ (段差解消用具)
6. 点字ブロック 7. フラットフロア 8. その他 具体的に記入
9. 障害児・者対応設備なし

問8. 最寄りの学校から児童館までの所要時間 [数値(整数)を記入]

小学校から 【徒歩】約	分 ※	→	その小学校の児童の 利用割合	約		%
中学校から 【徒歩】約	分 ※	→	その中学校の児童の 利用割合	約		%

※【距離から算出する場合は目安】徒歩1分 = 道路距離80m/端数は切り上げて整数で記載する

問9. 児童館の開館・休止の状況 [1つだけ○]

1. 開館している(あらかじめ示す定期休業日を除く)
2. 休止中※ → 1. 休止期間あり 西暦 年 月 日 ~ 年 月 日 まで
2. 休止期間未定 西暦 年 月 日 ~ 未定

休止の理由

※「休止中」は、都道府県等に届出を提出している場合のみ○をつけてください
感染症対策等による臨時休館は含みません

「2. 休止中」の児童館への質問は以上で終了です。調査票をご提出ください。

Ⅲ. 児童館の運営状況についてお伺いします

問10. 設置・運営の形態 [1つだけ○]

1. 公設公営 2. 公設民営 3. 民設民営 4. その他

↓ ↓
(付問10-1へ) (付問10-2へ)

付問10-1. 児童に直接関わる業務の一部委託(清掃・植栽等の管理業務は除く) [1つだけ○]

1. なし 2. あり

付問10-2. 運営主体の決定方法 [1つだけ○をつけ数値を記入]

1. 指定管理 → 指定年数 年間 2. 業務委託 3. PFI

4. その他

問11. 児童館運営のための基本方針 [1つだけ○]

1. 基本方針が明文化されている 2. 基本方針が明文化されていない

3. その他

※基本方針とは児童館が大切にしている考え(理念・ビジョン・使命等)とします

問12. 開館時間 [あらかじめ規定されている通常の開・閉館時刻を記入]

	開館時刻	閉館時刻
平日	時 分 ~ 時 分	時 分
土曜日	時 分 ~ 時 分	時 分
日曜日	時 分 ~ 時 分	時 分
学校休業日	時 分 ~ 時 分	時 分

【記入例】AM9:00の場合 → 9時 0分 PM6:30の場合 → 18時30分

その他、
時間延長等
の変則

※午前中開館している場合は、付問12-1へ

付問12-1. 午前中の活動内容 [該当するすべてに○]

1. 児童館主催の子育て支援事業※1 2. 児童館以外が主催する子育て支援事業
3. 幼児集団保育※2 4. 母親クラブ 5. 地域住民が利用
6. その他

※1「子育て支援」とは、児童館ガイドラインに示す「保護者の子育て支援」「乳幼児支援」の内容をいう
※2「幼児集団保育」とは、かつて児童福祉法第24条にあったたし書き(抜粋「ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない」)に基づき、主に3〜5歳児の集団保育を行うことをいふ

問13. 休館日 [あらかじめ規定されている通常の休館日を該当するすべてに○]

1. 月曜 2. 火曜 3. 水曜 4. 木曜 5. 金曜 6. 土曜 7. 日曜
8. 祝日 9. 祝日の翌日 10. お盆期間 11. 年末 12. 年始 13. 休館日なし
14. その他

※上記から選択できない複雑な場合、変則、不定期な休館はその他に記入

問14. 正午から午後1時まで(昼休み時間中)の運営 [1つだけ○]

1. 開館 2. 一部の部屋に限って開館 3. 一時閉館

4. その他

問15. 児童館の利用対象 [該当するすべてに○]

1. 乳幼児と保護者 2. 小学生 3. 中学生 4. 高校生世代
5. 地域住民 6. 高齢者 7. その他

問16. 令和2年度の開館日数 [数値を記入]

①実際の開館日数 日

②新型コロナウイルスの影響による臨時休館等が
なかった場合の開館予定日数 日

問17. 令和2年度の延べ利用人数 [数値を記入]

	令和2年度の利用人数				
	十 万	万	千	百	十 一
乳幼児					
① 乳児 (0才～2才)					
② 幼児 (3才～就学前)					
自由来館児童					
③ 1年生					
④ 2年生					
⑤ 3年生					
⑥ 4年生					
⑦ 5年生					
⑧ 6年生					
⑨ 計 ※③から⑧の計					
小学生					
⑩ 1年生					
⑪ 2年生					
⑫ 3年生					
⑬ 4年生					
⑭ 5年生					
⑮ 6年生					
⑯ 計 ※⑩から⑮の計					
⑰ 小学生計 ※⑨+⑯の計					
中・高校生 世代					
⑱ 中学生					
⑲ 高校生世代					
⑳ 保護者等 (地域住民含む)					
合計 ※①+②+⑬+⑭+⑰+⑱+⑳					

上記の区分にて集計できない場合は、合計欄のみ記入した上で、把握している区分にて以下に記入してください

(記入例) 小学校低学年〇〇人・小学校高学年〇〇人、中・高校生世代〇〇人

問18. 令和元年度の延べ利用人数 [数値を記入]

問19. 児童館で活動している母親クラブの有無 [1つだけ〇]

1. あり 2. なし
↓ (付問19-1へ)

付問19-1. 児童館と母親クラブの連携事業 [該当するすべてに〇]

1. 家庭養育に関する研修活動 2. 遊び場の安全点検 3. 交通安全活動
4. 世代間交流事業 5. 親子交流事業 6. 児童館行事のボランティア
7. 読み聞かせ 8. なし
9. その他
具体的に記入

問20. ボランティアの参加 [1つだけ〇]

1. あり → 令和2年度の延べ人数 人 2. なし
↓ (付問20-1へ)

付問20-1. ボランティアの属性 [該当するすべてに〇]

1. 地域住民 2. 保護者 3. 医療・教育・福祉分野等の専門職者
4. 学生 5. 利用児童のOB・OG 6. 児童
7. 民生・児童委員 8. 主任児童委員 9. 母親クラブ
10. その他
具体的に記入

問21. 運営委員会 (運営協議会等) の設置・開催 (令和2年度実績)
[1つだけ〇をつけ数値を記入]

1. あり → 回/年 開催 2. なし
↓ (付問21-1へ)

付問21-1. 運営委員の属性 [該当するすべてに〇]

1. 地域住民代表 2. 大学教員 3. 学校教員
4. 児童館連絡協議会役員 5. 地域活動(母親クラブ)連絡協議会役員
6. 子ども会連絡協議会役員 7. PTA役員 8. 児童福祉分野の専門職者
9. 医療・保健分野の専門職者 10. 教育分野の専門職者 11. 社会福祉協議会職員
12. 民生・児童委員 13. 主任児童委員 14. 青少年委員
15. 行政担当者 16. ボランティア代表 17. 利用者代表
18. 小学生代表 19. 中・高校生世代代表
20. その他
具体的に記入

問22. 実習生の受け入れ (大学、短大、専門学校等) における保育士、社会福祉士、教員免許等、
すべての実習を含む [1つだけ〇]

1. あり 2. なし
↓ (付問22-1、22-2へ)

付問22-1. 実習生受け入れマニユアルの有無 [1つだけ〇]

1. あり 2. なし

付問22-2. 実習生受け入れプログラムの有無 [1つだけ〇]

1. あり 2. なし

問23. 運営費用^{※1}（令和2年度実績）
 [端数切り上げ・整数で数値を記入] (例) 5,651,100円 → 566万円

①運営費 ^{※2} (人件費除く)		②人件費	
万円		万円	

※1 児童館で実施している各種事業(放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業等)の費用を含めてご記入ください

※2 「運営費」とは、事務費、事業費など(人件費、施設整備費は除く)

問24. 職員の倫理規定 [1つだけ○]

1. 明文化されている 2. 明文化されていない

問25. 安全管理(危機管理等)に関するマニュアルの有無 [1つだけ○]

1. あり 2. なし

付問25-1. 運用又は準用している安全管理に関するマニュアル [該当するすべてに○]

1. 自治体で作成したマニュアル 2. 管理運営団体が作成したマニュアル
 3. 児童館独自に作成したマニュアル

4. その他
具体的に記入

問26. 感染症対策に関するマニュアルの有無 [1つだけ○]

1. あり 2. なし

↓ (付問26-1、26-2へ)

付問26-1. 保有する感染症対策に関するマニュアル [該当するすべてに○]

1. 感染症対策全般のマニュアル 2. 新型コロナウイルス感染症対策に特化したマニュアル

3. その他
具体的に記入

付問26-2. 運用又は準用している感染症対策に関するマニュアル [該当するすべてに○]

1. 自治体で作成したマニュアル 2. 管理運営団体が作成したマニュアル
 3. 児童館独自に作成したマニュアル

4. その他
具体的に記入

問27. 防災に関するマニュアルの有無 [1つだけ○]

1. あり 2. なし

↓ (付問27-1へ)

付問27-1. 運用又は準用している防災に関するマニュアル [該当するすべてに○]

1. 自治体で作成したマニュアル 2. 管理運営団体が作成したマニュアル
 3. 児童館独自に作成したマニュアル

4. その他
具体的に記入

問28. 災害時等の事業継続計画(BCP)の有無 [1つだけ○]

1. あり 2. なし

↓ (付問28-1へ)

付問28-1. 運用又は準用している事業継続計画 [該当するすべてに○]

1. 自治体で作成した事業継続計画 2. 管理運営団体が作成した事業継続計画
 3. 児童館独自に作成した事業継続計画

4. その他
具体的に記入

問29. 防犯に関するマニュアル [1つだけ○]

1. あり 2. なし

↓ (付問29-1へ)

付問29-1. 運用又は準用している防犯に関するマニュアル [該当するすべてに○]

1. 自治体で作成したマニュアル 2. 管理運営団体が作成したマニュアル
 3. 児童館独自に作成したマニュアル

4. その他
具体的に記入

問30. 避難訓練の実施 [1つだけ○/数値を記入]

1. 実施している → 回実施/年 2. 実施していない

↓ (付問30-1へ)

付問30-1. 避難訓練の実施形態 [該当するすべてに○]

1. 職員のみで実施 2. 利用者(児童等)と実施

3. その他
具体的に記入

問31. 苦情への対応 [該当するすべてに○]

1. 苦情受付担当者を決めて対応 2. 苦情受付担当者を決めずに対応
 3. 館長等苦情解決責任者を決めて対応 4. 第三者委員(部外者)を設けて対応
 5. その他

具体的に記入

問32. 評価の実施 [該当するすべてに○]

- 自己評価
- 利用者評価
- 行政のモニタリング評価
- 第三者評価 (※都道府県推進組織が認証する第三者評価機関が行う評価) →(付問32-1、32-2へ)
- 実施していない

付問32-1. 第三者評価受審の状況 [1つだけ○]

- 定期的に受審している
- 不定期だが、これまでに受審したことがある

付問32-2. 第三者評価を受審した主な理由 [該当するすべてに○]

- 利用者へサービスの質の向上に積極的に取り組んでいることをアピールするため
- 事業や活動の良い点や改善点を確認し運営の改善につなげるため
- 設置・運営主体による受審の方針があるため
- 受審のための補助金があるため
- 児童館の指定管理のプロポーザルにおいて優位なポイントとするため
- その他

問33. 利用者からの費用※徴収 [該当するすべてに○]

※放課後児童クラブを実施している場合、その利用に係る費用は含まない

- 毎回利用料(入館料)を徴収している →
- 特定の行事等必要に応じて参加費を徴収している →
- 保険料を徴収している →
- まったく徴収しない
- その他

問34. 児童館利用者用保険(共済)の加入状況 [該当するすべてに○]

- 傷害保険(共済)に加入 →
- 賠償責任保険に加入 →
- その他の保険(共済)に加入 →
- 加入していない

問35. ICT環境の整備の有無 [1つだけ○]

- 整備している
 - 整備していない
- ↓ (付問35-1へ)

付問35-1. ICT環境の整備の状況 [該当するすべてに○]

- インターネット接続環境(Wi-fi含む)
- オンライン社会に参加可能な電子端末(ウェブカメラ付き(内蔵・外付け含む)パソコン、タブレット等)
- その他

IV. 児童館の職員についてお伺いします

問36. 児童館長・児童厚生員※等職員の配置 [数値を記入]

	常勤※2		専従	常勤※2		専従	非常勤	
	兼務	専任		兼務	専任			
①児童館長	男							
	女							
②児童厚生員※1	男							
	女							
職名	職名を記入							
	職名を記入							
③上記以外の職員	男							
	女							
職名	職名を記入							
	職名を記入							
職名	職名を記入							
	職名を記入							

	常勤※2		専従	常勤※2		専従	非常勤	
	兼務	専任		兼務	専任			
④職員総数(実人数)	男							
	女							
⑤合計								
⑥児童厚生員※1の通常時の人員体制	男							
	女							

※1「児童厚生員」とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」をいう
 ※2「常勤」とは、所定労働時間を通じて勤務する労働形態とします

問37. 児童厚生員の児童館の勤務年数(異動等がある場合は児童館勤務の通算年数) [数値を記入]

	3年未満	3年～5年未満	5年～10年未満	10年～20年未満	20年以上	平均勤務年数※2
①常勤※1専従						
②常勤※1兼務						
③非常勤						
④合計						

※1「常勤」とは、所定労働時間を通じて勤務する労働形態とします

※2「平均勤務年数」は、端数を切り上げて整数で記載する

問38. 児童館長・児童厚生員の保有資格
〔複数の資格をもっている方は該当するすべての欄でカウントし数値を記入〕

保有資格	児童館長		児童厚生員		合計
	常勤 ^{※1}	非常勤	常勤 ^{※1}	非常勤	
① 保育士		人	人	人	人
② 幼稚園教諭		人	人	人	人
③ 小学校教諭		人	人	人	人
④ 中学校教諭		人	人	人	人
⑤ 高等学校教諭		人	人	人	人
⑥ 社会福祉士		人	人	人	人
⑦ その他の国家資格 ^{※2}	資格名称を記入	人	人	人	人
⑧ その他の国家資格 ^{※2}	資格名称を記入	人	人	人	人
⑨ 放課後児童支援員（認定資格研修了者）		人	人	人	人
⑩ 児童健全育成指導士 ^{※3}		人	人	人	人
⑪ 児童厚生1級特別指導員 ^{※3}		人	人	人	人
⑫ 児童厚生1級指導員 ^{※3}		人	人	人	人
⑬ 児童厚生2級指導員 ^{※3}		人	人	人	人
⑭ 上記のいずれの資格も保有しない職員		人	人	人	人

※1「常勤」とは、所定労働時間を通じて勤務する労働形態とします
 ※2 ⑦及び⑧の「その他の国家資格」には、①～⑥以外の児童をはじめ福祉・医療に関する国家資格をご記入ください
 ※3 ⑩～⑬は児童健全育成推進財団が独自に認定する資格です。保有する上位の資格をご記入ください

問39. 職員が業務として参加する職場外での研修（数値を記入）

① 職員1人あたりの研修参加機会	平均	回	（令和2年度実績）
② 参加にかかる経費の負担（該当するすべてに○）	1. 予算から支出	2. 一部個人負担	3. 全額個人負担
	4. その他	5. その他	

問40. 児童館職員に対する健康診断（1つだけ○）

1. 実施している 2. 実施していない 3. その他
 ↓（付問40-1へ）

付問40-1. 健康診断を行う職員（該当するすべてに○）

1. 常勤[※]児童厚生員 2. 非常勤児童厚生員 3. 常勤[※]児童館長
 4. 非常勤児童館長 5. その他の職員

※「常勤」とは、所定労働時間を通じて勤務する労働形態とします

問41. 職員に対するメンタルヘルス対策[※]の実施状況（1つだけ○）

- ※「メンタルヘルス対策」とは、主に精神的な疲労、ストレス、悩みなどの軽減や緩和するための支援の取組をいう
 1. 常勤職員のみ実施している 2. 常勤・非常勤を問わずすべての職員に実施している
 3. 実施していない 4. その他

V. 児童館の活動（事業・取組）についてお伺いします

問42. 児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容（該当するすべてに○）

1. 遊びによる子どもの育成 2. 子どもの居場所の提供
 3. 子どもが意見を述べる場の提供 4. 配慮を必要とする子ども（要保護児童）への対応
 5. 子育て支援の実施 6. 地域の健全育成の環境づくり
 7. ボランティア等の育成と活動支援 8. 放課後児童クラブの実施と連携

問43. 小学生以上の対象者別実施活動（事業・取組）の内容と頻度（令和2年度実績）
 （各該当するすべてに○をつけ数値を記入）

実施活動（事業・取組）の内容	対 象			頻度 ^{※2}
	小学生	中学生	高校生世代	
① 運動遊び・スポーツ	1	2	3	回
② 伝承遊び	1	2	3	回
③ 居場所づくり（ロビー機能）	1	2	3	回
④ 造形活動	1	2	3	回
⑤ 音楽活動	1	2	3	回
⑥ 劇遊び等表現活動	1	2	3	回
⑦ 鑑賞会（劇、映画、音楽等）	1	2	3	回
⑧ 季節行事	1	2	3	回
⑨ 自然体験活動（野外活動・外遊び）	1	2	3	回
⑩ 食育	1	2	3	回
⑪ 環境・エコ活動	1	2	3	回
⑫ 講習会	1	2	3	回
⑬ ボランティア活動	1	2	3	回
⑭ 伝統芸能活動	1	2	3	回
⑮ ランドセル来館 ^{※1}	1	2	3	回
⑯ 不登校児支援	1	2	3	回
⑰ 学習支援	1	2	3	回
⑱ 食事提供	1	2	3	回

※1「ランドセル来館」とは、放課後児童クラブ登録児童ではなく、学校の放課後に自宅等に帰宅せずに、直接児童館へ来館する取組をいう

※2 計測可能な場合は、実施回数(小学生・中学生・高校生世代の合計)を記入してください

問44. 地域に向いて行う移動児童館（出前児童館等）の取組（1つだけ○）

1. 取り組んでいる 2. 取り組んでいない

問45. 子どもが参画する取組（該当するすべてに○）

1. 行事等の実行委員会への参画 2. 児童館運営委員会（運営協議会）等への参画
 3. 地域活動への参画 4. 行政施策への参画
 5. 取り組んでいない
 6. その他

具体的に記入

問46. 乳幼児とその保護者を対象とした児童館主催の子育て支援※の取組 [1つだけ○]

※「子育て支援」とは、児童館がオンラインに示す「保護者の子育て支援」「乳幼児支援」の内容をいう

1. 取り組んでいる
2. 取り組んでいない

↓ (付問46-1へ)

付問46-1. 子育て支援の具体的な取組内容 [該当するすべてに○]

1. 保護者の子育て支援
2. 子育て相談
3. 妊産婦への支援
4. 乳幼児の支援
5. 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組
6. 地域の子育て支援ニーズの把握
7. 父親の育児参加を推進する取組
8. その他の取組

具体的に記入

問47. 地域子ども・子育て支援事業(国庫補助対象事業)の取組 [該当するすべてに○]

1. 放課後児童健全育成事業 → (付問47-1、付問47-2へ)
2. 地域子育て支援拠点事業
3. 利用者支援事業
4. 一時預かり事業
5. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
6. その他
7. 実施していない

具体的に記入

付問47-1. 放課後児童クラブ登録児童人数(令和3年10月1日現在の人数) [数値を記入]

.....人

付問47-2. 放課後児童支援員の人数 [数値を記入]

放課後児童支援員総数人
うち放課後児童支援員認定資格研修の修了者数人

問48. 児童や地域等に関する児童館独自の調査 [1つだけ○]

1. 実施している
2. 実施していない

↓

.....

問49. 配慮を必要とする児童の利用の有無 [該当するすべてに○]

1. 障害※のある児童の利用あり → (付問49-1へ)
2. 家庭や友人関係に悩みを抱える児童の利用あり
3. いじめ等の問題を抱える児童の利用あり
4. 保護者に不適切な養育等が疑われる児童の利用あり
5. その他福祉的課題を抱える児童の利用あり
6. 利用なし

※「障害」の種類や程度は問いません

付問49-1. 障害※のある児童の利用状況 [該当するすべてに○]

1. 障害のある児童のみを対象とした行事の中で利用
2. 障害のある児童も含めた児童を対象とした行事の中で利用
3. 障害のある児童が自由に来館して利用
4. その他
5. 利用なし

具体的に記入

理由

※「障害」の種類や程度は問いません

問50. 児童館職員が対応した相談(日常の悩みの聞き取り等を含む)件数(令和2年度実績) [数値を記入]

	相談件数		うち、自治体の窓口等に つなげた件数	
	件	件	件	件
① 小学生以下から
② 中・高校生世代から
③ 保護者から
④ その他
合計 ※①～④の計

問51. 子どもからの(児童館職員への)主な相談内容 [該当するすべてに○]

	小学生	中学生	高校生世代
① 友人とのつきあいに關すること	1	2	3
② 遊びに關すること	1	2	3
③ 学校に關すること	1	2	3
④ いじめに關すること	1	2	3
⑤ 進学・進路に關すること	1	2	3
⑥ 家族に關すること	1	2	3
⑦ 親やきょうだいのケアに關すること	1	2	3
⑧ 自身に關すること	1	2	3
⑨ 性に關すること	1	2	3
⑩ その他	1	2	3

具体的に記入

問52. 保護者からの（児童館職員への）主な相談内容 [該当するすべてに○]

1. 病気や発育に関すること
2. 食事や栄養に関すること
3. 進学・進路に関すること
4. 友人とのつきあいに關すること
5. 遊びに関すること
6. 日常生活のしつけや常識に關すること
7. 自治体の施策や事業に關すること
8. 子育ての不安や悩みに關すること
9. 家族に關すること
10. その他

具体的に記入

問53. 相談対応について [該当するすべてに○]

1. 記録を保管している
2. マニュアルを策定している
3. 必要に応じて自治体に相談内容を報告している
4. 研修を実施している
5. ケース会議（児童館職員のみ）を実施している
6. ケース会議（館外の関係者を交えたもの）を実施している
7. 訪問相談を行っている
8. 電話による相談に対応している
9. SNSによる相談に対応している
10. その他

具体的に記入

問54. 児童館において発見した保護者による児童への虐待事案（令和2年度実績）
[1つだけ○]

1. あり → 件/年
2. なし

付問54-1. 虐待事案への対応 [数値を記入]

① 見守り・経過観察					件
② 関係機関等とのケース会議					件
③ 市町村、家庭児童相談室への通告					件
④ 児童相談所への通告					件
⑤ その他	<input type="text"/>				件
⑥ その他	<input type="text"/>				件

具体的に記入

具体的に記入

問55. 相談員 ※による相談対応の実施 [1つだけ○]

1. 保護者等の子育て相談
 2. 子どもからの相談
 3. 両方実施している
 4. 実施していない
- ※「相談員」とは、巡回（外部含む）又は主に相談業務を行うために置かれた専門職員とします

問56. 要保護児童対策のための地域のネットワーク機関等への参画の有無 [1つだけ○]

1. 要保護児童対策地域協議会に参画している
2. その他(1以外)の地域のネットワーク機関に参画している →
3. 参画していない

具体的に記入

問57. 連携・協力している社会資源 [該当するすべてに○]

- | | | |
|-----------------------|---------------------|-------------------|
| 1. 主任児童委員 | 2. 民生・児童委員 | 3. P T A |
| 4. 母親クラブ | 5. 保育所 | 6. 幼稚園 |
| 7. 認定こども園 | 8. 小学校 | 9. 中学校 |
| 10. 高校 | 11. 大学・短大 | 12. 地域子育て支援拠点事業所※ |
| 13. (自治体独自の)子育て支援センター | 14. 放課後児童クラブ※ | 17. 図書館 |
| 15. 放課後子供教室 | 16. 公民館 | 20. 小児科 |
| 18. その他の社会教育施設 | 19. 保健所・保健センター(保健師) | 23. その他の医療機関 |
| 21. 産科・婦人科 | 22. 歯科 | 26. 児童相談所 |
| 24. 栄養士 | 25. 社会福祉士 | 29. 社会福祉協議会 |
| 27. 家庭児童相談室 | 28. 福祉事務所 | 32. 地域女性会 |
| 30. ボランティアセンター | 31. 保護司 | 35. 青年会議所 |
| 33. 町内会・自治会 | 34. 子ども会 | 37. 高齢者福祉施設 |
| 36. スポーツ少年団・ボーイスカウト等 | 39. 警察署 | 40. 消防署 |
| 38. 障害者福祉施設 | 42. N P O法人 | 43. 商店街振興組合 |
| 41. 老人クラブ | 44. その他 | |

具体的に記入

※児童館内で実施している放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業所は含みません

質問は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

2021 全国児童館実態調査

大型児童館調査票

年度・年月の指定がない設問については、令和3年10月1日を基準日としてご記入ください

I. 児童館の名称・所在地等についてお伺いします

①児童館名 (ふりがな)			
②所在地	都 道	府 県	
③電話番号	() () ()	④FAX番号	() () ()
⑤E-mail			
⑥運営主体名※			
⑦記入者氏名	職 名	氏 名	

※法人の場合は法人格から記入してください

II. 児童館の施設概要についてお伺いします

問1. 児童館の種類 [1つだけ○]

1. 大型児童館A型 2. 大型児童館B型

問2. 児童館の開設年月 [1つだけ○をつけ数値を記入]

1. 昭和 2. 平成 3. 令和 年 月

問3. 現在の児童館の建築年月※ [1つだけ○をつけ数値を記入]

1. 昭和 2. 平成 3. 令和 年 月

※開設年月と同様の場合は問2と同じ数値を記入してください

問4. 児童館の占有面積 [四捨五入・整数で数値を記入 (例) 3028.4㎡→3028㎡]

①敷地総面積 ㎡

②施設延べ床面積 ㎡

問5. 常設する諸室および常用する設備等の状況 [該当するすべてに○]

1. プレイルーム(自由に遊べるスペース) 2. 集会室 3. 造形活動室(アトリエ、工房)
4. 音楽室(スタジオ) 5. 静養室 6. 乳幼児室
7. 調理室 8. 相談室 9. ボランティア室
10. 視聴覚・鑑賞室(DVD鑑賞や読み聞かせ等の部屋)
11. 図書室
12. 研修室 13. 展示室(ギャラリー)
14. 多目的室
15. 劇場(ホール) 16. コンピューター室 17. トレーニング室
18. プール 19. 宿泊室 20. 浴室
21. 喫茶室 22. レストラン
23. 移動児童館用車両(プレイバス) 24. 屋外固定遊具 25. 野外活動施設
26. 授乳室(コーナー)
27. AED (自動体外式除細動器)
28. その他

問6. バリアフリー設備の設置状況 [該当するすべてに○]

1. トイレ 2. スロープ 3. 手すり 4. エレベーター
5. ステップ(段差解消用具) 6. 点字ブロック 7. フラットフロア
8. その他
9. 障害児・者対応設備なし

問7. 児童館の開館・休止の状況 [1つだけ○]

1. 開館している (あらかじめ示す定期休業日を除く)

2. 休止中※ → 1. 休止期間あり 西暦 年 月 日 ~ 年 月 日まで

2. 休止期間未定 西暦 年 月 日 ~ 年 月 日 未定

休止の理由

具体的に記入

※「休止中」は、都道府県等に届出を提出している場合のみ○をつけてください
感染症対策等による臨時休館は含みません

「2. 休止中」の児童館への質問は以上で終了です。調査票をご提出ください。

III. 児童館の運営状況についてお伺いします

問8. 設置・運営の形態 [1つだけ○]

1. 公設公営 2. 公設民営 3. その他

具体的に記入

↓ (付問8-1へ)

付問8-1. 管理運営団体の決定方法 [1つだけ○をつけ数値を記入]

1. 指定管理 → 指定年数 年間 2. 業務委託 3. PFI

具体的に記入

4. その他

問9. 令和2年度の開館日数 [数値を記入]

①実際の開館日数	②新型コロナウイルスの影響による臨時休館等がなかった場合の開館予定日数
.....日日

問10. 令和2年度の延べ利用人数 [数値を記入]

利用者総数(延べ人数) ※人

※利用者総数の内訳について、県内外の人数や年齢別の来館者数がわかる場合は、別途資料を添付してください

問11. 令和元年度の延べ利用人数 [数値を記入]

利用者総数(延べ人数) ※人

※利用者総数の内訳について、県内外の人数や年齢別の来館者数がわかる場合は、別途資料を添付してください

問12. 開館時間 [あらかじめ規定されている通常の開館時刻及び閉館時刻を記入]

.....

※複線で記入しにくい場合は、別紙を添付してください

問13. 休館日 [あらかじめ規定されている通常の休館日すべてに○]

1. 月曜 2. 火曜 3. 水曜 4. 木曜 5. 金曜 6. 土曜 7. 日曜
 8. 祝日 9. 祝日の翌日 10. お盆期間 11. 年末 12. 年始 13. 休館日なし
 14. その他

※上記から選択できない複雑な場合、変更、不定期な休館はその他に記入

問14. 運営費用(令和2年度実績) [数値を記入]

①事業費(指定管理費・業務委託費等)	万円
(うち)人件費	万円
②利用料収入(入館料・参加費等)	万円
③その他の収入(補助金・事業委託費など)	万円

※施設の修繕、改築等整備費を除く

※上記の区分で記載できない場合や令和2年度分のみを切り分けられない場合は、こちらにご記入ください
 なお、記入が難しい場合は、別紙添付にてご回答をお願いします

具体的に記入

問15. 利用者からの利用料の徴収 [1つだけ○]

1. あり 2. なし

↓ (付問15-1、15-2へ)

付問15-1. 一人当たりの入館料 [該当するすべてに○をつけ数値を記入]

1. 大人円 2. 子ども円

3. 入館料はない

利用料の細則など具体的に記入(別紙添付可)

4. その他

付問15-2. プログラム参加費 [1つだけ○]

1. あり(一部ありを含む) 2. なし

問16. 児童館運営のための基本方針※ [1つだけ○]

1. 基本方針※が明文化されている 2. 基本方針※が明文化されていない
 3. その他

※基本方針とは児童館が大切にしている考え(理念・ビジョン・使命等)とします

問17. 運営委員会(運営協議会等)の設置・開催(令和2年度実績) [1つだけ○をつけ数値を記入]

1. あり →回/年 開催 2. なし

↓ (付問17-1へ)

付問17-1. 運営委員の属性 [該当するすべてに○]

1. 地域住民代表 2. 大学教員 3. 学校教員
 4. 児童館連絡協議会役員 5. 地域活動(母親クラブ)連絡協議会役員
 6. 子ども会連絡協議会役員 7. PTA役員 8. 児童福祉分野の専門職者
 9. 医療・保健分野の専門職者 10. 教育分野の専門職者 11. 社会福祉協議会職員
 12. 民生・児童委員 13. 主任児童委員 14. 青少年委員
 15. 行政担当者 16. ボランティア代表 17. 利用者代表
 18. 小学生代表 19. 中・高校生世代代表
 20. その他

問18. 職員の倫理規定 [1つだけ○]

1. 明文化されている 2. 明文化されていない

問19. 安全管理(危機管理等)に関するマニュアルの有無 [1つだけ○]

1. あり 2. なし

↓ (付問19-1へ)

付問19-1. 運用又は準用している安全管理(危機管理等)に関するマニュアル [該当するすべてに○]

1. 自治体が作成したマニュアル 2. 管理運営団体が作成したマニュアル
 3. 児童館独自に作成したマニュアル 4. その他

具体的に記入

問20. 感染症対策に関するマニュアルの有無 [1つだけ○]

1. あり
↓ (付問20-1、20-2へ)
2. なし

付問20-1. 保有する感染症対策に関するマニュアル [該当するすべてに○]

1. 感染症対策全般のマニュアル
2. 新型コロナウイルス感染症対策に特化したマニュアル
3. その他
具体的に記入

付問20-2. 運用又は準用している感染症対策に関するマニュアル [該当するすべてに○]

1. 自治体で作成したマニュアル
2. 管理運営団体が作成したマニュアル
3. 児童館独自に作成したマニュアル
4. その他
具体的に記入

問21. 防災に関するマニュアルの有無 [1つだけ○]

1. あり
↓ (付問21-1へ)
2. なし

付問21-1. 運用又は準用している防災に関するマニュアル [該当するすべてに○]

1. 自治体で作成したマニュアル
2. 管理運営団体が作成したマニュアル
3. 児童館独自に作成したマニュアル
4. その他
具体的に記入

問22. 災害時等の事業継続計画 (BCP) の有無 [1つだけ○]

1. あり
↓ (付問22-1へ)
2. なし

付問22-1. 運用又は準用している事業継続計画 [該当するすべてに○]

1. 自治体で作成した事業継続計画
2. 管理運営団体が作成した事業継続計画
3. 児童館独自に作成した事業継続計画
4. その他
具体的に記入

問23. 災害時の一時避難受け入れに関するマニュアルの有無 [1つだけ○]

1. あり
↓ (付問23-1へ)
2. なし

付問23-1. 運用又は準用している災害時の一時避難受け入れに関するマニュアル [該当するすべてに○]

1. 自治体で作成したマニュアル
2. 管理運営団体が作成したマニュアル
3. 児童館独自に作成したマニュアル
4. その他
具体的に記入

問24. 防犯に関するマニュアル [1つだけ○]

1. あり
↓ (付問24-1へ)
2. なし

付問24-1. 運用又は準用している防犯に関するマニュアル [該当するすべてに○]

1. 自治体で作成したマニュアル
2. 管理運営団体が作成したマニュアル
3. 児童館独自に作成したマニュアル
4. その他
具体的に記入

問25. 避難訓練の実施 [1つだけ○/数値を記入]

1. 実施している → 回実施/年
2. 実施していない
↓ (付問25-1へ)

付問25-1. 避難訓練の実施形態 [該当するすべてに○]

1. 職員のみで実施
2. 利用者 (児童等) と実施
3. その他
具体的に記入

問26. 苦情への対応 [該当するすべてに○]

1. 苦情受付担当者を決めて対応
2. 苦情受付担当者を決めずに対応
3. 館長等苦情解決責任者を決めて対応
4. 第三者委員 (部外者) を設けて対応
5. その他
具体的に記入

問27. 全県域を対象とする関係団体等の連絡調整業務 (事務局機能等) [該当するすべてに○]

1. 児童館連絡協議会
2. 地域活動 (母親クラブ) 連絡協議会
3. 子ども会連絡協議会
4. その他
具体的に記入

問28. ボランティアの参加 (令和2年度実績) [1つだけ○]

1. あり → 参加延べ人数 人
2. なし
↓ (付問28-1へ)

付問28-1. ボランティアの属性 [該当するすべてに○]

1. 地域住民
2. 保護者
3. 医療・教育・福祉分野等の専門職者
4. 学生
5. 利用者
6. 児童
7. その他
具体的に記入

問29. 実習生の受け入れ (大学、短大、専門学校) [1つだけ○]

1. あり
2. なし
↓ (付問29-1、29-2へ)

付問29-1. 実習生受け入れマニュアルの有無 [1つだけ○]

1. あり
2. なし

付問29-2. 実習生受け入れプログラムの有無 [1つだけ○]

1. あり
2. なし

問30. 児童館利用者用保険（共済）の加入状況〔該当するすべてに○〕

1. 傷害保険（共済）に加入している →

2. その他の保険（共済）に加入している →

3. 加入していない

問31. ICT環境の整備の有無〔1つだけ○〕

1. 整備している
↓ (付問31-1へ)
2. 整備していない

付問31-1. ICT環境の整備の状況〔該当するすべてに○〕

1. インターネット接続環境 (Wi-fi含む)
2. オンライン会合に参加可能な電子端末(ウェブカメラ付き(内蔵・外付け含む)パソコン、タブレット等)
3. その他

IV. 児童館の職員についてお伺いします

問32. 児童館長・児童厚生員^{※1}等職員の配置〔数値を記入〕

	常勤 ^{※2}		専従	常勤 ^{※2}		兼務	非常勤		合計
	男	女		男	女		男	女	
①児童館長			人			人			人
②児童厚生員 ^{※1}			人			人			人
③上記以外の職員			人			人			人
			人			人			人
			人			人			人
			人			人			人
④職員総数(実人数)			人			人			人
⑤合計			人			人			人
⑥児童厚生員 ^{※1} の 通常時の人員体制			人			人			人

※1「児童厚生員」とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」をいう

※2「常勤」とは、所定労働時間を通じて勤務する労働形態とします

問33. 児童厚生員の児童館の勤務年数（異動等がある場合は児童館勤務の通算年数）〔数値を記入〕

	3年未満	3年～5年未満	5年～10年未満	10年～20年未満	20年以上	平均勤務年数 ^{※2}
①常勤 ^{※1} 専従						年
②常勤 ^{※1} 兼務						年
③非常勤						年
④合計						年

※1「常勤」とは、所定労働時間を通じて勤務する労働形態とします

※2「平均勤務年数」は、端数を切り上げて整数で記載する

問34. 児童館長・児童厚生員の保有資格〔複数の資格をもっている方は該当するすべての欄でカウントし数値を記入〕

	保有資格	児童館長		児童厚生員		合計
		常勤 ^{※1}	非常勤	常勤 ^{※1}	非常勤	
①保育士						人
②幼稚園教諭						人
③小学校教諭						人
④中学校教諭						人
⑤高等学校教諭						人
⑥社会福祉士						人
⑦その他の国家資格 ^{※2}	資格名称を記入					人
⑧その他の国家資格 ^{※2}	資格名称を記入					人
⑨放課後児童支援員（認定資格研修了者）						人
⑩児童健全育成指導士 ^{※3}						人
⑪児童厚生1級特別指導員 ^{※3}						人
⑫児童厚生1級指導員 ^{※3}						人
⑬児童厚生2級指導員 ^{※3}						人
⑭上記のいずれの資格も保有しない職員						人

※1「常勤」とは、所定労働時間を通じて勤務する労働形態とします

※2⑦及び⑧の「その他の国家資格」には、①～⑥以外の児童をはじめ福祉・医療に関する国家資格をご記入ください

※3⑩～⑬は児童健全育成推進財団が独自に認定する資格です。保有する上位の資格をご記入ください

問35. 児童館職員に対する健康診断 [1つだけ○]

1. 実施している 2. 実施していない 3. その他
↓ (付問35-1へ)

付問35-1. 健康診断を行う職員 [該当するすべてに○]

1. 常勤児童厚生員 2. 非常勤児童厚生員 3. 常勤児童館長
4. 非常勤児童館長 5. その他の職員

※「常勤」とは、所定労働時間を通じて勤務する労働形態とします

問36. 職員に対するメンタルヘルス対策の実施状況 [1つだけ○]

※「メンタルヘルス対策」とは、主に精神的な疲労、ストレス、悩みなどの軽減や緩和するための支援の取組をいう

1. 常勤職員のみ実施している 2. 常勤・非常勤を問わずすべての職員に実施している

3. 実施していない 4. その他

具体的に記入

V. 児童館の活動（事業・取組）についてお伺いします

問37. 児童館ガイドラインに示された大型児童館の活動・取組の実施 [該当するすべてに○]

1. 県内児童館の情報把握、相互利用・相互連絡、連携
2. 県内児童館の運営等の指導、児童厚生員及びボランティア育成
3. 広報誌の発行等による児童館活動の啓発
4. 全国的な研修等への参加、都道府県域を越えた大型児童館相互の情報交換
5. 県内児童館等で活用できる各種遊びのプログラムの開発・普及
6. 県内児童館のない地域等での遊びの提供、子育てや健全育成に関する啓発
7. 歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料等の公開
8. 優良な児童福祉文化財の保有・活用
9. 子ども向けの演劇やコンサートなど実施

問38. 令和2年度に実施した主な活動（事業・取組）内容 [該当するすべてに○]

1. 運動遊び・スポーツ
2. 伝承遊び
3. 異年齢・多世代等の交流活動
4. 造形活動
5. 音楽活動
6. 表現活動（劇遊び等）
7. 鑑賞会（劇、映画、音楽等）
8. 季節行事
9. 自然体験活動（野外活動・外遊び）
10. 食育活動
11. 環境・エコ活動
12. 利用者対象の講習会
13. ボランティア育成活動
14. 伝統芸能活動
15. 移動児童館
16. 相談活動
17. 上記以外の特筆すべき活動（↓下欄に記入してください）

具体的に記入

※上記の区分で記載できない場合は、別紙添付にてご回答をお願いします

問39. 所在する市町村在住者のみを対象とする事業の有無 [1つだけ○]

1. あり 2. なし 3. その他

具体的に記入

問40. 県内児童館への支援活動の取組の方法・回数（令和元年度及び令和2年度実績）
[該当するすべてに○をつけ数値を記入]

	令和元年度	令和2年度
1. 移動児童館（プレイバス巡回）でのプログラム提供	→	→
2. 遊具・図書・器材等の物品の貸し出し	→	→
3. 遊びのプログラムやノウハウの提供	→	→
4. 講師等としての職員派遣	→	→
5. 地域児童館の広報活動	→	→
6. 児童厚生員等への相談・助言・情報提供等	→	→
7. 児童厚生員等関係職員の研修（貴館主催または共催のもの）	→	→
8. 地域児童館の団体利用等の優遇	→	→

具体的に記入

9. その他 →

問41. 大型児童館（県児童事務局業務を除く）として重視する取組、今後の課題等
[自由記入]

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。あわせてご提供をお願いします。
令和2年度事業報告書の残部がありましたら、あわせてご提供をお願いします。

1. 児童館種別の解説

【小型児童館】

主要機能	1, 児童の集団及び個別指導の実施、年長児童の活動支援 2, 地域組織活動の育成、助長 3, 子育て家庭の支援 4, 放課後児童の保護・育成
対象児童	1 8歳未満のすべての児童
設備	集会室、遊戯室、図書室、及び事務執行に必要な設備、必要に応じ相談室、創作活動室、静養室、育成室、児童クラブ室
設備規模	217.6㎡以上。ただし、相談室、創作活動室を設けない場合には185.12㎡以上として差し支えない。
職員	2人以上の児童の遊びを指導する者、必要に応じその他の職員

【児童センター】

主要機能	小型児童館機能に加え、 1, 運動に親しむ習慣の形成 2, 体力増進指導による健全育成
対象児童	小型児童館対象児童 + 体力増進指導を要する児童
設備	小型児童館施設設備+ ①屋外における体力増進指導のための広場 ②遊戯室は体力増進指導が行える広さ ③体力増進のための機材整備
設備規模	336.6㎡以上。ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合には297.0㎡として差し支えない。
職員	2人以上の児童の遊びを指導する者、必要に応じその他の職員(体力増進指導に関し知識を有する者)

【大型児童センター】

主要機能	児童センター機能に加え、年長児童の健全育成
対象児童	児童センター対象児童
設備	児童センター施設設備 + ①遊戯室は年長児童の文化活動、芸術活動等に必要な広さ ②年長児童の諸活動に資するため必要な備品等 ③年長児童育成のための設備及び社会参加活動の拠点として活用するための設備等(スタジオ、アトリエ、トレーニング室、小ホール、映画等ライブラリー、喫茶室等)
設備規模	500.0㎡以上。ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合には297.0㎡として差し支えない。
職員	2人以上の児童の遊びを指導する者、必要に応じその他の職員(年長児童指導に関し知識を有する者)

【その他の児童館】

公共性及び永続性を有するものであって、設備及び運営については、小型児童館のそれに準ずることとし、それぞれ対象地域の範囲、特性及び対象児童の実態等に相応したものであること。

※「児童館の設置運営について」(平成2年8月7日厚生省発児第123号事務次官通知(別紙))及び児発第967号局長通知より作成

2. 用語説明

【地域子育て支援拠点事業 <厚生労働省>】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

【放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) <厚生労働省>】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

【放課後子供教室 <文部科学省>】

全ての児童(小学校に就学している児童をいう。)が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業

【利用者支援事業 <厚生労働省>】

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

【一時預かり事業 <厚生労働省>】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

【子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) <厚生労働省>】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

※「子ども・子育て支援新制度について」(令和3年6月内閣府子ども・子育て本部)

「新・放課後子ども総合プラン」について(平成30年9月14日子発0914第1号厚生省子ども家庭局長通知(別紙)より作成)

2021 全国児童館実態調査に関する主な質問と回答 (Q&A)

(1) 調査の全般について

この調査は義務ですか	義務ではありません。本調査は厚生労働省の子ども・子育て推進調査研究事業として国庫補助により実施するもので、報告書にまとめ厚生労働省子ども家庭局に提出することとなっております。 5年一度、全国のすべての児童館を対象とした悉皆調査なり、児童館の現状や変化をつかみ、今後の推進施策等に役立てられますので、ご協力をお願いいたします。(過去の調査結果はこちら)
回答した内容は公開されますか	個別児童館を特定するような回答内容や個人情報情報は公開いたしません、統計処理を行った数値等として報告書に記載します
児童館という名称の施設はあるが、児童福祉法40条の「児童厚生施設」にあたるか分からない	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県に「児童館」として届け出ているか ・国の行う社会福祉施設等調査において「児童館」として回答しているか いずれかに該当していれば本調査にご回答ください。
前回の調査で回答した自治体の調査票が見たい	前回の個別の調査票原票については、各児童館で保管しているもの以外は確認していただくことができません。
調査票の部数が足りない	調査票はダウンロードすることができます。 紙面での調査票を追加希望の場合は下記委託業者へお知らせください。必要部数を送付します。 TEL: [REDACTED] TEL: [REDACTED]
調査票に余りが出た	ご返送は不要ですので廃棄をお願いいたします
提出期限を過ぎても提出できるか	可能な限り期限内お願いいたしますが、できるだけ正確な児童館の実態を把握するため、期限を過ぎた場合でも提出にご協力をお願いします

(2) 市区町村調査票について

I-⑩⑪小学校と中学校の一貫校はどちらの欄に記載するか	小学校と中学校の両方にカウントしてください。
【付問1-1】児童館数の記入について	<ul style="list-style-type: none"> ・参考資料をご参照ください。「その他の児童館」がある場合は、施設概要を示す資料(データ)を添付してください。 ・調査票の表に該当しない児童館がある場合は、自由記述欄へ「運営形態」「児童館種別」「館数」を記入してください。
【問2】新設予定について	<ul style="list-style-type: none"> ・「新設」は、新たに児童館を単独で設置するものや、複合施設として新たに児童館が合築するものをいいます。 ・元々あった児童館を別の場所に移す場合は「建て替え(移転)」とし、問3で回答してください。

【付問3-1】建て替え(移転を含む)予定の児童館数について	<ul style="list-style-type: none"> ・建て替え前後で、規模(児童館種別)が異なる場合は、建て替え後の規模(児童館種別)で回答してください。
【問4】大規模修繕の予定について	<ul style="list-style-type: none"> ・「大規模修繕」とは、建築物の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)の一種以上について行う過半の修繕をいいます。
【問5】休止中又は休止予定について	<ul style="list-style-type: none"> ・「1. 休止中」は、都道府県に届出を提出している場合のみ○をつけてください。感染症対策等による臨時休館は含みません。 ・建て替え期間の休止(予定)は、10月1日基準日として都道府県に休止の届け出をしている場合に「1. 休止中」又は「2. 休止の予定がある」のいずれかにカウントし、届け出のない場合は「3. 休止を検討している」カウントして回答してください。
【問6-2】廃止後の建物の利活用について	<ul style="list-style-type: none"> ・建物を解体する場合は「解体」、解体・利活用の予定がない場合は「なし」、他の施設へ転用する場合は、その施設の種別や機能(「放課後児童クラブ専用施設」、「地域子育て支援拠点施設」、「公民館」、「コミュニティセンター」など)を記入してください。
【付問11-1】類似施設(事業)について	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域子育て支援拠点事業」「放課後児童クラブ」「放課後子供教室」の事業概要は、参考資料をご参照ください。
【問17】自治体による研修の実施について	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体主催研修以外でも、付問17-2の選択肢のいずれかを実施している場合は、「1. 実施している」に○をつけ、付問17-1、17-2を回答してください。
【付問17-2】研修方法	<ul style="list-style-type: none"> ・「4. 研修のための費用補助」は、研修会の開催費用、旅費及び参加費等の補助や、指定管理者への指定管理費(委託料等)に研修費用を含めている場合も該当するものとします。
【問18】年間運営費用について	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度実績で記入してください。新型コロナウイルス感染症対策による消耗品費や備品購入費等の臨時経費(施設整備費は除く)も含めて回答してください。 ・年間運営費用は、児童館種別ごとに合計し、端数は切り上げ、整数で記入してください。(例:76,543,210円→7655万円) ・「年間運営費用」は、児童館で実施している各種事業(放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業等)の費用を含めて記入してください。 ・「運営費(人件費除く)」は、施設整備費、人件費以外の事務費や事業費を記入してください。 ・人件費の回答が難しい場合は、施設数・運営費(人件費以外の事務費・事業費等)を記入してください。
VI. 児童館ガイドラインの運用について	<ul style="list-style-type: none"> ・問20～問22の「児童館ガイドライン改正以降」とは、平成30年10月11日の改正以降を指します。平成30年10月1日以降、1回以上周知している場合は、「1. 周知した」に該当します。 ・児童館ガイドラインはこちらから

(8) 小型児童館・児童センター調査票について

【問1】児童館の種別	都道府県に届け出ている種別を選択してください。 詳しくは、参考資料「児童館種別」を参照してください。
【問2】児童館の開設年月	児童館として開館した年月を記入してください。
【問3】児童館の建築年月	現在使用している児童館の建物が建築された年月を記入してください。 児童館開設と同時に【問2】と同じ、建て替えを行った場合は【問2】より後、建物を転用して開設した場合はその建物が建築された年月となります。
【問6】併設する施設	別の機能（施設種別）のものが、合築（同じ建物）あるいは、棟続きあるいは、同一敷地内にある。管理運営主体の別は問いません。 地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業・地域子育て支援拠点事業等）は、問47で回答してください。「13. その他」に記入する必要があります。 「3. 高齢者福祉施設」「4. 障害者福祉施設」は、入所・通所どちらも含みます。
【付問6-1】共有している諸室	問5で回答したものを重ねて回答してください。併設している施設と共有している諸室がありましたら、その該当するところに○をしてください。
【問7】バリアフリー設備	「フラットフロア」とは、館内に段差を設けない床設定を指します。
【問8】最寄りの学校からの所要時間と利用割合	・児童館から近い学校を想定して、そこまでの大人での徒歩距離時間を記入してください。経路が複数ある場合は、平均的な時間で結算です。 ・【距離から算出する場合の目安】徒歩1分＝道幅距離80m/端数は切り上げて整数で記載してください。 ・利用割合は最寄りの学校の児童が全児童館利用児童数のうち、どのぐらいの割合を占めているかを回答してください。たとえば、小学校に隣接している児童館で、その学校以外の児童が利用することがほぼ無い場合は、約「100」%と回答してください。
【問9】開館・休止の状況	「休止中」は、都道府県に休止の届出を提出している場合のみ○をつけてください。感染症対策等による臨時休館は含みません。
【問11】基本方針	児童館が大切にしている考え（理念・ビジョン・使命等）とします。
【問12】開館時間	条例や運営規則等であらかじめ規定されている通常の開館時間とします。 令和3年10月1日時点、感染症対策等により臨時的に変更している場合でも、あらかじめ規定されている通常の開館時間を回答してください。
【付問12-1】午前中の活動内容	・「児童館以外が主催する子育て支援事業」=たとえば、児童委員が主催するサロン活動を児童館で実施している事業などを指します。 ・「子育て支援」とは、児童館ガイドラインに示す「保護者の子育て支援」「乳幼児支援」の内容をいいます。 ・「幼児集団保育」とは、かつて児童福祉法第24条にあったただ書き（抜粋「ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他

	の適切な保護をしなければならぬ」)に基づき、主に3～5歳児の集団保育を行うことをいいます。
【問13】休館日	条例や運営規則等であらかじめ規定されている通常の休館日とします。令和3年10月1日時点、感染症対策等により臨時的に変更している場合でも、あらかじめ規定されている通常の休館日を回答してください。
【問14】昼休み時間中の運営	運営規則等であらかじめ規定されている通常の運営状況とします。令和3年10月1日時点、感染症対策等により臨時的に変更している場合でも、あらかじめ規定されている通常の運営状況を回答してください。
【問16】令和2年度の休館日数	令和2年度に開館した実日数とともに、新型コロナウイルスの影響による、臨時休館等がなかった場合の開館予定日数も記入してください。特に影響がなかった場合は両方とも同じ数値を記入してください。
【問17】令和2年度の延べ利用人数	乳幼児を分けて集計していない場合や自由来館児童を学年ごとに集計を行っている場合、中学生・高校生世代を分けて集計を行っていない場合など、調査票の区分で回答できない場合は、把握している区分にて自由記述欄に記入し合計欄にも加算して記入してください。
【問18】令和元年度の延べ利用人数	合計の利用人数のみ、記入してください。
【問19】母親クラブの有無	地域組織活動（ボランティア活動）を指し、名称は母親クラブとしない場合（子育て支援クラブなど）もあります。参考：全国地域活動連絡協議会 (http://www.hahaovac-club.ne.jp/)
【問20】ボランティアの参加	・利用対象児童でもある中・高校生世代によるボランティア活動も含まれます。 ・「選択肢4. 学生」は18才以上の学生（大学生や専門学校生など）、「6. 児童」は18才未満とします。「5. 利用児童のOB・OG」と重複しても差し支えありません。
【問22】実習生の受け入れ	実習生の所属課程や取得免許は問わず、大学、短大、専門学校等からの実習生について回答してください。中学生・高校生による職場体験は除きます。
【問23】運営費用	・令和2年度実績で記入してください。新型コロナウイルス感染症対策による消耗品費や備品購入費等の臨時経費（施設整備費は除く）も含めて回答してください。 ・児童館で実施している各種事業（放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業等）の費用を含めて記入してください。 ・「運営費」とは、事務費、事業費など（人件費、施設整備費は除きます）を指します。 ・人件費の回答が難しい場合は、①運営費（人件費以外の事務費・事業費等）のみ記入してください。
【問31】苦情対応	社会福祉法第82条（社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない）に基づいて、平成12年6月7日に厚生省局長通知により「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」が発出されており、選択肢の3つが定義されています。

【問34】保険・共済	<ul style="list-style-type: none"> ・自由来館児童等一般来館者用の保険（共済）や館内で実施する放課後児童クラブの登録児童用の保険（共済）の加入状況を回答してください。 ・自治体として加入している総合賠償責任保険などもわかる範囲で記入してください。わからない場合は空欄で結構です。
【問36】職員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童厚生員」とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」をいいます。 ・常勤とは、所定労働時間を通じて勤務する労働形態とします。これに対し、所定労働時間のうち一部を勤務する形態を非常勤とします。
【問37】児童厚生員の勤続年数	<ul style="list-style-type: none"> ・問36の②児童厚生員に該当する方について回答してください。 ・令和3年10月1日時点の勤続年数・労働形態で回答してください。 ・常勤とは、所定労働時間を通じて勤務する労働形態とします。これに対し、所定労働時間のうち一部を勤務する形態を非常勤とします。 ・「平均勤続年数」は、児童厚生員の令和3年10月1日時点の勤続年数（1年未満の端数を切り上げ）を合計し、児童厚生員総数で除したあと、小数点以下を切り上げ整数で記入してください。 ・異動等がある場合は児童館勤務の通算年数で回答してください。労働形態（常勤・非常勤）の変更がある場合も通算してください。
【問38】児童館長・児童厚生員の保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・問36の①児童館長及び②児童厚生員に該当する方について回答してください。 ・常勤とは、所定労働時間を通じて勤務する労働形態とします。これに対し、所定労働時間のうち一部を勤務する形態を非常勤とします。 ・⑦及び⑧の「その他の国家資格」には、①～⑥以外の児童をはじめ福祉・医療に関する国家資格を記入してください。 ・養護教諭や特別支援学校教諭については、その他⑦、⑧の欄に記入してください。 ・⑨放課後児童支援員資格については、放課後児童支援員認定資格研修を修了した方を指します。 ・⑩～⑬は児童健全育成推進財団が独自に認定する資格です。保有する上位の資格で回答してください。
【問42】児童館の活動内容	児童館ガイドラインの第4章 児童館の活動内容による分類となります。
【問43】小学生以上の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館の活動（事業・取組）が分類しにくい場合は、比較的各カテゴリーに近いものを選択してください。 ・計測可能な場合は、令和2年度の実施回数（小学生・中学生、高校生世代の合計）を「頻度」の欄に記入してください。 ・運動遊び・スポーツは開館日すべてで実施したということであれば、問16で記入いただいた開館日数を転記してください。 ・例：小学生向けの食物栽培のプログラムが20回あり、中高生対象のクッキングが6回あった場合は、⑩食育「頻度」の欄に合計の「26回」と記入してください。
【問46】子育て支援の取組	<ul style="list-style-type: none"> 「子育て支援」とは、児童館ガイドラインに示す「保護者の子育て支援」「乳幼児支援」の内容をいいます。

【問47】地域子ども・子育て支援事業の取組	<p>地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援新制度に基づく13事業を指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業） ⑥子育て短期支援事業 ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業 ⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業
【付問47-2】放課後児童支援員の人数	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ相当職員の総数と、放課後児童支援員認定資格研修の修了者数について回答してください。 ・放課後児童支援員総数には、放課後児童健全育成事業に従事する方の人数を記入してください。放課後児童支援員認定資格研修の未受講者の方も含まれます。
【問49】配慮を必要とする児童の利用の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の種類や程度は問いません。 ・児童館ガイドライン第4章 活動内容 4 配慮を必要とする子どもへの対応より、選択肢を作成しています。
【問50】対応した相談	日常の悩みの聞き取りなど立ち話相談なども含みます。児童館として「相談」として認知している件数を回答してください。
【問55】相談員による相談	相談員は、専任、兼任、巡回相談などをすべてを含みます。
【問57】連携・協力している社会資源	児童館内で実施している放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業等は含みません。

(4) 大型児童館調査票について

【問1】 児童館の種類	都道府県に届け出ている種別を選択してください（A型・B型）。
【問2】 児童館の開設年月について	児童館として開館した年月を記入してください。
【問3】 児童館の建築年月	現在使用している児童館の建物が建築された年月を記入してください。児童館開設と同時にあれば【問2】と同じ、建て替えを行った場合は【問2】より後、建物を転用して開設した場合はその建物が建築された年月となります。
【問6】 バリアフリー設備	「フラットフロア」とは、館内に段差を設けない床設定を指します。
【問7】 開館・休止の状況	「休止中」は、都道府県に届出を提出している場合のみ○をつけてください。感染症対策等による臨時休館は含みません。
【問9】 令和2年度の開館日数	令和2年度に開館した実日数とともに、新型コロナウイルスの影響による、臨時休館等がなかった場合の開館予定日数も記してください。特に影響がなかった場合は両方とも同じ数値を記入してください。
【問10】 令和2年度の延べ利用人数	利用者総数の内訳について、県内外の人数や年齢別の乗館者数がわかる場合は、別途資料を添付してください。
【問11】 令和元年度の延べ利用人数	利用者総数の内訳について、県内外の人数や年齢別の乗館者数がわかる場合は、別途資料を添付してください。
【問12】 開館時間	条例や運営規則等であらかじめ規定されている通常の開館時間とします。令和3年10月1日時点、感染症対策等により臨時的に変更している場合でも、あらかじめ規定されている通常の開館時間を回答してください。
【問13】 休館日	条例や運営規則等であらかじめ規定されている通常の休館日とします。令和3年10月1日時点、感染症対策等により臨時的に変更している場合でも、あらかじめ規定されている通常の休館日を回答してください。
【問14】 運営費用	<ul style="list-style-type: none"> 施設の修繕、改築等整備費を除く。 調査票の区分で記載できない場合や令和2年度分のみを切り分けられない場合は、自由記述欄に記入してください。なお、記入が難しい場合は、別紙添付にて回答してください。 新型コロナウイルス感染症対策による消耗品費や備品購入費等の臨時的経費（修繕、改築等整備費は除く）も含めて回答してください。
【問16】 基本方針	児童館が大切にしている考え（理念・ビジョン・使命等）とします。
【問26】 苦情対応	社会福祉法第82条（社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならぬ）に基づいて、平成12年6月7日に厚生省局長通知により「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」が発出されており、質問の選択肢が定義されています。

【問28】 ボランティアの参加	利用対象児童でもある中学生・高校生によるボランティア活動も含まれます。
【付問28-1】 ボランティアの属性	<ul style="list-style-type: none"> 選択肢「4. 学生」は18才以上の学生（大学生や専門学校生など）、「6. 児童」は18才未満とします。 選択肢「5. 利用者」は、他の選択肢と重複しても差し支えありません。
【問29】 実習生の受け入れ	実習生の所属課程や取得免許は問わず、大学、短大、専門学校等からの実習生について回答してください。中学生・高校生による職場体験は除きます。
【問32】 職員の配置	<ul style="list-style-type: none"> 「児童厚生員」とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」をいいます。 常勤とは、所定労働時間を通じて勤務する労働形態とします。これに対し、所定労働時間のうち一部を勤務する形態を非常勤とします。
【問33】 児童厚生員の勤続年数	<ul style="list-style-type: none"> 問32の②児童厚生員に該当する方について回答してください。 令和3年10月1日時点の勤続年数・労働形態で回答してください。 常勤とは、所定労働時間を通じて勤務する労働形態とします。これに対し、所定労働時間のうち一部を勤務する形態を非常勤とします。 「平均勤続年数」は、児童厚生員の令和3年10月1日時点の勤続年数（1年未満の端数を切り上げ）を合計し、児童厚生員総数で除したあと、小数点以下を切り上げ整数で記入してください。 異動等がある場合は児童館勤務の通算年数で回答してください。労働形態（常勤・非常勤）の変更がある場合も通算してください。
【問34】 児童館長・児童厚生員の保有資格	<ul style="list-style-type: none"> 問32の①児童館長及び②児童厚生員に該当する方について回答してください。 常勤とは、所定労働時間を通じて勤務する労働形態とします。これに対し、所定労働時間のうち一部を勤務する形態を非常勤とします。 ⑦及び⑧の「その他の国家資格」には、①～⑥以外の児童をはじめ福祉・医療に関する国家資格を記入してください。 養護教諭や特別支援学校教諭については、その他⑦、⑧の欄に記入してください。 ⑨放課後児童支援員資格については、各都道府県が主催する放課後児童支援員認定資格研修を修了した方を指します。 ⑩～⑬は児童健全育成推進財団が独自に認定する資格です。保有する上位の資格で回答してください。
【問37】 活動・取組の実施	児童館ガイドライン第9章 大型児童館の機能・役割の機能を踏まえた分類となります。
【問39】 市町村在住者のみを対象とした活動の有無	児童館が所在する市町村の住民のみに向けた取組の有無について回答してください。

○ 参考文献等

【先行研究等】

- 財団法人児童健全育成推進財団 「平成18年度全国児童館実態調査結果」、2007
https://www.kodomo-next.jp/docs/fact-finding-survey/H18_research_report.pdf
- 財団法人児童健全育成推進財団 「児童館データブック2011」、2012
- 財団法人児童健全育成推進財団 「児童館レポート データ比較・分析2006-2011」、2013
- 秋草学園短期大学 平成26年度児童福祉問題調査研究事業報告書「児童館の運営内容等に関する調査研究」（主任研究者 野中賢治）、2015
https://www.jidoukan.or.jp/assets/pdf/project/kenzenikusei-research/H26jidoukan_research.pdf
- 一般財団法人児童健全育成推進財団 平成27年度子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書「児童館における子育て支援等の実践状況に関する調査研究」（主任研究者 野中賢治）、2016 https://www.jidoukan.or.jp/assets/pdf/project/kenzenikusei-research/H27jdk_research.pdf
- 一般財団法人児童健全育成推進財団 平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」（主任研究者 植木信一）、2017 https://www.jidoukan.or.jp/assets/pdf/project/kenzenikusei-research/H28_jdk_research.pdf
- 一般財団法人児童健全育成推進財団 平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書「児童館を中心とした社会的ニーズへの対応及び必要なネットワーク構築に関する調査研究」（主任研究員 大竹 智）、2018
https://www.jidoukan.or.jp/assets/pdf/project/kenzenikusei-research/H29_research_report.pdf
- みずほ情報総研株式会社 平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書「児童厚生員の処遇や資格の現状と課題に関する調査研究」（座長 植木信一）、2018
https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/h29kosodate2017_02.pdf
- みずほ情報総研株式会社 平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書「改正児童館ガイドライン(仮称)」の理解を促すための調査研究」（座長 植木信一）、2019
https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/h30kosodate2018_0201.pdf

【関係通知・自治体提供資料等】

- 厚生労働省「児童館ガイドライン」（平成23年3月発出、平成30年10月改正、子発1001第1号子ども家庭局長通知別紙）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11906000/000361016.pdf>

- 「石狩市子どもビジョン（令和2年度～令和6年度）」
https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/uploaded/life/53069_101857_misc.pdf
- 「世田谷区子ども条例」
https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/010/d00145128_d/fil/ri-hu.pdf
- 「世田谷区子ども計画（第2期）」
https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/010/d00138606_d/fil/honnpenn.pdf
- 「世田谷区子ども計画（第2期）後期計画（令和2年度～令和6年度）」
https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/010/d00180244_d/fil/keikaku.pdf
- 世田谷区「区立児童館の機能と再整備について」（令和2年2月4日子ども・若者部）
https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/d00184768_d/fil/9-1.pdf
- 「新・町田市子どもマスタープラン」前期行動計画（2015年度～2019年度）
<https://www.city.machida.tokyo.jp/kodomo/kosodate/shinnpuran.files/plan.pdf>
- 「新・町田市子どもマスタープラン（後期）～子どもにやさしいまちづくり計画～2020-2024」
https://www.city.machida.tokyo.jp/kodomo/kosodate/shinnpuran.files/kouki_honnpenn.pdf
- 「第2期笠松町子ども・子育て支援事業計画」（令和2年3月）
<https://www.town.kasamatsu.gifu.jp/docs/2015052700035/files/kodomokosodatesiennjgyoukeikaku2.pdf>
- 三原市「みはら元気創造プラン（三原市長期総合計画後期基本計画）」
https://www.city.mihara.hiroshima.jp/uploaded/life/104471_312461_misc.pdf
- 「第2期三原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」
<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/uploaded/attachment/102056.pdf>
- 三原市「みはら子育て応援プラン（第2期三原市子ども・子育て支援事業計画）」
<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/uploaded/attachment/101992.pdf>

【その他】

○蜂屋勝弘「人口動態から探る地方財政の将来像（特集 持続可能な経済の構築に向けて）」Japan Research Institute review 2019(5), 129-154, 2019, 日本総合研究所

○[Guttman, Louis \(1954\) A New Approach to Factor Analysis: The Radex. In P.F. Lazarsfeld \(Ed.\), Mathematical Thinking in the Social Sciences. New York: Free Press.](#)

○ 執筆者一覧

第1章 調査研究の目的・概要		大竹 智
第2章 市区町村への質問紙調査		
1. 調査の方法・内容と回収結果	友川 礼、河崎 みゆき	
2. 調査の集計・自由記述の結果		
3. 分析・考察		
第3章 小型児童館・児童センターへの質問紙調査		
1. 調査の方法・内容と回収結果	野澤 義隆、白田 好彦	
2. 調査の集計・自由記述の結果		
3. 分析・考察		
第4章 大型児童館への質問紙調査		
1. 調査の方法・内容と回収結果	所 貞之、宍網 良	
2. 調査の集計・自由記述の結果		
3. 分析・考察		
第5章 自治体へのヒアリング調査		
1. ヒアリング調査の概要	依田 秀任	
2. 調査結果	(1) 北海道石狩市	野澤 義隆、宍網 良
	(2) 東京都世田谷区	所 貞之、依田 秀任
	(3) 東京都町田市	大竹 智、宍網 良
	(4) 岐阜県笠松町	友川 礼、宍網 良
	(5) 広島県三原市	國重 晴彦、依田 秀任
3. 考察	依田 秀任	
第6章 まとめと提言		大竹 智

令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 報告書
児童館の運営及び活動内容等の状況に関する調査研究
主任研究委員 立正大学 教授 大竹 智

令和4年3月

一般財団法人 児童健全育成推進財団

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-12-15 日本薬学会ビル7F

TEL : 03-3486-5141